

令和 7 年

七ヶ浜町議会会議録

3月会議	3 月 3 日 開 会
	3 月 1 7 日 閉 会

七ヶ浜町議会

令和 7 年 3 月 3 日（月曜日）

七ヶ浜町議会定例会 3 月会議会議録

（第 1 日目）

令和7年七ヶ浜町議会定例会3月会議会議録第1号

令和7年3月3日（月曜日）

出席議員（13名）

1 番	鈴 木 洋 市 君	2 番	鈴 木 篤 君
3 番	佐 藤 信 輝 君	5 番	鈴 木 博 君
6 番	鈴 木 恵 子 君	7 番	佐 藤 直 美 君
8 番	熊 谷 明 美 君	9 番	佐 藤 壮 一 君
10 番	遠 藤 喜 二 君	11 番	岡 崎 正 憲 君
12 番	歌 川 渡 君	13 番	仁 田 秀 和 君
14 番	安 倍 敏 彦 君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長	寺 澤 薫 君
副 町 長	平 山 良 一 君
総務課長兼デジタル推進室長	藤 井 孝 典 君
防 災 対 策 室 長	石 井 直 紀 君
企 画 財 政 課 長	青 木 ゆかり 君
税 務 課 長	遠 藤 衛 君
町 民 生 活 課 長	宮 下 尚 久 君
まちづくり振興課長	鈴 木 昭 史 君
建設課長兼復興推進室長	鈴 木 英 明 君
国 際 村 事 務 局 長	我 妻 幸 弘 君
子 ど も 未 来 課 長	菅 井 明 子 君
健 康 福 祉 課 長	関 本 英 児 君
長 寿 社 会 課 長	沼 倉 隆 弘 君

会 計 管 理 者	鈴 木 正 実 君
上 下 水 道 事 業 所 長	後 藤 謙 一 君
教 育 長	須 藤 清 君
教 育 総 務 課 長	稲 妻 和 久 君
生 涯 学 習 課 長	遠 藤 弘 次 君
監 査 委 員 事 務 局 長	佐々木 祐 一 君
選挙管理委員会書記長	藤 井 孝 典 君

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	佐々木 祐 一 君
同 書 記	鈴 木 一 叶 君

議事日程 第 1 号

令和 7 年 3 月 3 日（月曜日） 午前 1 0 時 0 0 分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会議日程の決定
- 日程第 3 施政方針及び提案理由の説明
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 議案第 1 1 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 1 2 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 1 3 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 1 4 号 七ヶ浜町町税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 1 5 号 七ヶ浜町都市計画税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 0 議案第 1 6 号 七ヶ浜町母子健康センター設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 1 議案第 1 7 号 七ヶ浜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 2 議案第 1 8 号 七ヶ浜町地域包括支援センターの設置者が包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の一部を改正する条例について

ついて

- 日程第 13 議案第 19 号 七ヶ浜町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を
改正する条例について
- 日程第 14 議案第 20 号 七ヶ浜町給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第 15 議案第 21 号 工事請負契約の締結について「令和 6 年度七ヶ浜健康スポーツ
センター機械設備改修工事」
- 日程第 16 議案第 22 号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 日程第 17 議案第 23 号 令和 6 年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第 7 号）
- 日程第 18 議案第 24 号 令和 6 年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5
号）
- 日程第 19 議案第 25 号 令和 6 年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 20 議案第 26 号 令和 6 年度七ヶ浜町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 21 議案第 27 号 令和 6 年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2
号）
- 日程第 22 議案第 28 号 令和 6 年度七ヶ浜町下水道事業会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 23 議案第 29 号 令和 7 年度七ヶ浜町一般会計予算
- 日程第 24 議案第 30 号 令和 7 年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 25 議案第 31 号 令和 7 年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計予算
- 日程第 26 議案第 32 号 令和 7 年度七ヶ浜町介護保険特別会計予算
- 日程第 27 議案第 33 号 令和 7 年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 28 議案第 34 号 令和 7 年度七ヶ浜町水道事業会計予算
- 日程第 29 議案第 35 号 令和 7 年度七ヶ浜町下水道事業会計予算

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会議日程の決定
- 日程第 3 施政方針及び提案理由の説明
- 日程第 4 一般質問

午前１０時００分 開会

○議長（安倍敏彦君） 皆様、おはようございます。

本日３月３日は休会の日ですが、議事の都合により令和７年七ヶ浜町議会定例会を再開し、
３月会議を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は１３名であります。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（安倍敏彦君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２５条の規定により、議長において２番鈴木 篤議員、３番
佐藤信輝議員を指名いたします。

日程第２ 会期の決定

○議長（安倍敏彦君） 日程第２、会議日程の決定を議題といたします。

お諮りいたします。令和７年七ヶ浜町議会定例会３月会議の日程は、本日から１７日までの１５
日間といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声ありますので、異議なしと認めます。よって、３月会議の
日程は本日から１７日までの１５日間と決しました。

諸般の報告

○議長（安倍敏彦君） ここで諸般の報告をいたします。

前回の１月第２回会議から、今回の３月会議の開始までにおける諸般の報告については、お
手元に配付した資料のとおりであります。この際、説明は省略させていただきます。

これをもって諸般の報告を終わります。

行政報告

○議長（安倍敏彦君） 次に、平山良一副町長へ行政報告を求めます。平山良一副町長、御登壇
願います。

〔副町長 平山良一君 登壇〕

○副町長（平山良一君） おはようございます。

初めに、今月11日で東日本大震災発生から14年を迎えようとしています。改めて、震災により犠牲となられた方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、御遺族や震災で被害を受けられた皆様に心よりお悔やみとお見舞いを申し上げます。

それでは、令和7年七ヶ浜町議会定例会3月会議の開会に当たり、令和6年定例会12月会議以後における行政報告を申し上げます。

令和6年12月6日、七ヶ浜出身で来期から福岡ソフトバンクホークス4軍監督に就任される大越 基様による表敬訪問がありました。多彩な才能で活躍中の大越様からは「充実した施設の中、地元の人たちからの温かい励ましもありここまで頑張れた。時には折れそうなきもあったが、七ヶ浜の海を見ることで癒やされ前を向くことができた」というお話をいただきました。改めて大越様の深い郷土愛に触れることができました。

翌日には、アクアリーナでクリスマスイベントがあり、第一線で活躍中の元リガーレ仙台の佐藤あり紗様と大越 基様からの体験談をお話いただく場が設けられ、参加者にとっては将来の可能性を信じ、夢を持つことの大切さを知るよい機会となりました。

12月12日、中央公民館で七ヶ浜町生活支援体制整備事業お宝発表会がありました。今回も、宮城県地域支え合い・生活支援推進連絡協議会会員の真壁さおり様を講師にお迎えし「互近助」の緩やかな支え合いについて講話をいただきました。続いて「お茶っこ i n えきらくの会」と「笹山やまぼうしの会」より、日頃行っている活動を地域のお宝として発表していただきました。身近な活動を通して地域の支え合いの輪が幾重にも広げられ、さらに住民同士の絆が深まることは地域づくりの柱ともなるものであります。

1月1日、新年最初のイベントは、菖蒲田海水浴場を会場に行われた、一般社団法人七ヶ浜町観光協会主催による新春初日の出 i n 菖蒲田2025となりました。新しい年の始まりにふさわしく、好天にも恵まれた今年の初日の出には、町内外から5,000人を超える人々が訪れました。来訪者は年々増加傾向にあります。初日の出を拝んだ後には、恒例となりました777個の紅白の餅まきが行われ、我こそは福男、福女になろうと争奪戦が繰り広げられ、寒さを忘れるほどの熱い元日となりました。

1月2日、七ヶ浜町消防団出初式が行われ、氏家団長率いる団員120名の有志がそろいました。地域を知り尽くし、素早い初期対応のできる団の果たす役割は大きく、地域防災や消防の要として今後も変わらず活躍していただけるものと心強く思っております。

1月11日、第77回奉獻乾海苔品評会表彰式が鹽竈神社大講堂において行われました。昨年に続き、今年も代々崎浜地区の赤間竹晴さんが最高賞を受賞し、海苔品評会始まって以来の2年連続での優勝という快挙を成し遂げました。受賞した乾海苔は皇室に献上されることとなります。品評会が始まって以来、何度となく七ヶ浜から皇室献上乾海苔が出せておりますことは、生産者の日々の努力のたまものであり、本町にとりまして大変栄誉なことでもあります。

1月12日、七ヶ浜国際村において成人式が行われました。今年は178名の皆さんが成人を迎えられました。今回成人を迎えられた皆様は、小学校入学直前に東日本大震災に遭われ、また、中学校卒業時には新型コロナウイルスとも戦うという大変な道のりを歩んでこられ、今ではたくましく成長されました。これからも夢を追いかけ、様々な壁を乗り越えて新たな道を切り開いていくことができる皆さんだと信じております。

1月18日、七ヶ浜国際村を会場に七ヶ浜町健康づくり講演会が開催され、131名の方に御参加いただきました。講師にはヨシモト式コミュニケーションクリエイター篠原充彦様をお迎えし「職場、地域を活性化するツッコミュニケーション」と題して講演をいただきました。これまで吉本のお笑い芸人として、またトップセールスマンとして活躍された経験で得たコミュニケーションの極意についてお伝えをいただきました。健康で幸せな日々を送ることができる笑顔の絶えない地域づくりに、お話いただいたコミュニケーションスキルが生かされることが望まれます。

2月8日、七ヶ浜国際村において第2回地区対抗ダーツ大会が行われました。地区対抗ダーツ大会には14地区から110名、町民ダーツ大会には33チーム66名の参加者があり、年齢も8歳から85歳と幅広い層の参加者となりました。地区対抗では東宮浜地区が、町民ダーツ大会では七ヶ浜ミニオンチームが優勝に輝きました。会場は緊張した雰囲気にも包まれながらも、1投ごとに歓声が上がり、大会は大いに盛り上がりました。

2月16日、ながすか多目的広場において一般社団法人七ヶ浜町観光協会主催による「七ヶ浜の恵みフェア第3回～新海苔だよ！全員集合！！～」が開催されました。当日は温かな一日となり、1万2,000人もの来場者がありました。この時期、ノリの生産は最盛期を迎えており、イベントの目玉である朝摘みされた新鮮な生ノリの試食コーナーも設けられ、大いににぎわいました。恒例となりましたノリ料理ナンバーワンを決めるN-1グランプリや、ノリしか当たらない大ビンゴ大会など、まさにノリたくさんのイベントとなり、七ヶ浜の特産であるノリを町内外へ広くPRすることができました。

2月22日及び23日の両日、生涯学習センターで活動する方々が一堂に会し、日頃の活動の成

果を披露する第29回七ヶ浜町生涯学習フェスティバルが行われました。文化や芸術は生活にゆとりや潤いを与え、生きがいなど精神的な充足感をもたらし、人を大きく成長させる効果があります。フェスティバルには2日間でおおよそ1,000名の方にお越しいただき、文化芸術の多様な感性に触れ、心豊かで文化的な交流を楽しむよい機会となりました。

次に、3月11日の東日本大震災追悼行事について申し上げます。

震災から14年となる今回は、公園墓地蓮沼苑内の東日本大震災慰霊碑前及び七ヶ浜国際村エントランス広場に自由献花用の献花台を設置し、町民の皆様には14時46分のサイレンとともに1分間の黙祷を促し、震災で犠牲になられた方々を追悼することの呼びかけを行います。

引き続き、町民の皆様が安全・安心で心豊かに生き生きと暮らせる「健幸で心かようまちづくり」に向け、職員一丸となって取り組んでまいりますので、議員各位の格段の御理解と御協力をお願い申し上げ行政報告といたします。ありがとうございました。

〔副町長 平山良一君 降壇〕

○議長（安倍敏彦君） ここで暫時休憩いたします。

午前10時25分より再開いたします。

午前10時13分 休憩

午前10時25分 再開

○議長（安倍敏彦君） 再開いたします。

日程第3 施政方針及び提案理由の説明

○議長（安倍敏彦君） 日程第3、施政方針及び提案理由の説明について、寺澤 薫町長へ説明を求めます。寺澤 薫町長、御登壇お願いします。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） おはようございます。

それでは、これより令和7年度の施政方針と令和7年七ヶ浜町定例会3月会議に提出いたしました議案の提案理由について御説明を申し上げます。

本年は戦後80年を迎える年ではありますが、国際情勢を見ますと戦争や疫病、気候変動、それに加えてエネルギーや食料品をはじめとする物価高騰による経済状況を含めて混迷と混乱、対立や分断はさらに深まるばかりであり、その負担は国民生活にも重くのしかかっている状況下にあります。

一方、国内に目を転じますと、昨年1月1日に発生した能登半島地震をはじめ8月の南海トラフ地震臨時情報の発表や、9月の奥能登豪雨など自然災害が頻発しております。そのような中、能登半島の地域においては、豪雨災害によりこれまでの復旧復興が振出しに戻るなど、住民の方々は二重の心痛を強いられている状況であり、一日も早い復興と安全・安心な日常に戻られることを願うところであります。

さて、先般の石破首相の施政方針では、全ての人が安心と安全を感じ、自分の夢に挑戦し、今日より明日がよくなると実感できる活力ある楽しい日本を掲げております。そして、そのことを実現するための政策であります地方創生2.0では、人口減少の続く地方を守り、若者や女性に選ばれる地方、誰もが安心して住み続けられる地方の構築を推進するとした方針を示しております。

本町におきましても、動きの速い社会変化の中で政府の打ち出す施策や内容を的確に捉え、DX推進をはじめ、以下の6つの政策を基本として本町の「心かよう健幸のまちづくり」に取り組んでまいり所存であります。

まず、政策軸の1つ目は、安全で安心な暮らしを守りたい、復興と防災であります。

全国各地で大規模自然災害が発生し、今後懸念される宮城県沖地震や日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震などが予想される中、町民の生命を守ることを最優先とし、防災への備えを強化してまいります。

主な事業としては、引き続き東北大学災害科学国際研究所と連携し、有識者の御意見や知見などのアドバイスをいただきながら、複雑多様化する災害への備えの強化に努めてまいります。

また、本年度は町内8地区の住民を対象に、亦楽小学校を主会場として総合防災訓練を実施し、防災の強化や備えについて再確認をしてまいります。さらに、住民と関係者が一体となって災害時の避難支援等をより実効性のあるものとするため、町内5地区について個別避難計画の策定を行い、避難経路の作成や避難行動要支援者名簿の整備に努めてまいります。

このほか、防災・防犯対策として、緊急時の情報伝達に欠かせない全国瞬時警報システム、いわゆるJアラートの機器の更新、ながすか多目的広場から高台の笹山地区へ避難するための誘導看板の設置や、闇バイト等の新たな形の犯罪に対処すべく、交通量の多い箇所等にカメラ付きのLED防犯灯の設置に取り組み、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めてまいります。

2つ目は、可能性を伸ばしたい、人材育成であります。

これまで、世界で活躍できるグローバルな人材育成をコンセプトに取り組んできた英語を通

したコミュニケーション力の育成は、本町の教育財産として定着してまいりました。中学校においては、七ヶ浜独自のラウンド学習法として取り組んでまいります。

また、子供たちの異文化への理解や認識を深めることを主体に、長年親睦と交流を深め取り組んできたプリマス町との姉妹都市交流につきましては、本年度は訪問団を迎える年であります。プリマス町との友好の絆をより一層深める訪問となるよう努めてまいります。

学校給食食材費値上げの相当分の補填につきましては、現在も物価高騰の影響が続いていることから、本年度も引き続き保護者の負担軽減を図ってまいります。

3つ目は、誰もが健康であってほしい、攻めの福祉であります。

本年度では、新たに子供計画の策定に着手いたします。この計画は、本町の子供施策に関する基本的な方針や重要事項、子供に関する施策を推進するための指針となるものであります。

また、放課後児童クラブの待機児童を解消する取組として、新たに整備したまつかぜ放課後児童クラブ分館と、汐見小学校の空き教室を活用したはまぎく放課後児童クラブの利用を令和7年4月から開始いたします。

国の重要課題である少子化対策につきましては、不妊検査及び不妊治療に係る費用の一部を助成するなど、経済的負担の軽減や、不妊治療に取り組みやすい環境の整備を図ってまいります。また、産後ケア事業につきましては、新たに宿泊型を加えるほか、既存の通所型と訪問型においてもメニューを増やし、個別のニーズに応じた支援につなげてまいります。さらに、子育て家庭が気軽に外出できる環境づくりに向けて、上下水道庁舎とながすか多目的広場に授乳室を設置いたします。

町民の健康づくりにつきましては、引き続き「普段着の健康づくり」として、禁煙等に対する啓発や健康教育を実施するなど、町民の皆さんがふだんから気軽に取り組める健康づくりに取り組んでまいります。

高齢者の感染症予防対策としては、65歳を基本に带状疱疹予防接種に係る費用の一部を公費負担といたします。

既存の母子健康センターと子育て支援センターの機能を集約し、健康と福祉、子育て支援の新たな拠点施設として整備を予定している（仮称）保健福祉センターについては、基本構想及び基本設計の策定に取り組み、出生から切れ目のない健康づくりと各種相談機能の充実を図ってまいります。

高齢者福祉につきましては、地域共生社会の実現に向けた取組として、権利擁護支援を必要とする方に対し成年後見制度の利用促進を図るため、町地域包括支援センター内に地域連携ネ

ットワークの中心となる（仮称）成年後見支援センターの設置を進めてまいります。

4つ目は、地域をもっと元気にしたい、地域力の構築であります。

地域の方々も一緒に参加し、小学校の運動会を盛り上げる小学校地区民合同大運動会を本年度も開催いたします。地域の結束力や地域力の向上を図り、町の元気につなげてまいります。

今年で5年目を迎える七ヶ浜アロープログラムにつきましては、地域活動や小学校のクラブ活動等に広く取り入れられ、町民の健康、地域間・世代間交流の促進、コミュニティー活性化に大きな役割を果たしております。本年度はこれまで行ってまいりました町民ダーツ大会、地区対交ダーツ大会に加え、ダーツをデザインしたマンホール蓋を設置し、スポーツダーツの普及とダーツの町七ヶ浜を広く町内外にアピールしてまいります。また、地域の方々に協力をいただきながら、引き続き広島県立広島大学等の調査研究事業における実証実験に参加し、スポーツダーツがもたらす脳や運動機能への効果について検証を行ってまいります。

5つ目は、地域の足を強くしたい、地域交通対策であります。

七ヶ浜町民バス「ぐるりんこ」の令和6年度の利用者数は、コロナ禍前に戻りつつありますが、本格運行から15年目を迎え、運行開始当時と比較すると、地域の高齢化の状況や利用者ニーズは年々変化し続けております。今後とも利用者ニーズの把握、分析に努めるとともに、中学校の卒業記念としての無料乗車券の配付など、新たな利用者の発掘に努めてまいります。

6つ目は、町を生き生きさせたい、地場産業への新たな挑戦であります。

本町の新たな特産として期待されるトリガイについては、宮城県漁業協同組合七ヶ浜支所青年研究会と共に種苗生産や飼育環境の研究を続けております。令和6年7月には、七ヶ浜産活トリガイとして仙台市場に出荷し高値で取引されたことは、市場をはじめとした関係者の高い関心の表れと考えております。本年度は、資機材や飼育用のいかだ等施設の増設を行い、稚苗をはじめ成員の安定した生産量の確保に向けて取組を進めてまいります。

最後に、6つの政策軸とともに本町のイメージアップや魅力を生かす新たなまちづくりビジョンとしてスタートした「逍遙のまちづくり」については、構想の具現化に向け取り組んでまいります。

また、デジタルトランスフォーメーション、DXの推進につきましても、書かない窓口の導入、電子申請システムの本格的な活用及び子育てモバイルシステムの導入など、住民の利便性の向上に取り組んでまいります。

次に、一般会計予算案について説明を申し上げます。

令和7年度の歳入歳出予算額は79億9,900万円で、前年度と比較すると7億9,600万円の増、

11.1%増で編成しております。

主な要因としては、制度改正に伴う児童手当、高齢者新型コロナウイルスワクチン接種及び帯状疱疹予防接種事業、七ヶ浜町武道館耐震化及び大規模改修事業、小中学校体育施設照明改修事業、学習用及び指導者用タブレット端末購入事業等によるものです。

歳入については、主要な自主財源である町税が20億3,260万6,000円で、前年度と比較すると、1,843万6,000円の増、0.9%増となります。主な要因としては、個人町民税の所得割の増額が見込まれることによるものです。

地方交付税は、国の地方財政計画において増額が示されております。前年度の決算見込額を基に算出した結果、普通交付税は19億8,500万円、9.7%増です。特別交付税は前年度同額の1億円。震災復興特別交付税は4,568万4,000円、46.3%減で計上しております。国庫支出金は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金2,141%増と、児童手当負担金88.2%増、子育て関連事業経費の財源である子ども・子育て支援交付金164.3%増等により、対前年度比25.7%増の12億1,943万9,000円となります。

県支出金は、参議院議員選挙及び宮城県知事選挙執行経費の財源である総務費委託金、施設型給付費の財源である宮城県子どものための教育・保育給付費負担金13.6%増等により、対前年度比23.2%増の6億5,166万8,000円となります。

繰入金は、東日本大震災復興基金繰入金を2,424万3,000円、8.3%増。子ども医療費対策事業の財源として地域福祉基金繰入金を前年度同額の1,800万円。フィッシャーマンズ・チャレンジ事業等の財源として産業振興基金繰入金を1,200万円、50%増です。さらに、歳入不足を補うために財政調整基金からの繰入れ4億8,800万円、40.2%増等を計上しております。

町債は、急傾斜地崩壊対策事業の財源として急傾斜地崩壊対策事業債800万円、14.3%増。道路新設改良事業の財源として町道整備事業債3,260万円、9.2%減。全国瞬時警報システム新型受信機導入事業の財源として全国瞬時警報システム機器更新事業債、小中学校体育館照明改修事業等の財源として公共施設等照明改修事業債等の借入れを予定しております。

なお、地方交付税の財源不足を補うための臨時財政対策債は、地方財政計画において平成13年度制度創設以来初の発行額ゼロとなっているため皆減となります。

歳出については、人件費が人事院勧告等により14億3,283万7,000円、7.1%増となります。公債費が七ヶ浜国際村改修事業債の償還開始により5億2,415万6,000円、2%増となるほか、扶助費が制度改正に伴う児童手当、子どものための教育・保育給付費及び障害者自立支援給付費等により15億2,633万2,000円、17.8%増となります。人件費、公債費及び扶助費による義務

的経費は34億8,332万5,000円、10.6%増となり、予算全体の43.6%。前年度は43.7%を占めています。

普通建設事業債は、国際村舞台照明設備改修工事等で減となるものの、町道整備事業、ながすか多目的広場避難経路看板設置事業、七ヶ浜町武道館耐震化及び大規模改修事業等により4億9,685万8,000円、37.2%増となり、予算全体の6.2%、前年度は5%でございました、予算全体の6.2%を占めています。

物件費は、プリマス交流事業等で減となるものの、参議院議員選挙及び宮城県知事選挙執行経費、高齢者新型コロナウイルスワクチン接種及び带状疱疹予防接種事業、（仮称）保健福祉センター基本構想作成支援及び基本設計等委託事業、全国瞬時警報システム新型受信機導入事業、小中学校体育施設照明改修事業、学習用及び指導者用タブレット端末購入事業等により17億1,542万5,000円、22%増となり、予算全体の21.5%、前年度は19.5%でした、予算全体の21.5%を占めています。

補助費等は、物価高騰対策事業として実施する上水道基本料金減免に係る水道事業会計補助金、下水道事業会計補助金、一部事務組合負担金等により10億6,677万5,000円、9.3%増となり、予算全体の13.3%、前年度は13.5%でございました、予算全体の13.3%を占めています。

繰出金は、国民健康保険事業特別会計の繰出金が1億4,074万円、2.4%減、後期高齢者医療特別会計への繰出金（療養給付費負担金を含む）でございしますが、3億227万7,000円、6.4%増。介護保険特別会計保険勘定への繰出金が3億1,848万6,000円、2.4%増で、繰出金総額が7億6,209万円、3.1%の増となり、予算全体の9.5%、前年度では10.3%でした、予算全体の9.5%を占めています。

次に、国民健康保険事業特別会計予算案について説明をいたします。

令和7年度の歳入歳出予算額は20億6,500万円で、前年度より2億8,400万円の減、12.1%減で編成しております。

歳入については、国民健康保険税が3億4,869万3,000円と、前年度より1,096万6,000円の減で計上しております。

また、歳出の保険給付費分として交付される保険給付費等交付金が大半を占める県支出金については、歳出の保険給付費に合わせて14億6,817万3,000円と、前年度より2億5,620万3,000円の減で計上しております。

歳出については、保険給付費を前年度からの推計値により14億5,725万4,000円と、前年度より2億5,003万7,000円の減、14.6%減で計上しております。

また、国民健康保険事業費納付金を県の産出額に基づき 5 億1,926万円と、前年度より4,003万8,000円の減、7.2%減で計上しております。

保健事業については、国民健康保険事業実施計画、いわゆるデータヘルス計画に基づき実施することとしております。特定保健指導については業務委託として実施し、糖尿病性腎症重症化予防事業を継続して実施するとともに、引き続き健康増進を図るための生活習慣病予防事業も進めてまいります。

昨年12月2日には、従来の保険証が廃止されマイナ保険証または資格確認書を活用する仕組みへと移行し、今年8月には高額療養費の負担上限額の引上げが行われるなど、国による大幅な制度改正が進められています。今後も制度の周知を図るとともに、貴重な財源である国民健康保険税についての御理解をいただきながら、国民健康保険事業の安定的な運営に取り組んでまいります。

次に、公園墓地事業特別会計予算案について説明いたします。

令和7年度の公園墓地事業特別会計歳入歳出予算額は1,846万4,000円で、前年度より150万5,000円の増、8.9%増で編成しております。

歳入については、使用料及び手数料が前年度同額の1,058万円となり、公園墓地使用料に係る墓地の区画数は18区画分を計上しております。

繰入金については142万7,000円の増、24%増となり、歳出の一般管理費に係る経費分を繰入れするものとなります。

繰越金については40万円を計上しております。

歳出については、総務費が928万4,000円、19.3%増となります。

公園墓地管理基金への積立ては、前年度同額の180万円となります。

諸支出金については、一般会計の繰り出しで878万円となります。

今後も本事業の周知を図るとともに、公園墓地運営につきまして万全を期してまいります。

次に、介護保険特別会計予算案について説明いたします。

保険事業勘定の歳入歳出予算額は19億7,800万円で、前年度と比較すると1,200万円の減で編成しております。

歳入については、基本的に給付費の23%を65歳以上の第1号被保険者、27%を40歳から64歳までの第2号被保険者が負担し、残りの50%を国、県、町が負担する仕組みになっています。

公費負担分のうち、原則として居宅介護費については国が25%、県が12.5%、残りの12.5%を町が、また施設等給付費については国が20%、県が17.5%、残りの12.5%を町が負担するこ

とになっております。

歳出については、保険給付費18億3,534万円、地域支援事業費7,377万3,000円、その他の諸費6,888万7,000円となります。前年度予算と比較すると、保険給付費が1,135万4,000円の減、地域支援事業費が1,171万3,000円の減となっており、主な要因としては介護老人福祉施設、いわゆる特別養護老人ホームの利用者が減少していることや、訪問型サービスの利用者が減少していることによるものとなります。

サービス事業勘定の歳入歳出予算額は688万8,000円で、前年度と比較すると8万3,000円の増となっております。

歳入については、介護予防サービス及び総合事業に伴うケアプラン計画作成収入で、歳出についても介護予防サービス及び総合事業に伴うケアプラン計画作成委託料が主なものとなっております。

令和7年度は第9期、令和6年度から令和8年度であります、介護保険事業計画の中間年となります。引き続き、地域包括支援センターを中心に現状把握や情報提供に努め、地域と関係機関との連携体制を強化し、攻めの福祉を推進するとともに、今後も介護保険事業の健全な財政運営を図り、介護保険サービスが適切かつ有効に利用され、介護する方もされる方も生きがいのある活動ができるよう「健康で 生きがいのある 支え合うまち 七ヶ浜」の実現に向け取り組んでまいります。

次に、後期高齢者医療特別会計予算案について説明いたします。

後期高齢者医療制度は、宮城県後期高齢者医療広域連合が運営主体となり、保険料の決定や医療の給付等を行っており、市町村において申請や相談等の窓口業務や、保険料の徴収を行っております。特別会計では、これら市町村事務に関する所要の予算を措置するものとしております。

令和7年度の歳入歳出予算額は2億7,368万9,000円で、前年度より668万9,000円の増、2.5%増で編成しております。

歳入については、被保険者の増が見込まれることから、後期高齢者医療保険料が2億1,123万8,000円と、前年度より52万6,000円の増、0.2%増を見込んでおります。

低所得者等の保険料軽減分として国、県、市町村が公費で負担する保険基盤安定繰入金を5,608万8,000円と、前年度より407万8,000円の増、7.8%増として計上しております。

歳出については、後期高齢者医療広域連合納付金2億6,732万7,000円と、前年度より460万4,000円の増、1.8%増を計上、そのほかは主に事務費となる総務費に584万7,000円を計上して

おります。

団塊の世代を迎え、被保険者数のさらなる増加及び高齢化に伴う疾病の重症化により医療費が増加していく中、現役世代と高齢者の方々がそれぞれの能力に応じ負担し合うことが、制度を安定的に持続させることとして重要であります。町として、引き続き後期高齢者医療制度全体の周知説明に努めてまいります。

次に、水道事業会計予算案について説明いたします。

本町の水需要は人口減少や節水型社会へ移行したことに伴い今後も減少傾向が見込まれますが、ノリ養殖業の状況によっては減少幅が抑制されるものと考えられます。

施設面では、昨年に引き続き水道ビジョン及び施設更新計画に基づく施設整備を行う予定です。

令和7年度の収益的収入は4億9,231万円で、前年度と比較すると1,181万6,000円の減で計上しております。主な要因は、水需要の減少により水道料金を減額したことによるものです。

収益的支出は4億5,463万5,000円で、前年度と比較すると638万2,000円の減で計上しております。主な要因は、資産減耗費の減少及び消費税の予定納付額の減少によるものです。

資本的収入は前年度と同額の33万円、資本的支出は1億879万7,000円で、前年度と比較すると1,805万2,000円の減で計上しております。主な要因は、建設改良工事等の減及び企業債の償還が終了したことによるものです。

資本的収支における不足額の1億846万7,000円は、過年度分及び当年度分損益勘定留保資金等をもって補填いたします。

今後も「小さなまちに大きな安心を　くらしを支える水道」を基本理念とし、安全で安心な水の安定供給に努めてまいります。

次に、下水道事業会計予算案について説明いたします。

令和7年度の収益的収入は5億7,408万7,000円で、前年度と比較すると1,489万4,000円の増で計上しております。主な要因は、人口減少や節水型機器の普及等により下水道使用料は減少するものの、雨水処理負担金及び一般会計補助金の算定方法を見直したことにより、一般会計からの繰入金が増額したことによるものです。

収益的支出は5億6,599万8,000円で、前年度と比較すると901万7,000円の増で計上しております。主な要因は、下水道台帳の入替えに伴うシステムリプレイスにより、汚水管渠費の委託料が増額したことによるものです。

資本的収入は3億2,945万6,000円で、前年度と比較すると8,272万3,000円の増で計上してお

ります。主な要因は、建設改良工事等の増加により企業債及び社会資本整備総合交付金等の国庫補助金が増額したことによるものです。

資本的支出は4億6,787万7,000円で、前年度と比較すると9,723万1,000円の増で計上しております。主な要因は、平成7年度借入れ分等が完済したことにより企業債償還は減少したものの、建設改良工事等の増加により工事請負費等が増額したことによるものです。

資本的収支における不足額の1億3,842万1,000円は、過年度分及び当年度分損益勘定留保資金等をもって補填いたします。

雨水処理負担金等として一般会計から受ける繰入金は1億9,538万6,000円で、前年度と比較すると1,735万4,000円の増で計上しております。

今後も、社会資本整備総合交付金事業などによる下水道整備を進め、下水道を使用する方が衛生的で快適に生活できるよう、施設の計画的な維持管理と効率的な事業運営に努めてまいります。

以上、施政方針を述べましたが、改めて本年度も6つの政策軸を推進し、町民の皆様がお互いの心が通い合い、健やかで幸せに暮らすことができるまちづくりに取り組んでまいります。

それでは、次に、提案理由を申し上げます。

まず、一般会計をはじめ各種会計の令和7年度予算案の具体的内容につきましては、設置が予定されております予算審査特別委員会におきまして、担当課長等から詳細に説明申し上げますので、私からは省略させていただき、各種会計の当初予算以外の議案について御説明申し上げます。

提案いたしました議案につきましては、議案第11号から議案第35号までの25議案であります。詳細につきましては、後ほど担当課長から説明申し上げますので、私からは要点のみを説明いたします。

初めに、議案第11号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、7級制の導入に伴い所要の改正を行うものであります。

次に、議案第12号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、人事院勧告及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第13号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第14号七ヶ浜町町税条例等の一部を改正する条例については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第15号七ヶ浜町都市計画税条例の一部を改正する条例については、課税区域の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第16号七ヶ浜町母子健康センター設置条例の一部を改正する条例については、栄養士法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第17号七ヶ浜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第18号七ヶ浜町地域包括支援センターの設置者が包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の一部を改正する条例については、介護保険法施行規則の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第19号七ヶ浜町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例については、人事院勧告及び国における法改正に鑑み、本町の企業職員についても同様の扱いとするものであります。

次に、議案第20号七ヶ浜町給水条例の一部を改正する条例については、水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正により、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第21号令和6年度七ヶ浜健康スポーツセンター機械設備改修工事の工事請負契約の締結については、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、契約を締結することについて議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第22号和解及び損害賠償の額を定めることについては、平成26年2月27日に七ヶ浜町立松ヶ浜小学校において発生した事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第23号は令和6年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第7号）であります。

補正の額は1億1,899万3,000円の追加で、補正後の総額を歳入歳出それぞれ85億639万1,000円とするものであります。

歳出の主な内容としましては、七ヶ浜国際村舞台照明設備改修工事費の減額や、物価高騰対応重点支援給付金支給事業費の減額、その他補助事業費等が確定したことによる予算の整理、

公共施設管理基金をはじめとした各種基金積立金への追加、住民基本台帳ネットワーク機器購入事業、障害者介護給付費及び訓練等給付費への追加、新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費への追加、認定こども園・幼稚園施設型給付費への追加、町道除融雪等事業費への追加、町避難場所災害対応トイレ整備事業などであります。

また、繰越明許費補正を16件、債務負担行為補正を2件、地方債補正を5件計上しております。

次に、議案第24号は令和6年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）であります。

補正の額は351万4,000円の減額で、補正後の総額を歳入歳出それぞれ24億5,403万9,000円とするものであります。

主な内容としましては、国民健康保険税の減額や保健事業等の予算の整理であります。

次に、議案第25号は令和6年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計補正予算（第2号）であります。補正の額は464万円の減額で、補正後の総額を歳入歳出それぞれ1,571万2,000円とするものであります。

主な内容としましては、公園墓地使用料の減額による予算の整理であります。

次に、議案第26号は令和6年度七ヶ浜町介護保険特別会計補正予算（第4号）であります。

保険事業勘定における補正の額は1,261万6,000円の減額で、補正後の総額を歳入歳出それぞれ21億1,061万2,000円とするものであります。

主な内容としましては、保険給付費の減額と補助事業費がおおよそ確定したことによる予算の整理であります。

議案第27号は令和6年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）であります。

補正の額は907万1,000円の減額で、補正後の総額を歳入歳出それぞれ2億6,245万円とするものであります。

主な内容としましては、後期高齢者医療広域連合納付金の減額であります。

次に、議案第28号は令和6年度七ヶ浜町下水道事業会計補正予算（第5号）であります。

3条予算、収益的収入の事業収益に2,109万9,000円を追加するものであります。

補正の内容は、一般会計からの補助金等の整理であります。

以上、提案いたしました25議案のうち令和7年度七ヶ浜町一般会計当初予算案及び各種会計当初予算案以外の議案について説明いたしました。

御提案いたしました議案につきましては、慎重審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

げ、提案理由の説明とさせていただきます。ありがとうございました。

〔町長 寺澤 薫君 降壇〕

○議長（安倍敏彦君） ここで暫時休憩をいたします。

午後 1 時、再開いたします。

午前 1 1 時 1 4 分 休憩

午後 1 時 0 0 分 再開

○議長（安倍敏彦君） 再開いたします。

日程第 4 一般質問

○議長（安倍敏彦君） これより一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、通告順に許可をいたします。

最初に、10番遠藤喜二議員の質問を許可いたします。遠藤議員、発言席に御登壇願います。

〔10番 遠藤喜二君 登壇〕

○10番（遠藤喜二君） 議長より発言の許可が出ましたので、一般質問を始めさせていただきます。

まず、一般質問の前に、大船渡による山林火災の延焼、これが最初1,400ヘクタールから、今日現在の朝6時でもう2,100ヘクタールまで増えたということで、七ヶ浜より広い範囲でもう燃えたということなんですね。被災された皆様に対して、心よりお見舞い申し上げたいと思います。

まずは、町民バス「ぐるりんこ」の料金体系について1件、次に花渕浜高山地区の資源・ごみ集積所の危険性についてを質問いたします。

まず第1問、町民バス「ぐるりんこ」の料金体系についてお尋ねいたします。

平成21年8月から運行されて以来、私自身、久々に乗車した町民バス「ぐるりんこ」でした。学生以来大体車で通っていたものですから、バスに乗らない、私自身バスに乗ったのが2回目でした。今般乗ったことで、ちょっと疑問というか、少し町当局に改善点があると感じ、伺うものであります。

本年1月30日、塩釜地区消防事務組合議会の視察研修のために、駐車場がなかったものから、待ち合わせ場所である本塩釜駅まで町民バス「ぐるりんこ」に乗ったとき、私は五月田、「ゴガデ、ゴガデ」と言いますけれども、五月田の町営住宅のバス停から乗りました。料金は

本塩釜駅までは350円。次に、笹山経由で行きました。そのとき高校生が乗りました。そうしたら、料金皿に300円出したんですよ。何で高校生が300円もと。それで一応料金の皿、ちょっとこれ撮ったんですけども、見えますかね。350円と300円。ちょっと運転士さんに下にしようのちょっと遅くしてもらいまして撮りました。何で高校生、300円も取るんだと。私的に、大人だったら仕方がないと、①で大人料金の300円は致し方ないと思いますが、高校生を含む学生の料金体系に関し、再度検討の余地はないかをお尋ねいたします。

もう1件、1月31日視察が終わり、本塩釜駅の南口から自宅まで乗ろうと30分くらい待っている間、私より高齢の女性の方が、赤い線が引かれた路線とピンクの線で引かれた路線の色が似ていて分かりづらいと。多分、目もちょっと悪かった可能性もあるんですけども。私が見てもやっぱり、あれ何で同系色というか、使うのかと。補色を使えばいいんじゃないかと、そういう感じで見たんですね。それで、この使い方等ですね、改善点を伺うものであります。

3つ目、25年1月22日から町民バス「ぐるりんこ」に、ジョルダン乗換案内の経路検索に対応しましたと。これは町のホームページでも載っていました。ジョルダンは会社のサービスであり、これは無料である程度、一部は有料ということなんですけれども、我々は別な乗換のサイトを使っていますけれども、町民に分かりやすい説明を乞うものであり、またこれまでの利用頻度、そして今後町民へのメリット、デメリットを伺うものであります。

次のページ、花渚浜高山地区の資源・ごみ集積所の危険性について伺うものであります。

高山地区の県道沿いのカーブのところにある、小豆浜から登って左側ですね、そこにある資源・ごみ、あえて資源とごみを両方入れましたけれども、ごみ集積所の危険性に関し、見通しの悪い狭いカーブ、県道沿いの位置に関し、住民の安全性に対する考え方を、2点、町当局に伺うものであります。

①現在、県道と歩道の区分、白線から僅か五、六十センチ余りの位置に設置されている資源・ごみ集積所について、町当局の安全性に関しての見解を伺うものであり、対向車が見えづらい、大型車が同時に資源・ごみ集積所のあるカーブをスライド走行した場合、住民の脅威というか危険性ですね、計り知れないものであると思います。地域住民の安心感のある資源物やごみ出しの安全性を一番に考え、町当局の資源・ごみ集積所の在り方を伺うものであります。

これまで、地域住民の方々の利用頻度、集積の場所的なことも考え、今の場所から移動等は無理とは考えますが、せめて間知石積み、谷積みという石がりゃんこに積まれているんですけども、そこまでバックできるんですね、ある程度は。それは私有地か町有地かちょっと分かりませんので、それは町にちょっとお任せしたいと思います。これの整備ができないか。また、

移動等も考えたことがないかを伺うものであります。

以上２点、お願いします。

○議長（安倍敏彦君） 第１問、町民バス「ぐるりんこ」の料金体系について、第２問、花渕浜高山地区の資源・ごみ集積所の危険性について回答を求めます。寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） それでは、10番遠藤喜二議員の御質問、町民バス「ぐるりんこ」の料金体系についてお答えをさせていただきます。

まず、１点目の御質問、大人料金の300円は致し方ないと感じるが、距離もあるだろうが、高校生を含む学生のこの料金体系に関し、再度検討の余地はないかを伺うについてお答えをさせていただきます。

遠藤議員御承知のとおり、町民バス「ぐるりんこ」の大人運賃は町内間を100円、町外間を200円、町内外間では距離に応じてバス停ごとに料金区分を設定しております。また、小学生以下の子供の運賃は大人運賃の半額としており、同伴の６歳未満の幼児はお一人様無料、１歳未満の乳児も無料で御利用いただけます。

御質問の趣旨としては、新たに学割運賃を設けてはどうかということかと思えます。一般的に鉄道会社やバス事業者などの民間の交通事業者では、通常の運賃に学割運賃はなく、定期券や割増し回数券が発行されております。本町の町民バス「ぐるりんこ」におきましても、フリーパス方式の定期券や、割増し付利用回数券を発行しており、割安で利用することができます。

定期券では、１か月と３か月の区分のほか、大人と学生の区分があり、大人区分の１か月分の料金7,300円に対し、学生区分の１か月分の料金では6,100円と２割ほど割安としておりますので、学生の方などには改めて御案内をさせていただきたいと思えます。

次に、２点目、補色と言える色の使い方など改善点があるか伺うについてお答えをさせていただきます。

現在、バス停案内板や時刻表で案内している「ぐるりんこ」の路線系統を表す色は、遠藤議員御指摘のとおり赤色とピンク色の似ている色もあると認識しております。今後、時刻表の改正がある場合に、多くの方に分かりやすい表現となるよう留意してまいりたいと思えます。

次に、３点目、ジョルダン乗換とは何か、町民に分かりやすく説明を乞うものであり、またこれまでの利用頻度は、そしてメリットを伺うについてお答えをさせていただきます。

ジョルダン乗換案内につきましては、ジョルダン株式会社が運営する乗換案内の経路検索サ

ービスの一つであります。全国にある駅などの公共交通機関への接続情報を、目的に合わせて
揭示し、情報を有効に活用するための経路検索のサービスであり、出発地と目的地を入力する
だけで簡単に経路や運賃、所要時間を調べることができます。数ある経路検索サービスの一つ
であります。今回町民バス「ぐるりんこ」のバス停留所や時刻表が対応されました。利用頻
度は、ジョルダン株式会社の公表によりますと全国で月間2億回の検索回数となり、利用され
ている多くの皆様に信頼をいただいているということでございます。メリットといたしまして
は、これまでサービス内で検索をしても出てこなかった町民バス「ぐるりんこ」の情報が結果
として表示されることにあります。新たな機会の創出により、町民バス「ぐるりんこ」を利用
される方の増加が見込まれることや、ふだん御利用ではない出発地や目的地、所要時間などが
検索できることで、容易に調べられることが挙げられます。

以上を回答とさせていただきます。

次、2問目の御質問、花渚浜高山地区の資源・ごみ集積所の危険性についてお答えをさせて
いただきます。

まず、1点目の御質問、町当局の資源・ごみ集積所の在り方を伺うについてお答えをさせて
いただきます。

町内各地区のごみ集積所の設置につきましては、地区において設置場所を検討していただき、
町との事前協議や申出書の提出等の手続をしていただいた上で、地区で設置していただいでい
るところでございます。

町では、地区がごみ集積所を設置する際には、集積所周辺の対象世帯数が十分にあること、
ごみ収集業者による作業が無理なく実施できること、設置場所につきましては近隣住民の了解
が得られていること、そして環境美化推進員も含めて確認した上でごみの集積所として町で指
定しております。

御質問のありました安全性につきましても、安全性が確保できることを地区のほうとも確認
を取りながら、職員が現場に立ち会うなどした上で集積所の指定を行っているところでござい
ます。

次に、2点目の御質問、せめて間知石積み、谷積みまでですか、バックして整備できないも
のか、また移動等も考えたことがあるかについてお答えをさせていただきます。

花渚浜高山地区のごみ集積所につきましては、今のところ地区からの相談はされておりませ
んが、今後地区と話し合いを行い、安全性の確保、または石積みまでバックして設置することが
可能かどうか検討してまいりたいと思います。

以上、遠藤議員の質問への回答にさせていただきます。

〔町長 寺澤 薫君 降壇〕

○議長（安倍敏彦君） 遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君） 我が町は、人口2万二、三千人くらいいたときがありました。そのとき、公立の病院とか公立の高校とか造っておけば、高校生も塩竈、多賀城、仙台に行く必要もなかったと私は考えるんですね。これ今、町長が言われたんですけれども、割増しとか、定期にしてもそんな高くはないと思うんですけれども安くもないと思うんですね、学生にとっては。ましてやその回数券、今こたわりで言われたのかどうか分かりませんが、回数券が持ち合わせなかった場合の現金ですよ。高校生ですから、七ヶ浜に高校がないために外に行くわけですからね、せめて半分ぐらいとか、もう少し考えて100円とか、町でそういうのをちょっと補助とか助成とかできないものなのではないでしょうか。まず、それ1点伺います。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） 御質問にお答えいたします。

町長答弁したとおり、現時点では定期券、あとは割増し付回数券ということで御案内をさせていただいております。どうしてもその場で学生を確認するとなると、制服の方もいれば私服の方もいるということで、なかなかその都度割引というのは難しい状況で、定期券あるいはその回数券のお求めで割安での利用を御案内しているところでございます。

○議長（安倍敏彦君） 遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君） 学生かどうか確認できない。簡単じゃないですか。だって学生証あるんでしょう。学生証を提示すれば分かるんじゃないですか。1メートルも離れていないんですよ、運転士さんと。そのところどうですか。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） 学生証で確認という方法もございますが、たまたま1人のケースもあれば、何人か重複し乗ってこられる方もおられます。その時間帯によっては、バスの運送時間に遅れが生じたりということもございますので、できましたら事前に定期券等を購入いただいて、スムーズな運行を進めてまいりたいと考えております。

○議長（安倍敏彦君） 遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君） それでは、学生さんに学生証なるものを目立つ色で提示するような義務というとおかしいですけれども、そういう方法はできないものなのですか。あくまでも、一般的な定期券と割増し回数券を使いなさいと。それが無理だったら普通の料金で支払いしなさい

と。かわいそうじゃないですか、学生さんが。私はそう思うんですね。そこのところもう一度お願いします。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） お答えいたします。

そのために、現在フリーパス方式の定期券を学生区分という形で設けておりまして、そちらを御案内しております。割引となることから、こういった御案内をさせていただいているところ です。

○議長（安倍敏彦君） 遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君） 割増し回数券といたって、3,000円出して3,250円ですよ。せめて3,600円くらいだったら、割増し感が効くと思うんですけども。そこのところいかがですか。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） フリーパスの定期券のほうでは、1か月当たり6,100円。

この6,100円の基本額というものが1万2,000円で設定しております。割引の率としては45%ほど、最終的には割引になるという計算でございますので、できればその定期券のほうを御利用いただきたいと考えております。

○議長（安倍敏彦君） 遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君） しつこいようで申し訳ございません。私の末娘も仙台の高校に通って、朝一のバスで行って、最終のバスで帰ると。最終のバスがなくなると、多賀城駅まで迎えに行つて多賀城駅で乗せる、そういうやっぱり生活もしました。

ただ、ここで1万2,000円が45%オフ、そのオフの問題じゃないんですよ。もう少し学生さんに対して温情ある価格帯というか、出せないんですかね。がっちり縛りつけた価格設定じゃなくて。明日を担う七ヶ浜の若手の方々ですから。そこのところいかがですか。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） 現時点では定期券の設定ということで。今後、またいろいろ他市町の事例等も踏まえまして検討させていただきたいと考えております。

○議長（安倍敏彦君） 遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君） 今まで検討するとなつて実現したことは何%ぐらいなんでしょうかね。

私は検討すると言つて実現の可能性というのは本当に、シングルパーセントというか、あればいいほうと思うんですけども。真剣に考えるんだつたら、分かりましたお願いしますと言ひ

ますけれども、検討するだけだとちょっと、私は質問を終わることできないんですね、これで。そのところいかがですか。子供たちのために、明日の七ヶ浜を担う子供たちのためにちょっと真剣に考えていただけませんか。たかがあれですよ、100円、200円の値段ですけれども、されど100円、200円ですから。お願いします。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） ですので、現時点で定期券のほうで割安という設定をしているので、できればそういった定期券を利用していただきたいと思っております。

また、中学校卒業生対象に無料券も、この3月も配付をさせていただいております、何とか町民バス「ぐるりんこ」を維持してまいりたいと思いますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君） その中学生に対する無料券というのは期限なしですか。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） 配付から1年間とさせていただいております。

○議長（安倍敏彦君） 遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君） ちょっとこれ前向きに、検討じゃなくて前向きに考えるということで、副町長が最終的に判断するんでしょうから、そのところよろしく願いいたします。

次、行きます。色ですね。今後、時刻表の改正のときに見直すということだったんで、それはそれでよろしくをお願いします。

ジョルダンの乗換案内に関して、私は「駅すぱあと」というのを使っています。東京でいろいろ街宣活動をやったとき、個人タクシーの運転手さんからこれが一番いいよということで、「駅すぱあと」を紹介されて今使っています。町長なんかも今後、東京の出張なんかでそういうのあるかもしれませんが、どうぞ御利用ください。コマーシャルじゃないですけれども。

このジョルダンなんですけれども、町民への、若い人はすぐ使いこなせると思うんですけれども、高齢の方がどれだけの利用頻度、行ったとしても仙台辺り、そのくらいだと思うんですよ。無料サービスですからこれはいいと思うんですけれども、町とすればバス会社からの、よこされた、ジョルダンの活用性をどう思っているのか。そのところをちょっと伺いたいです。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） 御質問いただきましたジョルダンの経路検索につしまし

ては、企業側からの提案でまず導入をさせていただいております。

これまで町民の方々というよりは、町外からこちらにお越しになる方が、どうしても「ぐるりんこ」が分からないという方がいらっしゃいました。こういった経路検索システムを導入することで、例えば多賀城駅から「ぐるりんこ」に乗り換えて七ヶ浜に行くことができるという表示もできますので、そういったところがメリットの一つと考えております。

今後、このジョルダンに限らず他社、現時点ではグーグルさんなんかともちょっと現在調整をさせていただいております、利便性向上に努めていきたいと考えております。

○議長（安倍敏彦君） 遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君） その件は分かりました。

次の質問、伺います。高山のごみ集積所、ちょうどカーブで、そしてちょうどてっぺんから大体10メートルぐらいなんですね。そうすると、大型が擦れ違うのは本当にぎりぎりなんですよ。そうすると、この位置だと白線まで大体50センチ、60センチという、蓋を開けてごみ袋を入れると、多分白線から出ちゃうんですよ、お尻が。それで、先ほど言ったのはこの後ろのほう、草というか枯れ葉がいっぱいになっていますけれども、ここは奥のほうで150センチ、あと手前のほうで100センチぐらい空間があるんですね、石垣の手前まで。やっぱりそこを、区長さんとか美化推進員さんとか相談するとかそういうんじゃなくて、町が率先して、これはちょっと危険度があるからちょっとこのところはもう少し奥に入れましょうと、そういう、町優先じゃないですよ、町が率先してこのところは危ないから直しましょうと、そういう提案は、地元の区長さんとか美化推進員さんには提案はできないものでしょうか。そのところを伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） 御質問にお答えいたします。

ごみ集積所につきましては、地区で設置をしていただいているという前提がございますので、町としましては提案を地区にさせていただくつもりではあるんですが、具体的にどうするかということにつきましては、地区で御検討いただくという流れになりますので、その辺を御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君） 七ヶ浜町ごみ集積所の指定及び維持管理に関する要綱として、平成27年6月15日告示第95号、目的第1条この要綱はごみ集積所の指定及びその管理に関する事項を定

めることにより、ごみ集積所の周辺環境の美化及び清潔の保持並びにごみの収集作業の安全性を図り、もって町民の良好な生活環境の保全に寄与することを目的とする。これはあれですか、地区がつくったんですか。それとも、美化推進員さんがつくったんですか。どうなんでしょう。

○議長（安倍敏彦君） 町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） 御質問のごみ集積所の指定及び維持管理に関する要綱につきましては、町で制定いたしました。

○議長（安倍敏彦君） 遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君） 町でつくったのであれば、町である程度巡回してこの辺危ないなとか、あと場所によって、申し訳ないですけども昔の鳥小屋風のごみ集積所もあるわけですよ。まだ木で作られて網が張られて、そういうところ何か所ぐらいありますか。

○議長（安倍敏彦君） 町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） ごみ集積所の形態ごとの箇所数は、申し訳ございません、手元に、把握しておりません。

○議長（安倍敏彦君） 遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君） 箇所数は担当課から、私、前もらったのはあるんですけども、私が言うのは昔風の鳥小屋風の、開けづらい、閉めづらい、そういうごみ集積所を御存じですかと聞いているんです。

○議長（安倍敏彦君） 町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） ごみ集積所の形につきましてはいろいろございまして、御指摘のような形態もあるということは認識しております。

○議長（安倍敏彦君） 遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君） 認識しているのはいいんですけども、そういうのを巡回して確認はしていますか。

○議長（安倍敏彦君） 町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） ごみ集積所の状況につきましては、現場に行く際に地区を回ったときに見たりということはしております。あるいは、ごみ収集事業者の方から不具合等があれば連絡をいただくとか、そういった流れはございます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君） 今、町では伊丹さんと七ヶ浜衛生さん2社で、大体町のごみ集積所、千

何か所網羅して回収してくれています。ただ、業者任せじゃなくて、やっぱり担当課が実際見て回る。一番きれいな、整列しているのは汐見台なんですね。きちんと歩道の奥にきれいに。あれを本当10メートル置き、15メートル置きに設置されていて、本当に見事な配列です。ただ、外、内、内という東宮とか要害ですね、昔からの道路なんで、そのしわ寄せでその作り方が違うとか、あとは高さが違うとか大きさが違う。それは当然あると思うんですけども。町の美化を本当に考えるのであれば、もう一度見直しして、安全性とか、あとは昔本当に、さっき言った鳥小屋じゃないですけども、そういうところをやっぱりもう一回見直すべきだと思うんですね。そして、高さにしても半端な1,200とか1,500は作らないで、できれば入っても頭がぶつからない程度、その程度をやっぱり作るべきだと思うんですね、今。私、1か所扉を開けて入ろうとしたら、ここぶつけちゃって、でも緩和用の帽子で傷はつきませんでしたけれども。やっぱり今の人たち背が高いですからせめて1,800とか、乗り込みと言うとおかしいですが、扉開けて、そういうのをやっぱり作るべきだと思うんですけども。そういう考えは担当課で、あくまでも地区の区長さんとか美化推進員さんに聞いて、要請されれば、このように申請書を出して、ごみ集積所設置等届出書、こういうのを作って出さなきゃいけないですよ。その前に、こういうのを出してくださいと町のほうから1回でも言ったことがありますかね。どうですか。

○議長（安倍敏彦君） 町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） ごみ集積所の設置について、地区のほうから御相談いただいた場合につきましては、その形状とか設置場所等、御相談に乗りながら、あとは手続についてもこういった手続を踏んでいただきますということで、御案内をしながら進めております。

○議長（安倍敏彦君） 遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君） 案内を進めているだけですね、案内を。自分のほうからこういうふうに直したいとか、これはちょっと危険だとか、そういう提案は逆にはしないわけですね。あくまでも、地区から上がったものに対して提案だけしていくということですか。

○議長（安倍敏彦君） 町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） 原則としてはそういうことになりますが、もちろん見て、こちらから現場を見て危ないんじゃないとか、あるいは極端に腐食しているとか、散らかり方がひどいとか、そういうような場合はこちらのほうから積極的に働きかけをさせていただいております。

○議長（安倍敏彦君） 遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君） 今、ちょっと変な返答だったんですけれども。危ないは分かります。3つ目の散らかし方がひどい、これどういうことですか。多分、そういうところというのはないと思うんですけれどもね。美化推進員さんがその都度回っているわけですから。それは美化推進員さんとその地区に対する冒涇だと思えますよ。幾ら小さい案件だとしても。散らかし方がひどいとはどういうことですか。

○議長（安倍敏彦君） 町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） ただいまの御質問なんですが、言い方が誤解を招いてしまって申し訳ないです。

地区の方が必ずしも散らかしたという意味ではなくて、何がしかそのごみが飛ばされてきたとかというような状況があったりしたときに、地区のほうに御連絡を差し上げながら対応しているということでございます。

○議長（安倍敏彦君） 遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君） というと、風とかそういうので飛んでいったと。普通、だって扉があるんだから飛ばないと思うんですよ。誰かが扉を開けて、犬、猫、キツネ、タヌキが開けてですね、扉を開けて中の袋をちぎった、壊した、そういうんだったら分かりますよ。じゃあ、風で飛ぶようなごみ集積所って、結局あれですか、メッシュの網なんかもないということですか。どうなんですかね。ただ枠だけの蓋がなっているということですかね。課長の言い方だと、何かそんな感じなんですけれども。もう一度。

○議長（安倍敏彦君） 町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） 言い方がよろしくなかったようで、重ねておわび申し上げます。

私が申し上げたかったのは、例えばそういう事態が発生した場合であればこちらのほうから積極的に声がけしますよということでお伝えしたものであり、日常的にそういうことがあるということでは決してございません。

あるいは、例えば不法投棄的なものがあつたりした場合とか、そういったときは全部地区のほうで対応するからいいだろうということではなくて、こちらのほうで積極的に声がけをさせていただいて、現場のほうに行ったりして対応してございます。

○議長（安倍敏彦君） 遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君） 今の不法投棄は、ごみ集積とは関係あるんですか。ごみ集積所の隣に誰か不法投棄しているんですか。何かちょっと答弁がおかしいような気もするんですけれども。

○議長（安倍敏彦君） 町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君）　そういうケースも中にはあるということでございます。

○議長（安倍敏彦君）　遠藤議員。その危険性についてもう少し、そちらのほうに集中してもらいたい。

○10番（遠藤喜二君）　今からです。今からまだ長くなるんで。

　　今、議長から早くしろと促されましたので、もう一つあったんですけども、じゃあ危険性から伺いますね。

　　先ほど言ったように、その五、六十センチしかない。その場合、誰も後ろを見てごみ袋は入れないと思うんですね。高山の場合は上に蓋を開けてごみを入れますから、ごみ袋を一旦足元に置いてそのまま持ち上げて入れると、そういうタイプなんです。そうした場合、ある程度かっぱくの人というのは白線からお尻が出ちゃうんですね。そこのところを、あと50センチ、1メートル、境界まで大体1.5メートルと1メートルありますから、中にぐっと入れてやれば安全性も確保されると思うんですね。そこのところいかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君）　町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君）　御指摘いただいたごみ集積所の対応につきましては、そういったことも地区のほうにお話をさせていただきながら、解決策を検討してまいりたいと思います。

○議長（安倍敏彦君）　遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君）　町からの提案ということで、その地区のほうに話されますか。

○議長（安倍敏彦君）　町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君）　御指摘をいただいたような状況について、地区と確認を取りながら、そのような手法もあるのではないかとということで提案をさせていただければと思います。

○議長（安倍敏彦君）　遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君）　町からの提案というの、手法とかそういう面倒くさいややこしいことをしないで、素直にですね、ちょっとここ危険だからこういうふうにと、素直に提案すればいいんじゃないですか、ごちゃごちゃ言わないで。いかがですか。

○議長（安倍敏彦君）　町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君）　素直に地区にお話をさせていただきます。

○議長（安倍敏彦君）　よろしいですか。遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君）　地区にお話をさせていただくと。そうするとこれは実現性はどのくらいなんですか。検討ですか、実現性は見込めますか。それはやっぱり副町長ですか。

○議長（安倍敏彦君）　それは、話してみないと分からないと思いますけれども、遠藤議員。い

いですか。副町長。

○副町長（平山良一君） やり取りを聞いておりますと、どうしても積極的に町側が関与しているかという姿勢が見られないということで、遠藤議員が質問を繰り返しているんだと思います。そういったことではなくて、町の環境、そういったものについては、行政がしっかりと積極的に関わっていくべきであろうということについては町側も承知しておりますので、そういった相談があればというようなことだけではなくて、当然ながら相談あればそういったことに応えていかなければなりませんけれども、気づいた点があったら積極的に関与していくという、そういった姿勢は今後取っていきたいと思いますので、御理解をいただければと思います。そのことを担当課にも指導してまいりたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君） 結論が出たようなので、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（安倍敏彦君） 御苦労さまでした。

ここで暫時休憩をいたします。午後1時55分より再開いたします。

午後1時45分 休憩

午後1時55分 再開

○議長（安倍敏彦君） 再開いたします。

次に、8番熊谷明美議員の質問を許可いたします。熊谷議員、発言席に御登壇願います。

〔8番 熊谷明美君 登壇〕

○8番（熊谷明美君） 8番熊谷明美でございます。

ただいま議長より許可を得ましたので、带状疱疹ワクチンの接種はと、選挙投票への支援はの2問について質問をさせていただきます。

1問目、带状疱疹ワクチンの接種はについてでございます。

带状疱疹は加齢や疲労、ストレス、基礎疾患によって免疫力が低下した際に、潜伏していたウイルスが再活性化し発症する疾病です。ワクチン接種は免疫力を高め、発症の予防や発症しても症状を軽減する効果が期待されております。厚生労働省は2024年度から带状疱疹ワクチンを定期接種化することを決定いたしました。带状疱疹予防接種は予防接種法のB類疾病に位置づけた上で、高齢者インフルエンザ予防接種などと同様の定期接種として実施されることとし

ております。本町での带状疱疹ワクチンの定期接種化について、以下の点をお伺いいたします。

1 点目、带状疱疹は子供の頃に感染する水痘、すなわち水ぼうそうのウイルスが原因と考えられております。一般的に感覚神経の有する部分にどこでも発症する可能性があり、体の一部に赤い発疹や水膨れが帯状に生じるなどの皮膚症状だけでなく、疼痛、激しい痛みも伴う疾病でございます。このウイルスは、50歳以上の日本人のほぼ100%の方が潜在的に保有していると言われております。80歳までには3人に1人が発症すると言われ、2025年度から発症リスクの高い高齢者が国の費用助成の対象となります。その対象になる年齢をまずお伺いいたします。また、対象年齢を発症リスクが上がる50歳からとし、町独自の助成を拡充する考えはないか、伺います。

2 点目、带状疱疹ワクチンは生ワクチンと不活化ワクチンがあり、ワクチンの種類によって接種費用が異なります。ワクチン接種費用の国が示している公費助成額は幾らかをお伺いいたします。また、带状疱疹ワクチン接種は高額になる場合もあるため、町独自の助成を加算する考えはないか伺います。

3 点目、带状疱疹ワクチンの接種実施の一連のスケジュールと、副反応への対応について伺います。

4 点目、带状疱疹とはどのような疾病なのか、ワクチン接種に関する情報、副反応、接種費用など、町民に分かりやすく情報提供不足にならないように、どのような周知方法を考えているか伺います。

次に、2 問目でございます。選挙投票への支援はについてでございます。

選挙は国民が主権者としてその意思を政治に反映させることができる重要かつ基本的な機会であります。選挙の際に、高齢者や障害のある方が円滑に投票できるように、投票所における選挙人との円滑なコミュニケーションを図る必要があると考えます。そこで、以下の支援をお伺いいたします。

1 点目、期日前投票所を含め、各投票所での係員との意思疎通や、投票の方法に不安のある方などが投票手続を円滑に行えるように、投票支援カードやコミュニケーションボード、投票用紙記入補助具の導入は考えないか伺います。

2 点目、各投票会場での車椅子の設置状況をお伺いいたします。

3 点目、立会人の拘束時間が長いとの声があります。その対応と、他自治体では立会人の担い手不足が発生しているとの情報もございます。本町の選挙管理委員会での拘束時間の対応と、担い手不足は発生していないのか、またその対応についてお伺いいたします。

以上の点を、町長と選挙管理委員会委員長からの回答を求めます。

○議長（安倍敏彦君） 第1問、带状疱疹ワクチンの接種は、第2問、選挙投票への支援はについて回答を求めます。寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） それでは、8番熊谷議員の御質問、带状疱疹ワクチンの接種はについてお答えをさせていただきます。

まず、1点目の御質問、带状疱疹は発症リスクの高い高齢者を対象に定期接種化となるが、国の費用助成の対象年齢を伺う。また、発症リスクが上がる50歳以上も接種助成対象となる考えはについてお答えをさせていただきます。

带状疱疹ワクチンは、令和7年4月から予防接種法に基づく定期接種化を開始することとなります。対象者は65歳の方及び60歳から64歳の重症化リスクのある方を対象として定期接種を実施いたします。また令和11年度までの5年間を経過措置として、65歳を超える方で5歳刻みの節目年齢に当たる方とし、初年度のみ経過措置としまして100歳を超える方全員を対象としております。

熊谷議員の発言のとおり、带状疱疹は50歳代から発症のリスクが増加し、70歳頃にピークを迎えます。当町では、高齢者の発病、重症化を防止する点や、70歳からのピークに達する点を鑑みて、国で示している65歳を基本に予防接種を実施するものであり、現時点において定期接種の対象者以外の助成については考えていないところでございます。

2点目の御質問、带状疱疹ワクチンは種類によって接種費用が異なる。国が示している助成額を伺う。ワクチン接種は高額になるため、町独自の助成金加算を考えないのかについてお答えをさせていただきます。

補助金や助成金について、現時点では国から示されておりません。また、近隣二市三町及び塩釜医師会と調整をしているところでありますので、具体的な金額について現時点では確定していないところでございます。

しかし、定期接種の標準的な費用はワクチン価格と手技料になりますが、手技料相当額を町の負担として、ワクチン代相当については個人負担となるよう調整してまいります。

また、現在のところ、町独自の助成金加算は考えていないところですので、御理解をいただきたいと思います。

3点目の御質問、ワクチン接種の一連のスケジュールと副反応の対応を伺うについてお答えをさせていただきます。

令和7年4月1日からの開始に向け、対象者には個別案内通知、予診票等を3月中に郵送する予定でございます。また、副反応の対応についてであります、インフルエンザ予防接種などと同様に、発熱時には接種をしないなど十分に注意をしていただき、万が一副反応を疑う症状がある場合などは、まずは接種した病院に御相談いただきたいと思います。

4点目の御質問、带状疱疹の情報やワクチン情報、副反応、費用等々、町民に分かりやすく情報提供、情報提供不足にならない周知方法を考えているのか伺うについてお答えをさせていただきます。

3点目の御質問に回答しましたとおり、3月中に対象者全員に対し予診票やワクチンの情報、接種費用や副反応について郵送する予定でございます。また、広報にも掲載し、町民に御理解をいただけるよう周知してまいりたいと考えております。

以上、質問の回答に代えさせていただきます。

2問目につきましては、七ヶ浜町選挙管理委員会書記長の総務課長の藤井より回答をさせていただきます。

〔町長 寺澤 薫君 降壇〕

○議長（安倍敏彦君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（藤井孝典君） では2問目の御質問、選挙投票への支援はについてお答えいたします。

まず、1点目の御質問、期日前投票を含め各投票所での円滑な意思疎通を図るため、投票支援カードやコミュニケーションボード、投票用紙記入補助具の導入を考えないかについてお答えします。

現在、各種選挙の投票所におきましては、円滑な投票ができるよう職員の配置や手続の対応など役割分担を行い、有権者の皆様が滞りなく投票できるように御案内しているところです。

しかしながら、来所される選挙人の方々の中には、手が不自由で字が書けない、歩きづらい、歩けない、視力が悪い、あと聞こえない等のお話をいただくことも事実です。そのような場合には、職員による誘導、代理投票や点字投票への御案内、また特に御高齢の方など歩行が不自由な方には、投票が終了するまで選挙管理委員会の職員が付き添って御案内をさせていただいているところであります。

現在のところ、有権者の方々から投票支援カードやコミュニケーションボード等の設置の御要望はいただいておりますが、選挙管理委員会としても導入は考えておりませんでした。しかし、今後のよりよい投票しやすい環境をつくるために、選挙管理委員会にて今後議論してま

いりたいと思います。

次に、2点目の御質問、各投票会場での車椅子の設置状況を伺うについてお答えいたします。

令和6年10月27日に執行されました衆議院議員総選挙における各地区投票所の車椅子の設置状況になりますが、期日前投票所を含め全ての投票所に車椅子を設置しております。

3点目の御質問、立会人の拘束時間の対応と、立会人の担い手不足は発生していないのか伺うについてお答えいたします。

まず、投票立会人については、午前7時から午後8時までの業務となっており、お昼休み等適宜休憩を取っていただいているところであります。また、各種選挙における投票立会人につきましては、各地区から推薦をいただき、選挙管理委員会で選任しております。昨年10月に執行された衆議院議員総選挙の際には、一部の投票立会人や住民の方から、午前7時から午後8時までの業務であるため体力的につらいところがある、長時間勤務のため投票立会人の推薦人を調整する上で苦労しているとお声をいただいているところであります。こちらにつきましては、全国的にも課題となっているところであります。現行制度の中でよりよい方法を、選挙管理委員会にて模索してまいりたいと思います。

以上、熊谷明美議員の一般質問の回答とさせていただきます。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） では、再質問をさせていただきます。

まず、ワクチンの対象年齢でございます。国からお示しされたものに関しましては、先ほど町長が述べられたとおり、国の助成対象としては65歳の人、それから60歳から64歳の方は基礎疾患のある方、それから60歳を超える人については5年間の経過措置として2029年度の間にされていくと、対象になっていくということでございます。5歳刻みということで、100歳の方は全員が対象ということでございます。

この部分で、やはり50歳というのは、先ほども私も述べさせていただきましたけれども、発症率が急に高くなる年齢になります。50歳を接種対象としているのは、今回話が出てきたわけではなく、ほかの自治体では昨年とか一昨年の間からもう50歳を対象に接種をしているところが多々ございます。ですから、本町は国の指示どおり65歳ということではなくて、それぞれの対象年齢の状況を見たときに、50歳から対象者とするべきだと私は思いますけれども、その考えは全くないのか、お伺いしたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（関本英児君） 今、熊谷議員のおっしゃることについて回答させていただきます。

す。

带状疱疹につきましては今まで任意接種でございました。定期接種化するという事で、国では調査結果を基に、今回のこの65歳を基本にということで考えられておりました。我々としては、やはり国で示しているこの調査結果に基づく65歳を基本にということを尊重したいと考えておりますので、現時点ではこの定期接種化に向けた65歳、これをベースに考えておるということで御回答させていただきます。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） 分かっておりますけれども、やはりもう少し柔軟な考えをしていただきたいという思いで、もう一度対象年齢のことについて質問をさせていただきます。

2014年10月から水痘ワクチンの小児定期接種化が開始され、小児の水痘は減少傾向にあります。しかし、成人は明らかな減少が見られておりません。その要因といたしまして、带状疱疹患者が重要な感染元であることが示唆されております。さきに述べましたように、50歳以上の方はほぼ100%ウイルス抗体を保有しており、50代から発症が高くなっております。

ここでワクチン効果の観点から見ますと、国内で使用されている带状疱疹ワクチンは、大きく2種類あります。不活化ワクチン、組換えワクチンのシングリックスの筋肉注射用と、それから生ワクチン、乾燥弱毒性水痘ワクチンのビケン皮下注射がございます。有効性の持続期間は、不活化ワクチンのシングリックスですと10年で73.2%、つまり10年以上はその効果があるということでございます。生ワクチンに関しましては、数年から10年程度とされております。50歳で例えば接種するとなりますと、次の接種対象である国が示している65歳まで、効果が十分残っているというふうな形になります。今、私の身近な方とか、それからお知り合いなんかでも、若い方が带状疱疹になられるという方がいるんですね、やはりね。ですから65歳を待つのではなく、町としましてはやはり急激に発症率が高くなる50歳からを対象にすべきだと思いますが、その辺の考えをお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（関本英児君） 熊谷議員の質問に対して御回答させていただきます。

確かに50歳から罹患率というかそういうものは増えるというのは、当然我々としても把握しています。ただ今回、そういったものを含めて国では調査研究し、70歳をピークにという考えもございます。そのため65歳を基本にベースで、それで70歳に向けての予備ということでの接種、要は定期接種化されたという考えで我々は理解しておりますので、この点で御理解いただきたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） 確かに、70歳をピークにというのは私も承知いたしております。例えば、富谷市、大和町、大郷町、それから大衡村など黒川郡のほうでございますけれども、こちらは2024年の去年の4月から50歳を対象に一部助成を実際に行っております。また東北、宮城県以外の5県の状況、宮城県内でも柴田町とかしばらく前から50歳を対象に助成をしておりますけれども、この状況、東北5県の状況を見ても50歳から対象にしている自治体は結構ございます。ですから、国が65歳からと示しているのうちの町も65歳からという固定観念とか、それから決められたことには従いますよというようなことではなく、やはり町民の方々が実際に若い年齢で带状疱疹になっている方がいらっしゃって、早く治ればいいですけれども、なかなかその痛みが取れないとか、苦しんでいらっしゃる方を見るにつけ、やはり若い方からも対象にするという考えが必要ではないかなと思いますけれども、再度お伺いいたします。いかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（関本英児君） 熊谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

確かに議員がおっしゃることは重々承知でございます。先行して、自治体においては任意接種において、そちらのほうの考えでやられているかと思えます。今回、国で本腰を入れて定期接種化という方向で乗り出していただきました。我々は、国が動いたことによって動いたというよりは、そういったリスクとかそういうのを確認して、研究されて国では65歳という考えでやっておりますので、我々はそのリスク管理も含めてやられたということを重々、基本に、それをベースに考えていっているという最中でございます。当然、国のほうでも年齢の枠を広げること今後検討されるかと思えます。そういったときは十分、この辺の国の情報とか、注視しながら考えていきたいとは思っておりますので、今の時点では65歳をベースに、国の考えを基にやっていくということで御理解いただきたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） 国の考えはもちろんなんですけれども、町はそれに固執する必要はないのではないかなと感じております。

またしつこく申し上げます。合併症の带状疱疹後神経痛に移行する割合を見ますと、50歳では約2割あります。80歳では32.9%となっております。皮膚発現後90日を経過しても19.9%の患者に疼痛が残存するデータがございます。带状疱疹の治療薬は発疹発現から72時間以内に全身抗ウイルス治療で疼痛消失までの期間を短くすることができます。しかし実際72時

間以内に受診する患者さんは、特に現役世代の方々は仕事とかいろいろな理由がありまして、病院に行くのが遅くなって、結果的に带状疱疹後神経痛になる確率が高まってまいります。重篤化すると、何年も痛い、つらい思いをするケースがあります。長引くことで治療費もかさむことになります。国保加入者であればなおさら長引く治療費は国保税や医療費にも影響が出てきます。

このようなことを考えると、予防が結局、例えば50歳を対象にした場合でも、全員が接種を受けるというふうになるわけではありません。もしかしたら、自分は大丈夫だと思って対象年齢でも受けない方もいらっしゃる、これはもう任意ですから結構でございますけれども、中にはやはり受けたいなという方がいらっしゃると思いますので、そこでやはり町としましては50歳も対象ですよとなれば受けやすくなりますし、国保税とか、それから医療費にも大分還元されるのではないかなと思いますけれども、その点はいかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（関本英児君） 熊谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

確かに予防接種を受けることによって、带状疱疹の症状が和らげるということは重々承知しております。今回、先ほどから御回答しているとおり、国で本腰を入れて65歳をベースにということをやっております。我々も今回、そういったものを中心に国でやっているもので、それをベースにまず考えて、その後広げるのかどうかという情報を、国とかから上がっている、ほかの先進自治体とかの考えを踏まえながら考えていかなきゃいけないとは思っております。ただ、先ほどからも言ったとおり、まずは国で示しているものをベースに考えさせていただきたいということで御理解いただきたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） まず対象年齢をぜひ考えていただきたいと。私も、この带状疱疹に関しましては今回2回目の質問になりますけれども、その間も時間がありましたので、町としてはいろいろ考えていただいていたのではないかなと思いますが、残念ながら国からの指示どおりということで、ちょっと残念な回答だなと思っております。

2点目に移りたいと思います。こちらは、助成に関してでございます。

基本的な接種費用は、令和7年度予算政府案の閣議決定後に自治体に通知されると言われております。厚労省の情報を見ますと、助成費用に関しては現在のところ、接種費用はお住まいの市町村にお問合せくださいとか、それから地方交付税の手当で国が市区町村の総接種費の3割程度の支援と考えもあるということが言われております。つまり、国の助成に加えて町独自

に自治体の助成も考える必要があるのではないかなと思っております。

先ほどの大和町と、それから東北6県の助成の金額を見ても、大体4割から5割ぐらいの助成をされて、残りを個人負担としているようでございます。本町に関しましては、例えば今示されてはおりませんけれども、補助率の確定によってはやはり町の助成というのは必要ではないかなと思いますけれども、その辺は考えていらっしゃるのかどうかお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（関本英児君） 熊谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

予防接種費用というのは、まずワクチン価格、要は薬価代と、あと手技料、この2つで構成されております。現在国が、ワクチンの定期接種化というのがちょっと年末に発表されて、今ばたばたとそれに向けて作業を進めております、今現在二市三町及び塩釜医師会とワクチンの接種費用、要は予防接種費用について調整中でありますので、現在のところ幾ら金額というのは、現時点ではちょっとお答えできないということで御理解願いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） 私は幾らかということ聞いたわけではなくて、国がもし3割となれば、あと1割分とか2割分とかを町で助成する必要があるのではないかなと思っております。今、塩釜医師会のお話が出ましたけれども、先ほどの大和町なんかは黒川医師会でそのように決めて1年間やられたということでございますので、塩釜医師会、多賀城、二市三町のほうの考えも必要になってくるかとは思いますが、町独自の助成というのは町自体がぜひ考えるべきではないかなと思っております。

まず、ワクチン接種費用に関してでございます。ワクチン接種は1回のみで7,000円から1万円程度、これは生ワクチンでございます。不活化ワクチンは2回接種が必要です。1回2万円から2万5,000円程度で、これは2回必要ですので、合計4万円から5万円程度がかかります。このことから大分高額な接種費用となっております。そこで、国の負担だけの3割となると、大分個人の負担が大きな金額になってきます。町のやっぱり支援というのも必要ではないかなと思いますが、このワクチン接種の金額から見ても、ぜひ町としては独自で助成をするべきではないかなと思いますが、それはいかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（関本英児君） 熊谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

担当者としては、定期接種の基本的な考え、これを踏まえて統一的な根拠で予防接種を実施したいと考えております。今回、ワクチン代相当額を自己負担とかいろいろあるんですけど

も、今の段階はやっぱり統一した考えで今後ワクチン接種については考えていくということをベースにしておりますので、今まさにその助成とかというのは現時点では考えておりません。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） 黒川医師会、大和町、大衡村、大郷町なんかは去年1年間実施したと、先ほど御紹介させていただきました。こちらは生ワクチンが4,000円、不活化ワクチン1回当たり1万円、2回接種で2万円、ですから約50%は負担されているということでございます。償還払いの形を取っております。東北のほかの自治体を見ますと、例えば山形県金山町、こちらは生ワクチン半額、それから不活化は1回1万2,000円の上限2回分ということでございます。秋田県の藤里町、三種町、それから八峰町、これは東北だけを見るところでございますが、日本全国もやはりこのような形で自治体独自で、町独自、市独自で行っているということでございますので、ぜひ考えていただきたいと思います。

これは以前から、带状疱疹ワクチンを実施されている自治体は、いろいろこの50%、それから40%を自治体が補助するという形を取っておりますけれども、このような形を取っているのは、今、全国で738自治体が行っております。国から今年2025年4月から定期接種化という話がありますけれども、やはりそこにはプラス自治体の補助金というのが大事になってくるのではないかなと思いますけれども、町の独自の考えをもう一度伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（関本英児君） 熊谷議員の御質問に御回答させていただきます。

確かにほかの自治体、県外についてもそういった任意接種の際の補助金というのは承知しております。ただ今回、定期接種化ということになりまして、そういった補助金については、今現在検討という自治体も多くあります。我々としても、今までなかった任意接種が定期接種化した、そこで公費負担も発生する、そういったものを踏まえて、新たにそれ以外にもう1個というのは、現時点では申し訳ないんですけれども、今のところちょっと我々としては考えておりません。

先ほどからお話ししており、何をもって、基本的な考えを踏まえて統一した考えで、今後予防接種というのはしていきたい、そういったものを踏まえてやっていきたいと考えておりますので、その辺について御理解いただいて、お願いしたいと思います。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） では、3点目のスケジュールに関してございます。個別に案内はがきを出していただけるということでございます。スケジュールはそのような形でということでございますけれども、例えば2回接種するワクチンがでございます、これに関しまして例えば、これは令和7年の4月から行われるということでございますけれども、極端な話です、令和7年の3月に自費で1回接種しましたと。その後、令和7年度の4月以降、2回目を例えば6月に接種しましたとなった場合の、この助成金の考え方はどのようなになるのかお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（関本英児君） そのような点のQ&Aというのが国から来ております。確かに自費で受けた分については、4月1日以前なので、こちらについては定期接種の対象にはならないんですけれども、2回目については、通常と言うとおかしいですけれども、2回目は対象の方たちと同じ扱いということになります。ただ、どうしてもシングリックス、いわゆる不活化ワクチンについては、2回目は2か月以上そして6か月以内という原則がありますので、それで医療機関で対応、接種していただくという流れがQ&Aでは示されております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） おっしゃるとおりで、2回目のところは対象になるということでございますが、その辺も案内のはがきとか、それからどのような形で周知するのか、その辺工夫しないと、1回目も助成対象になるのではないかなと勘違いされる方もいらっしゃると思いますけれども、その辺も考えながら周知をされていくと、これは4点目にも入ってしまいますけれども、ここでちょっとお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（関本英児君） 熊谷議員の御質問に御回答させていただきます。

議員おっしゃるとおり、こういったことを踏まえながら、漏れなくというか、分かりやすいように周知していきたいと思います。御助言ありがとうございます。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） 副反応についてでございます。こちらはやっぱりワクチン接種となりますと、どうしても副反応というのは避けられない問題でございます。この带状疱疹のワクチンに関しましてもそれぞれ、生ワクチンそれから不活化ワクチンともに副反応が出るようになっております。出ない方ももちろんいらっしゃいますが。一番やっぱり、例えば組換えの不活化だと疼痛、痛みが出てきたり、それから発赤、赤い発疹みたいのが出てきたりというようなこ

と、それからアナフィラキシーも重篤な部分では出てくるということでございますけれども、この辺の国からの示されている副反応も含めてですけれども、町といたしましてはきちんとそういうところも、詳しい状況として接種対象者にはお知らせする必要があるとは思いますが、これは例えば案内のはがきとともにそういうものも発送するのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（関本英児君） 今回はがきというか、定形外の封筒になります。そこには当然予診票とか、あと医療機関ですね、どこで受診できますよとか、あと当然副反応についてのもの。65歳の方に対して今インフルエンザで送っているのと同じようなイメージで、皆さんに送る予定でございます。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） では、4点目の周知方法でございます。先ほど、予診表等々がありまして、また町の広報紙にも載せるということでございますが、当然ホームページとかSNSなども活用しながら、広く詳しく町民の方々が分かりやすいような形での周知の仕方を考えていらっしゃるのかどうかお聞きいたします。

○議長（安倍敏彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（関本英児君） 熊谷議員の御質問に御回答させていただきます。

議員おっしゃるとおり、ホームページとかSNS、そういったもので周知してまいりたいとは考えております。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） それでは、2点目に移ります。投票所の投票に関する支援でございます。

先ほど、今後期待されるような御回答をいただいたので、私自身も大変うれしく思っているところでございます。やはり、投票支援カードやコミュニケーションボード、それから投票用紙記入補助具に関しましては、それぞれの選挙管理委員会で工夫をしながら導入されているところが結構ございました。

まず、投票支援カードに関しましては、投票するに当たって支援が必要な方が投票所で迷わないように、それから困らないように、あらかじめカードに記入して、こういう支援をしてほしいというような形を提示するようなものでございます。これに関しましては、例えば福岡県

の久留米市では、話す、聞く、読む、書くなどの言語機能が損なわれている失語症の方が、この方ももちろん重度の障害者でございますけれども、今までは投票が難しくてなかなか投票することができなかったその方が、支援カードを前もって頂いて、私はこういうふうな障害があって、こういう支援が必要ですよというものを投票所に持って行ってサポートしていただいたところ、投票がスムーズにできたというような体験も聞かせていただいたところでございます。ですから、この投票カードに関しましては、その投票所に置いているのではなくて、例えばもう全戸配布される町の広報紙とかそういうものに、選挙が近くなれば挟んで全戸配布して、支援必要とされている方はここにチェックしてくださいねとかという形で、皆さんに活用していただくという方法もございますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 書記長。

○選挙管理委員会書記長（藤井孝典君） ただいまの御質問ですが、先ほどの最初の答弁にもあったとおり、今から選挙管理委員会にて今議会で出たということも議論をさせていただくことになりますので、具体にはこのようなことをしていくというところではございませんが、事例としましては令和5年に総務省の選挙管理から出ております障害のある方に対する投票制度の対応例についてというのがいろいろ例示されておりますので、その辺をまず参考事例としながら、七ヶ浜により合った方法をちょっと探ってまいりたいということで議論を進めたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） ぜひ、その辺は前向きに議論を進めていただきたいと思います。

また、コミュニケーションボードでございますが、こちらやはり自治体がいろいろと分かりやすいように考えていらっしゃる場所があります。ちょっとこれは、島根県江津市のところのホームページを見させていただいたところ、こういうイラストつきで、それからあと質問、投票が分かりませんかこういうものが載っておりました。ほかの自治体でもそれぞれ工夫して、大きくイラスト入りだったり、いろいろな形でやっていらっしゃいますので、これもぜひ議論をする中で、本町といたしまして本当に親切に、手助けというか支援できるような形でのものを考えていただきたいと思います。その辺いかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 書記長。

○選挙管理委員会書記長（藤井孝典君） こちらも、先ほどの投票支援カードと同じく、実際には投票所で突然の混乱を防ぐためのものにもなりますので、このあたりも選挙管理委員会で、ぜひちょっと積極的に考えてまいりたいなと、今回の議会でのお話を伝えたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） もう一つは、投票用紙記入補助具でございます。これすごく仰々しく補助具となっておりますが、ほとんどの自治体は手作りでやられているようでございます。やはりこれも、ぜひ全投票所に置いていただいて、特に高齢者の方が記入しやすいように、また名前だけでなくてもしかしたら政党名とか、あと裁判官に関してはチェックするとかという形になりますけれども、それぞれの選挙によって投票の仕方というかが違ってまいりますので、その辺やっぱり説明をするとともに、書きやすいような形の手助けというのは必要だと思いますけれども、この投票用紙記入補助具の考えもお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 書記長。

○選挙管理委員会書記長（藤井孝典君） こちらも、先ほどの2点のものと同じく選挙管理委員会で早速議論のほうに進めたいと思います。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） では、2点目の車椅子に関しましては全投票所に設置されたということでございますので、3点目に移りたいというふうに思います。

3点目でございます。これは昨年、議会で議会報告懇談会を行いました。その御意見の中にも、立会人の拘束時間が長いとお声がございました。選挙管理委員会にもそのお声が届いていたようでございますけれども、今後この立会人制度をどのように考えているのかお伺いしたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 書記長。

○選挙管理委員会書記長（藤井孝典君） 立会人につきましては、今回に限らず前の選挙から既に課題として、最初の答弁にもありましており全国的にもこれは課題となっております、これが突き詰まると自治体によっては投票所の閉鎖、人が足りず閉鎖になっているところもあると聞いております。うちのほうはまだ地区であったり、関係機関からの推薦で何とかまだ立会人の確保ができています状況ではありますが、今後も引き続き確保が可能かどうかと言われると、継続性に関しましては今後やり方なり、人員の充て方なりを検討していかなければならないというところで、これは選挙のたびに選挙管理委員会で議論になっているところでございます。

具体的にじゃあどのようにする方法があるかという、実はこれがなかなか方法がありません、今の現行制度の中では難しいところもあります。先行している自治体の中では、分割して、時間

を分けて、制度を変えて運用しているところもありますが、この場合時間軽減は図られるものの人数が逆に倍必要になってしまうというような側面もあり、どちらがいいのかというとなかなか現段階で判断できないというところがありますが、これも引き続き選挙管理委員会のほうで課題解決に向けて議論をしたいと思います。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） 立会人の1投票所の人数をお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 書記長。

○選挙管理委員会書記長（藤井孝典君） 立会人に関しましては2人以上、あとまた管理者がおりますので。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） そうですね、2人以上5人以下ということだと思います。交替制を採用しているところが最近は大分増えてきていると思います。やはり本町のように、朝7時から夜8時までで、この間の選挙では当日の投票だけは1時間繰上げということではございますけれども、やはり大分長い時間拘束されるということではございます。今、働き方改革、例えば1日とか2日だとしても、やはり拘束時間が長いというのは、本当に今ここで改善していかないと人がいなくなるということだと思いますし、私自身も12時間、13時間もずっとというのは大変だろうなと実感しておりますけれども、やはり早急な対応が必要だと思いますがいかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 書記長。

○選挙管理委員会書記長（藤井孝典君） 御指摘のとおりだと認識しております。先ほども御説明させていただきましたが、確かに長時間、1日となると大変であると。ただ、半分に割るとその倍の人数が必要になってくるという兼ね合いもありまして、この辺はちょっといろいろ地区に今まで推薦いただいた方、今までやっていただいた方々に聞きながら、分割しても人数が確保できるのかとか、そもそもそのような方法がうちの町に合っているのか、当然投票立会人の役割の大きなものとして来た方の本人確認、こういうのも重要なところになりますので、誰でもいいというところでもないところから、いろいろな側面からちょっと議論を進めてまいりたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） 分割といいますか、午前の部と午後の部と分かると人数も、立会人の人数、誰でもいいというわけではない、もちろんそうでございますね。立会人の成り手不足というのは、今書記長もおっしゃったみたいに大変全国的にも深刻な問題になってきていると感じております。例えば、愛知県日進市選挙管理委員会では、若い世代の有権者に政治や選挙を身近に感じてもらうために、30代までの人を期日前投票立会人として登録をしております。これは交代制になっておりまして、8時半から14時30分と、14時30分から20時までで、報酬は1日ですと1万3,000円、交代制だと半額6,500円で、もちろんお昼代、それから夕食代が用意されていると。また、静岡県の清水町選挙管理委員会でも18歳以上の高校生、専門学校、短大、大学生が実際の選挙に関わることで選挙や政治への興味関心を高めてもらうために、学生の立会人登録募集を実施しております。こちらやはり、朝7時から13時30分まで、後半は13時30分から20時までと、もちろんお昼代、夕食代が出るということで、報酬は半日で6,950円としております。このように、本町に関しましてはほとんどが区長さんだったり、婦人会さんとかにお願いしていると思いますけれども、若い方々が立会人に、もちろんこれに関しましては講習というか、きちんと説明会とか勉強会とかというのは必要になってくるとは思いますけれども、選挙に対する、政治に対する関心を若い方にも持ってもらうためにも、この立会人制度の登録制度というのもすごくいいことではないかなと思いますけれども、その辺はお考えの中にはないでしょうか。お伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 書記長。

○選挙管理委員会書記長（藤井孝典君） ただいまの件ですが、以前、七ヶ浜でも新成人を立会人に使うという時代がありました。いつまでやっていたかちょっと控えてはこなかったんですが、そのようなこともありました。今現在ですと、今言ったように主権者教育の一環で、新有権者であったり、若い世代を立会人に登用していくという事例も見られるところです。こちらにつきましても、まだ選挙管理委員会としましてもその辺の議論まで煮詰まっていないところでありますので、改めてこちらの今回のお話を選挙管理委員会に持ち帰り、伝えたいと思います。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） 今、過去に新成人も立会人ということなんですが、どのような形で立ち消えになったかは、今、書記長、お分かりになれますか。

○議長（安倍敏彦君） 書記長。

○選挙管理委員会書記長（藤井孝典君） 申し訳ございません。ちょっと経緯までは、ちょっと今承知しておりませんので、申し訳ございません。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） ぜひ、主権者教育、今御発言がありましたけれども、若い方々にもその点、選挙に関心を持ってもらういいチャンスではないかなと思いますので、議論をしていただきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（安倍敏彦君） ここで暫時休憩をいたします。午後3時より再開いたします。

午後2時47分 休憩

午後3時00分 再開

○議長（安倍敏彦君） 再開いたします。

次に、12番歌川 渡議員の質問を許可いたします。歌川議員、発言席に御登壇願います。

〔12番 歌川 渡君 登壇〕

○12番（歌川 渡君） 12番、日本共産党の歌川 渡です。議長より質問の許可をいただきましたので、3点について質問いたします。

第1の質問は、戦後・被爆80年に向けた平和教育の実施を求めるものであります。

今年戦後・被爆80年の年であります。昨年末、日本原水爆被害者団体協議会が被爆の実態を世界に広め、核兵器禁止条約へのうねりをつくり出してきた活動が認められ、ノーベル平和賞を受賞しました。受賞スピーチをした日本被団協代表委員の田中照巳さんは最後に「人類が核兵器で自滅することのないように、そして核兵器も戦争もない世界の人間社会を求めてともに頑張りましょう」と世界に発信しております。本日からニューヨークの国連本部で核兵器禁止条約第3回締結会議が開かれております。日本からも被爆者や平和団体が同会議や関連企画に参加していると言われております。しかし残念なことに、日本政府は被爆国でありながら原爆の悲惨さを訴えることさえ拒否し、オブザーバー参加もしない態度でおります。これで本当によいのでしょうか。

寺澤町長、非核宣言の町として、政府に対して、人類を破滅しかねない核兵器の製造・保持を認めない社会を改めて求めていくべきではないでしょうか。今こそ政府に対し、地方自治体が核兵器禁止を求めて行動していくことを示すべきであります。

ついては、核兵器も戦争もない平和の人間社会を後世に伝える戦後・被爆80年に向けた平和

教育として、下記の事業実施を行うことを求め、以下の４点について、文書による質問といたします。

第２の質問は、汐見台地区駐車場の2025年度賃貸借契約は適正な契約に改められたのかについてであります。

前回の一般質問で、同駐車場の賃貸借料金が近傍料金から照らして妥当な金額になっていないことを指摘し、町自ら設けた条例に基づいた賃貸借契約を求めています。同駐車場の2025年、新年度の契約継続内容に当たって、以下の７点を文書による質問といたします。

第３の質問は、安心して通行できる公衆道路の補修を求めるものであります。

境山２丁目20－16、20－18・19の間の公衆道路の広範囲においてアスファルト路面の剥離、陥没等々が生じております。通行車両及び歩行者の通行安全に支障を来している状況であります。早急に補修を求めるに当たり、以下の６点を文書による質問といたします。

町長の答弁よろしくお願いします。

○議長（安倍敏彦君） 第１問、戦後・被爆80年に向けた平和教育の実施をの１点目及び３点目、４点目について、第２問、汐見台地区駐車場の2025年賃貸借契約は適正な契約になっているのか、第３問、安心して通行できる公衆道路の補修をについて回答を求めます。寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） それでは、12番歌川議員の１問目の御質問、戦後・被爆80年に向けた平和教育の実施をについてお答えをさせていただきます。

１点目の御質問、公共施設、町役場、生涯学習センター、国際村での原爆パネル展についてお答えをさせていただきます。

御指摘いただきました施設での原爆パネル展になります。非核宣言の町として、戦後80年としてどのような形で町民の皆様へ周知できるか考えてまいりたいと思います。

２点目を飛ばし３点目になりますが、３点目の御質問、平和式典は広島市、長崎市で行われている。平和大使として式典参加に町民を派遣する考えはについてお答えをさせていただきます。

現段階で平和大使として広島市、長崎市への派遣については考えていないところでございます。まずは、学校での歴史教育など理解を深めていく中で、広島市、長崎市への知見やつながりを得ながら、一つ一つ積み重ねていくことが必要であると考えております。

４点目の御質問、毎年６月原水禁世界大会に向けた原水協の国民平和大行進を行っています

が、2025年度、令和7年度は七ヶ浜町役場からも行進したいとの提案が出されています。役場駐車場の一部使用許可や町からの賛同スピーチの申入れがあれば、受け入れる考えはありますかについてお答えをさせていただきます。

御提案にある原水協の国民平和行進には、私もメッセージを寄せさせていただきました。来年度七ヶ浜町役場から行進したいという御要望ですが、特に公式な要請があったわけではないことから、主催が誰なのか、具体的な計画書や要領が定まり申出いただいてから内容を精査し、関係各課との協議の上、総合的に判断させていただきたいと考えております。

次に、2問目の御質問、汐見台地区駐車場の2025年度賃貸借契約は適正な契約になっているのかについてお答えをさせていただきます。

まず、1点目の御質問、近傍類似の地価1平米が626.16円であれば、年間賃貸料は197万3,030円になるのではありませんかについてお答えをさせていただきます。

貸付面積を基準とした場合の貸付料は、御質問のと通りの金額となります。

次に、2点目の御質問、賃貸委任または借受人のどちらが賃貸契約面積3,151平米を求めたのですかについてお答えをさせていただきます。

町有地の貸付けについては、借受人からの申請に基づき、町と借受人が協議し貸付けをしております。汐見台地区駐車場管理組合側への聞き取りを行った内容によりますと、平成16年度貸付けの申請の際に面積の変更があり、3,151平米に変更になったようであります。平成16年度ですから2004年ですか。

次に、3点目の御質問、賃貸契約において面積3,151平米の地積測量図及び登記簿謄本等の確認を行っているのですかについてお答えをさせていただきます。

駐車場の貸付契約を開始した時点の資料が現存しておらず定かではありませんが、契約更新時の手続において、その都度貸付け部分に係る地積測量図等の確認は行っておりませんでした。地積測量図等の確認は行っておりませんでした。

次に、4点目の御質問、同駐車場面積3,151平米を25台使用の賃貸契約で締結していますが、1台の使用面積は何平米と試算したのですかについてお答えをさせていただきます。

賃貸契約の内容が3,151平米の敷地内において、駐車台数を基準とした貸付料で契約することとしておりますので、町側において車1台当たりの使用面積は試算しておりません。

次に、5点目の御質問、2024年度、令和6年度の賃貸借契約時点での駐車場使用台数は30台ですが、25台の賃貸契約としたのはなぜですかについてお答えをさせていただきます。

令和6年度の賃貸借契約については、利用する住民に対する周知期間や駐車場管理組合側と

の協議に時間が必要であると考え、駐車場管理組合側の申請のとおり25台での契約とし、過去の経緯等を確認しながら、令和7年度の契約更新に向けて組合側と協議を行っているところでございます。

次に、6点目の御質問、同賃貸借契約外と思われる隣接町有地に同駐車場を監視する防犯カメラが設置されていますが、町条例、財産の交換、譲与等に関する条例に基づく貸付契約は行っているのですか、いつから設置されているのですかについてお答えをさせていただきます。

歌川議員がおっしゃる隣接町有地に工作物を設置する場合は、公共物管理条例に基づくものとなります。防犯カメラ設置時点の駐車場管理組合側から貸付けに係る申請等の文書が、町の現存する資料では確認できない状況であり、許可証は交付されていない状況であります。防犯カメラの設置については、昨年組合側と協議した際に平成22年度に設置されたことを確認しており、現在契約に向けて協議を進めているところであります。

次に、7点目の御質問、前回の質問の答弁で、1つ、31台から55台までの駐車台数の増設での契約手続、2つ、1台月1,000円とした算出基準、3つ、公有財産の目的外使用に伴う使用料の貸出し、4つ、防犯カメラ設置鉄柱許可等に対する事務対応が職員の事務分掌から照らして適正な対応だったのですかについてお答えをさせていただきます。

汐見台地区駐車場管理組合設立の経緯が、汐見台地区内の交通安全対策や緊急車両の通行支障の解消の目的だったことや、道路計画の休止等を考慮すると、貸付けについては適切だったと考えております。令和7年度契約に向けて、貸付料と防犯カメラの設置に係る手続について、管理組合側と協議を進めているところでありますので、御理解をいただきたいと思います。

次に、3点目の御質問、安心して通行できる公衆用道路、認定外道路となっていますが、補修をについてお答えをさせていただきます。

1点目の御質問、現況を確認しているのですかについてお答えいたします。

現状の計測はしておりませんが、現地は路面のくぼみが大きい状況を目視にて確認しているところでございます。

次に、2点目の御質問、現況は通行車両及び歩行者の通行安全が確保されていると思いますかについてお答えいたします。

アスファルト舗装が破損し、支障がある状況と考えております。

次に、3点目の御質問、現況での同公衆道路上で人身事故が発生した場合、医療、車両補償等の責任を持つのはどこになるのですかについてお答えをさせていただきます。

事故発生時の状況や要因にもよりますが、隣接地権者が用地を主張し境界未確定であるため、

一概には決められない状況となっています。

次に、4点目の御質問、公衆道路脇に側溝が敷設されていますが、公衆道路内の敷設ですかと、5点目の御質問、両隣接地との境界は明確になっているのですかについては関連がありますので併せてお答えをさせていただきます。

地目が公衆用道路として境山2丁目20番46、所有者は町ですが、当時の隣接地権者と用地立会いし、町で側溝を設置したものと思われます。しかし、平成15年ですから2003年ですね、平成15年当時より公衆用道路の境界について、現在の隣接地権者と用地境界の主張が異なり、未確定の状況となっております。

次に、6点目の御質問、同公衆道路の補修を行うには、隣接地権者との正確な境界線等を明確にすることが必要ではないでしょうか。その考えはありませんかについてお答えをさせていただきます。

補修を行う際は境界の確認は必要と考えておりますが、隣接地権者は自分の土地であるとの一点張りの主張であり、補修もままならない状況となっております。隣接地権者との話合いの場につくこともできず、境界未確定となっていることから、補修も行えない状況で、解決の糸口が見えない状況でございます。

以上、一般質問への回答とさせていただきます。

〔町長 寺澤 薫君 降壇〕

○議長（安倍敏彦君） 第1問、戦後・被爆80年に向けた平和教育の実施をについての2点目の回答を求めます。須藤 清教育長、御登壇願います。

〔教育長 須藤 清君 登壇〕

○教育長（須藤 清君） 2点目の御質問、中学校2校で被爆された方などの実体験を聞く平和学習についてお答えします。

反戦・各核兵器廃絶に関わる平和学習は、平和とは何かを考える力の育成と、日本人の誇りの涵養に欠くことのできない学習と踏まえています。戦後、学校教育の最上位目的の一つとして、ずっと取り組んでまいったものでございます。よって、被爆された方などの実体験を聞く機会があれば貴重な取組になると考えます。

ただ、教師の実感として考えると、単発的にその時間を設けるのではなく、それまで、先ほど町長答弁にあった社会科の歴史の授業での積み重ねであるとか、国語での反戦文学教材がありますけれども、その授業を通して、生徒一人一人の考え方を深めた上で、呼び出して、その方々の話を聞くとすれば、とても子供たちにとって最適な教育になると考えております。

私からは以上でございます。

〔教育長 須藤 清君 降壇〕

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 再質問させていただきます。

まず、平和教育について質問させていただきます。まず①、パネル展については今のところ考えていないということでもあります。町長、御存じかもしれませんが、御存じかな、御存じないかな、毎年、塩釜地域の平和団体、原水協というのがあるんですけども、塩竈市内のイオンのビッグですね、そこの市民的なスペースで、原爆パネル展を毎年やっているんですよ。こういうパネル、もっと大きいんですけどもね、こういうのを20枚くらい貼って、裏はこういうやつですけども。こういうのを貼って、やっているんです。そして、被爆体験者の話を毎年聞いているわけなんですけれども、そういう形でやはり一つの、事前の、教育として、ぜひ広報などで載せてほしいといった場合、積極的に受け入れるような考えなどないのかどうか、その点、伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 総務課長。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君） では、ただいまの点につきまして回答させていただきます。

先ほど、町長の答弁でパネル展につきまして、原爆パネル展という形ではなく、今年ゴールデンウィークに国際村におきまして、お示しのと通りの平和のカタチということでパネル展、こちら戦後の、戦争の歴史や紛争を振り返るところでのパネル展を企画しているところでもあります。パネルをどのようなものを使うかは、まだ担当課のほうでいろいろと今熟考しておりましたところで、具体的にこのパネルを使うというところまではなっておりませんが、戦後80年につきましてはこちらのパネル展のほうを町民向けにうまく活用できればなと考えていたところではあります。

あと、広報等への掲載につきましてということでしたが、こちらはちょっとどのようなものがあるのか、今ちょっとすぐ御回答できる部分でもございませんので、ちょっと回答につきましては、一旦考えさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） その団体が申し入れた場合については、前向きに検討していただきたいと思います。

今、総務課長が言われたこの平和のカタチということで、ぜひやはり今世界的にもいろいろなところで、宗教戦争なり侵略戦争が行われています。そういう点では、戦争、悲惨な状況ですよね。その中で、特に原爆を一つの威嚇材料としてやるということは、本当に大変な状況、生じるんじゃないかなと。その体験をしているのが日本ですよね。その中で、原爆がどれだけの、今戦後80年でも広島、長崎で、原爆、病院の中でも治療されている方がいまだにいるというところでのそういうこと、実態を、抽象的な形ではなくて実態を知らせていくというのが必要ではないかなと思います。そういう点で、そういう申出が、団体から、パネル展も含めて申出があった場合、前向きに検討していただきたいと思います。

そして、2番目、平和教育についてということであります。そうであれば、こういう長崎、広島、8月ですよね、そういうことを見ながら、あと社会科、あとは国語の中で、事前にレクチャーしながら、こういうものについてスタンスをつくりながらですね、やっていくというような平和教育はないかどうか、その点伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 須藤教育長。

○教育長（須藤 清君） 今、歌川議員がおっしゃった平和教育の体系というのは、もうそのように、我が国では長い実践の歴史がありまして、原点はもう小学校1年生の道徳から始まります。自分がやられて嫌なことは人にやるなと。人として君はそれはどうなのかと、そういうことを考えさせるところからスタートして、従来小学校の文学教材では「ヒロシマのうた」、広島町の町の中をさまよう少年の物語を国語科で取り上げ、あとは6年生の歴史で初めてこの事実が出てきて、中学校でそれを深めるという形で、ずっとこれは、1945年の8月6日、8月9日以降、戦後80年たっても、90年たっても、100年たっても、これは語り継がなければいけないものだとして、教育活動に当たっているところでございます。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） ということで、そういう平和を実体験を聞く平和学習ということで、一つは、ちょっと紹介したいのは、この前のノーベル平和賞授賞式に参加した宮城県出身の木村 緋紗子さんという方、そのノーベル平和賞授賞式の報告を兼ねております。そして、今度の3月15日、これも仙台で田中照巳さん、授賞式でスピーチされた方です、この方が仙台メディアテーク7階のスタジオシアターに来て、講演をするということです。この方も、要請があればこの田中さんも仙台に以前在住の方です、来ると言っていますので、ぜひぜひ企画していただければと思います。

次に移ります。3点目、平和式典と平和大使、できないかということでもあります。県内でも

この広島、長崎に派遣されている中高生の方々の事業というのは、教育長多分調べているかと。御存じでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 須藤教育長。

○教育長（須藤 清君） 具体的に市町村でどこの中学校、どこの小学校ということは存じ上げておりません。ただ、全国的に修学旅行の過程に広島市あるいは長崎市を入れて、平和学習をしている中学校、高校があることは承知しております。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 県内でも気仙沼、大崎、そして今日紹介するのは石巻市、非核平和推進人材育成事業「広島派遣研修」とあるんですね。これは、昨年8月23日、石巻市の中学生が派遣されて、募集して、応募して、派遣されて、その報告会を行っているものです。ぜひ、こういう後世に、やっぱり平和教育を引き継ぐようなそういう自治体、ましてや平和宣言をしている自治体であるがゆえに、こういうことも率先して、この80年を機に改めて考える、派遣するような企画を設ける考えはないか伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 町長。

○町長（寺澤 薫君） 今のところはそういう考えは持っていないです。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 今はということなので、まだ時間はあります。前向きに検討を求めたいと思います。

2点目に移りたいと思います。第1問ですね。

面積に照らせばこの金額だということでもあります。冒頭に質問させていただきます、新年度の、令和7年度の汐見台地区駐車場組合との契約はまだ行っていないということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） 今現在手続を進めているところでありまして、契約は行っておりません。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） その場合、今までどおり台数で試算していくんでしょうか。そのときの台数は担当課として何台、台数で計算した契約した場合の台数について求めたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） 今現在55台で契約をする予定としておりまして、貸付料は66

万円となっております。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 先ほど若干説明ありました、平成16年度の際に面積の変更がありましたということで、されているということでもあります。そもそもこの管理組合との賃貸借契約はいつから始まったんでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） 平成14年の7月からでございます。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 先ほどの説明では、平成16年度において使用面積が3,151平米に変わったということでもあります。この14年7月時点で、そのときも25台ということで仮定して、面積的には何平米だったんですか。

○議長（安倍敏彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） そちらにつきましては、町のほうに文書が存在していなかったもので、組合側からの聞き取りによりますと面積は1,297平米でございます。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 前回の、先ほども答弁されました、実質平米当たり626.16円ということでもあります。要するに、この公有財産、公衆道路ですね、貸付けについては、改めて財産の交換、譲与に関する条例の行政財産の目的外使用に基づく賃貸使用料にすることが条例で定められているということではありますが、そのことを認識しての台数での賃貸借契約をしたということですか。

○議長（安倍敏彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） その当時のことにつきましては、ちょっと文書が残っていないので、なぜ台数でしたかというところはちょっと把握しておりません。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） じゃあ、契約の記録がある時点で確認した中で、この台数がその1,297または3,151になった時点で、25台の貸出し台数だったということを確認した上で、担当課としては、この行政財産の目的外使用に基づく使用料にすべきだという認識はあったんですか。

○議長（安倍敏彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） こちらの土地につきましては、地目は、議員おっしゃっていたように公衆用道路となっておりますが、現況が雑種地でしたので、普通財産として貸付けを

行っております。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 普通財産、これも前回示した表ですよ。目的外使用でやった場合、土地、宅地、駐車場、運動場その他これらに類するものについては、1 平米、先ほどの626.16掛ける0.006掛ける平米、書かれているんですよ。何でこれを雑種であろうが森林であろうがその土地の評価は決まっているわけでしょう。何でこれに準じてしなかったのか。それは、繰り返します、この目的外、この算出の方法を熟知していた上での賃貸料ということでもいいんですか。

○議長（安倍敏彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） 貸付け当初のことにつきましては、資料が残っていないため申し訳ありません、分かりません。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 資料を確認した後のことを私言ったでしょう、さっき。あった時点での認識はどうしていたんですかと。資料の話はさっき終わっています。契約の資料があった時点でどうなのかということですよ。

○議長（安倍敏彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） 確かに、目的外使用の部分につきましては、面積で貸し付けるということにはなってございます。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 繰り返しになるので、次に行きます。

3 番目、地積測量図及び登記簿謄本なんかは持っていないということであります。そこで、当然、1,297平米から3,151平米に変わったということですので、そのときの図面の、地域の確認、貸付け境界の印は、現在もあるんですか。3,151の面積の区画区分。

○議長（安倍敏彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） そちらにつきましては、今回、令和7年度の契約に向けて図示をして契約するように進めているところです。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） いいですか。説明では、平成16年に3,151に変更したんだよと。これ今回のことじゃねえのよ。前のことはちゃんと図面で確認してんのすかということですよ。していないで3,151の面積どのぐらいかなあということをやったということですか。

○議長（安倍敏彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） すみません、そちらの平成16年当時の書類についても現存しておりませんのであれなんですけれども、確認はしているものと思われます。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 要するに、3,151の境界のくいはちゃんと、くいが打ってあるということとで理解してよろしいんですね。

○議長（安倍敏彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） こちらは一筆のうちの一部になるので、くいまでは打っておりません。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） この公衆道路と町が確認している総面積は何平米ですか。6,837。その面積の一部であります。要するに、ちゃんと全体の面積が定められているんですよ。そこで貸付けが3,151だったら、ここだよということを相手に示さないと、どこまでも延長していくんですよ。例えば3,151が4,355とか、そこまで行く可能性だってあるんじゃないですか。そういう点で、これから打つんじゃないくて、今まで、改めて、担当課としては目的外使用について、担当課としてこの条例に基づくこういうものを認知しておきながら、台数でやったということですか。分からないでやったということですか。どちらですか。

○議長（安倍敏彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） その部分につきましては、これまでの経緯もございますので、台数で行っております。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 改めて、財産の交換、譲与に関する条例、行政財産の目的外使用という、担当課はそういう事務分掌があるということを認識していたんですか、いないんですか。

○議長（安倍敏彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） 認識はしております。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 要するに、担当課としてはこの条例、あとは目的外使用のやり方としては平米でやるんだよということを認識しながら、条例を無視して台数でやったということで理解してよろしいんですね。

○議長（安倍敏彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） 先ほども申しましたが、これまでの経緯等もございます。あ

とは汐見台地区の駐車場管理組合の設立の経緯等もございますので、交通安全等の対策等とか、通行の支障の解消を目的としたものでありますので、台数での貸付けとさせていただいたものでございます。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 今の答弁で、その交通の解消というお話もありました。あそこ現在55、台数を確保していますが、あそこの利用者の住民の方で、例えば汐見台3丁目、4丁目の方いるんですか。

○議長（安倍敏彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） そこまでは存じ上げておりません。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 要するに、あそこは結局は使いでのいい汐見台6丁目及び1丁目の一部の方、そして汐見台南等々いろいろあの近辺で従事している事業所の労働者の方々ですよ。別に交通上の不便を来すようなものじゃないですよ。そういう点からも、ずさんな対応だったなと思います。

改めて、5番目に移ります。4番目、飛びます。

実際の令和6年度で30台だったのが25であったということです。25台というのは、ずっと経年やってきた25台です。30台として利用しているのはいつ認識したんですか。

○議長（安倍敏彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） すみません、30台としたのはいつかというのは今ここではお答えできません。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） あそこをアスファルト化しましたね、第1期で。そのアスファルトにしたのはいつですか。申請しますよね、路面の変更ですから。

○議長（安倍敏彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） すみません、そちらにつきましても文書が残っておりませんので、あとは下期の分については令和6年度に行っております。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 多分あそこは、私も推測ですよ、もう15年くらいの経過はしているかと思いますが、その時点で、要するにアスファルト舗装する時点で30台になっているんですよ。1回で舗装していますから。ということは、あそこを担当課としては、毎年毎年確認し

ながら年次契約をしてきていたということ、していると認識は、私はしないほうがいいんですね。極端に言えば、担当課として契約に当たって現場を確認して契約しているという行為はしていなかったということで理解してよろしいんですね。

○議長（安倍敏彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） 現場のほうまでは確認をしておりませんでした。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） ということで、この30台にいつ頃なったのか、そこをちゃんと組合と確認しながら、ではその5台分の料金の遡及をする考えはありませんか。

○議長（安倍敏彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） 遡及の部分につきましては、条例等規則に基づきまして探っていきたいと思います。

あとは、組合側の経営状況もありますので、そこは組合側と協議をしていきたいとは思いますが。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 組合との協議の問題じゃないっちゃ。まず、私から見ればだよ、組合は担当課に申請をしないで25台から30台にしたんですよ。文書を交わさないで。担当課は25台と思っていたのに、30台になっていたというのを認識していないんですよ。どっちもでたらめだっちゃ。ということで、次に移ります。

6、防犯カメラの設置であります。聞いたら平成22年の設置だということで、これから契約を進める。今まで22年前からの、これだと道路占領になるのか、今回の行政財産の目的外使用になるのか、どちらかになるかと思うんですけども。あそこは一応公園になっているので、多分公有財産の目的外使用に該当するのかなと思います。そうすると、契約を結んでいないということで設置したということになれば、勝手に設置したということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） そちらにつきましても、勝手に設置をしたのか、認識違いで、駐車場の用地の中と認識しての設置だったのかというのまでは確認できていないところであります。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） ということで、もし22年の契約での設置しているのであれば、ここにつ

いても遡及して使用料を求めるべきではないでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） そちらにつきましても、条例等にのっとりまして手続をしたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 7点目に移ります。7点目については、極端に言えば、皆さん聞いたと思うんだけど、もう担当課の事務分掌に照らして、私から言えばもうずさんと言えないですよ。そうすると私は、この前も何だかで懲戒処分とか減給なんかされましたけれども、私はこの件についてはやはり担当課、あとは職責者の懲戒処分の対象になるのではないかなと思いますがいかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 総務課長。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君） では、懲戒処分の件の質問がありましたので、私のほうから答えさせていただきます。

現段階では事例等々照会で、詳細な報告が上がっているわけではありませので、明確な回答で懲戒処分、これは該当する、しないということは差し控えさせていただきます。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 今の話をテープを起こして対処してください。

3問目に移ります。境山の問題であります。現状を認識しているのかと、しているようなことで目視で確認しているということでもあります。これまで何回現場の確認をしているのか、説明を求めたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（鈴木英明君） 月1度の道路パトロール、こちらでは点検はしていないんですけれども、去年の10月、こちら私が直接現地歩いて確認しております。それと、積雪のこともありましたので、2月の下旬に私のほうで行って現地を確認しております。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 要するに、今の聞くとところによると昨年の6月と、私が一般質問した次の日にしたというこの2回だけですか。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（鈴木英明君） つい最近は、現地のほう、こちらは確認しておりませんでした。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） ということは、そこについては定期的な確認をしていないということで理解してよろしいんですね。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（鈴木英明君） 定期的な確認ではなくて、私が直接現地、半年に1度とかそういった形で現地を確認しております。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） あそこの状況、こういう状況であります。これ、いつから発生しているんですか。こういう状況は。担当課の道路管理者。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（鈴木英明君） 平成24年当時であります。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 要するに13年も経過しているような状況であります。

そして、これについては、隣接住民または地区からのこういう状況を何とかしてほしいというような要望は何回、これまで出されているのか、年度別も含めて説明を求めたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（鈴木英明君） 年度別は確認しておらないんですけれども、以前、区長さんのほうから要望書が上がってきておりまして、現地の確認と地権者、こちらのほうとも協議を重ねております。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 3点目に移ります。見て分かるように、ここ3メートル弱の幅であります。全て剥離したりとか、沈没している状況であります。要するにまともに通れないんですよ。これがこの13年間の状況ですよ。13年前からこうなったわけじゃないんですけれども。ずっと放置した状況の中で、こういう状況になっているということでもあります。

そこで、3点目の、こういうところで事故が起きた場合、改めてどこが責任を持つのか、改めて確認したと思います。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（鈴木英明君） 隣接地権者、こちらが用地を公衆用道路と認めていただければ、事故の状況だったり要因にもよりますが、町の場合だったり、事故の当事者、こういう考え、こちらもあると思っております。

○議長（安倍敏彦君） 町長。（「私の次でいいですよ」の声あり）歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 改めて、これまたさらに近くで確認した、写真にしたものです。もう全面的ですよ。そして、この真ん中のえぐられているところが約20センチ。20センチ、知っていますか、10センチの倍。5センチの4倍。メートルで言うと、これで測ったんですよ、これだと見えないから。20センチあった。こんなんですよ。普通、5センチも10センチも大変なのに、これ20センチもくぼんでいるんですよ。ここに郵便の赤バイクなんかははまったら上がれないですよ。そして、脇も通れないんですよ。こういうところで事故が起きた場合、誰が、個人的になりますけれども私も一度転んでバイク破損しました。町には請求しなかったんですけども。ということで、こういうことが誰の責任になるのか、改めて、事故った場合。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） この場所については、ずっと懸案で、これまで計21回その場所で、歌川議員も現地に行っていたりしました。それで、相手方には境界は別として、とにかくこの穴埋めとか危険だから、町のほうで埋めさせてくれないかと言ってもですね、逆に、埋めたことが一回あったんだね、2回ほど危ないんだということで埋めたら、その相手側が掘り起こされて、また元に戻せと、戻した経緯がございます。絶対認めない。本人は自分の土地だと意識しているわけですね。ですから、町を訴えたいということだったらぜひ訴えてくださいということをお願いしたんですが、なかなかちがが明かないということで、その辺の経緯も歌川議員知っていると思うんですけども、なかなか相手の方がそこを譲ってくれない。だから、とにかく現状だけ直させてくれと言っても、それは相手側は言うことを聞いていただけない状況です。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 次に移ります。4点目の、側溝が設置されています。側溝は先ほどの話で町が設置したんだと、敷設したんだということであります。当然、側溝は町で設置したんだったら、側溝は町有財産、町有地ですよ。町有地の手前だから、地権者のほうじゃないんだから、相手が何と言おうと町のもですよ。そこをほっくり出したら損害賠償ですよ。でしょう。そういう立場でやるべきじゃないですか。町道なんですよ、公衆道路なんですよ。どうなんでしょう。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（鈴木英明君） 側溝を入れた当時の地権者と今の地権者は違ってありまして、そこで用地の主張が異なるので、なかなか町としても補修ができないというような

状況でありました。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 次に移ります。5番目と6番目、一緒に。

要するに、この道路というのは、ここは町道からここまでの距離というのが28メートル、そして横幅は大体2.5メートルくらいですから、約60平米の面積が全部なっているんですよ、この一角じゃなくて。ここにもあるし。そうすると、やはりこれは裁判を起こしてくれじゃなくて、こっちで、行政のほうで裁判を起こして、早急な解決をすべきじゃないでしょうか。その点、町長。

○議長（安倍敏彦君） 町長。

○町長（寺澤 薫君） この土地の経過について、町として、以前ですと2012年11月に塩竈の法務局まで行って、支局長云々の話で、その辺を話をしました。その際に、町を訴えるということだったんで、ぜひそれならば法場でやるということで、相手から申入れがあったんで、それはアクションとして相手がまだ起こしていないという状況で、ですからとにかくその現場だけでもという思いなんでね、地元の人たちも、これまで区長さんやら議員さんやらいろいろ言っていたいたんですが、なかなか本人がここは自分の土地だというふうな言い張り方でなかなか対応させていただけないというのが現状です。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 要するに、こちらから起こすべきじゃないかというのは、まず相手の土地の面積というのは、登記簿謄本なんか構図を取ればもう分かりますよね。そしてやっぱりそういう点では、きちんとそういうものを把握しながら、あんたここだよということを法的な立場できちんとやっていく、そのことが必要であります。改めて、まず今必要なのは、今のところは相手との関係で進まないということになっているような話なので、取りあえずあそこで事故が起きた場合、どこが責任を持つのか、そこを取りあえずはっきりさせてください。

○議長（安倍敏彦君） 町長。

○町長（寺澤 薫君） はい土地の境界が確定しない中で、所有者が分からない中で、その管理責任は何とも言えません。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 側溝は町の土地だからつくったんでしょう。だから、あそこの側溝だけが町の土地だということで理解していいんですか。あそこをアスファルトにしたのは、所有権がないのに行政としてアスファルト化にしたんだと、近所の誰かがアスファルト舗装化したわ

けじゃないでしょう。当初は行政がしたんでしょう。であれば、あそこ現況に変わっているんだから、そうであればあそこでの管理責任者は町だということになるんじゃないですか。所有者がはっきりしていないというのはあり得ないでしょう。どうなんですか。

○議長（安倍敏彦君） 町長。

○町長（寺澤 薫君） あそこの地目上は公衆用道路、そして道路といっても建築基準法上の道路と道路法上の道路とがあると。あそこは、その地権者が家を建てるのに後退をしなければ建築許可が下りなかったと。ですよ。それで後退したと。それで後退はしたんですけども、今度は次の人が競売で購入したと、今の人ですね。そうすると、登記上はまだ町のものに移転していなかったために、本人はこの道路部分の、センターかどうか分からないですけども、含めて購入したんだと、だから俺のもんだという一点張りの主張なんですね。ですけども、本来は後退確認して建築許可が下りたあれですから、そうなんですよと言ってもらちが明かないという。これは歌川議員も一緒に現場に行っていたいたり、区長さんに行っていたいて、前町長まで現場に行っているいろいろ説明してもらちが明かなかった。そういう状況でございます。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 状況は分かりました。事故が起きたとき、あそこの所有権は公衆道路になっているわけだから、認定道路とか認定外道路とかなんとかじゃなくて、町の所有でしょうと。町の所有じゃなかったらいいんですよ。どこなんですか。側溝は町で、側溝以外は誰の所有だか分からないなんていうことはないでしょう。あそこの側溝を埋めるに当たって、どこまでが町の所有なのかというのがはっきりしているから、あそこに側溝ができたんでしょう。設置したんでしょう。であれば、どこまでが、側溝そのものはぎりぎり町道じゃないですよ。必ず、最低でも何センチとか、何十センチというのは、側溝を埋めるに当たって保有すべき行政の責任があるんですよ、行政のやり方が。だからそういうことも考えてみると、あそこは、そしてさらに言います、アスファルト化しているんですよ。責任はどこなのか、そこだけははっきりしてください。事故ったとき困るから。

○議長（安倍敏彦君） 町長。

○町長（寺澤 薫君） あそこの場所については供用開始をしていないということでございますので、その責任の所在が、町という責任でもないという。供用開始をしていないということでございます、まだ。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 供用開始をしていないということは、あそこは公には利用しては駄目だ

ということですよ。（「それは違う」の声あり）どうなの、だから。管理はどこなんですか。あそこに例えば物建てていいんですか、勝手に。もしあそこに建物建てるとしたら誰の許可をもらうんですか。

○議長（安倍敏彦君） 副町長。

○副町長（平山良一君） それでは、私のほうから回答申し上げたいと思いますけれども、所有権と使用权と、その辺のことには違いがあるというようなことは御理解いただきたいと思います。あそこの使用权については、供用開始していませんから、一般住民があそこを通っていいというようなことにはなりません。ただ、そのところを通路として利用している方がいるんだとすれば、そのところはそのまま、町とすれば、行政とすればそのまま、どうぞ通行してくださいという形で、実際の責任、何かがあったときの責任という部分につきましては、利用する側の方が責任を持って、そのところをきちんと事故を起こさないように通るという形になると私は理解しております。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） アスファルト化したのはなぜですか。そして現状の認識との違いをどういうふうに担当課としては理解しているんですか。

○議長（安倍敏彦君） 最後の答弁で。副町長。

○副町長（平山良一君） 当時は、供用開始をする前に、そのところ通るような状況をつくろうとして舗装をさせていただきました。ただ、その後すぐに所有を主張する方に壊されたということでございます。今の段階では何とも致し方ないという状況になっているということでございます。ただ、その権利あるいは責任、そういったのをどこに持っていくかにつきましては、今後の課題と捉えておりますので、相談なりなんなりそういった必要なところと相談しながらということになると思います。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 以上です。2問目、3問目について改めて質問したいと思います。今日はこれで終わります。

○議長（安倍敏彦君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声がありますので、異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

明日３月４日午前10時より再開をいたします。

本日は御苦労さまでした。

午後３時４１分 延会

この会議録は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

令和7年3月3日

七ヶ浜町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和 7 年 3 月 4 日（火曜日）

七ヶ浜町議会定例会 3 月会議会議録
（第 2 日目）

令和7年七ヶ浜町議会定例会3月会議会議録第2号

令和7年3月4日（火曜日）

出席議員（13名）

1番	鈴木洋市君	2番	鈴木篤君
3番	佐藤信輝君	5番	鈴木博君
6番	鈴木恵子君	7番	佐藤直美君
8番	熊谷明美君	9番	佐藤壮一君
10番	遠藤喜二君	11番	岡崎正憲君
12番	歌川渡君	13番	仁田秀和君
14番	安倍敏彦君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	寺澤薫君
副町長	平山良一君
総務課長兼デジタル推進室長	藤井孝典君
防災対策室長	石井直紀君
企画財政課長	青木ゆかり君
税務課長	遠藤衛君
町民生活課長	宮下尚久君
まちづくり振興課長	鈴木昭史君
建設課長兼復興推進室長	鈴木英明君
国際村事務局長	我妻幸弘君
子ども未来課長	菅井明子君
健康福祉課長	関本英児君
長寿社会課長	沼倉隆弘君

会 計 管 理 者	鈴 木 正 実 君
上 下 水 道 事 業 所 長	後 藤 謙 一 君
教 育 長	須 藤 清 君
教 育 総 務 課 長	稲 妻 和 久 君
生 涯 学 習 課 長	遠 藤 弘 次 君
監 査 委 員 事 務 局 長	佐々木 祐 一 君

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	佐々木 祐 一 君
同 書 記	鈴 木 一 叶 君

議事日程 第2号

令和7年3月4日（火曜日） 午前10時00分 開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 議案第11号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第12号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第13号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第14号 七ヶ浜町町税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第15号 七ヶ浜町都市計画税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第16号 七ヶ浜町母子健康センター設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第17号 七ヶ浜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第18号 七ヶ浜町地域包括支援センターの設置者が包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第11 議案第19号 七ヶ浜町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第 1 2 議案第 2 0 号 七ヶ浜町給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 3 議案第 2 1 号 工事請負契約の締結について（令和 6 年度七ヶ浜健康スポーツセンター機械設備改修工事）
- 日程第 1 4 議案第 2 2 号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 日程第 1 5 議案第 2 3 号 令和 6 年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第 7 号）
- 日程第 1 6 議案第 2 4 号 令和 6 年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 1 7 議案第 2 5 号 令和 6 年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 8 議案第 2 6 号 令和 6 年度七ヶ浜町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 1 9 議案第 2 7 号 令和 6 年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 0 議案第 2 8 号 令和 6 年度七ヶ浜町下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 2 1 議案第 2 9 号 令和 7 年度七ヶ浜町一般会計予算
- 日程第 2 2 議案第 3 0 号 令和 7 年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 2 3 議案第 3 1 号 令和 7 年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計予算
- 日程第 2 4 議案第 3 2 号 令和 7 年度七ヶ浜町介護保険特別会計予算
- 日程第 2 5 議案第 3 3 号 令和 7 年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 2 6 議案第 3 4 号 令和 7 年度七ヶ浜町水道事業会計予算
- 日程第 2 7 議案第 3 5 号 令和 7 年度七ヶ浜町下水道事業会計予算

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会議日程の決定
- 日程第 3 一般質問

午前10時00分 開会

○議長（安倍敏彦君） 皆様、おはようございます。

これより令和7年七ヶ浜町議会定例会3月会議を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であります。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（安倍敏彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、5番鈴木 博議員、6番鈴木恵子議員を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（安倍敏彦君） 日程第2、これより昨日に引き続き一般質問を行います。

初めに、3番佐藤信輝議員の質問を許可いたします。発言席に御登壇願います。

〔3番 佐藤信輝君 登壇〕

○3番（佐藤信輝君） おはようございます。3番佐藤信輝です。

議長の許可を得ましたので、通告しておりました国府厨印を活用したまちづくりの考えについて質問させていただきます。

文化財保護法の改正により、文化財の保護だけでなく、活用しながら保存することが求められるようになってきました。この流れの中で、地域の文化財を観光資源として活用する動きが加速しています。多賀城市では、国宝に指定された石碑や南門の復元を通じて新たな観光拠点になろうとしています。

本町にも大木囲貝塚など多数の文化財がありますが、特に国府厨印は青銅製の古代印であり、西暦840年頃に花淵氏の先代が陸奥国の主厨に任ぜられ、食材や供物を保管するための倉庫を花淵浜周辺に建て、古代の陸奥国府多賀城へ昆布や海産物を納める際の書類に使用されていた印です。この印は、太宰府、伊勢をはじめ海産物を例貢とする国々に置かれていましたが、日本で現存する国府厨印は本町にある厨印ただ一つだけであり、日本における国府の厨を示す古代印として文化的価値は非常に高いとされ、貴重な文化財の一つと言えます。

ちなみに、古代日本の領土から考えると、日本で昆布が取れたのは花淵浜が昆布生産の南限

であり、江戸時代の書物にも花洲浜産の昆布は最高級品であると記載されています。

現在、本町をはじめ日本社会全体で少子高齢化が加速し、社会問題となっている中、地域の活性化や交流人口の増加が求められています。そこで、日本で唯一の国府厨印を活用し、松島多賀城線の観光ルートの一部として観光資源の価値を引き出し、地域の魅力を高めることができるのではないかと考え、以下の3点について伺います。

1点目、現在行われている文化財を活用した施策や国府厨印を活用したまちづくりの考えはあるか伺います。

2点目、多賀城市が石碑や南門の復元を通じて新たな観光拠点を目指している中で、本町における交流人口を増やすための取組について伺います。

3点目、七ヶ浜の文化財である国府厨印を県文化財や国の文化財に申請する考えがあるか伺います。

以上、質問といたします。

○議長（安倍敏彦君） 国府厨印を活用したまちづくりの考えはについて回答を求めます。

須藤教育長、御登壇願います。

〔教育長 須藤 清君 登壇〕

○教育長（須藤 清君） 3番佐藤信輝議員の御質問、国府厨印を活用したまちづくりの考えはについてお答えいたします。

1点目の御質問、現在行われている文化財を活用した施策や国府厨印を活用したまちづくりの考えはについてお答えします。

佐藤議員御認識のとおり、本町の文化財の価値については、その貴重性について認識しているところでございます。現在、文化財を活用した取組については、町ホームページやリーフレット（解説版）で町内の文化財に関する情報を発信しているほか、所蔵資料のほかの博物館等への貸出し、文化財見学ツアーや実物の資料を活用した講座、本年度から始めた学校への出前授業などを歴史資料館事業として行っています。その中で国府厨印についても常設展示を行い、実物見学をできる機会を提供しておるところでございます。

このことについては、2月27日、文化財保護委員会の中で、委員全員の一致した考えなんですけれども、国府厨印についての価値をしっかりと子供たちに、大人たちにも、七ヶ浜に営々と続いてきた先人の営みのプライドとして伝えていくことを委員会の中で協議したところでございます。よって、国府厨印については、その価値、魅力、学び、町民のプライド、七ヶ浜の郷土愛などを含めて魅力発信に努めてまいりたいと思います。

ただ、まちづくり政策として正面に掲げることは今のところ考えてございませんが、今のような考え方を持って発信していくことによって、結果として七ヶ浜のまちづくりにつながるものと確信しております。

2点目の御質問、本町における交流人口を増やすための取組についてお答えします。

1点目の厨印の価値の認識と関連しておりますけれども、今年度は東北歴史資料館によるレシートキャンペーンに参画し、東北歴史資料館の来館者には入館料レシート等の情報から当町の歴史資料館に見学者を招く取組をいたしました。

今後については、県が観光振興の強化の下、復元に努めている多賀城政庁跡、議員がおっしゃったとおり、事業を展開しておりますけれども、歴史資料館について、国府厨印を中心とした展示物、その中で説明されている七ヶ浜町の文化財の価値、ここでもこの町が単に、例えば多賀城市の何と言ったらいかな、市や町に上下という考え方はございませんけれども、多賀城市があつて七ヶ浜があるという考え方は毛頭持っておりませんので、多賀城市に政庁跡が建造された、そこに至る、またここでも長い歴史が七ヶ浜町にはあつて、七ヶ浜町の営々とした縄文時代からの文化の積み重ねの中で多賀城市に政庁跡ができた、そういうことでPRに努めてまいりたいと考えています。

つまり、1点目、2点目とも、国府厨印は七ヶ浜町の宝であり、町民にとっての誇り高いプライドであるというところは一貫して伝えてまいりたいと思います。

次に、3点目の御質問、国府厨印を県文化財や国の文化財に申請する考えはあるのかについてお答えします。

国府厨印は、明治初めに鼻節神社改修の際に発見された青銅印の古印で、町指定文化財の第1号として昭和46年に指定されました。所有者は鼻節神社であり、神社より委託を受け、町資料館で保管、活用を行っているものと認識しています。

この御質問では、国や県の文化財への申請についての考えでございますけれども、教育委員会といたしましては、県、国の文化財に国府厨印を認めることの意義について、十分こちらで勉強をしておきながら、所有者である鼻節神社からその相談があったときには対応してまいりたいと考えているところでございます。

以上、佐藤信輝議員の質問3点について、国府厨印の貴重な文化財、それを含めた七ヶ浜町民、子供から大人までのプライド、誇り、それを中心に回答をさせていただきました。

以上でございます。

〔教育長 須藤 清君 降壇〕

○議長（安倍敏彦君） 信輝議員。

○3番（佐藤信輝君） 前向きな答弁ありがとうございます。

国府厨印は、陸奥国府多賀城へ海産物などを納める際に使用されていた印です。現在に言い換えれば、七ヶ浜産を証明するための古代印であり、国府多賀城のお墨つきを示すものだと思います。昭和61年、本町の歴史資料館開設と同時に国府厨印が展示され、その後、東京都、青森県など数々の自治体から借用の申出があり、町で考えている以上に貴重な文化遺産として全国から認められているあかしとなっています。

多賀城とのつながりを示し、日本で1つしか見つかっていない貴重な文化財としての活用手段は多岐にわたり、眠らせておくにはもったいないと思います。国府厨印の印影を転載し、図版を印として、七ヶ浜産である証明として活用する考えはないかお伺いします。

○議長（安倍敏彦君） 須藤教育長。

○教育長（須藤 清君） まず前段の国府厨印についての佐藤議員の御認識については全くそのとおりと考えています。よって、令和7年度も出前授業をいたしますけれども、その中で七ヶ浜の印が果たした役割、それが全国に影響を及ぼしていたこと、それを学芸員から授業の中で小学校高学年と中学校で展開いたしますけれども、それを付け加えたいと思います。

後段の紙に転載することについては、現時点ではまだ考えておりません。

○議長（安倍敏彦君） 信輝議員。

○3番（佐藤信輝君） インターネットの普及により、印影を転載し、図版を印としてデータ化し、拡散することは容易であり、ホームページやSNSなどのネット上に貼り付け、周知し、様々な形で活用することは可能であると思います。

例えば、これから特産品としていきたいトリガイや七ヶ浜で水揚げされた魚介類、海産物、ノリや野菜類など、さらには食べ物だけでなく、七ヶ浜で作られたもの全てに活用することで、認知度が上がり、七ヶ浜の特産品のブランドの価値を高め、付加価値をつけることもできると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 須藤教育長。

○教育長（須藤 清君） 佐藤議員の御意見に私は賛成して、賛成というか、その認識に賛同するものでございます。

○議長（安倍敏彦君） どうしますか。

○教育長（須藤 清君） 結果的に、ホームページの公開とかは少し時間をください。

ただ、その後段で、佐藤議員は国府厨印だけを取り上げて、七ヶ浜全体をPRというよりも

七ヶ浜全体のことについて郷土愛を深く持っていらっしやると感じました。そのことをもってまちづくりの一助にするということについて賛同するものでございます。

○議長（安倍敏彦君） 信輝議員。

○3番（佐藤信輝君） 今までの質問は、国府厨印というのは印鑑なんですね。その押印というか、印影というか、それをデータ化して、七ヶ浜産のものに国府厨印をぼんと、それを七ヶ浜産ですよということを言っていたんですけれども、国府厨印というのは、七ヶ浜で取れたものを多賀城に納めていましたよね。それは七ヶ浜産である証明なんですよ。それを復元しないかとか、今の現在に生かせば付加価値もついて、何でも七ヶ浜産という証明になるのではないかということを聞いていたんですけれども、そこら辺はどうでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） なかなかいいアイデアといいますか、佐藤議員のそういったこと、いいのではないかなと思っています。

そして、私も、国府厨印、何とか、多賀城の碑が国宝になったことによって、その関連として何とかならないだろうかということで、県議会でも何か一度質問された議員もおったようでございますけれども、そういった部分で何とかならないかということで、実は花淵城主だった花淵紀伊守の末裔が仙台にいらっしやいまして、私ちょっとお会いしまして、そして資料があるということで、資料的なものを借りて今その内容を調べさせていただいているところでございます、歴史資料館で学芸員が調べてくれていますけれども。

その中にメモが入ってしまして、明治維新より、要は1868年が明治維新ですので、その30年前に鼻節神社の改築の際に天井より発見されたものであるというメモがございました。多賀城国府より、727年ということで、当時、租庸調、要は奈良時代に庶民に課せられた税金の種類ですけれども、その庸の部分で厨印を押して、税金の代わりに京に納めた、そういった意味合いのものなのですが、翌年の728年に納めるべき租庸調の庸が廃止されたために、国府厨印を使う用途がなくなったというメモが書いてあったんですね。だから、発見されたときはあまりにも青銅のもので新し過ぎて、これは偽物ではないかとか、さらにはそういった文献がなくて、さらには実際に押された印影のものがなくて、なかなか認められないということなので、今後、まずは町の指定文化財ですけれども、今度県の指定文化財に何とかお願いできないかなという考えは持っています。

そういったことを含めて、広く厨印を広めることに関しては町でも検討したいなと思っています。そういったところでございます。

○議長（安倍敏彦君） 信輝議員。

○3番（佐藤信輝君） やるとして、この押印を町内で様々なものに活用し、様々なところで目にすることで、国府厨印の町内での認知度も高まります。七ヶ浜町内に住んでいても知らない方が見て「これって何」となれば、日本で現存する最古の厨印であり、多賀城との歴史を知るきっかけになります。この押印を広めるために、町内の各団体などに協力などの要請は可能であると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） ただいまの御提案でございますが、町では現在地域ブランド認定品の取扱いをしております。先ほど町長が申し上げたように、今後探っていく中で、地域ブランドと合わせた形でこの印が活用できないかということで進めてまいりたいと考えております。

○議長（安倍敏彦君） 信輝議員。

○3番（佐藤信輝君） 2点目の質問について再質問をいたします。

七ヶ浜町の今年度の交流人口は何人でしょうか、お伺いします。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） 交流人口の数とすれば、各種イベント等に参加したというものもございますが、海岸清掃とかのボランティアも含めてになるので、合わせて何人ということはないんですが、1つのイベントでは1万2,000人であるとか、あと花火だったりということで、3万人、4万人というカウントはしているところでございます。

○議長（安倍敏彦君） 信輝議員。

○3番（佐藤信輝君） 多賀城市は、石碑が国宝になってから交流人口が72万8,490人、観光案内の申込みは令和5年度が4,196件、令和6年度12月までで1万2,022件の申込みがあり、前年の3倍、案内をするボランティアが足りない状態と伺いました。度々ネット上では多賀城の石碑を見に来た方の投稿を目にする機会があります。その中で、国府厨印が古代の多賀城とつながりがあることを知っている方々は、まず歴史資料館に国府厨印を見に行き、次に菖蒲田浜の海へ行き、神社を参拝して、カフェで食事等をして散策、おはじきアートで写真を撮り、多聞山に寄って帰るというルートで七ヶ浜を楽しんでいる投稿がほとんどでした。

多賀城市で観光案内をしているボランティアの説明の中に、日本で唯一の古代印である国府厨印が七ヶ浜の歴史資料館に現存していること等の歴史的つながりを加えてもらうことを打診することは可能と考えます。といいますのは、これまで、多賀城市の東北博物館開設以来、市

長、教育長、館長の申入れにより、平成22年、特別展「多賀城太宰府と古代の都」、平成31年、東北歴史文化講座のパンフレット掲載、令和2年、宮城県多賀城跡調査研究所設立50周年記念誌「多賀城跡発掘調査の歩み2020」への掲載、令和5年度、企画展「文字が語る古代多賀城」の展示及び掲載に借用申請が出され、町が応えているからです。

この観光ルートを多賀城に訪れた方々、そして多賀城市が構築しようとしている松島多賀城線の観光ルートの一部として、実際に観光案内の申込みが1万2,000件と増加した交流人口を国府厨印を活用することで本町に呼び込めるのではないかと思いますのですが、いかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） 御提案ありがとうございます。

今年1月に、県でも観光振興を強化するというので、多賀城政庁の復元というお話もございます。これらと関連して、今後、多賀城市とも連携した形で観光を進めてまいりたいと考えておりますし、昨年、多賀城市の記念イベントでライドアラウンドということで自転車のスタンプリー等もやっております。引き続きそういった事業を連携して取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（安倍敏彦君） 信輝議員。

○3番（佐藤信輝君） 今年の春、南門が一般に公開されます。それに伴い、南門、政庁へ観光バスを呼び込み、周辺を巡るというお話を市の職員から伺い、県で政庁復元、再現すらも出ていると新聞で読みました。

本町は、高速道路、鉄道などがなく、本町を訪れる際には、バス、タクシー、自家用車のみでしか訪れることができません。隣接する多賀城市で観光バスを呼び込み、松島からの観光ルートを構築しようとしている今、何もしなければ七ヶ浜町は素通りされ、塩竈、松島のみ交流人口となってしまいます。人が集まってきている今が呼び込むチャンスだと思います。南門を復元している多賀城市長に会う機会があり、話を直接伺いました。市長いわく、まさに市長が目指しているところは近隣の市町村との連携で地域全体を高めていくことであり、そのような話が来たならば喜んでお受けすると言っていました。

何度も言っていますが、観光客が近くまで来ています。何もしなければそのまま本町は素通りされます。あちらがお金を使って人を集め、その集めた人をこちらは知恵を使って呼び込む流れをつくる、今のうちに行動することで人の流れを生み出すことが可能になり、町長が実現しようとしている逍遙のまちづくりにもつながると思いますので、強く提案しますが、町長いかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 多賀城の深谷市長は何も言っておりませんでしたけれども、ぜひ多賀城と連携をして、そういった形でうちの町にも集客ができるように考えたいと思います。

まずは、信輝議員がおっしゃるとおり、厨印そのものが信憑性のあるものとして、実は多賀城の碑も、長年、県指定まではなかったものの、偽物だということで、大分多くの年月をかけて、それでやっと国宝まで指定を受けたということもありますので、引き続きうちの国府厨印とかも利用しながら、まずは県指定に向けて、そしてさらにその上のものにも向けて、国宝級のものに向けてそういったPRをしていきたいですし、うちの町にも集客をできれば多賀城とタッグを組みながらやりたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 信輝議員。

○3番（佐藤信輝君） 3点目の質問に移ります。

平成12年4月1日に、当時の町長阿部 仁氏、教育長中津川伸二氏から、花渚浜区長遠藤龍吉氏、鈴木亀代治氏に宛てた預かり証があります。内容は「貴神社所有の国府厨印を七ヶ浜町の貴重な文化遺産として長く後世に伝え残していくために、当町歴史資料館において保管及び展示させていただきます」とのことで、町当局からボールが投げられ、花渚浜区民としては既に応えており、今でも古代印、年号入りの箱とともに町に保管されております。あとは歴史を理解している町当局が県の文化財として申請するだけだと思います。再度お伺いします。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 先ほども申しましたが、まずは県指定に向けて、その辺どういったものが必要なのか、これまでの歴史を見ますと、どうもそういった文献もないということ、国府厨印が制度としてあまりにも新しいと。ただ、701年に租庸調ができて、27年間ということは27回ぐらいしかその印を实际使っていないということで新しいのではないかという申入れもしているんですが、なかなかそれを認めてもらえないということで、今後、どういった方向で信憑性のあるものにできるのか、そういったことも含めて、うちの学芸員、さらには県の文化財保護課等と相談しながら取り組んでまいりたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 信輝議員。

○3番（佐藤信輝君） 所有者の答弁などをいただきました。神社は「神の社」と書きますが、「社」とはコミュニティーの意味を表し、昔の地域の人たちは神社を今で言う公民館、コミュニティセンター代わりに当たり前集まり、使っていたと推察されます。ですので国府厨印を神社に保管してあったのだと思います。所有者の件に関しても、神社の役員の方々にお話を伺

っています。役員の方々いわく、「七ヶ浜の発展のためなら喜んで協力いたします」と言っていました。文化財の価値が上がれば注目度も増すと思われます。

そこで、県文化財振興課と文化庁に電話で、申請や、どんなものが文化財に指定されるのか聞いてみました。国も県も大まか同じ答えでした。市町村指定の文化財であり、町がどういうものか判断をし、しかるべき措置をし、申請するという流れで、文化財の価値として、学術論文等で研究され、文化的な価値があるとされれば県としては認めざるを得ないと言っていました。この点について御意見を伺います。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） ただいまの御質問ですけれども、議員おっしゃるとおり、私も確認しまして、県、国から同じような回答をいただいております。

現時点では、町長が答弁したとおり、そのもの自体が本当にそのものであるかというところがまだ調査ができていない状況ですので、その判断調査、その部分は専門家による部分が入ってくるというところでございます。それが確立したところで初めて県でも受け取るという形になっておりますので、今現在の段階ではその調査が必要だということで回答させていただきます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 信輝議員。

○3番（佐藤信輝君） 以上で質問を終わります。

○議長（安倍敏彦君） ここで暫時休憩いたします。午前10時45分より再開いたします。

午前10時35分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（安倍敏彦君） 再開いたします。

次に、13番仁田秀和議員の質問を許可いたします。仁田議員、発言席に御登壇います。

〔13番 仁田秀和君 登壇〕

○13番（仁田秀和君） 13番仁田秀和でございます。

ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問させていただきます。

大綱1問目は、町の観光ビジョンの明確化と持続可能な観光政策の展開についてでございます。

本町の観光政策については、町全体のビジョンが不透明であり、何を目指し、どのように進

めていくのか明確に示す必要があると考えます。特に、町長が推進する逍遙のまちづくり事業の具体的な位置づけと今後の観光施策の方向性については漠然としているところは否めません。また、これまで完了した計画ではありますが、震災復興計画の観光面における成果や評価及び課題解消策についてと持続可能な観光施策の実現に向けた取組について、大きく4点について伺います。

1点目は町の観光ビジョンについて、2点目は震災復興計画の成果や評価とうみさと楽座について、3点目は観光政策の専門性の強化とアドバイザーの活用について、4点目は観光施策の持続可能な運営について、通告どおり、それぞれ詳細に回答を求めるものでございます。

大綱2問目は、下水道インフラの老朽化対策と適正管理の強化についてでございます。

先日、埼玉県八潮市において道路の陥没事故が発生しました。この事故により、行方不明者も出ております。この場をお借り申し上げ、一刻も早い発見と、そして早期の復旧復興をお祈り申し上げます。

今回の事故の原因として下水道の老朽化が指摘されているところであります。このような事故は住民の安全に直結する重大な問題であり、決して他人事ではなく、本町においても同様のリスクがないか早急な確認と対策が求められております。

そこで、5点について伺うものであります。

1点目は、下水道インフラの現状把握について、本町の下水道インフラの老朽化状況はどのようなになっているのか、現状を伺います。

2点目は、定期点検と維持管理の体制について、下水道インフラの定期点検や維持管理はどのように行われているのか、その体制と頻度について伺います。

3点目は、老朽化が進行している箇所に対してどのような対策を講じているのか、具体的な取組を伺うものであります。

4点目は、下水道インフラの現状や維持管理の重要性について、住民への情報提供や啓発活動はどのように行われているのか伺います。

5点目は、その他の要因による道路陥没のリスクについて、町の見解を伺うものであります。

以上のことについて、住民の安心安全を確保するため、適切な管理と迅速な対応、そして必要な住民周知を求めるものでございます。

○議長（安倍敏彦君） 第1問、町の観光ビジョンの明確化と持続可能な観光政策の展開について、第2問、下水道インフラの老朽化対策と適正管理の強化について、回答を求めます。

寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） それでは、13番仁田秀和議員の御質問、町の観光ビジョンの明確化と持続可能な観光政策の展開についてお答えをさせていただきます。

1点目の御質問、町の観光ビジョンについて、その1つ目、本町の観光政策は何を目指しているのか、その全体像とビジョンを明確に示していただきたい、2つ目、逍遙のまちづくり事業は観光政策の中でどのような位置づけなのか伺う、そして3つ目が、町の観光政策は今後どのような方針で進められていくのかについて、関連がございますので一括してお答えをさせていただきます。

初めに、1つ目の本町の観光政策の全体像とビジョンにつきましては、七ヶ浜町長期総合計画（2022年-2031年）の基本理念を基本として「心いやされるまち」を目指し、癒やしの空間を共感するまちづくり、活気を創造していくまちづくりなどの基本目標を達成するため、町のファンを増やし、人が行き交うにぎわいのある町にしようと、その実現に向けて取り組んでいるところであります。本町の歴史や文化、自然景観など特有の地域資源を生かし、海浜エリアを中心とした日帰りリゾートの町を確立していくこと、またさらなる関係人口を増やしていくことを目標に掲げております。これらの施策が波及することで、本町の観光にもつながるものと考えております。

2つ目の逍遙のまちづくり事業につきましては、1つ目の回答と同様に、町長期総合計画に位置づけされる心いやされるまち、癒やしの空間を共感するまちづくりを実現するため、町民はもとより、訪れる人への癒やしの空間であったり、ふと歩きたくなる場所として、町の魅力を高めていくものと考えております。

3つ目の町の観光政策の方針と今後の進め方でございますが、観光は地域経済や社会環境の変化に応じ、その在り方や仕組みが日々変化いたします。本町では観光に特化することなく、本町の基本理念に基づくまちづくりを進め、町のイメージを高めていくことがその波及効果として観光にもつながるものと考えております。引き続き町観光協会の関係者や関係団体等との皆様と連携協力しながら、新たななりわいの創出など模索しながら進めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の御質問、震災復興計画の成果や評価とうみさと楽座について、その1つ目、震災復興計画において、菖蒲田浜や花刈浜に業務系エリアを設け、第3次産業の誘致を進める計画であったが、その成果を町として改めてどのように評価しているかについて、2つ目、その一環として整備されたうみさと楽座、七ヶ浜町花刈浜地区商業産業拠点形成促進計画でござ

いますが、それについて、震災復興及び産業振興において町の評価を改めて問うということについては、関連がございますので一括してお答えをさせていただきます。

震災後、花渚浜地区の復興土地区画整理事業による商業産業用地の業務系エリアには、県漁協七ヶ浜支所の各施設、町観光交流センター、商工会アンテナショップ、ホテルなどが立地いたしました。一方、菖蒲田浜地区につきましては、集団移転による移転元地であるため、面積や土地条件が個々に異なるため、景観等に配慮しながら慎重な貸付けを行ってきたところであります。

成果につきましては、震災から復旧復興の14年という年月が経過しておりますが、土地区画整理事業や多目的広場の整備などに時間を要し、その後の店舗等の進出などの立地状況を見ますと一定の成果はあったものと考えております。

2つ目のうみさと楽座につきましては、同地区エリアの商業産業拠点形成を促進し、にぎわいのある町を生むとし、個人、法人、団体の事業者の参入を促すため、区画整理事業により整備した区画を事業所や店舗用地として貸付けを募集し、現在22区画中11区画に飲食店や事業所などの店舗が立地され、このほか、これから製造予定のワイナリーやカフェの建築など、震災以前にはなかった業種の進出もあり、新たなにぎわいに期待をしているところであります。

また、花渚浜地区多目的広場では、恒例となります産業まつりや毎月開催される七の市をはじめ、町観光協会主催による各種のイベントや新たなマルシェ開催など、町内外からの集客等も含めて成果を上げているものと評価しております。

3つ目、これまでの課題としてどのような点が挙げられ、今後どのように評価しているのかについてお答えをさせていただきます。

課題につきましては、年間を通して多くの集客がある菖蒲田浜の海岸エリアでは、移転元地の維持管理や現在利用していない町有地をどのように活用していくかが課題の一つとして捉えております。まずは逍遥のまちづくり事業などを進めながら、周辺の人の流れや海岸部にふさわしい土地利用を検討し、民間事業者等の参入も含めて、時間がかかっても景観等に配慮した土地利用の促進を図ってまいりたいと考えております。

4つ目、産業誘致の観点から、今後どのような方向性で事業者を支援し、商業の活性化を進めるのかについてお答えをさせていただきます。

事業者への支援といたしましては、現在事業所の建築費用に係る借入金の利子補給補助や、募集区画においては借地料の減免などを講じており、物価高騰等の影響にも配慮し、当面の間、同様の事業者支援を継続してまいりたいと考えているところでございます。

5つ目、震災復興計画で示されていた商店、店舗、レストラン等の誘致について、現在の計画の位置づけと今後の取組についてどのように発展させるのかについてお答えをさせていただきます。

御質問の震災復興計画は2011年度から前期5年・後期5年の2020年度までの計画であり、現在は長期総合計画（2022年-2031年）の計画に集約しております。したがって、今後も、農業、漁業、商工業者等の産業振興が活性化し発展するよう、行政としてできる施策を探りながら関係団体と協力し促進してまいりたいと考えております。

次に、3点目の御質問、観光政策において、専門性の強化とアドバイザーの活用について、1つ目、本町の観光政策において専門的な知見を生かす取組は行われているのか、2つ目、観光アドバイザーの活用や専門家の意見を取り入れる仕組みを検討する考えはあるのかについては、関連がございますので一括してお答えをさせていただきます。

現在、町において観光分野で直接的に専門家の知見を得て実施している事業はございませんが、長期総合計画をはじめ各種計画の策定におきましてはそれぞれ専門的な知見や助言をいただくため、アドバイザーを活用し、よりよい方針や具体策などを計画へ反映しているところがあります。今後、計画に係る実施においては、必要に応じて専門的知見やアドバイスをいただく機会があれば取り入れてまいりたいと考えております。

3つ目、他自治体の成功事例を参考に、本町の観光戦略をより実効性のあるものとするための方策をどのように考えているのかについてお答えをさせていただきます。

他の自治体の成功事例など、日頃より情報収集に努めております。当然実効性のあるものについては取り入れる考えはありますが、ほかの自治体の成功事例が本町に合致するとは限らず、地理的条件や特産等、条件が異なる点も多いことから、町といたしましては、情報収集等、事例等を考察しながら観光施策に係るまちづくりに取り入れてまいりたいと考えております。

次に、4点目の御質問、観光政策の持続可能な運営について、1つ目、町の観光政策を進めるに当たり、具体的な施策やロードマップはどのように策定されているかについてお答えをさせていただきます。

現在、町の観光施策に特化した施策やロードマップは策定しておりません。前述で申し上げましたが、観光は社会状況や経済状況によって変化することから、柔軟な展開が求められると考えております。繰り返しになりますが、観光に特化することなく、本町の基本理念に基づくまちづくりを進めていくことこそが観光政策につながるものと考えております。

2つ目、町の観光政策が単なる補助金頼みにならず、持続可能な観光産業として成長できる

仕組みをどう考えているのかについてお答えをさせていただきます。

町のこれまでの歴史が物語っているとおり、観光は飲食と宿泊と公共交通機関、この3つ、三拍子がそろわないと私は厳しいと考えております。補助金は、あくまでも七ヶ浜町をPRしたり、町のイメージを高めたり、特産品を紹介したり、にぎわいの創出をしたりする取組の支援として、協力をいただいている観光協会や関係団体の補助金となっております。できれば、町内での1次産業等も含めて産業の連関があり、その相乗効果により地産地消として町内で全て消費され、循環できる仕組みがあれば観光業が成り立つと考えますが、そういったことは本町では難しい状況と捉えており、イベント開催での物産の消費拡大やPRなど、町の活性化に観光協会をはじめ関係団体に御貢献をいただいているところでございます。引き続き関係団体の皆様と連携し、御理解と御協力をいただきながら、持続できる事業展開を模索してまいりたいと考えております。

3つ目、観光振興のための新たな財源確保や企業誘致の計画はについてお答えをさせていただきます。

観光振興のための新たな財源確保につきましては、日頃より国・県による補助メニューはもとより、ふるさと納税による寄附金の増収への取組や観光のクラウドファンディングの活用なども含め、情報収集と活用検討に努めております。このほか、宮城県の宿泊税導入による補助制度についても、観光分野に活用できるとされておりますので、今後注視してまいりたいと考えております。

また、企業誘致については、宮城県主催による企業立地セミナー等に今年度より参加いたし、町の概要や土地の募集区画などをPRするなど、企業誘致に向けた取組も進めているところでございます。仁田議員御承知のとおり、大規模に誘致できる土地がない本町にとりまして、企業誘致は極めて難しく、少なくとも魅力ある本町に興味を持っていただけるよう粘り強く活動してまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、2問目の御質問、下水道インフラの老朽化対策と適正管理の強化についてお答えをさせていただきます。

1点目の御質問、下水道インフラの現状把握について、本町の下水道インフラの老朽化状況はどのようになっているのかについてお答えをさせていただきます。

七ヶ浜町内には、下水道管渠を延長11万5,635メートル整備しており、法定耐用年数50年を超えた老朽管は松ヶ浜謡地区県道歩道部の265メートルでございます。老朽化率は0.2%となっております。

2点目の御質問、定期点検と維持管理の体制について、下水道インフラの定期点検や維持管理はどのように行われているのか、その体制と頻度についてお答えいたします。

七ヶ浜町下水道長寿命化計画やストックマネジメント計画に基づき、計画的に調査を行っております。調査方法としては、テレビカメラ調査等を業務委託にて対応しております。近年の調査状況については、令和3年度に汐見台地区内のヒューム管の主要な幹線約2,500メートルについてテレビカメラ調査、令和4年度には汐見台地区と亦楽地区の管口点検調査273基と約2,000メートルについてテレビカメラの調査、令和5年度には腐食のおそれの大きいポンプ場等の圧送管吐口にあるマンホールについて調査を行っております。

また、日常的な点検と管理では、包括管理業務委託を締結し、職員と受託業者による管渠と汚水ポンプ場の点検管理により、大規模な工事に至らないよう早期発見と対策を行い、下水道を使用する方が衛生的に生活できるよう努めております。

3点目の御質問、老朽化が進行している箇所に対してどのような対策を講じているか具体的な取組についてお答えをさせていただきます。

汚水管渠の腐食やクラック等の破損の著しい箇所について、主に内面更生等により改良工事を行っております。具体的な取組といたしましては、平成24年から東宮浜、小田地区、遠山地区、湊浜地区、亦楽地区等の汚水管渠の内面更生工事を行っております。

4点目の御質問、下水道インフラの現状や維持管理の重要性について、住民への情報提供や啓発活動はどのように行われているのかについてお答えをさせていただきます。

平成31年（2019年）の「広報しちがはま」にシリーズ「上下水道の今」ということで、1月号から3月号に3か月連載で掲載しております。内容は、上下水道の現状と課題、今後の取組などを紹介しております。

5点目の御質問、その他の要因による道路陥没のリスクについて、町の見解を伺うについてお答えをさせていただきます。

下水道管渠の老朽化による道路陥没以外に考えられる要因としては、上水道や雨水管渠等の老朽化による陥没があると思われます。上水道については、耐用年数40年を経過した管渠について定期的に掘削工事による調査を行っております。また、雨水管渠については、硫化水素による腐食は想定されておりませんが、今後調査していく必要があると思われます。

以上、仁田議員への回答とさせていただきます。

〔町長 寺澤 薫君 降壇〕

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） まず、1の1から再質問いたします。

町の観光政策の目標というのではなく、まずは観光に特化するのではなくて、基本目標の達成に向けて、地域のにぎわい創出であったりとか関係人口を増やしていきたいということが、まずそういうところを取り上げられるということでございましたが、観光においてはやはり具体的な数値目標、例えば年間観光客入込数であったりとか経済波及効果の目標値、そういった設定も必要になると思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤 薫町長。

○町長（寺澤 薫君） これまで菖蒲田海水浴場での集客の数字であったり、さらには年間の宿泊者とかの数字がありました。町の観光統計の数値としてありましたけれども、実はそれは純然たる観光ではなくて、例えばエネオスとか電力の定期点検とか改修に当たって長期滞在者がずっと滞在していたために、それが観光人口という数値にカウントされてしまって、うちの町に年間20万人も累計で宿泊とかそういった形になっていまして、それが実際の観光数値となるとなかなか把握できないということで、一応統計的には取っておりますけれども、その分類が難しいという状況でございます。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） その純然たる数値の分類、その分析をされるお考えはないのか伺いたと思います。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） お答えします。

これは県の観光課から調査依頼がございまして、その算出の一定のルールがございまして、釣り客とか、例えばうちの町で言うと多聞山の展望広場とか、管理する方がいない場所については駐車場の台数に人数を掛けた数字で算出して提出しなさいという基準に基づいて各市町村で上げておりまして、これの積み上げが例えば令和5年度ですと60万人、宿泊については宿泊事業者からの報告をいただいて5,000人という数値でまとめているということでございます。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） そういうことではなくて、県の観光課から云々ではなくて、町独自としての数値化をもって観光に資する産業振興であったりそういったところを図っていく必要があるんだと思いますけれども、その考えについて、数値化を町独自でやっていく考えはないんですか、目標を持って。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） 現時点では、その数値目標、お気持ちは分かりますが、具体的な数字をカウントすることができないのと、経済波及効果といったときに、例えば水産業、農業だったりという分析が現時点では難しいのかなと考えております。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 分析については、この後のアドバイザーであったりそういったところに関連しますので、また聞きたいと思います。

七ヶ浜独自のビジョン設定には、近隣自治体と比較して、本町の観光戦略の特色であったり差別化ポイントを持つことも大事でありますので、近隣自治体との差別化ポイント、そういったところのお考えについて伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） 近隣自治体二市三町で見ますと、まず松島と塩竈は観光振興ビジョンを策定してそれぞれ進められております。利府、多賀城は計画を策定してございません。先ほど町長が申し上げたように、七ヶ浜町としては、まちづくり全般を進めていくことが観光につながるというところで進めております。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 前段でも具体性について伺いましたが、その目標の設定であったり実現に向けては、住民や観光関連団体、特に観光協会ですね、本日傍聴にいらっしゃっておりますが、観光政策の策定に当たり、皆さんからいただいた意見をどのように反映していくのか、またそういったところ是对話が重要でありますので、その対話をする姿勢、観光協会と協力していくということでございましたので、そういった姿勢について、意見を反映するお考えについて併せて伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） お答えします。

観光協会には、常に各種イベント、あるいは委託業務として数本お願いしております。その都度様々な意見交換をしております。課題等については常日頃から双方が協議して進めているところですので、なかなか解決できないところもありますが、引き続き両者の協議が整うよう進めてまいりたいと考えております。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 都度意見交換をしながら協議しているということでございますけれども、そういったものがなかなか足りていないというのを耳にしますので、ぜひ胸襟を開いて、膝を

突き合わせるぐらいの距離感で回数を重ねてしっかりと向き合っていき、対応していただきたいと思いますけれども、そのようにしていくということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） 議員おっしゃるように、膝を交えた形で進めてまいりたいと思っております。なお、具体的にそういったことがあれば、ざくばらんにお互い連携というか、進めてまいりたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） ぜひ町からも積極的に声をかけるようにしていただきたいと思います。

また、観光行政については、菖蒲田海水浴場の運営に関してでございますが、本町の海水浴場は夏期における観光の核であり、地域経済の活性化にも寄与する重要な施設でございます。そこで、町の観光施策全体の中で海水浴場が果たす役割はどのように位置づけされているのか伺います。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 菖蒲田海水浴場の件についてですが、私は生まれも育ちもここで、菖蒲田のやつを見てまいりました。前にもお話をさせていただきましたけれども、以前は、私が日帰りリゾートと言っているのは、海の家とか、日中、海水浴のシーズンに部屋を貸したり、庭先に車を入れて、その地域が小銭を稼いだり、お年寄りの方が稼いだり、そういうものを見ていました。ただ、これまで何十年も菖蒲田海水浴場で町が潤ったということはありません。ごみの処理、清掃、いろいろな形で町が全部提供しているということで、例えば税金に反映されたとかというのはございません。ある意味では、菖蒲田海水浴場は、この圏域といいますか、宮城県内も含めて広く多くの方への癒やしの提供だと思っていました。だからうちの町では観光業が成り立たなかったのかなと思っています。（「位置づけとして重要なのかどうなのかというのは」の声あり）

○議長（安倍敏彦君） そうだね、位置づけとして。

○町長（寺澤 薫君） 町のイメージとして菖蒲田というのは有名ですし、七ヶ浜よりも菖蒲田のほうが有名ですし、今後も続けてまいりますが、今、何というんですか、海水浴が大型レジャーではなくなってきている、変わってきている。野蒜海水浴場なんかは閉鎖いたしまして、今度はビーチバレーに変える。海水浴場をさらに開設して集客をするというのは、深沼辺りはどうなるか私は聞いていませんけれども、1年間開設したものの、来年どうなるか分からないと聞いていましたので、どういう状況になるのか。今、日焼けしたり、塩水に入って体に砂が

ついたり、車に濡れたものを持ち込んだりするの嫌だよということで、どうも海水浴はそんなにそんなに人気のあるレジャーでなくなっているというのが私の実感です。ただ、引き続き町の一つの観光スポットとして取り組んでまいりたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 町としては、観光というか、そういった部分でも重要な位置づけであることには変わりないと思います。時代が変わって、形式や在り方も変わってきているのかなというところはあると思うんですけども、その一方で、職員の中には海水浴場の存続に消極的な意見もあるということも耳にしました。それが個人的な意見であるにせよ、公務員として町の観光政策を担う立場である以上、町の方針と乖離した考えがあること自体が少し問題かなということで、私としては到底同調できるものではありませんが、町長は職員の意識改革、組織としての統一した観光施策の推進についてどのように考えているのか改めて伺います。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） これまでもいろいろと工夫をしていただいたり、新しいアイデアで観光協会といろいろなイベントを展開していただいていますので、それに対してもちろん町の職員も応援するのが当然であり、一緒にやるのが当然であるということで、できるだけ多くの職員が出てやっています、花火大会等も含めて。そういった消極的といいますか、どうも頼まれ仕事をやっている職員がいるということ大変残念でございます。ただ、今後もしっかりと町の職員も含めて一緒になって連携しながらやってまいりたいという思いでございます。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 菖蒲田海水浴場には137年の歴史があり、本町の観光資源の中でも特に長い伝統を持つ貴重な存在であります。さらに、ブルーフラッグの取得については、安全で環境に配慮した海水浴場運営を目指し、観光協会が自前で行い、努力を重ねてきたことは周知の事実でございます。さらに、婦人会などの関係団体の御協力の下、運営されております。

しかしながら、イベントに関しましては、町の職員も協力しているのは承知しておりますが、町としての関わりは補助金の支給のみにとどまっているのが現状ではないでしょうか。本町にとって海水浴場は単なる夏のレジャースポットではなく、観光資源としての価値、地域の誇り、さらには歴史的な意義を持つ場所でございます。その運営を観光協会に全て任せ、町としての関与が限定的である状況は本当に適切なのでしょうか。町として海水浴場を今後どのように発展させていく考えなのか、補助金のみに関与で十分と考えているのか、それとも町としてさらに積極的に関与する考えがあるのか。観光協会の取組を支えるために、町としてどのような支

援ができるのか再考すべきではないかと考えます。町が本気で観光施策を進めるのであれば、歴史ある菖蒲田海水浴場を今後町としても十分に考えていただきたいと思います。

どのように発展させていく考えか、補助金で十分と考えているのか、町長の明確な回答を求めます。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） まず、仁田議員とスタンスが違うんですけれども、町が補助金をやって丸投げして観光協会にやってもらっているというのはちょっとニュアンスが違います。私的には違います。観光協会が地域を活性化させたり、にぎわいを創出したり、町を楽しくしたりするという活動の中で、我々が支援する形で補助金を出しているという思いなんです。ただお金をやって、これをやってくれという発想ではございません。

さらに、観光については、できれば、先ほども回答しましたけれども、やはり飲食と宿泊と交通機関が整わないとなかなか観光という事業は成り立たないと思っていまして、七ヶ浜に人が来ているのは、イベントが楽しい、そういうことをやってくれている。関係人口というよりは往復人口のような気がします。そこでお金を落とす仕組みとか、町の中で飲食をしながら、例えば宿泊場所であれば町内のお米を全部の旅館で使ってくれる、七ヶ浜で取れた魚を全部使って、全部が町域内で循環する形になれば、産業が連関すれば観光施策は成り立つと思うんですけれども、それがうちの町の場合はほとんどさっき言った往復人口というか、日帰り人口ということで、成り立たない。

ですけれども、いろいろな特産品とか七ヶ浜にしかないものがありますので、そういったものをPRしていただくのに観光協会とかいろいろな工夫をしながら新たなイベントをつくりながらやっていただいているということで、まちづくり、町の活性化につながっていると思います。引き続きそういった部分で町も、補助金という形になるかもしれませんが、そういった形で連携しながらやってまいりたいという思いでございます。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） スタンスが違うと言いつつも補助金でやっていきたいというところがよく分からないんですけれども、積極的に関与するという考えと理解してよろしいのかというところでございます。であれば、観光協会の取組についても町としてさらに支援していく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤 薫町長。

○町長（寺澤 薫君） 先ほども言いました。町の補助金を出すということは、町民の皆さんの

税金を預かってそれで還元しているという中で、事業を起こすことによって、うちの町民なり事業者なり商工業者、農業者、漁業者に還元できる、産業が連関してそれが税にはね返ってきて、それが回転すればいいと思うんですけれども、拋出しっ放しでは、できるだけ補助金を多く出せばいいのは、仁田議員が言っているのは分かるんです、いろいろなことができますし。ですけれども、やはり連関して循環しないと、ただ垂れ流しになってしまうというのでは、その辺はある程度事業の種別なりいろいろなことを踏まえながら、協議しながら、町ができる範囲、できない範囲、そういったことはしっかりと見ながらやってまいりたいという思いでございます。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） では、全体的に見て、観光に特化するのではないということですが、観光の将来像、町としての将来像については町長はどのようにお考えでしょうか、お伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） それで、七ヶ浜は将来生きるのにどうしたらいいのかというのが私の命題でございまして、北海道、東北で面積が一番小さい町で、さらに沿岸部は全部特別名勝松島で開発もままならない中で何がいいのか考えたときに、逍遙のまちづくり、一つのエリアでどんどんどんどん人を集客できる、あそこいいよねと、例えば皆さんが持つ鎌倉のイメージであったり、景観のいいところに住みたいよね、いい場所だよねというブランド化というか、イメージを高めていくまちづくりによって相乗効果で人が来るようになり、その中で例えば飲食とか物売りとか工房とかあって、町のイメージが上がるとどんどん人が来るようになる。観光というのは、事業化するのに、起業するのに一番やりやすい、取っかかりやすい事業なものですから、まちづくりの中でどんどん高まっていった観光につながればいいなと思っています。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 逍遙のまちづくりということでございますので、これまでの具体的な施策と成果についてでございますが、これまでの取組について、計画の立ち上げから令和6年度の住民懇談会や改善策を通じて得られた成果について伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） 令和6年度では、住民懇談会を開催しておりまして、その中で出された御意見、菖蒲田浜招又地区を対象とした様々な意見交換が交わされまして、平面図ベースでイメージ案にマッピングしてございます。

令和7年度では具体化に向けて官民連携調査ということで、民間事業者のサウンディング調査など実現に向けて可能性を探ってまいりたいと考えております。（「これまでの取組については、令和6年度だけじゃなくて、令和4年からやっていますよというところで、これまでの取組についての評価というか、成果」の声あり）

令和4年のときは、菖蒲田エリアということで、広いイメージ構想の計画を策定しております。ここにつきましては阿川沼周辺も含めた計画としており、どちらからというものはございませんでした。令和5年度ではあくまで対象エリアは招又地区の逍遙ということでエリアを絞って、令和6年度では再度住民の懇談会を進めてきたということでございます。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 先ほどから1の2に移っております。逍遙のまちづくり事業において、町内の商店、飲食店、宿泊施設などの事業者との具体的な連携策についてお考えを伺います。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） 現時点ではエリア内に町所有の土地は1か所程度しかございません。今後、スペースの問題とかを具体的に調査をいたしまして、こういったところにこういった空きがあるなど、あるいは確保が必要だとなれば、町内の事業者も含めて声を聞いていきたいと考えております。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 必要があればではなくて、町全体の事業だと思うんですね。招又推進事業なんですか。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） 招又推進事業ではございません。町の事業ですので、まずどういった可能性が、あそこに民間事業者の参入はどうかというサウンディング調査を令和7年度にしたいと思っております。これについては広く募集なり呼びかけをしていきますので、当然町内の事業者だったり店舗も対象として入ってございます。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） であれば、積極的な具体的な連携策について改めて伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） 現時点でサウンディング調査の中身の詳細はまだ詰めておりませんが、まず調査をして、あの場所ですらどういったものが成り立つかという市場調査も含めてやる予定としてございます。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） なかなかかみ合わないの。住民との協力によるまち歩き、イベントやガイドツアーの企画など、住民主体の観光施策は検討されているのか伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） 当然計画を進めていく中でソフト的なものも並行して進めてまいりたいと考えております。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） この事業は一過性のプロジェクトではなく、継続的に運営される事業とこれまでの説明から認識しておりますが、今後の維持管理の方針について長期的なビジョンというものはどのようにお考えなのか伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） こちらにつきましても、今後調査をしていく中で長期的なビジョンも含めて考えていきたいと思っております。

なお、これが10年かかろうが20年かかろうが、当然中身も変化していくものと町としては考えておりますので、時代のニーズに合わせて対応を検討してまいりたいと思っております。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） ニーズに合わせてということでございますと、町の関わり方をどう考えていくのかということでございますが、町主導で継続していくお考えなのか、地域住民や民間事業者へ段階的に運営を移行していくという考えもあるのか伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） こちらにつきましては、その調査の中で、例えば民間事業者の参入が可能となれば、できれば民間主導という形でございますが、その中に町有地があってもどうしても行政がある意味先導していかなければならないという状況になれば、そういったことも検討の中に入れていきたいと考えております。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 今回約1,000万円計上されておりますが、予算や財源の確保について、今後の見通しについて伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） この辺は、ただいま国土交通省の官民連携事業の補助メニュー等がございまして、そういったものが活用できないかということで、国と調整をさせて

いただいております。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 逍遙のまちづくり事業は、町長が推し進める重点事業であるということは理解しました。当然ながら町長の任期も深く関係してくると思います。具体的な長期計画を策定し、より実現性を高めていくということも考えられますが、これまでの説明はありましたが、改めて町としてどのような目的、目標を設定し、具体的な数値目標を持って事業を進めていくのか。町民の皆さんと共に観光資源のポテンシャルを最大限に生かす取組が求められますので、逍遙のまちづくり計画における長期計画の策定、具体的な数値目標の設定などについて、町長のお考えを伺います。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 私としては、将来のまちづくりを長期スパンで考えていかなければならないという部分ではリスク管理も必要だと思っています。そのために、大々的にやるのではなくて、パイロット的な、ショーケース的な成功事例をもってどんどん広げていって、それが点が線になり、線が面になるというイメージを抱いております。そういったまちづくりができれば、仙台圏域の中で唯一水際まで行ける土地柄、景観、よそを見れば、仙台港であれば岸壁だらけ、塩釜港に行っても岸壁だらけ、カミソリ護岸といえますけれども、水に親しめる空間は仙台都市圏の中でここしかないと思っていますので、コンパクトだけれどもインパクトのあるまちづくりができればいいなと思っています。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） そうした将来的なイメージがあるのであれば、当然、点から線、線から面ということで、町外、そして国外からのインバウンド消費を見込んだ目玉事業としての位置づけもあるのかというところでございます。ただ逍遙のまちづくりを進めるだけではなく、地区内、地域内だけでなく、町全体を周遊できるような政策の展開も今後は求められるというところも考えます。何よりも地域経済の活性化は事業所誘致とともに今後のまちづくりにとって最も重要な課題の一つだと考えます。事業規模、そして地域経済の活性化策について、改めて逍遙のまちづくりの具体的な方針、しつこいようですが、伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 平山副町長。

○副町長（平山良一君） それでは、私から、ちょっとかみ合わない部分がございますので、その辺の修復なり調整をしたいなと思うんですけれども、逍遙のまちづくりに関しましては、全部を町で、公の機関でやろうという考えではございません。当然ながら先行して町が何か事業

をやっていないと民も乗ってきてくれないということがありますので、先行して公でやれる分について考えていきたいというのが今回示させていただきました招又で何ができるだろう、そこに先行して公の事業が二、三できれば、もしかするとそこに民間が触手を伸ばしてくれるのではないかとということで、民活も生かしながら進めようというのが今回の逍遙のまちづくりでございます。

今の段階で、申し訳ございません、計画全体を示すというのはできないんですけれども、令和7年度はできれば全体像をもう少し具体的なものに、こういった計画になっていますということを示したいなと思っておりますので、今のところは調査、あるいはこういったところでできないかということ进行调整しながらというか、選別しながらということで、町全体に逍遙のまちづくりが展開できないかということを探ってまいりたいと思いますので、もう少し時間を貸していただいて、具体的な規模、大きさといったものを令和7年度に示せればと考えております。申し訳ございません。今の段階ではここまでということでございます。もう少し先になりましたら、具体的に民の活用はこのぐらいの量、公共事業はこれだけというものを出したいなと考えておりますので、御理解をいただければと思います。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） ぜひ地域経済の活性化に向けて、様々な事業者、そして関係団体を巻き込んで進めていただきたいと思います。

それでは、1の3について再度伺います。

観光施策の推進には、先ほどから申し上げているとおり、観光協会との連携が欠かせません。私自身、平成30年6月定例会において、交流人口の拡大や地域活性化に寄与する観光振興策について質問し、その際に町からは「菖蒲田浜海水浴場の背後地である長須賀の活用方法を先に定める必要があり、土地利用との関連を考慮し検討していきたい」という答弁がありました。また、観光地域づくりのために地域DMOの設立を提案しましたが、町の回答としては「本町も地域連携DMO仙台松島圏の構成メンバーであり、町単独での設立はハードルが高い。まずは観光協会の機能や組織強化を図ることが先決」という回答でございました。

では、今の状況はどうでしょうか。ながすか多目的広場が整備され、飲食店の事業者も進出しております。さらに観光協会も独立しております。観光施策、そろそろ本腰を入れるべきときではないでしょうか、町長。計画については前段で伺いました。

しかし、私は、特に観光協会の機能強化と組織を充実すべきと考えます。今回の予算では観光協会の人件費補助2名分という形になっておりますが、これで本当に十分でしょうか。七ヶ

浜の観光産業を掘り起こすためには、観光協会ともっと密に協議を重ね、その機能を強化する必要があります。現状では全く足りていないと感じております。そこで、観光協会の補助金を見直し、必要に応じて補正予算で対応することも可能ではないでしょうか。観光協会の機能強化をどう進めるのか、さらに補助金の見直しを含めた町の考えについて回答を求めます。

○議長（安倍敏彦君） 副町長。

○副町長（平山良一君） それでは、私から、観光協会の施策について説明申し上げたいと思います。

観光協会ができた経緯についてなんですけれども、私は職員として長いもんですから、その辺でもしかしたら回答の足しになるのではないかなということでお答え申し上げたいと思うんですけれども。（「必要ないと思います」の声あり）観光協会は、当初は町で持っておりました。その前は観光協会は菖蒲田浜の海水浴場のための観光協会だったんです。菖蒲田浜だけの観光協会だったんです。それを町でということになって、その後、やはり民に戻すべきだろうということで今の観光協会に戻したという経緯がございました。

当然ながら観光協会が自立性を持ってやるということが行政側としては望むべきところがございますけれども、ただ、まちづくりと一体となってやらなければならない部分が結構ございますので、その辺は観光協会と話し合って、どういった観光事業をやっていくかについては仁田議員と同じ考えでございますけれども、これから観光協会と話し合いをするには観光協会の姿勢なんかも問うていかなければならないのではないかなと思っています。七ヶ浜に来る観光客に対して、もてなしだけの事業を展開するようなことになってはいけないと私は思います。何らかの形で事業が立ち上がっていったり、そういった基盤ができるような形にすることが望ましい姿だと思いますので、これから観光協会と、もてなすだけの事業ではない事業の展開の仕方がどうあるべきかということを観光協会と協議しながら、今後の在り方について検討してまいりたいと思いますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） ですので、現状の人件費のみだけの補助では成り立っていかないのではないかとございます。実際に事業的にも限界が来ているという声も耳にします。なので、もてなすだけの事業ではなくて、町としっかりと協議を重ねていただき、新たな観光に関する施策の展開であったりそういったところを模索していただければと思います。いかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 副町長。

○副町長（平山良一君） 人員につきましても、観光協会と今後こういった観光事業を進めるといふことの将来性をお互いに話し合わないといふ人員がどれだけ必要かといふことが見えてきませんので、その辺も含めて話合いをしなければならぬと思っておりますので、当然ながら事業の展開だけではなくて、人員のお話も聞かせていただいといふことになると思っておりますので、御理解をいただきたいと思ひます。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） しつこいようでございますが、町から積極的にアプローチをするといふことで理解してよろしいですか。

○議長（安倍敏彦君） 副町長。

○副町長（平山良一君） その話合いについては、町からやっていきたい、町から積極的に観光協会に話していきたいと思ひます。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） それでは、2点目の1つ目について再質問いたします。

成果と評価について、具体的に町民と観光客への影響と経済波及効果について、地元住民の生活利便性向上にはどのような影響を与えたのか、観光客の増加、経済波及効果について、こういったところのデータ化は難しいといふことでございましたが、地元住民への影響であったりそういったところについて、成果はどうなったのか伺いたいと思ひます。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） お答えします。

まず地元住民への影響といふことで、データ化、数値化したものはございません。ただし、イベント開催では地元の方々からも高評価を得ておりまして、イベント継続の要望等を出しているといふことで認識してございます。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 今後の業務系エリアの展開方針について、長計から地区計画に移行していると。2の4にも関連しますが、事業者誘致が進んでいない部分について今後どのような施策を講じる予定か。町が主導して業務系エリアのブランディングを強化し、観光や地域経済との結びつきを強める考えはあるのか。例えば、現在の利子補給などではなく、さらに効果が期待できる新規事業に伴う初期投資費用の一部補助とか、観光資源を生かした事業者に持続可能な観光事業に対する資金補助とか、スタートアップ企業に対してシェアオフィスの提供とか、町独自の補助制度の創設や事業者向けのインセンティブの可能性については十分に検討の余地

があると思いますが、いかがでしょうか、町長。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） お答えします。

議員おっしゃったように、これまで建築費用に係る利子補給等をさせていただいておりまして、引き続きこちらも続けていくとともに、借地料の減免もこれまでやってきておりまして、当面の間はこれも引き続き支援させていただきたいと考えております。

なお、残る区画も、今、復興庁の事業の中でハンズオン事業ということで、一旦あの土地の状況を整理させていただいておりまして、民間も含めていろいろ調整して3社ほど御相談をいただいておりますので、引き続きマッチングに向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 震災復興計画の一環として町では業務系エリアの整備や事業所誘致を進めてきましたが、町長御自身が描く復興ビジョンに現在どの程度近づけているというお考えでしょうか。

復興は単にインフラを整えるだけではなく、町の未来をどう形づくるかという視点が重要でございます。そのためには町内外へのPRが不可欠であります。これまでの取組について、対外的な発信をどのように行い、今後どのような戦略で継続して進めていくお考えなのか。

また、既存の事業者の活性化も重要ですが、それだけでは不十分と考えます。第3次産業の誘致こそ、雇用の確保や人口減少の歯止めにつながる鍵となるはずでございます。これまでの事業者誘致の成果を踏まえ、今後さらに産業誘致を加速させるため、具体的な方針をお示しいただきたいと思います。町長が考える復興ビジョンの実現に向けて、現状の進捗をどのように捉え、これからどのような戦略で町を発展させていくのか、具体的な方針を伺います。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） まずは復興、震災から14年ということで、まだまだ空き区画とかそういったことをできれば埋めてまいりたいと思いますけれども、通過交通のない我が町でございますので、どうやって今後そういったことを含めて負の部分とかも埋めていくのが課題でございますけれども、究極は、我々が目指さなければならないまちづくりは所得の向上と雇用の拡大だと思っています。

その中で、仁田議員がおっしゃるとおり、観光というのはあくまでもインバウンドとか含めて1人当たりの税収は外国人が7人来るとその分で経済的に波及するのと同じような効果が現れるということでの観光の取組だと思うんですけども、できれば、私としては、町のイメー

ジアップというか、品格を上げて、町の価値を上げるというんですか、あそこだったら住みたいとか、あそこは雰囲気いいよね、あそこをちょっと訪れてみたいよねみたいな位置づけで今後のまちづくりを考えたいと思っています。だから時間がかかると思いますし、少しずつですが、飲食店とかそういったものもできつつありますけれども、まだまだ足りないと感じています。今後もPRしてやってまいりたいと。ただ、一部では海のそばに住みたいという若い人が定住してきていることもありますので、まだまだ数は少ないですけれども、そういったことで今後も引き続き七ヶ浜のよさをPRしていきたいと思っています。

○議長（安倍敏彦君） 第3次産業は。

○町長（寺澤 薫君） なかなか第3次産業の誘致となると難しいです。実はこの前も名古屋の企業立地セミナーとかに行って企業に打診したり、七十七銀行のまちづくりなどでもPRさせていただきました。そうすると、やはり交通面とか、さらには土地の面積、土地の場所、開発できる場所、そういった部分で負の部分がありまして厳しい状況ですが、引き続きそういったことも含めてPRしてまいりたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） JRといった交通機関がなくて、負の部分があり、なかなか誘致は難しいということでございますが、町としてしっかりとしたビジョンを示していただければ、町民にとっても将来像をより具体的に想像でき、期待値も高まることになると思います。

しかし、そのためには、単なる環境整備にとどまらず、実現性を伴った産業振興策が不可欠であります。町長にはまさにそうした将来像の提示、実現可能な戦略、産業振興の加速、全てが求められております。いかがでしょうか、町長、具体的な方針について改めて伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） スタンスの違いもありますけれども、どんと大きなものを使うやり方もあるでしょうけれども、私は小さいものから少しずつ育てて、その中で育っていくものを伸ばしていきたいという発想でございます。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 小さいものから育てていくというところがなかなか見えづらいと私は先ほどから指摘させていただいております。その部分で、もう少し見える化を図る考えはないでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 育たないというのは、その土が合わないか、環境が合わないのか、それはありますけれども、小さいものをトライアルして、どんどんどんどん育つものになっていけば、そこをどんどん伸ばしていきたい。大きなものをつくって負の遺産となって、それをどうしようかというのは行政にはお荷物になりますので、町民に負担をかけないような思いでまちづくりをしてまいりたいと思っています。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） バランスなのかも分かりませんが、町民負担ということではなくて、これは積極的な投資が求められておりますので、ほかの自治体ではそういったところに町独自で補助金、助成だったりとか積極的に取り組んでいるところが多くあります。そこで観光戦略についてもそういった地域との差が開く一方ではないのかなというところを懸念しております。なので、地に足をつけて進めることも大事でございますが、あるときには町長の決断というものも大事だと思います。そこについて改めて伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） これから高齢化がどんどん進んでいく中、人口が減っていく中、これから人がどんどん増えていったり働き手がどんどん増えていくのであれば、どんどん町の施設であったりいろいろなまちづくりをやって投資していけると思いますが、これからを考えたときにはリスク管理も必要だと思っています。

確かに、町の勢いがあるときはいろいろなことをうちの町もやってきました。私が見ていて、国際村だ、アクアリーナだ、こんな小さな町が劇場を持つなんていうのはなかなかない話です。でも、それを維持するだけで今大変な状況で、さらに高齢化していった年金生活者が増えていく中で、ある意味ではつつましくやらなければならない。

そんな中で、工夫をしながら例えばイベントを打って集客したり、町の活性化を訴えたり、町のPRをしていただいたりということで、観光面で観光協会が御貢献いただいているというのは大変ありがたい話ですが、そこに多くの投資をして、仁田議員は産業連関をどう考えているのか、レスポンスがなければ投資する意味がないというのがビジネスの考え方ですので、もう少しレスポンスがあれば町としても投資を考えられると思いますけれども、そんなにそんなにリスクを背負ってやるというのは私的にはあまり考えていないところでございます。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） しかしながら、何もやらないのでは何も進まないというのが現状だと思います。卵が先か鶏が先かという話になりますけれども、何の投資もなくてやるのであれば現

状維持だと思っています。長計でもうたっておりますが、人口は減少する一方という計画を取っております。そうではなくて、町として長計を立てるのであれば、人口増加に向けた計画をつくって、そこに向けた政策展開を広げていくという考えが重要だと思います。町民としてもそれを望んでいると思います。いかがでしょうか、町長。

○議長（安倍敏彦君） 平山副町長。

○副町長（平山良一君） 今後の見通しにつきまして、どういう施策を展開していくかにつきましては、招又の事業の展開でも申し上げましたけれども、民が新たに出てきてくれるのであれば、大きな工場とかそういった誘致はなかなか難しいと思うんですね。そうすると、どんな産業に投資をすべきかということについては、これからは例えばデジタルに特化していく、面積が狭い町であればそういったので投資ができないかということを探っていく必要があるのではないかなと思っております。例えば七ヶ浜に住んでいながら事業展開できるものが模索できないか、ほかの参考事例を探しながらそういった事業展開ができないかということで探してみたいなと思っておりますので、担当部署にそういったことで何とか考えられないかということについては、町長からも交通機関がなくてもやれる事業を探ってみる必要があるのではないかとこの指示を受けておりますので、そういったことを担当に話をしますし、令和7年度につくる見通しにつきましても産業の振興についても盛り込めればと考えておりますので、大きな事業にはなりませんけれども、デジタル関係で何かできるものがあると思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） それでは、2の3について再質問いたします。

先ほども質問いたしました、新規事業者の誘致と産業の多様化についてでございますが、町として今後どのような業種の誘致を優先的に進めるのか。

2点目は、復興計画などについての質問となっておりますが、産業誘致の観点から伺います。

観光振興には、観光資源の魅力だけでなく、町長もお考えのように、宿泊、飲食、交通、そして体験型コンテンツなどの要素が一体となった環境整備が求められます。そこで、町内に不足している業種、例えば宿泊施設、観光向けの飲食店、体験観光型コンテンツなどの誘致戦略はあるのか伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） まず宿泊事業者の誘致につきましては、コロナ禍が明け、現在の物価高騰等で先が見えないという中では、現時点では事業所というのは難しいと思って

おります。また、体験的なお話につきましては、これはふるさと納税の返礼品などでもこういったことができないかという検討を行っておりますので、そういったものを取り入れたいという考えはございます。

○議長（安倍敏彦君） 飲食店。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） 飲食店も、逍遙のまちづくり事業の中である程度カフェだったりということで検討しておりますし、花渚浜商業エリアの中でもそういった誘致を検討しているところでございます。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 先ほどから申し上げておりますが、誘致戦略について、逍遙であったり返礼品であったりということでございます。

町は、今後どのように商業環境の改善を進めていくのか、逍遙では示されておりますが、そのためには、町が事業者との直接意見交換できる場を定期的に設けるなど、より密接な連携を図る考えも必要だと思いますが、逍遙だけでなく、そういった要素一体となった環境整備に向けての事業者との意見交換の場の設定であったり、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） 議員おっしゃるように、逍遙のエリアだけに限定したものではございません。これらを進めていく中で、町内の連携というか、周遊、回遊できるものが当然必要になってくると思いますので、今おっしゃったような意見を聞く場も今後設けていきたいと考えております。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） それでは、2の5について伺います。

震災復興計画の下、町は商業施設と飲食店の誘致を進めてきたと認識しております。今後さらに町を発展させるためには、町全体の観光資源や特産品を生かした産業構造の発展をどう考えるかが問われております。

本町にはノリという特産品があり、水産資源も豊富で、おいしいものがそろうという大きなポテンシャルがあります。では、資源を生かし、町の商業活性化とどう結びつけていくのか。例えば、ノリ事業者など水産業の経営安定化や担い手不足の解消策として、観光、商業の連携を進めることにより、事業の拡大や産業6次化への実現も見えてくると考えます。容易なことではないというのも認識しております。目標を明確にしないまま、結果的に、計画はあったけれども思ったほど経済効果がなかったという事態に陥ることは避けなければなりません。誘致

を進めるのであれば、どの業種に重点を置き、町の豊富な水産資源や特産品をどのように活用し、さらには地域産業との相乗効果をどう生み出していくのか、これらをしっかりと示していただきたいということであります。

しつこいようですが、これは単に新しい店を呼び込むとかそういう話ではなく、町の未来をどう発展させていくかという重要なことでございます。これまでの計画の成果と課題をどう総括し、今後どのように取り組んでいくのか、改めて町長の具体的な答弁を求めたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） これまでも6次化に向けて、農業、漁業、商工業が一体となってやるのであれば、町も一緒になってバックアップします、応援しますということですが、なかなかその三位一体なりそういったことが示されていない。その辺は各団体なりいろいろな考えがあると思うんですけども、できれば、そういったことを町としては連帯する形で相乗効果を生めればという思いでございます。

そして、何もやっていないと言われますけれども、これまでうちの町は土地がない、財産がないという形で表現させていただいてはいますけれども、人を育てる、人材をとにかく育てなければ駄目だという思いで子供たちへの投資をしてきたつもりでございます。そして、我が町の税構造を分析しても給与所得者が一番でございます、企業の法人税等が多いのではなくて。そういった構造も含めて、人を育てて、町の環境の中で人材を育成していくという発想でやってまいりたいということで、新たな大規模な企業誘致、雇用も全て町内で賄って連関していくのはなかなか望めないと思いますけれども、地道に少しずつ一步一步やってまいりたいと思っています。

私の任期のときだけ大きなことをやって、後は知らんという首長では、それは町民に対して失礼ですので、長いスパンで持続可能なまちづくりを進めていくには長いスパンでまちづくりをやっていかなければならない。そこに今何が必要なのか、何を投資しなければならないのかというのはマネジメントです。マネジメントをしっかり持っていないと、今はやりだから、群集心理で、これをやっているからこれをつくらなければならない、あれをつくらなければならないとやっていったら、うちみたいな町はもたないと思うんですね。そういった意味で、慎重に今後もやってまいりたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 何もやっていないとは、誤解されているのかもしれませんが、そういった指摘を私はしているわけではございません。企業誘致に関しても、町にどのようなものがある

るのか、人流はどうか、そういった分析は当然されると思います。なので、町としての発信をもう少し工夫しないと企業誘致に進まないのではないですかと、そこには事業展開が必要ですねと、そういう話をしているわけでございます。なので、目玉事業となる事業、そこが大きな起爆剤になるのではないかなということでございます。なので、三位一体、農業、水産、商工業、そういったところの連携、各種団体の考えもあるということでございますが、そういったところも町として積極的に連携を進めるような事業展開、こういったものも提案していくとか、そういったお考えをお持ちなのか再度伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 仁田議員おっしゃるとおり、本当にそれがなればいいなと思います。ただ、うちの町は「今だけ・ここだけ・自分だけ」という人が多くて、ビジネスで協力しながらやっていくという人が少ない。そういった意味で、観光協会の皆さんも来ていますけれども、各業種をつなぐ役割をいろいろとやっていただいたりしていることは本当にありがたいなと思っていますところでございます。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） そういったところだと、いかに巻き込んでいくかということが重要なのかなと。気仙沼DMOも、いかに住民を巻き込んでいくか、関連性を持たせるかというところが、やはり責任にもつながりますし、そうすると本気度が出てくるんですね。そういったところもぜひ町として積極的に進めていただきたいと思います。

それでは、3点目について再質問いたします。

本町の観光施策は専門性を持って進めていくことが必要だと考えます。観光資源のブランディングやPR、インバウンド対策などの分野でどのような専門的アドバイスを受け、それが施策にどう反映されたのか。また、観光分野の専門家、コンサルタントの活用について、町としてどのような基準で選定し、どのような関わり方を持っていくのか、先ほど必要があればということでもございましたので伺いたいと思います。

観光施策の強化については、実際に専門家の知見をどこまで生かし、どのような成果を生み出していくのか。他自治体では観光アドバイザーを長期的に起用し、専門家と一緒に政策を推進する体制を整えている例もあります。例えば神奈川県綾瀬市では、観光アドバイザー事業を実施し、旅行会社などの専門家から提案を受け、市内消費の拡大や新たな観光事業の創出を目指しております。観光資源のブラッシュアップやイベントの開催など具体的な取組を通じて専門家の知見を地域振興に生かしております。また、観光協会の役割強化と専門家の活用を組み

合わせることで、実効性のある観光戦略を構築している自治体もあります。また、専門家による投資対効果の評価や、町独自の財務面・非財務面の分析、つまりは経済効果の可視化により投資判断に生かすということや、観光の質を向上し、持続可能性を確保することが重要であると考えます。

では、本町はどうでしょうかということになります。単に専門的な視点を取り入れるのではなく、実際にどの分野で専門知見を活用し、どのように政策へ反映していくのか具体的に示していただきたいと思います。本町の観光政策が町の発展に直結するものであれば、町長のリーダーシップが不可欠でございます。専門的な知見をどのように取り入れ、どんな体制で進めていくのか、こちらについてまとめて具体的な答弁を求めます。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 一つは、仁田議員おっしゃるとおり、観光がうちの町でなりわいになっているか、観光だけで生活している住民がいるでしょうか、逆に御質問したい感じです。

何度も申しますけれども、産業連関、どれだけの農業なり漁業なりその産物が地域内で消費されて連関していくのか、産業連関係数がどれぐらいのものなのか、それが消費効果にどれだけなっていくのかとか、そういったものがならないと観光面でのなりわいは成り立たないと思っています。ただ、町のイメージアップとかそういった部分では、いろいろなイベントをやっていたり、特産物のノリの消費に向けてやっていたり、ピンポイントでパワーを注入するようなやり方しか町としてはならないと思っているんですね。うちは就労人口が町外に行っているのが日本一、昼夜間比率が日本一というか、町外に所得と雇用があるという部分では、新たな産業がこの狭い圏域の中で、さらに規制がかかっている中でそれを大胆にやれるところがあるのかというと、申し訳ございませんが、町の土地としては全くない状態でございます。小さい事業でこつこつと集客していくという思いでございます。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） なので専門的なアドバイスを受けるべきだということでございます。いろいろな分析が必要です。なので、例えば事業展開でいいますと、長崎のハウステンボスは有名でございますが、当初はお花畑といったイメージでつくられたところ、夜は弱いとか冬は弱いという时期的な弱さを逆転の発想で、イルミネーション、光の王国を開催したらV字回復ということでございます。

弱みをどう逆手の発想で考えていくのかということ、例えば車、アクセス面でJ Rがないという町の弱みがあるというのであれば、例えばドライブインシアターであったり、夜間のライ

トアップ、そういった町独自の観光資源を創出するようなイベントであったりというのも専門家からはいろいろ見えてくる部分があると思います。そういった意味では、四季折々の観光としてのなりわいの独自性というのは難しいといえますけれども、そこについても可能性としては十分にポテンシャルはあるのかなと思いますので、そういったところについて、再度、いろいろな知見を取り入れながら進めていく考えはあるのか伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 本当にうちの町を真剣に考えてくれるアドバイザーがいれば、ぜひそういった方と意見を交えながらやってまいりたいと思いますし、まずは、おいしい、楽しい、うれしいとか、それだけでもいいんですけれども、おいしいものがいっぱいあれば人は来ると思いますので、そういったことだけでもやればいいなと思います。これからいろいろとアドバイスをいただきながら考えてまいりたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） それでは、4点目について、まとめて再質問いたします。

観光施策を持続的に展開するためには、新たな財源確保や企業誘致が不可欠であります。現在の観光施策の財源は主に補助金や交付金に依存しておりますが、それだけでは限界があると思います。他自治体では、観光振興基金の創設、観光税の導入、ふるさと納税の活用、企業スポンサーシップの導入など、持続的な財源確保の手法を積極的に取り入れている事例もございます。また、観光を成長産業とするためには、官民連携（PPP）も考えられます。町が単独で事業を運営するのではなく、民間企業や投資家と協力し、例えば町がインフラ整備を行い、運営は民間が行うなどの仕組みを構築することが求められます。また、観光庁が推進する、先ほど申し上げたとおり、DMOを活用し、町と事業者が一体となって観光戦略を推進することも検討すべきであります。改めて、これらの新たな財源確保の方策や官民連携について、持続可能な観光施策の実現に向けて具体的なお考えを示していただきたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 持続可能となると難しいですが、できるだけ、町の事業の話合いをしながら、連携しながら、町として、これはいいというものとか、これはぜひやりたいということも含めて今後検討したいと思います、アドバイザーも含めて。

もう一つ、私なりに観光地を見ていて、うちの対岸にも立派な日本三景の町がありますけれども、その町ですら職員とかいろいろ聞いてみると観光地として観光で町が飯を食うのはできないということを伺っているものですから、やはり観光というのは厳しいんだなということ

すね。あれだけ海岸通りに旅館とか、人がいっぱい歩いて、インバウンドが来て、エリアビジネスとしてはいいんですが、町としてまちづくりを考えたときに、基幹産業というか、屋台骨として支えるだけの税収はない、入湯税ぐらいだと。あれだけのにぎわいのある中でも難しいのかということで、正直、今後の展開、どこまで投資して、どこまで集客して、どこまで持続可能なものがあるんだろうかといったときには、私的にはなかなか厳しいものがあるなと思っています。ただ、今後も引き続きいろいろなアイデアをいただいたり、いろいろな発想とか意見をもらいながらやってまいりたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 確かに観光産業としては難しいというところではそうなんですけれども、ただ、関係人口を増やすという考え方について、例えばそこで、すごくいい町だなと、そこで人との関わりを持って、地域の人がこんなに優しい人たちが多いんだというところで、移住してみたいなという気持ちになる場合もあります。なので、観光産業に特化するとかだけではなくて、そういった視点も重要ですので、そのためには、町長の観光施策の成功には町を積極的にPRしていくということも求められます。以前から指摘させていただいておりますが、町長自らがトップセールスとして七ヶ浜の宣伝マンとなり、全国、さらには世界に向けて町を売り込んでいただきたいと思います。ただ、町長は、これまで行政出身の身として表に出ることは不得手であるというお考えを示されておりました。

しかし、そうであれば、本町にゆかりのある有名人を観光大使として任命され、町のPRを強化することも十分に考えられるのではないかと考えます。全国的に見ても観光大使の活用は効果的なPR手法の一つとして広く採用されております。例えば、兵庫県淡路市でも市の魅力を発信する取組について進められております。

本町でも同様に、ゆかりある著名人を観光大使に任命され、観光施策と連携させることで、より効果的なPRになると思いますが、いかがでしょうか、町長。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 今後も、引っ込み思案ではなくて、PRに努めてまいりたいと思います。

また、観光大使についても、観光大使というわけではないですけども、仲道郁代さんというピアニストが七ヶ浜町の文化大使になっていただいて、大手企業とかいろいろなところに七ヶ浜をPRしていただいたりしていますので、今後もそういった方も含めて積極的に町をPRしてまいりたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 時間がなくなったので、それでは大綱2問目、下水道インフラの老朽化と適正管理の強化について、まとめて伺いたいと思います。

今回、下水道インフラの老朽化対策について質問させていただいたのは、単に整備状況の確認をするためではなく、町民の不安を払拭し、安心安全な生活環境の維持に向けた周知を図るためのものでもあります。

近年、全国的に老朽化した下水道が原因となる道路陥没のリスクが高まっているということがあります。本町の下水道については、管路の口径が比較的小さく、大規模な陥没事故が発生するリスクについては考えられにくいということや、震災復興事業の一環として地震に強い管路への更新も進められてきているということ、下水道ストックマネジメント計画に基づき、計画的な管理点検が徹底されているといった要素から、安全性が確保されていると考えられます。とはいえ、町民の皆様にとって下水道の維持管理がどのように行われているのか分かりにくい部分もあります。不安を抱えていらっしゃる方もいます。

そこで、町民の不安を払拭するために、下水道の安全性について、ストックマネジメント計画により適正管理が進められていることとは思いますが、計画の課題、その課題の解消策などについて周知するために、今後どのような情報発信、説明を行っていくのかも併せて、最後に伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（後藤謙一君） 町長答弁にもありました。平成31年に「広報しちがはま」でシリーズ「上下水道の今」をPRしております。この際行った理由としましては、今後の取組とか現状について、料金審議会をその年度にやるため、広報で特集としてやっております。令和7年度につきましても、予算計上しているとおりの審議会の予定をしております。住民には、上水道、下水道の在り方、課題とか、そこら辺もしっかりPRしながら、広報での周知、併せて審議会での審議を進めるものになります。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（安倍敏彦君） ここで暫時休憩いたします。午後1時15分より再開いたします。

午後0時14分 休憩

午後1時15分 再開

○議長（安倍敏彦君） 再開いたします。

次に、2番鈴木 篤議員の質問を許可いたします。篤議員、発言席に御登壇願います。

〔2番 鈴木 篤君 登壇〕

○2番（鈴木 篤君） 2番鈴木 篤でございます。

議長より許可をいただきましたので、通告に基づき大枠2点御質問させていただきます。

本日は宮城県の公立高校入試当日ということで、今この時間も町内の中学校3年生の皆さんが公立高校入試で頑張っていることと思います。

そこで、大枠の1点目、平等な受験機会の確保について質問させていただきます。

2023年12月、公立高校入試の受験日と生理日が重なった生徒への対応について、「追試は可能」とする通知が文部科学省から各都道府県の教育委員会に出されており、「生理による体調不良が追試対象のやむを得ない事由に含まれる」とされております。性別にかかわらず、全生徒が平等に受験できる環境にすることは当然のことだと考えます。

しかしながら、制度の周知や利用が進んでいないことを踏まえ、以下の点をお伺いします。

①現時点でどのように周知をしているのか。現状を踏まえ、今後どのような周知方法が必要だと考えているのか、教育委員会の見解をお伺いいたします。

②制度の利用に当たっては、生徒や保護者から「言い出しにくい」との声も多く聞きます。その点を踏まえたフォロー体制が必要不可欠だと考えますが、教育委員会の見解をお伺いいたします。

③本件では本町在住の女子大学生が周知活動を行っており、県教育委員会に要望書も提出されております。また、活動の様子が河北新報、NHK、仙台放送など多数のメディアでも紹介されておりました。非常にすばらしい取組だと思います。

しかしながら、彼女が町内にある出身中学校にアンケートや出前授業の協力を要請したところ、断られたと聞いております。生徒だけでなく、大学生本人にとっても絶好の学びの場となったのではないかと考えますが、断った経緯と理由についてお伺いいたします。

大枠の2点目、英語検定受験補助事業の拡充についてでございます。

子供の英語力向上に寄与できるだけでなく、県内で実施している市町村も少ないことから、独自色のあるすばらしい事業だと賛同しております。今後も事業を継続するだけでなく、より有意義な事業となるよう工夫すべきだと考えます。

そこで、以下の点についてお伺いいたします。

①英検は年に3回実施されておりますが、町内の学校で受験できる回数は、3回全て受験できるのか、それとも決まった回にしか受験の機会が与えられていないのか、そして実施時期についてお伺いいたします。

②受験者数と合格者数の推移についてお伺いいたします。

③受験料を補助するだけでなく、受験する生徒に対策講座を行うなどサポート体制も必要だと考えますが、実施している取組があればお伺いいたします。

④世界に通用する人材を育むための英語コミュニケーション力向上を目指すのが目的で始まった事業だと認識しております。補助対象をTOEICやTOEFLなど、ほかの検定まで広げるべきではないかと考えておりますが、町の考えをお伺いいたします。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 第1問、平等な受験機会の確保について、第2問、英語検定受験補助事業の拡充について、回答を求めます。須藤 清教育長、御登壇願います。

〔教育長 須藤 清君 登壇〕

○教育長（須藤 清君） 2番、鈴木 篤議員の1問目の御質問、平等な受験機会の確保についてお答えいたします。

公立高校入試に当たり、追試験制度の周知や利用が進んでいないというお考えの御質問であります。

御質問の1点目、どのように周知しているのか、今後どのような周知方法が必要だと考えているのかについてお答えします。続いて、2点目の御質問、制度の利用に当たって、生徒などから言い出しにくいとの声も多く、フォロー体制についての考えについても、関連がありますので併せて2点回答いたします。

このことについては、篤議員が国の通知のことをお話してくださいましたが、宮城県教育委員会から令和7年1月30日に令和7年度宮城県公立高等学校入学者選抜追試等の手続についての通知があり、同日、地教委として各中学校に周知しています。両中学校では、追試験等の対応について、受験生と保護者に向けて資料をメール等で周知していることと、生徒にも直接指導しています。

なお、この資料の中には生理以外にも追試験の対象となる具体例も記されており、本試験を受験できなかった場合の連絡方法、その対処方法についても記載されています。

よって、フォロー体制については、今年、この通知が初めて県教委から出されたわけですが、これは当然のことなので、今後とも両中学校には当たり前のこととして、生徒、保護者がこのことを分かるように啓発を進めてまいりたいと思っております。

次に、3点目の御質問、本件について、町内にある出身校にアンケートや出前講座の協力要請をしたところ、断られた学生がおり、絶好の学びの場となったのではと考えるが、断った経

緯と理由はについてお答えいたします。

まず、議員が取り上げてくださいました大学生の活動については、私どももメディア等でしっかり見ております。見ていると同時に、この学生が追試制度の認知を広げるために自ら関係機関に出向いて、そのことについてのアンケート活動を提案したり交渉したりできているということに、まさに本町が目指すコミュニケーション力の高い人材が育っている、そのことに感動して私はこの事実を拝聴しました。社会的なコミュニケーション力が高い生徒が学生あるいは社会人になったときに、こういう人材が七ヶ浜からどんどん生まれてくることを期待しているところです。

同時に、中学校に依頼したけれども断られたということについては、これが事実だとすると、私はその学校について厳しく指導したいと思っておりました。そのような事実があったかどうか確認したんですけれども、この学生は出身校が向洋中だと思えますけれども、向洋中にも七ヶ浜中にもそのような申出はなかったという回答を受けていて、その詳しい事実関係についてはもう少し調べないと分からないところがあるかなと思っております。

ただ、両校の校長としてはこれはぜひ受けるべきもので、篤議員おっしゃるとおり、学生にとっての学びの場にもなるし、このことを生徒に紹介することによって生徒の学びの場にもなるということは両校長とも認識しておりました。

続いて、一般質問の2問目、英語検定受験補助事業の拡大についてお答えいたします。

1点目、英検は3回実施されているが、町内の学校で受験できる回数と実施時期はについてお答えいたします。

今年度の実施時期については、小学校では1月の1回、中学校では5月、10月、1月の3回になります。

次に、2点目の御質問、受験者数と合格者の推移についてはについてお答えします。

令和6年度ベースの数字で回答いたします。令和6年度の受験者数については、現時点で小学生が51名、中学生は67名、そのうち合格者は小学生が37名、中学生は39名となっております。合格率で表しますと小学生が72.5%、中学生が58.2%の合格率であります。

次に、3点目の御質問、受験料を補助するだけでなく、対策講座などサポート体制も必要だと考えるが、実施している取組についてはについてお答えいたします。

本町が取り組んでいる英語を通したコミュニケーション力の育成事業は人材育成策です。英語を通して自分の頭で考え、自分の言葉で意見や考えを伝えることのできるコミュニケーション力の育成を目指しているものです。よって、英語科に特化したものではないということです。

もとより、英検に取り組み始めた経緯は、児童生徒が英検を通してさらに英語のコミュニケーション力を自らつけていこうという意欲を喚起していくというところに主眼を置きました。児童生徒は学びのPDCAサイクルを持っています。自分の計画を持ち、やってみて、チェックしてアクションを起こす。このチェックとアクションがないと英語コミュニケーション活動が、小学校では97%の子供は英語が好きなんですけれども、好きな自分を客観的に見る指標が必要だということで英検を取り上げたものでございます。よって、英検に対する特別な対策講座には取り組んでおりません。

続いて、第4問目の御質問、今のと関連するんですけれども、補助対象をTOEICやTOEFLに広げる考えはについては、両検定制度とも高校生、社会人あるいは留学希望者、それから社会人では多国籍企業、グローバル企業などの評価指標としてボリュームゾーンのある検定制度です。小学校版もありますけれども、現時点でこのことを本町の義務教育の中で活用する考えはありません。

以上、鈴木 篤議員の質問に対する回答といたします。

〔教育長 須藤 清君 降壇〕

○議長（安倍敏彦君） 篤議員。

○2番（鈴木 篤君） では、再質問させていただきます。

まず大枠の1の①に関してなんですが、先ほどの御答弁の中で、周知はメールとかで資料を送っていらっしゃるという御回答だったと思うんですが、私は今回の一般質問をするに当たり、知人の該当する保護者の方、数は正確に覚えていないんですが、50人ちょっとぐらいにお聞きしたところ、その中の28人が公立高校の入試に追試があるのは知っていますという回答だったんですね。ただ、その中で、生理日が受験と重なってしまいというのは新しい追加事項になりますので、その点について再度お聞きしたところ、知っているという方はゼロでした。どなたも御存じなかったという事実がございまして。ということは、周知が徹底されている、告知が徹底されているとは思えないんですが、もちろん私が聞いた方がたまたま知らなかっただけという可能性もゼロではないんですが、統計学的にあり得ないのかなと。対象は全員七ヶ浜に在住の方です。その事実に対してはどのようにお考えになりますでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君） ただいまの質問についてお答えします。

七ヶ浜在住の保護者にお伺いしたということでございますが、時期にもよるかもしれません。まず、学校での周知について、改めてお伝えしたいと思います。

学校への周知は、答弁にもありましたとおり1月30日に県から来ていますので、その後、しっかり周知をしています。2月に入ってから指導になっているかもしれませんが、そこでの具体的な指導内容なんですけれども、答弁のとおりメールでの周知というのがあります。もう一つは、生徒に対して直接お話をしていると。全体指導であったりとか、欠席者とか登校不安の方には個別に家庭だったり本人だったりということで、しっかり個別に伝えているということでございます。そして、様式も、ワンペーパー、しっかり分かるような様式を県で備えていますので、それを渡して説明をしていると。両校そういうことをしっかりしているということでこちらでは認識をしております。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） なぜゼロ人だったのか。知らなかったんでしょう。（「今の答えでよろしいかと思います」声あり）篤議員。

○2番（鈴木 篤君） 令和7年1月30日に通知があったという御回答があったかと思うんですが、文科省がオフィシャルに発表したのが2023年12月、その後1年ちょっと通知がなかったとは考えられないのと、後の質問で出てくるんですが、実はその大学生というのは私が経営している塾の卒業生なんです、たまたま。県教育委員会に要望書を提出に行ったときに私も一緒に同行させてもらったんですけれども、県庁の教育委員会の方にもお聞きしたんですが、昨年の入試からこの制度が始まっているはずなんです、なぜ令和7年1月30日なんですか。確認になるんですが、お尋ねします。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君） 確かに2023年に通知があって、今回で2回目になります。令和6年度の受験者と令和7年度の受験者、先ほど私が説明したのは令和7年度の受験者に対する説明の話でした。令和6年度も同様に各学校では説明しております、ペーパーを渡して。説明の対象は受験者ですので、3年生と保護者というところで説明をしていると、令和6年度も7年度もそういったところで説明をしているということです。

○議長（安倍敏彦君） 篤議員。

○2番（鈴木 篤君） なかなか腑に落ちない部分はあるんですが、過去のことを今言っても建設的にはならないと思うので、過去のことは過去のこととして、現状として、私も七ヶ浜生まれ、七ヶ浜育ちなので、七ヶ浜は結構うわさとか回るの早いじゃないですか。特にママ友ネットワークというのは相当強大なもので、1人のお母さんにお話しすると大体周りの住人にはすぐに伝わっちゃう、今はLINEもあるので。確かに、課長がおっしゃるように、私が聞いた

のは中3の保護者だけではない。しかしながら、自分の娘さんが中2、中1であれば、中3の受験になったときに関心を持つのは当然で、そうすると聞いたら周りのお母さんとかにも話すと思うんですよ。

そうすると、今までの主張が問題あったということを取り上げたいのではなくて、そういう現状があるので、今後もう少し周知活動をしっかりしていただきたいということをお伝えしたいんですね。例えば、実際に保護者にお聞きしたところ、入試説明会を各中学校でやられていますよね。そのときにしっかりお話しするとか、メールを送ったとしても、メールを見ない方も一定数必ずいらっしゃいますよね。ので、その場で話すとか、あとは入試の個別面談を実施されていると思うんですね、中3生が受験校をどこにするかという個人面談で。そのときにお話しするとか、もう少し確実に皆さんがその制度を知ることができて利用できるような工夫をされるべきだと思うんですが、そのあたりいかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 須藤教育長。

○教育長（須藤 清君） 鈴木議員のおっしゃるとおりだと思います。事実として伝わっていない生徒がいたということを今ここで認識しましたので、一層この啓発と指導、本当に受験生がそのことを理解したのか、その確認まで中学校に求めていきたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 篤議員。

○2番（鈴木 篤君） それでは、来年度の受験生の皆さんにはしっかり周知を徹底されて、男女ともに平等に受験できるようになればいいなと思います。

ちなみに、くどいようなんですが、今回、実際の中学生に少しでも手助けになればということで、知っている中学生の子にこういう制度があるんだよとお話ししたところ、とにかく女子生徒のリアクションが相当強かったです。私も男性なので、自分が経験したことがないので分かりにくい部分があるんですけども、本当に困っていると思うんですよ。中には、これの写真を撮っていいですかと。ちなみに、県教から出ているのは多分この1枚物のリーフレットだと思うんですけども、これを見せてお話ししたところ、写真に撮って、症状が重い友達がいるからLINEで流してもいいですかとかという声もたくさんあったんですよ。ので、周知は本当に徹底していただきたいと思います。

ちょっと観点を変えまして、入試制度がそうなっている以上、各中学校の定期テストと、あとは女子生徒から聞いたのが、プールに入らないと評定が下げられる、言い出しにくいという声もあるんですけども、そのあたりは今後どうされるのかお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 須藤教育長。

○教育長（須藤 清君） これは以前から、例えば性教育の在り方とか男女平等参画社会の在り方とか、それを義務教育段階でどのように子供たちに落としていくのかというところと教員側のジェンダー意識とかそういうものが複雑に絡み合っただけでそういう現象が起きているものと認識しています。鈴木議員がおっしゃったことがそのとおりであれば、これはあつてはならないことなので、例えば評定とかですね、これはあつてはならないことなので、改めてこれもここまでの確認不足を私はおわびするほかないんですけれども、各5校とも各校長に、生理のある女子児童、女子生徒について学習上のハンディキャップを絶対与えるなど、そういうことを指導してまいりたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 篤議員。

○2番（鈴木 篤君） まさしく今の御答弁、おっしゃるとおりだと思います。私も思うんですが、生徒とか保護者へということも大事なんです、現場を預かっている教員の皆さんの意識改革が、どうしても御自身が学生ときは、ちょっと言い方があれなんです、薬を飲んで頑張らなさいとか、ちょっと調子悪いぐらいでは頑張らなさいという環境で育っていらっしゃると思うので、その意識改革が大事なのかなと。改めて、教員への研修とかは今後やられる御予定はあるのか伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 須藤教育長。

○教育長（須藤 清君） 研修という以前に、もちろん研修的なものは各学校で現職教育として夏休みの期間を利用してとか、あるいはPTA行事の中で自分も講師の話を聞くとかやっているとありますが、それは当たり前のことなので、そこで本当の意識改革が起こるかどうかというのは教員一人一人違うところがあります。

まず、私は、七ヶ浜町の教育方針の一丁目一番地に安心安全と厳しさと寛容性ということを挙げています。このことを教員にぎっちり、4月に最初の合同会議があるんですが、それと5月中旬に一斉研修があるんですが、その中で、人権として、人として教員が成長しなければ子供にそれを教えることができないということを話しています。つまり今の意味でいうと、性差により女子生徒の学習活動に差を出してはならないということが頭で分かっているだけでは駄目で、教員自身がちゃんと意識のところまで落とし込んでもらいたい。それも言葉だけではなかなか落ちない方もいます。でも、それはしつこく繰り返しやっていくほかないと思っています。教員ができないものを子供に求めることはできないので、自主的に勉強しろと言っても、教員が職員会議で自主的に発言できないとか、あるいは周りの目を気にして自分の学級の授業をどんどん見せられないとか、そういう風潮は我が国の教育問題としてあります。

それも崩しながら令和7年度の学校経営を進めてまいりたいと思っております。

○議長（安倍敏彦君） 篤議員。

○2番（鈴木 篤君） 力強い御答弁をありがとうございますとお伝えしたい気持ちでいっぱいです。

先ほど少しお話ししたところではあるんですが、これは実際にあった例なんですけれども、去年、今の2年生の子が1年生のときに、定期テスト直前にインフルエンザにかかってしまった。テスト当日は熱が下がっていた。1か月ぐらい前から一生懸命勉強していて、インフルエンザだから行くなと病院から言われたのでテストを休まなければいけない。そのときに、保護者を通して「別室でテストを受けさせてもらえませんか」という相談をしたところ、瞬時に「駄目です」と一言で断られたという事案があったというのを聞いているんですけれども、そのあたりの対応は今後どうされていくおつもりなんですか、お尋ねします。

○議長（安倍敏彦君） 須藤教育長。

○教育長（須藤 清君） その教員が誰か分かりますか。（「はい」の声あり）後で教えてください。校長を含めた職員会議で、一事例としてこういう例が確かにこの学校で起きた、それをどう思うのかということを全教員に問わせます。学校でこんなのは絶対あり得ないですよ。でも、あったんですよね。あったと聞いて私が感情的になっているのはお分かりかと思うんですけれども、すぐ校長会を通して対応したいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 篤議員。

○2番（鈴木 篤君） 個人名を挙げるのはあまりよろしくないかなという配慮から名前とか学校は伏せたんですが、どこの学校で、何年生のクラスで、先生が誰かというのは把握しておりますので、この場だとはばかられますので、後ほど。

先ほどと関連したところで、追試を受けられるとしたらということで、利用について保護者とか周りの方にお聞きしたところ、やはり保護者は不安だと。なぜ不安なんですかとお聞きしたところ、追試という名前が何か不利になるような響きがあるからなのか、実際に当日入試を受けた子とかテストを受けた子との点数でのマイナス面がないかとか、男女差の観点というところでは男性の先生だと女子生徒は言いにくいとか、そういった声が非常に多かったんですけれども、そのあたりの配慮というのはされるおつもりがあるのかお聞きいたします。

○議長（安倍敏彦君） 須藤教育長。

○教育長（須藤 清君） もちろん徹底的にやります。

○議長（安倍敏彦君） 篤議員。

○2番（鈴木 篤君） ぜひ現場まで落としていただいて、実際に対応するのは現場の先生方だと思いますので、そういったところの意識統一を図っていただければと思います。

ということで、大卒の③に移らせていただきます。

先ほど御答弁をお聞きしたところ、その相談はなかったと各校長先生方がおっしゃっていたという御回答だったんですが、私はその話を聞いて驚愕いたしました。これは実際の資料なんです、テレビでも扱われたやつなんですけれども。これを出した本人に聞きました。ついこの間も、一般質問するに当たり、勝手に扱うわけにはいかないので、本人に時間をつくってもらって、いろいろこの制度の話を聞きながら、どういう経緯だったのか聞いたところ、はっきり言っていました。どの先生に断られたのかも聞きましたので、事実はありました。ので、再度確認していただきたいんですが、その考えはあるのかお伺いします。

○議長（安倍敏彦君） 須藤教育長。

○教育長（須藤 清君） 前問の回答と同様、その事実がそのとおりであれば、私はその断った者あるいは断った学校全体にその意味を問いかけたいと思います。そして、改善に当たらせていきたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 篤議員。

○2番（鈴木 篤君） 非常にくどくて申し訳ないと思うんですが、私も教育長と全く同じ考えでして、人材育成の面からこれはあってはならないことだと思います。

ちなみに、余談になってしまうかもしれないんですが、困った彼女がどうしたかといいますと、アルバイト先が塩竈にある学習塾なんですけれども、そこから伝って塩竈二中でアンケートとか出前授業をやらせてもらったと。周知に関しては、知り合いを伝って多賀城市にお願いして、多賀城市では市長と教育長が時間をつくってくださって、説明を聞いた上でお知り合いのメディアの方にお声がけいただいて取材してもらったと。彼女が言っていたのは「七ヶ浜は大好きなのに悲しい」と。そういった面からも本当にあり得ないことだと思うんですよね。

若い女性が七ヶ浜町内に住んでくれないと、子育てできる環境にしていけないと人口も増えませんし、本当にあってはならないことだと思いますので、町長にもお伺いしてみたいんですけれども、人材育成の観点からそういったものは必要だと思うんですけれども、いかがお考えになりますでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 今初めて聞いて、私もあれですが、教育長と同じように、早速調べていただいて、そういったことのないように取り組みたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 篤議員。

○2番（鈴木 篤君） まさしくそのとおりだと思います。

この問題から少しだけ外れてしまうかもしれませんが、町内にはたくさん大学生が住んでいるんですよね。今の大学生はすごくクオリティーが高くて、やる仕事も、この資料なんかも本当によくできているなと思ったんですけれども、大学生だとか若い子たち、中学生とか小学生はよく聞くんだけれども、高校生とか大学生も巻き込んで、人材育成の側面からいろいろなところの意見を取り入れるというのは大事だと思うんですけれども、そういった取組を今後されるおつもりがあるのかお伺いしたいです。

○議長（安倍敏彦君） 須藤教育長。

○教育長（須藤 清君） 今のを具体的にどういう取組ということをはっきりここで申し上げることはできませんけれども、鈴木議員の考え方、基本的な七ヶ浜の児童生徒、青年の育成の考え方には私も賛成したいと思います。その上で、じゃあ何ができるのかというところについては、これは本当に考えてみたいなと思います。

○議長（安倍敏彦君） 篤議員。

○2番（鈴木 篤君） あとの質問、大枠の2点目にも関わるところでありましたので、今その話をさせていただいたんですが、順番に進める必要があるかと思いますので、英検から再質問させていただきます。

小学校が1月に1回、中学生は年に3回全て実施されているということだったんですが、小学生の英検が3回ある中で1月を選ばれているのは何か理由がおありでしょうか、お伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君） ただいまの質問にお答えいたします。

学校の一番やりやすい時期ということで小学校は1月に実施していると承知しております。
以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 篤議員。

○2番（鈴木 篤君） 学校側のいろいろな行事との兼ね合いということだとは思っていたんですが、なぜそこにこだわるのかといいますと、英検の4級と5級は来年度もあるかどうか定かでは、調べ切れていないんですが、今年度だと4級と5級のチャレンジキャンペーンがございまして、同一の年度に続けて2回、1回目が不合格だったとしても2回目は無料で受けられる、この前提条件になっているのが同一会場での申込みとなっているんですね。そうすると、小学

校6年生で例えば4級、5級を受けました、残念ながら不合格になりましたとなると次に受けるのが中学生になるので、会場が変わっちゃうんですね。そうすると対象にならない。それと、私がここにこだわっているのは、町内には少ないかと思うんですが、中学を受験される方もいらっしゃると思うんですね。そうすると1月だと願書に間に合わないんですよ。そういったところの配慮も考えると、1月ではなく、春か夏にやるべきではないのかなと。もちろん学校の負担が大変なのは重々理解しているんですけども、そのあたり検討するおつもりがあるのかどうかお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 須藤教育長。

○教育長（須藤 清君） これは校長会を通して検討してまいります。

○議長（安倍敏彦君） 篤議員。

○2番（鈴木 篤君） それでは、②と③は関連性が強いので一緒に再質問させていただきます。

そもそも、英語検定に町のお金を、つまり税金ですよ、公金を使って受験する以上、ある一定の結果が求められるのではなかろうかと考えています。そうすると、合格率というのは意欲向上にもつながりますし、そういったところはサポートが必要だと思うんですが、改めて、サポートを全くされてないということだったんですけども、今後もされるおつもりがないのか、再度お伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君） ただいまの質問についてお答えいたします。

サポートについては、学校の先生はその都度その都度しっかりお話ししていると承知しております。そして、合格率のお話がありましたが、先ほど教育長から答弁ありましたとおりになりますが、合格率というよりは、意欲の部分で、受験率、受ける人の数をこちらとしては重視しているところがございます。合格云々というよりは、英語を通してもっと学びたいという意識の醸成というか、そういったところを期待しての補助制度と理解しております。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 篤議員。

○2番（鈴木 篤君） 受験者数を重視という御回答だったかと思うんですが、現時点で受けていない、英検に補助されるというのを知っているにもかかわらず受けないということは、理由は一つだと思うんですね。恐らく合格する力がない、合格できる気がしないから受けない。ということは、合格できる可能性が高まれば受ける人も自動的に増えるというのが自然の流れといたしますか、そういった意味でもサポートは必要だと思います。

ちなみに、今回この質問するに当たりいろいろ調べたところ、河北新報オンラインで面白い記事を見つけまして、ここに紙を持ってきているんですけども、東松島市でそういった事業をされていると。七ヶ浜町と同じようなものをやられているんですが、違いは、受験料が補助されるだけではなくて、5級と4級に対して市が勉強会のようなものを実施して指導までされていると。その取組が写真つきで河北新報オンラインに載っていました。そうすると、東松島市はいいところだなと、市のPRにもなるかと思います。そういったところも含めて、七ヶ浜でそれをやる意思はないのかどうか再度お伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 須藤教育長。

○教育長（須藤 清君） 現時点ではその考えはございません。意欲と実力の相関というのはとても微妙なところがあって、もし合格率に着目していくと教員の子供に向かう姿勢が若干変わってきます。そのときに、文部科学大臣賞を取った、全国に上位3%しかいない、英語が大好きな小学生にマイナスの影響を与えてはならないというところと合格率を上げるというところの天秤をうまく取れる学校経営、教室経営、授業づくり、それを総合的に見ていかないと、ここで今すぐ東松島市同様の取組をするという考えはございませんと答弁いたします。

○議長（安倍敏彦君） 篤議員。

○2番（鈴木 篤君） すみません、私の伝え方が悪かったかなと、今お聞きしながら反省してたんですが、合格率にこだわってほしいということではなくて、英検を受けるに当たり、頑張る生徒たちをサポートする体制を築く必要があるのではないですかという意図でございました。例えばなんですけども、実際に勉強会を開かなかったとしても、英検で提供されている無料で使えるオンラインの指導用のアプリのようなものもあったりするんですね。そういったものを学校側でこういう勉強法があるよとかというところをするつもりもないのか、重ねてお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 須藤教育長。

○教育長（須藤 清君） そのような情報はどんどん提供していきたいと思います。これは子供が自ら学ぶという意欲のベクトル上にあるので、そういうことがあるよといったときに「やってみよう」という子供がいれば、それはどんどん使わせていきたいなと思います。

○議長（安倍敏彦君） 篤議員。

○2番（鈴木 篤君） ぜひ、たくさんあるんですけど、中学生だと自分で調べるような気もするんですけど、小学生だとなかなかそこまでできないと思いますので、ぜひ学校側からこういった勉強があるよとか御紹介していただけるのがいいのかなと思います。

最後に、④拡充についてなんですが、先ほどの答弁にあった、まさしくそのところで、小学生と中学生は対象になるのに高校生は対象にならないということ自体が、やや片手落ちといえますか、例えばなんですけれども、英検４級を受けたい高校生がもしいたとすれば、これは対象になるのでしょうか、お伺いします。

○議長（安倍敏彦君） 須藤教育長。

○教育長（須藤 清君） この制度は義務教育段階にいる児童生徒を対象にしているので、なりません。その考えも今ありません。

○議長（安倍敏彦君） 篤議員。

○２番（鈴木 篤君） 義務教育にこだわられる理由は何かおありでしょうか。義務教育にあまりこだわらなくても、人材育成という広い意味でいうとやるべきなのかなと思うんですが、なぜ義務教育だけとくくられているのか、重ねてお伺いします。

○議長（安倍敏彦君） 須藤教育長。

○教育長（須藤 清君） 義務教育のこだわりというのは、土台づくりにあるというところがございます。それから、全ての子供が義務教育を受けなければいけない、これは憲法上のものです。町の教育行政として、憲法の考えに基づいて、義務教育段階の子供たち全員を網で拾っていくというのがその根底にある考えでございます。

○議長（安倍敏彦君） 篤議員。

○２番（鈴木 篤君） それではちょっと角度を変えまして、人材育成という面で見たときに、国際的なコミュニケーション能力がこれから必要になって、七ヶ浜でも絶対に、例えば国際村のスタッフとかというところにも人材育成の影響が大きいかなと思うんですが、そういった観点から高校生とかにこういった検定を拡充するというのはそちらの角度からもお考えにならないということでしょうか、重ねてお伺いします。

○議長（安倍敏彦君） 須藤教育長。

○教育長（須藤 清君） 今のところはまだ議論にも入っていません。

○議長（安倍敏彦君） 篤議員。

○２番（鈴木 篤君） ぱったり答えられてしまうとなかなかあれが難しいところではあるんですが、ただ実際、懇談会のときにある地域の方からお話がありました。直接私が個人的に話を聞いたわけではないので、背景とかは分からないんですが、恐らく一線級で仕事されているだろうなという感じの方で、恐らく英語はこれから仕事していく上で必要だということをよく御存じの方からすると、目的みたいところで英語コミュニケーション力向上と英検はなかなか

マッチしてこない。御存じのとおり、英検というのは日本の検定になりますので、国際力と関係ないんですね。国際的な大学を受ける場合、英検2級を持っていても価値がないとは言いませんが、評価されないとなったときに、国際的な人材育成という面でいくと英検では弱いのかなと、英検だけというのはどうなのかなと思うんですが、そのあたりいかがお考えなのかお伺いします。

○議長（安倍敏彦君） 須藤教育長。

○教育長（須藤 清君） 国際的な人材あるいはグローバル人材という言葉の踏まえ方がとても難しいと思います。これを始めた年、平成28年、計画は平成27年度からスタートしていますけれども、そのときに文部科学省がうたっていたグローバル化と、今の例えばウクライナで起きている紛争によって世界経済が全て連動して崩れていく、あるいは混乱していく、このグローバル化はそのときの発想の中にはなかったものです。どちらかというと、この事業を始めたときのグローバル化というのは、子供たちが世界各地のどこに行ってもコミュニケーションができるという未来志向でグローバル化と言われておりました。現時点ではほとんど経済についてはグローバリゼーションの中に入っていない国はないですよ。1つの大国が動けば全部ほかの国に波及していきます。1つの国際企業が利益を上げれば小国の中小企業の株価も上がります。既にグローバリゼーションの中で、子供たちは英語を使っていないにしても感覚としてはグローバル人材として彼らは生きているわけです。その中で、ハードルの高い英語の検定を受けることによってグローバル人材の質が上がるという発想は、次は2030年度に学習指導要領が出てきますけれども、その中にはうたわれていません。なので、このことについて、私は将来的にも考えていません。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 篤議員。

○2番（鈴木 篤君） 話が大きくなり過ぎてしまったかなというところなんです、シンプルに町民からすると、小学生と中学生に対しての英語検定だけを補助の対象として、高校生や大学生の同じような検定には補助しないというのは納得が得られるものではないのではないかなと思うんですが、そのあたりから考えても今後も一切考えないということになるんでしょうか、重ねてお伺いします。

○議長（安倍敏彦君） 須藤教育長。

○教育長（須藤 清君） 現時点では考えることはいたしません。

○議長（安倍敏彦君） 篤議員。

○2番（鈴木 篤君） これ以上お話ししてもちょっと厳しいのかなと思いますので、前に戻るようで恐縮なんですけど、英検の補助について、立てつけが、保護者に一度御負担していただいて、それを後ほど戻すという形を取られていると認識しているんですけども、町内の小学生の保護者にお聞きしたんですが、小学校では年に1回1月に行われている。ただし、その子は違う回に学校以外で受験した。聞いたところ、それも対象になりますということだったので申請をしたところ、その小学校から教育総務課に直接電話してくださいと言われた。教育総務課に電話したところ、小学校に電話してくださいと言われた。その保護者は一体どうすればいいのかということで、私は学習塾を経営していますので御相談の連絡があったんですが、現場の先生方は、立てつけというか、そういうのをしっかり理解されているんでしょうか、お伺いします。

○議長（安倍敏彦君） 須藤教育長。

○教育長（須藤 清君） 申し訳ございません。これは本当に理解不足だと思います。立てつけがしっかりと現場に浸透していないということの表れですから、職員の人事異動が毎年3月にありますけれども、公立学校の宿命として、これも9年10年になりますけれども、1つの実践を長期にわたって続けるのはまれなことなんですね。ここまで継続してきたことは私は高く評価しています、各校長ですね。ただ、その中でそのような漏れがあるということを今ここで伺ったので、これも確認事項の一つとして現場にしっかり指示してまいりたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 篤議員。

○2番（鈴木 篤君） ちょうど3月ということで人事異動の時期でもありますので、4月から新しくいらっしゃる先生方もたくさんいらっしゃるかと思いますので、しっかりその件は情報共有していただければと思います。

以上で私の一般質問を終了させていただきます。

○議長（安倍敏彦君） ここで暫時休憩いたします。午後2時25分再開いたします。

午後2時12分 休憩

午後2時25分 再開

○議長（安倍敏彦君） 再開いたします。

次に、6番鈴木恵子議員の質問を許可いたします。鈴木恵子議員、発言席に御登壇願います。

〔6番 鈴木恵子君 登壇〕

○6番（鈴木恵子君） 6番、日本共産党の鈴木恵子です。

議長より質問の許可をいただきましたので、2問について伺います。

第1の質問は、特別障害者手当の周知を求めるものです。

特別障害者手当は、精神または身体に著しく重度の障害を有し、日常生活において常時特別な介護を必要とする特別障害者に対し、令和5年度からは月額2万8,800円が支給される国の制度です。そして、申請窓口は各自治体、市町村が窓口となっております。

そこで、要介護認定者も対象になっていますが、本町の受給状況について、以下の5点について伺います。

1点目、要介護認定者で主に受給できる介護度は幾らからですか、またその人数は何人ですか。

2点目、対象と考えられる要介護認定者で過去5年間の特別障害者手当の申請は何件ですか、また受給者は何人でしょうか。

3点目、介護対象者にどのように特別障害者手当の周知をしていますか。

4点目、その周知の方法は十分と言えるのでしょうか。

5点目、対象となる全ての人に周知するための施策を設ける考えはないのでしょうか。

第2の質問は、漁港が安全に利用される海底調査の実施を求めるものです。

宮城県土木建設行政推進計画（2021～2030）のアクションプランの前期計画により、昨年、代ヶ崎浜谷地と清水のしゅんせつ工事が実施され、漁船の航行及び作業環境が改善されました。

そこで、町管轄となっている菖蒲田浜漁港及び松ヶ浜漁港について、以下の5点を伺います。

1点目、震災以降、両港の深浅測量及びしゅんせつ工事は、いつ、どのように行われ、結果はどうでしたか。

2点目、令和5年度以降、瓦礫等の撤去に関する要望は何件出されていますか。

3点目、瓦礫等の撤去は何回実施していますか。

4点目、令和5年度以降の瓦礫等の撤去費用は幾らですか。

5点目、調査及び撤去費用を計画的に予算化すべきではないでしょうか。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（安倍敏彦君） 第1問、特別障害者手当について周知を、第2問、漁港が安全に利用される海底調査の実施をについて回答を求めます。寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） それでは、6番鈴木恵子議員の1問目の御質問、特別障害者手当について周知をについてお答えをさせていただきます。

1 問目の 1 点目の御質問、要介護認定者で主に受給できる介護度は幾らからか、またその人数は何人かについてお答えをさせていただきます。

特別障害者手当の認定につきましては、国が定める障害程度認定基準の規定に基づき実施され、要介護認定の要介護度については規定されておりませんが、本町の令和 2 年度から令和 6 年度までの受給者に占める要介護 4 以上の割合は約 7 割となっており、主に受給できる介護度としては要介護 4 以上という傾向が見られ、その人数は 20 人となります。

次に、1 問目の 2 点目の御質問、対象と考えられる要介護認定者で過去 5 年間の特別障害者手当の申請は何件か、また受給者は何人かについてお答えをさせていただきます。

過去 5 年間の要介護 4 以上の特別障害者手当の申請は 22 件となり、受給者は 20 人となります。

次に、1 問目の 3 点目の質問、要介護対象者にどのように周知しているかについてお答えをさせていただきます。

要介護対象者に対する周知につきましては、窓口や電話等でお問合せがあった場合には特別障害者手当の所管課である健康福祉課へつなぎ、連携を取りながら対応しております。

次に、1 問目の 4 点目の質問、周知の方法は十分と言えるかについてお答えをさせていただきます。

要介護認定を受けられている方に対する特別障害者手当制度の周知につきましては、健康福祉課と連携し対応してまいりましたが、制度の一般的な認知度は低いと考えております。今後、特別障害者手当制度を広く周知できるよう周知方法を検討していきたいと考えております。

次に、1 問目の 5 点目の質問、対象となる全ての人に周知するための施策を設ける考えはないかについてお答えをさせていただきます。

まずは特別障害者手当制度を広く周知できるよう、健康福祉課と連携し、周知の方法の検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、2 問目の御質問、漁港が安全に利用される海底調査の実施をについてお答えをさせていただきます。

1 点目の御質問、震災以降、松ヶ浜、菖蒲田両漁港の深浅測量及びしゅんせつ工事は、いつどのように行われ、結果はどうであったかについてお答えをさせていただきます。

町の管理であります松ヶ浜、菖蒲田の両漁港におきましては、震災以降、平成 23 年 8 月から同年 11 月までの間に、当時確認された浮遊物、瓦礫、堆積物、消波ブロック、コンテナ、沈船などの撤去を応急復旧工事として実施しております。当時の応急復旧工事では、潜水土による潜水調査で確認された瓦礫や堆積物をグラブしゅんせつ船により陸揚げし、廃棄処理を実施し

ております。その際の結果では、港内の水深を探知機で確認し、両港ともに計画水深を満たしていることを確認しております。

2点目、令和5年以降、瓦礫等の撤去に関する要望は何件出されているのか、3点目、瓦礫等の撤去は何回実施しているのか、4点目の令和5年度以降の瓦礫等の撤去費用は幾らかについては、関連がございますので一括してお答えをさせていただきます。

令和5年以降、瓦礫等の撤去に関する要望はありませんが、漁港内の支障物に関する相談が2件寄せられております。いずれも菖蒲田漁港を利用する漁業者からの相談でありました。

1件目は、令和5年8月に、船の係留ロープが何かに擦れて切れるとの相談があり、付近を潜水調査した結果、5つの消波ブロックが確認され、令和6年8月に撤去を行いました。事業費は、潜水調査費、撤去処分費合わせて524万3,700円でありました。

2件目は、本年1月、漁港内を航行していたら船底に何かがぶつかったというものでした。後日、漁業者が水中を見る箱眼鏡で付近を調査したところ、1件目と同じような消波ブロックが複数確認されたとのことで、こちらにつきましては今後潜水調査を行う予定で、現在、県漁協、七ヶ浜支所及び漁業者と撤去工事の時期を調整しているところでございます。

5点目の調査及び撤去費用を予算化すべきではないかについてお答えをさせていただきます。

本年1月の案件につきましては、潜水調査費用として令和7年度当初予算に計上させていただいております。調査結果により支障物の形状、数量等を特定した上で、撤去または移設などの費用を算出し、漁業者と調整した時期に撤去を行いたく進めておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

以上、回答とさせていただきます。

〔町長 寺澤 薫君 降壇〕

○議長（安倍敏彦君） 恵子議員。

○6番（鈴木恵子君） それでは、再質問いたします。

確かに訪問診療をしている医師からは、要介護4・5の方が特別障害者手当の該当者であろうとしています。そうしますと最近の要介護4・5となると230名ぐらいですね。230名の中から22人が申請されて、そのうち20件受けているという状況ですけれども、それでは、230人いる中で22件が申請される、1割程度の申請のことについてなんですけれども、このことは、先ほど説明がありましたが、問合せ等申入れがあった場合にはそれに答えているという行政の在り方ですね。そうすると、あとの9割の方は知っているのか知らなかったのか、また申請された方はどうやってこの制度を知ったのかというところはどのように把握されていますか。

○議長（安倍敏彦君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） ただいまの御質問についてお答えさせていただきます。

この制度につきましては、国の法令に基づいて、障害程度の認定基準に基づいて行っている制度でございます。その中で、必ずしも要介護ということで該当になる制度ではございません。ですので、お問合せがあった場合には、担当の健康福祉課の窓口につないで、制度の説明をさせていただきますいております。通常、窓口では身体障害者等の各種手帳を交付された方に対して手帳の各種制度の一覧について御説明させていただきますので、その中で制度の周知を図らせていただいている次第でございます。

○議長（安倍敏彦君） 恵子議員。

○6番（鈴木恵子君） そうしますと、今の答弁ですと、身体障害者手帳をもらっている方は、それに併せてこういう制度がありますよということは伝えているけれども、同様に、例えば肢体不自由の基準、例えば両下肢で動けない、車椅子移動とか、そしてプラス例えば1人で座ることができないとか、いろいろな日常生活動作の評価をすると、それは身体障害者手帳を持っていなくても該当する方が介護保険の中にいっぱいいますよね、介護保険制度を利用している方は。じゃあそこに対する周知はどのような形でやっているのでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） おっしゃるとおり、手帳をお持ちでなくて、介護認定重度の方も該当になる傾向がございます。これまではそういったお問合せがあった場合には窓口の担当課におつなぎさせていただいていたんですけれども、確かに周知が足りなかったところは否めないと思いますので、今後その辺を改めさせていただいて、なお周知を徹底させていただきたいと考えております。

○議長（安倍敏彦君） 恵子議員。

○6番（鈴木恵子君） よろしくをお願いします。

最近でも、在宅介護を受けていた方なんですけれども、夫婦で国民年金生活をしていました。要介護4の夫を要介護2の妻が介護しているんですね。そういう方が随分いらっしゃると思うんです。高齢化になって、介護認定する方はそれこそ高齢の夫婦世帯とかという形が多いんですけれども、その家庭ではデイサービスを週2回利用するので精いっぱいだと、国民年金でやりくりしながら、水道料、電気料、いろいろやりくりしながらサービスを利用するので精いっぱいだと。それで、特別障害者手当の存在をこの方は知りませんでした。この制度を利用すれば、もっとサービスを利用できたのではないかなと考えられます。

令和7年度の施策方針3に掲げていますけれども、誰もが健幸であってほしい、攻めの福祉の実現のために、国の施策の特別障害者手当です。ぜひ、来た方だけにお知らせするのではなくて、それこそ攻めの形で、窓口となっている町は、該当する対象者にしっかりと届いていないというのは、先ほど1割の方だけが利用しているということなので、しかも窓口に来た方に、問合せしてきた方にのみにお知らせしていると。だから、問い合わせなければ分からない、当の本人も分からない。そういう中で生活しているという現状をぜひ一步でも改善するような方向で、どうやったらできるのかということ、来年度から、今からでもスタッフはどういう方法でできるか、どうやって届けるかということを行動してほしいと思います。

それから、そのための実行計画、事業計画というのはどのように考えていますか。

○議長（安倍敏彦君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） 周知の方法としましては、介護認定を受けている方の体の状態とか生活状況とかそういったものを一番把握しているのは担当するケアマネジャーになります。通常、ケアマネジャーは介護保険の事業所にお勤めになられているので、障害について制度的な部分であまり理解されていない方も恐らく多いかと思われます。ですので、まず担当のケアマネジャー等に制度の理解、説明をさせていただきたいと考えております。町の地域包括支援センターでは定期的に会議を開かせていただいておりますので、その中で説明させていただく考えでありますが、今月、その会議もございますので、早速、制度説明を行いたいと今準備しているところでございます。

○議長（安倍敏彦君） 恵子議員。

○6番（鈴木恵子君） よろしくをお願いします。

それでは、第2問の再質問です。

まず、1点目のところで、もう一度確認なんですが、港の状態が、漁港の状態がどういう状況かというのはどういう方法で調査しているのでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） お答えいたします。

震災以降、調査した時点では、潜水調査といいまして、潜水士が実際海底に潜りまして、いろいろな支障物あるいは堆積物があるかという確認を行っております。

○議長（安倍敏彦君） 恵子議員。

○6番（鈴木恵子君） 実は、県の漁港に行きましたら、代々崎の谷地をやるのに、私もよく分からないんですけれども、何か電磁波みたいなあれでずっと調べて、どのぐらいの積み重ねが

あって、どのぐらい撤去しなければいけないかというのを全部それで調べるんだそうです。それに基づいて予算化されて撤去する、しゅんせつするというやり方を取っているんですけども、菖蒲田と松ヶ浜漁港では外海との関連で違うんだなというのは、菖蒲田浜漁港はストレートに入っていくんですね。だから、松ヶ浜は、何というか、入り方が違うから、あまりそういうのはないというお話だったんです。ただ、菖蒲田浜は、1 期間に例えば嵐が来たり、山ですごい大雨が降るともろに受けるところだったんですね。それで、去年の夏に1 回は取ってもらったんですけども、まだある、予算がないから今回はこのぐらいにしてくれという話だったんだという話を聞いたんですよ。ああ、そうですかと。そうすると、定期的に調べるというのは本当にその潜水だけでいいのか、その方法はどうかということと、回数はどうかというところはどのようにお考えですか。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） お答えいたします。

相談を受けた時点で、まず調査をさせていただいております。県がやられている探知機を使った方法もございます。我が町の漁港の調査に関しては、一度そういった業者に見積りを取ったら菖蒲田だけで約500万円以上、探知機の調査だけで500万円以上になると。それが100%かというところ果たしてそうではないという見解もございまして、御相談が寄せられたエリアを実際潜水士が潜って周辺を調査するというやり方で撤去費用を算出しております。

○議長（安倍敏彦君） 恵子議員。

○6 番（鈴木恵子君） 先ほど500万円かかる、確かに県でも500万円かかるという話でした。そうすると、例えば令和7 年度は50万円の予算を取っていますね。令和6 年は62万8,000円でしたね。令和5 年、4 年、3 年は当初予算を組まないで、補正で令和5 年と3 年にやっていますよね。何かこう、どうなんでしょうか。私たちの体も1 年に1 回の健診、種類によっては3 年に1 回の検診という形でやっていますけれども、そういう形で漁港の泊地とか航路を、私から見れば何か無計画のような感じがするんですけれども、計画的にする考えはないんですか。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） お答えします。

基本、震災以降に復旧工事でそういった支障物の撤去を行った時点で、定期的に支障物が流されるとかという想定は管理側としてはありません。ですので、一旦年度ごとに撤去させていただければ、基本的にはそういった事案はないという想定でこれまで行ってまいりました。当時、何らかの堆積物等で見えなかったものが潮の関係でまた現れてきたという状況で今回も見

つかったのかなというところでございますので、これまでの定期的に潜ってというやり方ではなく、見つかった時点で潜水を行って、支障となる部分を撤去させていただいたというものでございます。

○議長（安倍敏彦君） 恵子議員。

○6番（鈴木恵子君） そうしますとあくまでも相談が出てからという状況になるのでしょうか。果たしてそれで、大事な漁港、そこで皆さんが仕事していますよね。そういうところの管理は、それは個別責任ではないと思うんですよね。そういう点では施策としてきちんと計画的に、予算も本当に50万円前後でいいのかどうかというところも含めて、どのようにお考えですか。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） 予算の50万円というのは、今回支障が出た部分で、業者に現場を確認していただいて概算ではじいた金額でございます。その調査を踏まえて、どのぐらいの撤去費用が必要かというものをはじかせていただくということでございます。

また、安全操業というのは我々も管理側として当然認識をしてございますが、常に支障するというものではなくて、大潮の最干潮時にある程度船の走行の支障になるということなので、地元の漁業者が常時利用されるときは潮の干満の影響とかを御自身が把握されておりまして、これは漁に行ってもそうなんですけれども、岩礁地帯だったら危険なので満潮時点で操業するとか、運転のほうで操作をいただいているところなので、この辺は地元の漁業者の理解と協力を得ているということなので、定期的な撤去というのは現時点で計画しておりません。

○議長（安倍敏彦君） 恵子議員。

○6番（鈴木恵子君） 定期的な撤去、毎日の仕事で皆さんは出ているので、そういうところの生の声をぜひ、実は「行政は遠い」と言われているんですよ。言われたんです。もっと身近に生の声を聞くような、それでもって行政の施策を考えて、七ヶ浜は漁業の町なんだよと、人数が少なくなっても漁業の町なんだよと、それがきちんと位置づけられるような行政をやっていただきたいと思ひまして、これで質問を終わります。

○議長（安倍敏彦君） ここで暫時休憩いたします。午後3時5分より再開いたします。

午後2時53分 休憩

午後3時05分 再開

○議長（安倍敏彦君） 再開いたします。

次に、7番佐藤直美議員の質問を許可いたします。佐藤議員、発言席に御登壇願います。

〔7番 佐藤直美君 登壇〕

○7番（佐藤直美君） 7番佐藤直美です。

議長の許可をいただきましたので、通告どおり質問させていただきます。

今回は、教育民生常任委員会の所管事務調査事項の小学校再編ビジョンについて、子ども・子育て支援事業計画についてに係ることを質問いたします。

まず1問目、学校施設再編ビジョンの進捗状況はになります。

令和5年9月会議の一般質問に対して、町長の答弁は「学校施設再編については、少子化による学級数の減少や、子供たちの学びの質を維持向上させる観点からも検討が必要と考えているが、地域コミュニティーや子供たちの生活環境にも大きな影響を及ぼすことから、時間をかけて丁寧に検討を進めていく必要がある」という答弁がありました。「進めるに当たっては、令和6年度に検討委員会設置を目指し、今後、委員の選出方法等についても検討を進めていく。学校施設再編ビジョンについては、検討委員会の中で、学校の在り方をはじめ教育環境や地域との連携、学校施設の環境等、地域住民や保護者、関係者と意見を交えながら慎重に進めていく必要があると考えている」とありました。

しかしながら、令和6年度には学校再編検討委員会講師謝金10万円のみ計上されているが、具体的にどのようなことが実施されたのか、まずは事業の説明を求めます。

また、平成26年度から令和5年度の過去10年間の出生数は、平成30年度を除けば毎年度100人を切っております。このような状況で、小学校3校、中学校2校を維持していくのは現実的に厳しいと思いますが、検討委員会設置時期も含め、学校再編に向けての町長の考えをお伺いいたします。

2問目、ゼロ歳から18歳まで利用できる児童センターもしくは児童館を設置する考えはあるかないかについてお伺いいたします。

児童センター、児童館は、ゼロ歳から18歳までが利用できる施設である児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設の一つで、地域において児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、または情操を豊かにすることを目的とする児童福祉施設であるとあります。児童センター、児童館が担っている役割の例としては、遊びを通じての集団的・個別的指導、母親クラブ等の地域組織活動の育成・助長、健康・体力の増進、放課後児童の育成・指導、年長児童（中学生、高校生世代）の育成・指導、子育て家庭への指導等があります。

上記内容から見ても、児童センター、児童館は各市町村に必要な施設であります。そのため、仙台市はじめ県内の多くの市町村では児童センターもしくは児童館があり、子供の健康増進や

遊びの場の提供をしております。なぜ本町は設置してこなかったのでしょうか。

子供の居場所を設ける考えに関して以前一般質問した際、「生涯学習センター内には図書センターや個別学習室、町民交流室、育児ゆうゆう広場、ロビーなど、広くはないが、それなりのスペースがあり、居場所として使える場所があると思う。指導員を置いて全て準備すればいいのか、何を望むのか分からない」というのが町長の答弁でありました。

まさにその答えが児童センター、児童館であると思います。児童センター、児童館には指導者（児童厚生員）が配置され、「何かあったときにも何もないときにも行ける子供たちの日常拠点」となっております。これは、教育民生常任委員会で視察をした利府町中央児童センター「ぺあくる」が掲げている言葉であります。

母子健康センター、子育て支援センター、生涯学習センター、老人福祉センターの在り方や再編を検討している今、ゼロ歳から18歳の全ての児童が利用できる児童センターもしくは児童館の整備も視野に入れ、再編を検討すべきと考えるが、今まで設置してこなかった理由、設置の必要性の理解度、そして今後設置に向けて検討していくかの説明を求めます。

3 問目、宮城県後期高齢者医療広域連合事業についてでございます。

宮城県後期高齢者医療広域連合第3期データヘルス計画がありますが、計画の目的には、生活習慣病をはじめとする疾病の発症や重症化の予防及び心身機能の低下を防止し、できる限り長く在宅で自立した生活を送ることができる高齢者を増やすことであり、効果的な保健事業の実施により、生涯にわたる健康の保持増進、生活の質、いわゆるクオリティー・オブ・ライフ（QOL）の維持及び向上が図られ、結果として医療費の適正化、要介護認定率の低下や介護給付費の減少に資すると考えられるとあります。

健康診査や歯科健診は、生活習慣病をはじめとする疾病の発症・重症化の予防、生活の質の向上を目指すためにとても重要であります。令和5年度の健康診査の受診率は、本町では26.1%、歯科検診の受診率は、これは県内全体のみのでデータを見つけたので申し上げますけれども、17.5%でありました。受診率を向上させるための本町の取組をお伺いいたします。

また、被保険者の健康保持増進のために、市町村がそれぞれの健康課題に応じて独自に実施する保健事業に対して助成される市町村助成事業、後期高齢者医療制度特別対策事業費補助金がありますけれども、令和5年度、6年度ともに本町はこの事業を活用しておりません。令和7年度は活用する予定があるのかお伺いいたします。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 第1問、学校施設再編ビジョンの進捗状況は、第2問、ゼロ歳から18歳

まで利用できる児童センターもしくは児童館を設置する考えは、第3問、宮城県後期高齢者医療広域連合事業について回答を求めます。寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） それでは、7番佐藤直美議員の1問目の御質問、学校施設再編ビジョンの進捗状況はについて、町長ということでしたので、私からお答えをさせていただきます。

佐藤議員御指摘のとおり、令和5年9月会議において、学校施設再編ビジョンについて、本年度に検討委員会設置を目指すことや、委員の選出方法等についても検討を進めていくと回答したところでございます。

このことについて考えていくうちに、学校再編は長期的な取組になることが予測されること、また検討すべき事項が多岐にわたることから、本年度は教育総務課を中心に、役場内で取組に係る準備作業として、課題となる論点の整理や研修会を行うなど進めてまいりました。

取組の内容は、次の5点になります。

まず1点目、現在の各学校施設の状況、2点目として、児童生徒数の将来推計と学級編制法に基づく学級数の年次推移・予測、3点目として、我が国で急速に進む学校再編等に係る全国の共通課題とその解決事例調査、4点目として、現行の公立学校の種別の長所と短所、5点目として、2030年以降に計画されている学習指導要領について、なお今年度は、東北大学大学院教育学研究科から講師を招き、2030年以降の教育ニーズや学校像について、教育委員はじめ全職員への研修会を実施いたしました。情報を集める中で、検討委員会の設置についてはより慎重に進める必要があると考え、今年度の活動を糧に、もっと広く先行自治体での取組について見るなど、さらに情報収集等、課題を整理してまいりたいと考えております。

次に、2問目の御質問、ゼロ歳から18歳まで利用できる児童センターもしくは児童館を設置する考えはについてお答えをさせていただきます。

近年、全国的に少子化が進み、子供の数が減少する一方で、核家族化の進行や共働き世帯の増加により、子供が安心して過ごせる場所として保育のニーズが高まっております。このような状況の中、本町におきましては、令和4年度に民設民営のアイグラン保育園が開園し、課題となっていた待機児童の解消が図られております。

また、学童保育については、対象児童が小学6年生まで引き上げられたことにより、利用を希望する児童が年々増加し、待機児童問題が課題となっております。そのため、令和5年度に亦楽小学校の児童が利用するさくら放課後児童クラブを改築し、定員を40名から70名に増員して待機児童の解消を図っております。そして、松ヶ浜小学校の児童が利用するまつかぜ放課

後児童クラブと汐見小学校の児童が利用するはまぎく放課後児童クラブについては、休止中のまつかぜ放課後児童クラブ分館と汐見小学校の多目的ホールを利用する形で令和7年度から運営を開始することとしております。現在の状況としましては、まずは学区内で児童が安全に過ごせる場所の確保と保護者のニーズに合わせた対応策として保育施設及び学童保育の充実を図ってきた経緯がございます。

また、本町におきましては、未就学児とその保護者が利用できる子育て支援センターや、年代問わず誰でも利用できる生涯学習センターがございます。生涯学習センター内にある町民交流室、個別学習室、図書センターでは、小中高生の学習や同年代との交流の場として多くの児童生徒に利用いただいております。野外活動センターについては、事前の利用登録等が必要になるものの、年代問わず自由に利用していただいているところです。さらに、生涯学習センターに隣接しているみんなの家を拠点として、地域の団体が子供の居場所づくりとして、児童を対象にワークショップや体験学習などの活動をしております。

また、健康づくりと子育て支援の新たな拠点施設として整備を予定している（仮称）保健福祉センターについては、既存の母子健康センターと子育て支援センターを集約し、各種健診機能や相談事業の充実と未就学児を対象とした子育て支援の充実を目的として、基本構想及び基本設計を進めてまいりたいと考えております。

以上、既存施設の有効利用等により、子供たちの居場所づくりについて対応したいと考えますので、御質問の児童館、児童センターを新たに設置する考えは持っていないところでございます。まずは子供たちが自由に利用できる場所として、既存の公共施設や地域活動の利用促進、そして保育や学童保育の充実にも引き続き留意し、対応してまいりたいと考えております。

次に、3問目の御質問、宮城県後期高齢者医療広域連合事業についてお答えをさせていただきます。

佐藤議員御発言のとおり、高齢者の健康診査の受診率は本町では26.1%となっており、宮城県全体の受診率30.2%と比較すると低くなっております。当町ではポスターや町広報などによる健診受診の周知啓発を実施しております。新たに75歳になる方には保険区分の変更に伴う受診漏れがないように受診勧奨のチラシを同封し、受診していただくように通知をしているところでございます。また、高齢者と介護の一体的事業では、過去2年間、健康診査が未受診の方に対して勧奨の通知や訪問を実施しております。後期高齢者の健診受診率が低いことは真摯に受け止め、引き続き健康に対する意識の向上を図るために周知啓発を行ってまいります。

続いて、御質問の歯科健診については、宮城県広域連合の事業であり、県内75歳の方を対象

に実施しており、宮城県全体の受診率は17.5%となっております。

なお、当町では、受診率を向上するため、高齢者向けイベントにおいて口腔ケアに関する啓発を実施しております。

また、毎年11月が宮城県では「歯と口腔の健康づくり月間」となっていることから、ポスター、町広報や各種事業において啓発を行っております。健康で質の高い生活に口腔の健康が重要な役割を果たしていることから、定期的な健診受診や歯科診療の受診について啓発していきたいと考えております。

また、御質問のありました後期高齢者医療制度特別対策事業費補助金は、宮城県広域連合による後期高齢者の保健事業の一環として市町村が実施する事業に対して交付されるものであります。県内35市町村のうち、令和5年度には10市町村、令和6年度には11市町村が長寿健康増進事業として、健康体操教室、健康相談事業などを実施し、広域連合から補助を受けております。当町でもそれらの市町村を参考にしながら当該補助の活用を探ってまいります。

以上、回答とさせていただきます。

〔町長 寺澤 薫君 降壇〕

○議長（安倍敏彦君） 直美議員。

○7番（佐藤直美君） 今年度の取組、10万円のみ計上されていてということで、東北大の教授をお呼びして準備作業をしたということで、確認です、それは職員全員なのか、それとも学校側の教職員なのか、その勉強会は誰を対象にしたか、もう一度説明を求めます。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君） その研修につきましては職員を対象にしています。職員でございます。

○議長（安倍敏彦君） 直美議員。

○7番（佐藤直美君） 職員といいましても、係長、課長クラスなのか、それとも全職員なのか、そのところ説明を求めます。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君） お答えいたします。

対象は、課長と係長でございます。あと教育委員でございます。

○議長（安倍敏彦君） 直美議員。

○7番（佐藤直美君） その勉強会は、町長、副町長も研修を受けられたということでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） はい、参加をさせていただきました。

○議長（安倍敏彦君） 直美議員。

○7番（佐藤直美君） その勉強会、教授から受けて、どのようなタイムフレームで、時間ですね、プランニングを立てているのかお伺いしたいです。なぜかという、町長もちろんいろいろな事例をお調べいただいているとは思いますが、宮城県内の亘理町では令和10年4月1日に中学校4校あるところを2校にするということで、最初に中学校から動いております。亘理町のホームページを確認したところ、スケジュール感が本当に長いんですね。令和10年に再編をするということで、令和元年度にスタートしています。令和2年2月に第1回検討委員会を既に開始しているんですね。これぐらいかかるのではないかとというのが優に簡単に想像できます。

なので、町としてどのように考えているのか。恐らくこのまま、これは私の考えというか、町民からも言われるんですけども、絶対にこのままでは、小学校3校、中学校2校を維持していくのは難しいのではないかとされます。

私も、子ども・子育て推進事業計画の案を見させていただいたところ、これに人数がちゃんと丁寧に載っているんですね、いっぱい私はいろいろメモしているんですけども。令和14年まで、私ちょっと計算してみたんですけども、小学校1年生が69人、ここまで出ている数をずらして、小学校1年生に該当するようにやってみたんですけども、小学校1年生で69人、2年生75人、3年生82人、4年生93人、5年生は100人を超えているんですね、こっちのデータから持ってくると108人、6年生は98人になります。だから、小学校を3校にしていたら、例えば1年生だったら1クラス20人以下という状況になります。中学校も出ている数字を落とし込んでいくと、1年生120人、2年生121人、3年生145人という結果になります。なので、ゆっくり時間をかけてとおっしゃっていましたが、あまりにもゆっくり時間をかけているとどこにも進まないのではないかなと。建物も老朽化しています。直すのにも相当な維持費がかかると思います。それから、教育長が再三おっしゃっている、先生の数も足りません。そういうことも全て考えていくと、今何かアクションを令和7年度において起こしていかないと間に合わないのではないのでしょうかというのが町民の声であります。そのところ、町としての考えをお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 須藤教育長。

○教育長（須藤 清君） スケジュール感について申し上げます。

これは、肌感覚とか、近隣自治体の例だとか、そういうものではなかったものではありません。

実はそのスケジュール感というのは、先ほど町長から我が国全体で学校の再編が進んでいるとありましたけれども、どの市町村でもそのスケジュール感というのはばらばらで、そこが一番難しいところ、しかも研究の途に就いたことがなかった。

そういう中で、2020年3月に、筑波大学の古川研究室があるんですけども、「学校統廃合前における教員と地域住民の「感情」」では初めて「感情」ということを研究テーマに、よりよいスケジュール感についての論文を発表しました。その中で、様々な開校前の課題をクリアして地域の学校としてうまく経営できた学校の例がそこに示されています。そうすると、地域住民の感情というものを全国全ての自治体でどう扱うかは様々であって、それによって左右されるとも言えるという論文の結果です。

好事例として、ある県の学校の経緯が、ちょうどこの町と同じぐらいの規模なんですけれども、うちの町と同じようなタイム感で言うと、去年、町長の答弁があって、そこからこの町では統合委員会という名前の委員会設置まで5年かけています。この委員会が学校像を決定するまで4年間審議をしています。その学校像が決まってから、あとは建築、開校まで5年かかっています。つまり14年ですね。この14年が長過ぎるのか短過ぎるのかということを開校後に新たに調査しています。そうすると、A B C Dの階層があるんですけども、Aが校長、Bが教頭、Cが教員、Dが地域住民です。一番満足度が高かったのが地域住民です。あとA B Cは大差がありません。つまり、地域住民の感情をどのように拾い上げながら、しかも佐藤議員おっしゃるとおり、子供の数、学校施設の耐久性を天秤にかけながらバランスを取っていくというところにスケジュール感があると。これは一つの研究結果ですので、私はこれは教育長として尊重すべきスケジュール感だと考えております。

○議長（安倍敏彦君） 直美議員。

○7番（佐藤直美君） なので、町民の感情がやはり一番だと思うんです。通っている子供たち、途中で学校を変えなければいけない子供たちというのが一番ケアしてあげなければいけない部分だと思います。ですので、14年かかろうが、亘理のように令和元年度から令和10年度になるので10年なのかというのは、やってみないと七ヶ浜がどういったスケジュールで進められるのかというのが全く分からないと思うんですね。今は庁舎内だけの町長、副町長、教育委員会、課長、係長で止まっているというか、勉強されて知識を増やしているということはとてもいいことだとは思いますが、しかしながら、町民の人たちは子供の数がこんなに減っているということとは分かっていると思います。なので、今子供を産んだ方とか、幼稚園、保育園の子供たちの保護者が一番心配しているのではないかなと思います。ですので、令和7年度は実際何をす

る予定なのか、お考えがあれば発表を求めます。

○議長（安倍敏彦君） 須藤教育長。

○教育長（須藤 清君） 教育委員会として今考えていることは、先ほど町長答弁にありましたように、実は宮城県は2000年代に100校閉校しています。閉校してきた自治体のうち特徴的なところを訪問して、その当事者の方々に話を伺うとか、あとは統合後の学校の様子、地域の様子を視察してくるなどをまずしっかりしていこうと。さらに、筑波大学の論文があるわけですが、それと先ほどの東北大学の教育研究科などとの情報交換をさらに進めて、検討委員会の立ち上げのときに、ああでもない、こうでもないというもめ方にならない準備を確実に進めたいと思っています。そして、これを全く秘密裏に行う考えは私は持っていなくて、町民に発信できる部分については少しずつでも御理解を得るために発信していくべきではないかなと考えております。

○議長（安倍敏彦君） 直美議員。

○7番（佐藤直美君） では、今の説明だとまだ委員会等は設置せずに、教育総務課、教育委員会で視察に行っ、発信を町民にしていくということですが、これはまだまだ先のことですね。

学校再編だよりというのを亘理町では作成されております。これは5回分まで作成されていて、町民がしっかりと読めるようになっています。また、ホームページに亘理町立中学校再編準備委員会の資料も載っていて、このように誰でも見れるようになっているんですね。その中で町長の考えというのが載っております。今年度、全国でも少子化が進む中ということから始まって、中学校については令和10年3月末日に4校閉校した上で4月に新たに2校を開く、その後小学校については令和11年5月に検討委員会を組織し、再編について検討してまいりますと記載されております。

ですので、このことも重要だと思います。再編していくに当たって、まず中学校だけ始めるのか、それとも一緒に一気にやるのか、中学校を始めて、小学校はその後やっていくのかというのも重要だと思うんですね。この視察に行くにも、そういった考えもない中で、これもあるよね、あれもあるよね、それもあるよねというふわふわしたアイデアで視察に行くのでは、いろいろなものを収集するのは難しいかなと思います。

そのところ、町としてどう学校をつくり上げていくのか、小中一貫校なのか、コミュニティスクールなのか、それとも中高一貫校にしてしまうのかとか、いろいろな選択肢があると思います。そのところを町として今現段階でどのように考えていて、どの方向に向かっていく

のかということをお伺いしたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 須藤教育長。

○教育長（須藤 清君） このことについては、町長と意見を同じにしておりますので、お答えいたします。

佐藤議員おっしゃったとおり、やみくもにあっちに行ってこっちに行つては無駄なので、ポイントを絞っています。現段階での公立小中学校の在り方には大きく3つあります。今、七ヶ浜にある小学校は小学校、中学校は中学校です。小中一貫校は、6・3制のまま小学校と中学校を同じ場所あるいは近くで1校として見る、校長は1人ということになります。もう一つが義務教育学校、これは9年制で、教育委員会や学校長の考えによって4・3・2制であるとか3・3・3制であるとか、どの段階で何を教えるかによって分けがける学校の形態です。視察を予定しているのは、その3つの種類の中で、様々な苦勞のあった市町村の教育委員会あるいは役場関係者に話を伺うとともに、実際その学校に行ってみて、校長あるいは教員から話を伺う、そのような視察でございます。

○議長（安倍敏彦君） 直美議員。

○7番（佐藤直美君） 教育長がおっしゃった、町長と同じ考えだということで、町として恐らく総合教育会議を開いているかと思います。その中で町長と教育長の考えを見ることができるかなと思って事前にネットで調べたんですが、その会議録がうちの町では探せなかったんですね。その会議録は、義務ではないですけども、努力義務となっていて、町民には総合教育会議において何が話されているのか知る権利があるかと思います。その総合教育会議において、町の方針、学校の統合に関しても話し合われたのかどうかお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 須藤教育長。

○教育長（須藤 清君） 前回の総合教育会議は令和6年12月に開催されていますけれども、学校再編はそのときの話題には挙げておりません。あくまでも庁議とかそういう話合いの中で、今のような大きな方向性、太いベクトルというか、そこをすり合わせているということでございます。

○議長（安倍敏彦君） 直美議員。

○7番（佐藤直美君） ちなみに、その会議録は公開していますか。

○議長（安倍敏彦君） 総務課長。

○総務課長（藤井孝典君） 会議録の作成は総務課で行っておりますので、回答させていただきます。

すみません、私も今ここに来るまで例年公開している認識でおりましたので、今回の分が見当たらないということでしたので、確認させていただいて、抜けていれば早急に対応させていただきたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 直美議員。

○7番（佐藤直美君） 実は前のも全然探せないんですね。それなりにググったら検索できるのかなと自分で思っているほうなので、ちょっと難しかったです。検索すると教育委員会の定例会は上がってくるんですけども、この会議名で打つと東松島市のしか出てこなくて、北方領土の訪問に関して「七ヶ浜町」と出るので、それが上のほうに来るだけだったんですよ。だから、そういうものをしっかりと町民が見れるような体制にしないと、町がどのように考えているのかというのは知るすべもないのかなと思っております。

今説明あったとおり、3つの今までと同じ学校、それから小中一貫1校6・3、それから義務教育学校ということで4・3・2にするのか3・3・3にするのかという選択肢もあるということですが、既にこういうことを考えているんだというのを町民にしっかりと少しずつ少しずつ開示して説明していくというのが大事になってきます。先ほど教育長がおっしゃったように、町民の皆さんの感情というのが一番大変になると思います。ですので、そのところをどうお考えなのか伺いたします。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤 薫町長。

○町長（寺澤 薫君） 学校再編については、私も直美議員と一緒に、数がこんなに減ってくるのではということで、早めにうちの町でも議論しなければならないなという思いで検討会を目指したものの、自分なりにいろいろ調べていくうちに、これは軽々に簡単に単純に学校を組み合わせるだけではないなということ、あとは首長もいろいろな形で情報を集めながら何だかんだやって10年くらいかかってしまったとか、さっきの亘理町も含め、女川町、さらには山元町、それぞれ学校再編ではおっしゃるとおりどっちを先にするか、さらには新たに学校を新設するという町もあります。そうしたときに大体一般的に60億円は最低かかるぞと。そういった話合いとかいろいろやっている中で、単純に私は検討会を目指したものの、どこの町でも住民に言う前に3年ぐらいはそうやって内部でいろいろな情報を集めながら、検討しながら意思形成を図っていったというか、先日、塩竈も新聞に出ましたけれども、実は二十二、三年ぐらい前から学校の再編ということを協議していたんだということで、私は検討会という言い方をして、反省しているんですが、意見交換会とか住民懇談会とか、何というんでしょうね、そういった形で時間をかけないと、これは軽々な問題ではないなと、もっと慎重にしなければ

ればならないと、そして学校の関係ですから、単純に数が少ないからこっちにくっつけたり、こっちにやったりとかというわけにはいかないなということで、教育委員会にもしっかりとそういう部分も聞きながら、情報を得ながらやりたいということです。

そして、我々広域の中に宮黒町村会というのがあります。首長たちの視察もあるんですね。それで、ぜひ教育関係の学校関係のやつも見せてくださいということで、去年10月ですかね、京都に行かせていただきました。なぜ京都なのかというのは、公立小中学校で全国トップクラスのレベルなんですね。小中学校で成果を上げていると。さらには小中一貫校というか、義務教育学校だったんですね。ぜひ見たいということで、ほかの自治体の首長にもお願いしてみんなで見てきたんですが、そのときにいろいろ見させていただいて、我々は単純に小学校6年制と中学校3年制と思っていたら、さっき教育長が言ったように、そこでは小学校は5年制、中学校は4年間という形で、受験とかも含めていろいろな組合せをやっていて、いいなと思ったときに、義務教育学校は教師にかなり負担がかかりますよと、レベルを高めるためには教師がしっかりしていないと駄目ですよとか、いろいろ学ばせていただきました。

その中で、全国でも有名な京都市の教育長にお会いすることができまして、京都では義務教育学校を推奨したり、学校の再編とか統合をどう考えているんですかということで、うちの町も子供たちが少なくなって、学校を考えているんだといったときに、教育長から出た言葉は、まず七ヶ浜町さん、将来の数とかあれだけではなくて、どんな子供に育てたいのと教育長から言われた。将来、七ヶ浜としてこういう子供たちを育てたいんだということをしっかりとまずは考えなさいということです。なるほど、はっとしたんですけれども、これから生成AIとかで瞬時に答えが出てくる時代に、子供たちに何をすれば学ぶ意欲を持たせられるのか、どこでスイッチを入れたら子供たちにスイッチが入るのか、そういったことをまずしっかりと考えて、それで学校の再編とか、1つにするのか、小中一貫にするのか、義務教育学校にするか、そういったことも含めてしっかりとした考えを持って、哲学を持ってというか、コンセプトを持ってやらないと駄目ですよと指摘をされまして、私なりに反省してきたところなんです、だから、町の財政事情とか子供の数とか維持経費とか、それだけではなくて、そういったことも含めてしっかりと考えなさいと言われまして、本当に反省して、そういったことも含めてじっくりと時間をかけながらやっていかなければならないなという思いなんですね。ですから、子供の数が少なくなることによって心配するのは、学力の低下であったり競争心がなくなったりいろいろなことなんですけれども、そういったことも含めて今後の展開を考えていきたいなという思いでございますので、ちょっと直美議員にはあれですが、もう少し我々の内部的な部

分で時間をいただければということをお願いをしたいなと思っているところでございます。

○議長（安倍敏彦君） 直美議員。

○7番（佐藤直美君） はい、承知しました。

しかしながら、中学校は生徒の数が減れば減るほど子供たちができることが減っていくんです。部活動がどうなるかはまだ分かりません。例えば少人数クラスができていた数学だったり英語だったり、何十何人いれば分けて、レベルの違う子供たちが、しっかりと伸びる子は伸びる、分からない子供はゆっくりとできるといったこともできなくなっているんですよ、子供の数が減っていて。それで先生方の数も減っている。先ほど篤議員の質問で学校現場の状況でいろいろお話ありましたけれども、先生方はやることがたくさんあるんですよ。職員室には校長先生と事務の職員2人だけとか、そういったこともあります。七ヶ浜中学校だけではなく、私が向洋中学校にチラシを配ってくださいとお願いに行ったときも校長先生が電話の当番をしていたぐらい、先生たちの数が少ないんですね。

それを思うと、こうしなきゃ、こうしたほうがいいよね、 $3 \cdot 3 \cdot 3$ 、 $5 \cdot 4$ と悠長に考えている時間はないと思います。先ほど申し上げたとおり、子供の数は年々減ってきております。なので、今年度中にどういったことを目標に進めていくのか、そして西暦2033年までなのか、34年か35年か、多分10年ではこれから始めても決まらないことなのかなと想像はできます。しかしながら、この社会状況は変わらないですよ。急に150人ぐらい生まれましたとはならないと思います。そこのところを町としてどのようにお考えなのか、令和7年度にこれをやって、その次のステップはこうなんだというのを今から考えないと間に合わないと思います。そのところいかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 須藤教育長。

○教育長（須藤 清君） それがまさに令和7年度の我々の仕事だと思っています。さっき一つの例として視察を挙げましたけれども、見に行っても終わりというわけではありません。これを両輪で見ながらその検討委員会のタイミングを図っていく、その結果、ここという適時、そこを見つけていこうと考えています。これは必ずあると私は思います。

○議長（安倍敏彦君） 直美議員。

○7番（佐藤直美君） それでは期待して、2問目に移ります。

2番目の児童センターと児童館に関してなんですけれども、大体このように答弁があるのかなという想像はしておりました。全く前回と一緒だから、大体そうかなというのは分かっておりました。

しかしながら、まず一つ理解していただきたいのは、生涯学習センターに中学生とか小学生がいる場所があるといいますけれども、あそこの誰でも使える交流室に長時間いたりとかすると追い出されます、本当に。

なので、子供たちが自由に、利府の「ぺあくる」のように、この「ぺあくる」は素晴らしいんですよ。ここはゼロ歳児から18歳まで使えるんですけれども、午前中は未就学児のお子さんが使えます。お母さんと一緒に来て、いろいろなことをやったり本を読んだり、午後になると、そこに放課後児童クラブが入っているので小学生が遊びに行きます。未就学児はお昼寝の時間になるので帰るんですよ。小学生が遊びに来る。17時以降は、小学生は利府町の学校で決められている、冬は明るいとき、例えば16時、16時半までに帰りましょうとなっているので、その後に中高生が来るんですね。高校生は利府町在住だけでなく、例えば七ヶ浜の子供たちがバスに乗るまでの間とかお迎えの間にも利用できるんですよ。追い出されるとかということを心配せずにいることができるんですよ。

うるさ過ぎるからとか、例えば小中学生だけじゃなくて、未就学児が交流室にいると違う人は使えなくなったりとかするので、自由に誰もが好きなだけ使うところではないんですよ。町民の中で、さっきありましたよね、お母さんたちのLINEは強いのですぐに回ってきたり、子供たちの間でそういう話が出たりということがあります。

なので、私が申し上げているのは、利府の「ぺあくる」のように、ゼロ歳から18歳がやりたいことを自分たちでしっかり使いたい、例えば中高生だったら、鏡一面の部屋があるんですけれども、そこを吹奏楽部の子供たちが個人レッスンをしたいときに窓口に行って自分で交渉するんです、私たちはこの日にこう使いたいので貸してもらえますかとか、私たちはダンスの練習をしたいので、この日に貸切りでやりたいんですと。子供たちが自主的に動けるように、これは指定管理なんですけれども、職員の人たちがしっかりと動いてやっているんですよ、子供たちと向き合って。そういったところも育てるという意味の場所になります。ただ単に子供たちが集まって、ああだ、こうだやる場所ではないということを理解された上で私たちの町はつくりませんと言っているのかどうなのか、まず1点目お伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 平山副町長。

○副町長（平山良一君） それでは、私から回答申し上げたいと思います。

私は一度函館に行ったことがあるんです。その研修に行ったときに、まさに議員がおっしゃるような施設があったんです。そこを見させていただいて、こういったところがあったら子供たちが安心していろいろな活動ができるのではないかと感心して見てまいりました。そこで感

じたのは、もう一つなんですけれども、新しい施設をつくるだけではなくて、そこはかなり古い施設だったんです。ただ、その施設で何をやるか、どういったことをやるか、どういった人たちがそこに関わるかということが大事なんだと私は思ってまいりました。

生涯学習センターが現実にそうなっているというのは初めて聞きました。現状を知った上で次にどうするという手を打っていかねばならないんだと改めて感じましたので、今後の生涯学習センターの在り方も含めて、再度、全体にいろいろ考えた上で、研究した上で、どういった施設に持っていくか、あるいは現在ある施設の中で部署を決めながらやっていくか、そういったことも含めながら、有効利用できないかということも含めて考えながら検討させていただきたいと思いますので、今すぐどうこうということではなくて、生涯学習センターあるいは別の施設もありますので、そういったところでどういった活動、そういったのを見れるか、そういったのを考えさせていただきたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 直美議員。

○7番（佐藤直美君） そうですね、「ぺあくる」のような機能、遊び場があつてというのは七ヶ浜は無理だろうなというのは町民も薄々思っております、本当に。財源が難しいというところもあります。

保健センターを進めていく上で、老人福祉センター「浜風」は、16時まで、しかも60歳以上だったら誰でも使えますとなっています。でも、60歳以上の人は今ヤングで、老人福祉センターを使う必要がなくなってきていますよね。老人という言葉を使うことさえ何か申し訳ないぐらい皆さん元気です。ということは、4時にそこが閉まるということは、例えばもう少し早くして15時から小学生、中学生、高校生、18歳まで。

それか、こども計画というのが、うちの町は子ども・子育て支援事業計画を今やっているのに、こども計画も利府と一緒にやっているのに、なぜか一緒に計画していないこと自体が、これって大きい子供たちは重要視されていないのかなと、私は真面目に思ってしまう。子供って18歳までですよ。若者って30歳までと国ではうたっています。ということは、結婚とかそういうのにもつながっていくんですよ。少子化にも全てつながっていきます。子供たちにこういった人になってほしいと思って恐らくグローバルプロジェクトを進めていると思うんですけども、今みんな羽ばたいてしまつて戻ってきていないんですよ。羽ばたきっ放しなんです。私は今子育て世代で、一番上が19歳、今年20歳になって、2番目が高1なので今年17歳になります。その同級生とかに話を聞くと、私たちは重要視されていないのかなと。中学校を卒業したら、七ヶ浜は高校がないから、交通安全プログラムもそうですけれども、高校生はう

ちの管轄ではないですからという感じにしか思えないぐらいに大きい子供たちは重要視されていないと感じています。先ほど篤議員への答弁にもあったとおり、高校生、大学生、それから若者を大事に思っていないと、この町に戻って来てくれないし、子供を産む年代、前に町長はおっしゃいました、「子供を産む女性がうちの町には少ないんですよ」と。だって理由をつくっているからですよ。だって戻って来たくないんですよ。だから、そういうものも全て含めて考えていくなれば、そういうことも考えて施設を再編していかなければいけないと思います。そのところは町としてどのようにお考えなのか伺いたします。

老人福祉センター「浜風」の運用に関しても含めてです。4時以降、もったいないですよ。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） その前に、交流センターなんです、交流室を追い出すということは基本的にうちではやっておりませんので、ただ時間的に9時半というのが決まっていますので、その部分では声をかけさせていただいていますけれども、追い出すという行動はしておりませんので、そこは御理解いただきたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 直美議員。

○7番（佐藤直美君） その点、恐らく職員とかスタッフとしては追い出していないかもしれないけれども、使っている子供たちとかお母さんとかがそう感じてしまうということだと思います。だってあそこはみんなで使う場所なんですよ。だから、子供たちだけではない場所なので、子供たちは集まれば話します。集まればT i k T o k撮りたいよねとか、そうなります。あそこは勉強するだけの場所ではないですけれども、おじいちゃんだったりおばあちゃんが使っていたり、おばちゃんだったりおんちゃんが使っていたら、恐らく「うるさいな」となると思うんです。それって多分なと思います。それで追い出されたという気持ちになりますし、そこはみんなで使う場所だから仕方ない。

だからこそ、若者が使える、お金を払わなくても子供たちが自由に、今日はどうだったと、昔の昭和時代の学生のようにいろいろなことを熱く語る場所が必要だと思うんですよ。昔、青少年ホームがありましたよね。そこでバンドの練習したりというのを課長がこの間おっしゃっていました。昔の七ヶ浜の若い人は元気だったと思うんですよ。だから、そういったところが若者には必要だということは十分に理解されていると思うんですけれども、さっき私がいろいろとお話しさせていただいたことも含めて、どうお考えなのかというのを伺います。

○議長（安倍敏彦君） 副町長。

○副町長（平山良一君） それでは、私から、まさしく直美議員おっしゃるとおりだと思います。

ここは町民の部屋だよといって、じゃあ子供たちが自由に使えるかというと決して自由に使えるものではないものになっていることは私も承知していますし、町民の部屋だから女性の集まりがそこでできるかというとその集まりもできませんし、私も75歳ですけれども、高齢の方がそこで自由にやれるかという、そういうことではないですよ。

そうすると、自由に使える部屋ということは、もう少し区分した形でないと生涯学習センターの役割が果たせなくなっているんだと思いますので、これから当然ながら部屋割りとか、今までの部屋割りを全然別なものにしてもう一度検討し直しをしないと、今の時代に合った形の部屋割りを、利用の部屋割りですけれども、そういったのを考えていかないと今後はきちんとした対応ができないと思いますので、早急に、生涯学習センターの在り方、あるいは部屋割りの問題については今すぐにでもできるわけですから、今すぐにでもやれるものからやりなさいということで指導してまいりたいと思いますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 直美議員。

○7番（佐藤直美君） そうしますと、老人福祉センター「浜風」の利用も条例で60歳以上となっておりますけれども、お風呂問題等々いろいろございます。しかしながら、あそこは本当に広くて、畳の部屋があったり、入っていくとロビーがあったり、使われていないのがもったいなくて仕方がない。そこのところはまだお答えいただいていないんですけれども、どのようにお考えなのか。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） お答えさせていただきます。

副町長が答弁したように、部屋割り、そこに浜風が入るのか、公民館の部屋をうまく使うのか、そこら辺は即急に考えていきたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 直美議員。

○7番（佐藤直美君） それと、ぜひ、子供の1年は早いんですよね。本当にすぐ終わっちゃいます。なので、これは時間をかけずに知恵を絞ってやっていただきたいのと、もう1点、汐見小学校にプロジェクトチームで訪問した際に子供から提案がありました。小学校6年生なんですけれども、おうちでは勉強できなかつたり集中できない、しかしながら公民館は汐見台の学区から離れている。そうなったときに、近くの分館だったり避難所を利用して勉強できたり、夏の暑い間、小学校5・6年生なので、どうしても放課後児童クラブに通わなくなるんですね。子供たちは1日を持て余したり、中学生も冷房の効いているところで集中して勉強したい等々あります。そういった事業をやっている市町村もございます。地区の方々に御協力をいただい

て、避難所だったり分館を開放する、そういった事業に取り組む、子供の居場所としてお考えはないのかお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） 子供の居場所づくりに関しましては、町と地域の方々と協力しながら、町の実情に合った、子供たちがどういった場所で過ごしたいのかというところ、来年度、こども計画を策定するに当たり、アンケート調査を子供に対しても実施しますので、そういったところで意見を聞きながら考えていきたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 直美議員。

○7番（佐藤直美君） 地区公民館を活用した子供の居場所づくり事業ということで、富士見町ホームページを調べたところ、実際に町が主体となってやっているところもございますので、こういったところも併せていろいろ勉強していただければと思います。これは区長だったり分館長の協力があればやれると思います。これは子供から出た意見ですので、ぜひ町として動いていただければと思います。

そして、3問目に関しては、私は後期高齢のほうの議員としていろいろと一般質問もしております。その件で、また同じことなんですけれども、一般質問しております。

町として、これは宮城県後期高齢者医療広域連合の事業だからといって町として何もしないというわけにはいかないと思います。ですので、令和7年度、市町村助成事業を活用するお考えがあるのか、まずお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） 今の御質問についてお答えさせていただきます。

現在、介護保険で行っておりますフレイル予防事業がございますが、町民のフレイル予防の普及啓発を行う事業なんです。先ほどの後期高齢者の保健事業の補助金の申請が可能なのかどうか今後探っていきたいと考えております。

○議長（安倍敏彦君） 直美議員。

○7番（佐藤直美君） いろいろな事業ですけれども、男性が参加するのが少ない、そのところはどのようにお考えになって運営していくのかお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） 今年度もこの事業を行っているんですけれども、議員おっしゃられるとおり、女性の方が大変多いです。それで、できれば男性も参加できるような形で周知を行っていきたいと思っております。

○議長（安倍敏彦君） 直美議員。

○7番（佐藤直美君） 何か特化した、例えばパターゴルフだったり、男性だけが集まれるようなラインダンスだったり、いろいろな何か今までと考えを変えてやっていかないと参加できないのかなと思いますので、そういったところのアドバイスはどのように収集するのか、最後にお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） 今年度につきましては、内容としてはストレッチとか筋力トレーニング、そういったもので、高齢者に合わせた、特性に合わせた内容で、運動の実技とか講話を行っておりますので、なお内容を来年度に向けて確認しながら検討してまいりたいと思っております。（「以上です」の声あり）

○議長（安倍敏彦君） これにて一般質問を終了いたします。

○議長（安倍敏彦君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声がありますので、異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

明日3月5日午前10時より再開をいたします。

御苦労さまでした。

午後4時09分 延会

この会議録は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

令和7年3月4日

七ヶ浜町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和 7 年 3 月 5 日（水曜日）

七ヶ浜町議会定例会 3 月会議会議録
（第 3 日目）

令和7年七ヶ浜町議会定例会3月会議会議録第3号

令和7年3月5日（水曜日）

出席議員（13名）

1番	鈴木洋市君	2番	鈴木篤君
3番	佐藤信輝君	5番	鈴木博君
6番	鈴木恵子君	7番	佐藤直美君
8番	熊谷明美君	9番	佐藤壮一君
10番	遠藤喜二君	11番	岡崎正憲君
12番	歌川渡君	13番	仁田秀和君
14番	安倍敏彦君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	寺澤薫君
副町長	平山良一君
総務課長兼デジタル推進室長	藤井孝典君
防災対策室長	石井直紀君
企画財政課長	青木ゆかり君
税務課長	遠藤衛君
町民生活課長	宮下尚久君
まちづくり振興課長	鈴木昭史君
建設課長兼復興推進室長	鈴木英明君
国際村事務局長	我妻幸弘君
子ども未来課長	菅井明子君
健康福祉課長	関本英児君
長寿社会課長	沼倉隆弘君

会 計 管 理 者	鈴 木 正 実 君
上 下 水 道 事 業 所 長	後 藤 謙 一 君
教 育 長	須 藤 清 君
教 育 総 務 課 長	稲 妻 和 久 君
生 涯 学 習 課 長	遠 藤 弘 次 君

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	佐々木 祐 一 君
同 書 記	鈴 木 一 叶 君

議事日程 第3号

令和7年3月5日（水曜日） 午前10時00分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第11号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第12号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第13号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第14号 七ヶ浜町町税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第15号 七ヶ浜町都市計画税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第16号 七ヶ浜町母子健康センター設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第17号 七ヶ浜町家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第18号 七ヶ浜町地域包括支援センターの設置者が包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第19号 七ヶ浜町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第20号 七ヶ浜町給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第21号 工事請負契約の締結について「令和6年度七ヶ浜健康スポーツ

センター機械設備改修工事」

- 日程第 13 議案第 22 号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 日程第 14 議案第 23 号 令和 6 年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第 7 号）
- 日程第 15 議案第 24 号 令和 6 年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 16 議案第 25 号 令和 6 年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 17 議案第 26 号 令和 6 年度七ヶ浜町介護保険特別会計予算
- 日程第 18 議案第 27 号 令和 6 年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 19 議案第 28 号 令和 6 年度七ヶ浜町下水道事業会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 20 議案第 29 号 令和 7 年度七ヶ浜町一般会計予算
- 日程第 21 議案第 30 号 令和 7 年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 22 議案第 31 号 令和 7 年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計予算
- 日程第 23 議案第 32 号 令和 7 年度七ヶ浜町介護保険特別会計予算
- 日程第 24 議案第 33 号 令和 7 年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 25 議案第 34 号 令和 7 年度七ヶ浜町水道事業会計予算
- 日程第 26 議案第 35 号 令和 7 年度七ヶ浜町下水道事業会計予算

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第 11 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第 12 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 13 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 14 号 七ヶ浜町町税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 15 号 七ヶ浜町都市計画税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 16 号 七ヶ浜町母子健康センター設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 17 号 七ヶ浜町家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

- 日程第 9 議案第 18 号 七ヶ浜町地域包括支援センターの設置者が包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 19 号 七ヶ浜町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 20 号 七ヶ浜町給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 21 号 工事請負契約の締結について「令和 6 年度七ヶ浜健康スポーツセンター機械設備改修工事」
- 日程第 13 議案第 22 号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 日程第 14 議案第 23 号 令和 6 年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第 7 号）
- 日程第 15 議案第 24 号 令和 6 年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 16 議案第 25 号 令和 6 年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 17 議案第 26 号 令和 6 年度七ヶ浜町介護保険特別会計予算
- 日程第 18 議案第 27 号 令和 6 年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 19 議案第 28 号 令和 6 年度七ヶ浜町下水道事業会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 20 議案第 29 号 令和 7 年度七ヶ浜町一般会計予算
- 日程第 21 議案第 30 号 令和 7 年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 22 議案第 31 号 令和 7 年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計予算
- 日程第 23 議案第 32 号 令和 7 年度七ヶ浜町介護保険特別会計予算
- 日程第 24 議案第 33 号 令和 7 年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 25 議案第 34 号 令和 7 年度七ヶ浜町水道事業会計予算
- 日程第 26 議案第 35 号 令和 7 年度七ヶ浜町下水道事業会計予算

午前10時00分 開会

○議長（安倍敏彦君） 皆様、おはようございます。

これより令和7年七ヶ浜町議会定例会3月会議を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であります。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（安倍敏彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、7番佐藤直美議員、8番熊谷明美議員を指名いたします。

日程第2 議案第11号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（安倍敏彦君） 日程第2、議案第11号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君） それでは、議案第11号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書は1ページをお開きください。

提案理由といたしましては、7級制の導入に伴い、所要の改正を行うものであります。

それでは、新旧対照表に基づき御説明いたします。

議案参考資料1ページから4ページにかけて御覧ください。

第4条関係の別表第1、行政職給料表の改正となります。現行の6級までの給料表に、新たに職務の級、7級を追加するものとなります。改正後も現行の1級から6級までについては変更ありません。

同じく新旧対照表の4ページの別表第2、級別職務分類表の改正となります。現行の分類表の6級の職務を改正し、新たに職務の級、7級を追加するものとなります。

議案書6ページにお戻りください。

附則により、施行期日は令和7年4月1日からとなります。

説明は以上となります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 1点について伺います。

まず、7級制導入に至った経緯と、それとあとメリット・デメリットについて説明を求めます。

○議長（安倍敏彦君） 総務課長。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君） 7級制に至ったまず経緯になりますが、こちらは、公務員の給与の性質上、周囲、近隣との整合性を図る、均衡を図るというものがまず1つあり、県内自治体の多くが7級制を既に導入しているというところは鑑みてということになります。あと、7級制のメリット・デメリットということになりますが、7級制のメリットとしましては、先般、昨年の人事院勧告でもありましたとおり、管理職級の給与体系につきましては、職責を重視し、昇格により給料を上げるという仕組みを人事院からも提案されているということで、本町でも職階の幅を広げるために7級制を導入したということになります。

デメリットとしては、特に今までの最上位の6級が7級になるということで、誰しもが7級まで行けるということではないということにはなります。ただし、これも職責または能力評価等々によつての評価になりますので、大きなデメリットはないものと考えております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 大きなデメリットはないということで、給与体系の変更は職員の働き方、モチベーションにも大きな影響を与える可能性があるものと思います。

そこで、もしこの7級制を導入した場合、人事評価や昇給・昇格の仕組みがどのように変わるのか、現行の制度との違いを具体的に説明を求めます。

○議長（安倍敏彦君） 総務課長。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君） 現行制度との違いになりますが、7級制が追加されることによって、今回、改正の第2表で示させていただいているとおり、最上位の職責職務が、今まで6級に位置づけられていたものの一部が7級へ格上げになっているということになります。

あと、こちら今までとの変更点と関わりがあるかということにつきましては、まず、公務員の給料自体が職責職務によって決まっていくというところがありますので、現行の組織体制が大きく動くところではないところもありますので、給料表が変わったからといって、軒並みどんとそれに引き上げられて移行するということではなく、今後も能力評価であったり、組織

が変わって職責職務の重い軽いが出たりと、そういうところで給与の格付はしっかりと行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。歌川議員。何問でしょう。

○12番（歌川 渡君） 1点のみ、前者に引き続いて質問させていただきます。今回の改定については、6級の文言と7級の文言がほぼ同一であることから質問させていただきます。

参考資料の4ページまたは議案書の6ページです。それぞれ7級の文言があります。総務課長または業務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして町長が規則で定める職の職務ということであります。

そこで、まず1つ、総務課長になったら全てが7級になるということで理解していいのかどうか。そして、総務課長または総務課長の業務と職務に類似したほどの業務方があった職員については、飛び級も含めて7級になるということで理解していいのかどうか。

○議長（安倍敏彦君） 総務課長。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君） 御質問のとおり、大筋についてはそのとおりになります。

まず、総務課長については、総務課長の職に就いた時点で7級になると。

あと、その他の困難な職につきましては、これは国家公務員の例になるんですけれども、調整とかの業務が多岐にわたる場合、そのような課長の職について任命権者が特に重責であると認めた者については7級にできるというところになりますので、御質問のとおりだと思います。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） なぜこれまでの6級と同表現の総務課長だけを先んじて7級にしなければいけないのか。なぜかという、県内の一定の町村を見ますと総務課長という表現は少ないんです。課長という表現と、あとは昔の収入役、要するに会計管理責任者、そういう人を表現しながら7級というのを表示しています。または相当高度な知識者、知識ということで、なぜ総務課長という表現をしたのかだけを、その点、伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 総務課長。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君） ただいまの御質問ですが、御覧のとおり現行の改正前の条例でも最上位の級には総務課長を位置づけているところであります。うちの町の考え方としては、町長、副町長不在のときの職務代理に回ってくる最初の順位が総務課長と

いうことになっておりますので、最上位の級という形で位置づけさせていただいているところ
であります。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 年間を通じてではないんですけども、例えば税務課長とか、うちでい
う会計管理責任者とかそういう者については、時によっては過度な業務が生じる可能性もあり
ますよね。そういうところの整合性はどのように考えているのか。

○議長（安倍敏彦君） 総務課長。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君） こちらになりますと、最終的には任命権者の裁
量的なところもあるので、私から答えられる範囲でというところでお答えしますが、前段の答
弁でも申し上げましたとおり、国家公務員の規定では、多岐にわたる、多課にまたがる調整業
務をするようなところを重要な職務と位置づけをしているところもあります。ただ、今、御指
摘がありましたとおり、業務自体、例えば現場の課でも業務が広い、事例が重いものが多いと
いうところは、今後、昇格基準として整理する部分になるのかと思います。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。直美議員。

○7番（佐藤直美君） 1問です。7級制にしてということで全員協議会でもいろいろと御説明
がありましたけれども、職員のモチベーションはもちろん上がるということですが、これは恐
らく一部の職員に該当してくるのかと。皆さん、6級になれない方ももしかしていらっしゃっ
て、その上にももちろん行けない方が大勢いらっしゃるということを前提に、職員の皆さんにア
ンケートを取ったり意見を聞いたりしてこれを進めたのか、それとも、これはもう一部のとこ
ろで議論してこのようになったのか、そういった経緯をお聞かせ願います。

○議長（安倍敏彦君） 総務課長。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君） ただいまの御質問ですが、具体的に全職員から
7級制の導入についてアンケートを取ったわけではございません。といいますのも、先ほど仁
田議員の答弁でも私は答えたんですが、7級制にすることによるデメリットというのは、職員
についてほぼほぼないのではないかと考えております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 直美議員。

○7番（佐藤直美君） デメリットはないということですけども、そこまで上がるまでの経緯

というのが、皆さん、級を上がるたびにいろいろあるとは思いますが、そういったところの全体も考えて、皆さんがモチベーションを保って、例えば手に職のある方々がそういうふうに係長になったり課長になったりということがない方もいらっしゃるよね。例えば専門職ということで全員協議会でも御説明いただきましたけれども、そういったところのカバーはどのようにするかということも説明した上でこれを進めていらっしゃるのか、御説明願います。

○議長（安倍敏彦君） 総務課長。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君） そちらにつきましては、今回の改正前・改正後もございますが、町長が別に規則で定めるところということで、俗に我々係長とか課長というのはライン職と言っている部分なんですけれども、そのほかに主幹とか参事とかという役職が規則でございます。そちらは、給与の待遇としては、例えば上席係長と同等であったり、5級の課長とか6級の課長と同等であったりということでの位置づけがあります。ということで、仮にライン職で上がれなくても、能力評価で専門的な分野が優秀であるとか秀でている者は、そのようなスタッフ職という形で給与が上がる可能性があるということで、給与的なところについては、努力すればというか、職責職能を示していただければそのような道もあるということになります。

以上です。（「以上です」の声あり）

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がなければ質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第12号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（安倍敏彦君） 日程第3、議案第12号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君） では、議案第12号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書は7ページをお開きください。

提案理由といたしましては、人事院勧告及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴うものであります。

それでは、議案参考資料の新旧対照表に基づき御説明したいと思います。

議案参考資料の5ページを御覧ください。

第8条の3第2項及び第4項中、「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改めるものであります。

次に、6ページを御覧ください。

第15条第1項中、「その他規則で定める者」の次に、第6条の2第1項において「配偶者等という」を加えるものとなります。

次に、7ページを御覧ください。

第16条の2及び第16条の3を新設するものであります。これは、仕事と介護の両立支援の拡充を目的とし、職員に対する介護両立支援制度の周知及び勤務環境の整備に関する内容を新たに規定するものであります。

議案書は、8ページにお戻りいただければと思います。

附則により、施行期日は令和7年4月1日からとなります。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第13号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（安倍敏彦君） 日程第4、議案第13号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君） それでは、議案第13号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書は9ページをお開きください。

提案理由といたしましては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴うものであります。

それでは、議案参考資料の新旧対照表に基づき御説明いたします。

議案参考資料の8ページを御覧ください。

第18条第3項につきましては、法律の改正に伴う文言の整理となります。

議案書に戻りまして、10ページをお開きください。

附則により、施行期日は令和7年4月1日からとなります。

説明は以上となります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第14号 七ヶ浜町町税条例等の一部を改正する条例について

○議長（安倍敏彦君） 日程第5、議案第14号七ヶ浜町町税条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（遠藤 衛君） 議案第14号七ヶ浜町町税条例等の一部を改正する条例について説明いたします。

議案書の11ページを御覧ください。

提案理由は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、条例中に引用している規定の項ずれが生ずることから、この法律を引用している3件の条例について、一括して改正するものであります。

改正内容につきましては、議案参考資料に基づき説明いたします。

それでは、議案参考資料の10ページ、新旧対照表を御覧ください。

初めに、七ヶ浜町町税条例については、第36条の2第9項中、「第2条第15項」を「第2条第16項」に改めるものです。

次に、参考資料11ページを御覧ください。

第63条の2第1項第1号中、「同条第15項」を「同条第16項」に改め、同ページ、第89条第2項第2号中、「同法第2条第15項」を「同条第16項」に改めるものです。

次に、議案参考資料12ページを御覧ください。

第139条の3第2項第1号中、「同条第15項」を「同条第16項」に改めるものです。

次に、議案参考資料の13ページを御覧ください。

七ヶ浜町都市計画税条例については、附則第7項第1号中、「同条第15項」を「同条第16項」に改めるものでございます。

次に、参考資料の14ページを御覧ください。

特定復興産業集積区域における固定資産税及び都市計画税の課税免除に関する条例については、第3条第1項第1号中の「同法第2条第15項」を「同条第16項」に改めるものでございます。

議案書の12ページへお戻りください。

この条例の施行期日は、附則のとおり令和7年4月1日であります。

以上が説明となります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第15号 七ヶ浜町都市計画税条例の一部を改正する条例について

○議長（安倍敏彦君） 日程第6、議案第15号七ヶ浜町都市計画税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（遠藤 衛君） 議案第15号七ヶ浜町都市計画税条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案書13ページをお開きください。

提案理由につきましては、課税区域の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

それでは、別冊の議案参考資料にて説明させていただきます。

議案参考資料15ページをお開きください。

今回の改正は、別表の改正となります。新たに別表に記載される地番は、改正案側の東宮浜字東兼田3-8、4-8の計2筆が加わります。

今回の改正の理由につきましては、土地の分筆によるものでございます。

議案書の14ページへお戻りください。

この条例の施行期日は、附則のとおり令和7年4月1日であります。

以上が改正内容の説明となります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第16号 七ヶ浜町母子健康センター設置条例の一部を改正する条例
について

○議長（安倍敏彦君） 日程第7、議案第16号七ヶ浜町母子健康センター設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） それでは、議案第16号七ヶ浜町母子健康センター設置条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案書15ページをお開きください。

提案理由にもありますとおり、栄養士法の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

改正内容につきましては、新旧対照表にて説明いたします。

別冊議案参考資料の16ページをお開きください。

第4条第1号の改正内容は、栄養士法の改正に伴い、管理栄養士の受験資格に栄養士免許の取得が不要となったため、栄養士の免許を持たない管理栄養士を配置した場合についても配置要件を満たすことができるよう、「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を追加するものです。

また、同号中、「保健婦、助産婦」を「保健師、助産師」に、第5条第4項中、「助産婦」を「助産師」に改正する内容につきましては、専門職の名称について改正漏れがあったため文言整理をするものです。

議案書に戻りまして、16ページをお開きください。

附則にありますとおり、この条例は令和7年4月1日から施行するものであります。

以上、議案第16号の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 1点のみ質問させていただきます。

今回の改正に伴う文言の整理についてであります。そこで、16ページの第5条第4項の文言についてであります。今回は、管理栄養士を追加するとともに、第5条4項の中に、これまでの助産婦を婦から師、同じく保健師についても同様のことであります。これについては、私自身も周知不足であります。保健婦、助産婦について師に改定されたのは2001年の法改正で、2002年3月に施行されたのではないかと理解するわけであります。そうすると、この25年または23年間の中でこういうことを担当課で周知し、上部団体に対しての改正の申入れとかそういうものはしていなかったのかどうか、なぜこの25年、また24年間の間、この文言が改正されな

かったのか、その件について伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） 今、御質問がありましたとおり、こちらの保健婦、助産婦、看護婦については、平成14年3月1日の施行によりまして名称が変わって、本来であればこの時期に改正するべきものでしたが、現在まで改正漏れに気づかずに、今回、改正するものであります。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） こういう法というのは、官報なりを通じて周知すべき連絡は来ているかと通常でしたら理解するものなんですけれども、それをも認識しなかったということで理解してよろしいんですね。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） そのとおりでございます。（「終わります」の声あり）

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第17号 七ヶ浜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（安倍敏彦君） 日程第8、議案第17号七ヶ浜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） それでは、議案第17号七ヶ浜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案書17ページをお開きください。

提案理由にもありますとおり、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

改正内容につきましては、新旧対照表にて説明いたします。

別冊議案参考資料の17ページをお開きください。

第16条第1項第2号の改正内容は、栄養士法の改正に伴い、管理栄養士の受験資格に栄養士免許の取得が不要となったため、栄養士の免許を持たない管理栄養士を配置した場合についても配置要件を満たすことができるよう、「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を追加するものです。

議案書に戻りまして、18ページをお開きください。

附則にありますとおり、この条例は令和7年4月1日から施行するものであります。

以上、議案第17号の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第18号 七ヶ浜町地域包括支援センターの設置者が包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（安倍敏彦君） 日程第9、議案第18号七ヶ浜町地域包括支援センターの設置者が包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） それでは、議案第18号七ヶ浜町地域包括支援センターの設置者が包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の一部を改正する条例について御

説明いたします。

議案書の19ページを御覧ください。

本案は、介護保険法施行規則の一部改正に伴い、本条例においても同様の改正を行うものになります。

改正内容につきましては、別冊の議案参考資料に基づいて御説明いたします。

議案参考資料18ページをお開きください。

第2条並びに第4条は、国の規則改正による文言の整理になります。第5条第1項は、地域包括支援センターの職員は、地域包括支援センター運営協議会が必要と認めるときは、常勤の換算の方法で算定することができるものになります。

議案参考資料19ページをお開きください。

第2項は、地域包括支援センター運営協議会が認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を1の区域として第1号被保険者数を合算し、配置すべき職員数を算定し、配置することができる規定となります。

また、第3項では、同条第1項の規定にかかわらず、第1号被保険者の数に応じてそれぞれ人員配置基準を示したものとなります。

議案書に戻り、21ページを御覧ください。

附則により、第1項では、本条例の施行期日等を公布の日からとするといたします。

説明は以上となります。

以上、議案第18号の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

一部を改正する条例について

○議長（安倍敏彦君） 日程第10、議案第19号七ヶ浜町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（後藤謙一君） 議案第19号七ヶ浜町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案書22ページを御覧ください。

本案は、人事院勧告及び国における法改正に鑑み、本町の企業職員についても同様の扱いとするものであります。

内容につきましては、新旧対照表にて説明いたします。

議案参考資料21ページ、資料9を御覧ください。

初めに、第5条第2項第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げるものです。

次に、第7条第1号中、「有料の道路（以下）」を「有料の道路（次号及び第3号）において」に、あわせて、「料金（以下）」を「料金（次号及び第3号において）」改正するものでございます。

資料22ページを御覧ください。

第13条の2第1項中、「勤務する」を「勤務をした」に、同条第2項中、「週休日等以外の日の午前零時から」を「午前10時から翌日の」に改め、「までの間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く）」を加え、さらに「勤務した」を「勤務をした」に改正するものです。

次に、23条中及び第6条の2を削る内容になります。

議案書にお戻りいただきまして、議案書23ページを御覧ください。

附則として、第1項では本条例の施行期日を、第2項では経過措置を定めております。

以上、議案第19号の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第20号 七ヶ浜町給水条例の一部を改正する条例について

○議長（安倍敏彦君） 日程第11、議案第20号七ヶ浜町給水条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（後藤謙一君） 議案第20号七ヶ浜町給水条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案書24ページを御覧ください。

本案は、水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案書25ページを御覧ください。

今回の改正につきましては、改正箇所が第42条及び第43条の前文となることから、改正文の朗読及び議案参考資料による説明を割愛し、改正要旨を説明いたします。

今回の主な改正は、第42条布設工事監督者と第43条水道技術管理者の資格要件について、各号に定める水道に関する技術上の経験年数について緩和するもので、おおむね2分の1程度に改正するものでございます。

議案書27ページを御覧ください。

附則では、施行期日を令和7年4月1日からと定めております。

以上、議案第20号の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 今回の改正について、1点伺いたいと思います。

資格要件について緩和、おおむね2分の1ということでございましたが、水道の安全基準に關しての管理運用について影響はあるのかどうか、適正な管理はこれからも維持されるものなのか、伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（後藤謙一君） 今回の改正は、水道法施行令等の改正により我が町の条例も改正したものです。我々事業体の布設工事監督者と技術管理者の資格要件が緩和されたこと

で、水道事業について影響がないと認識しております。引き続き安全に管理してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 12 議案第 21 号 工事請負契約の締結について「令和 6 年度七ヶ浜健康スポーツセンター機械設備改修工事」

○議長（安倍敏彦君） 日程第12、議案第21号工事請負契約の締結について「令和 6 年度七ヶ浜健康スポーツセンター機械設備改修工事」を議題といたします。

当局の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） 議案第21号工事請負契約の締結について説明いたします。

議案書28ページ、議案第21号関係資料を御覧ください。

契約を締結する工事名は、令和 6 年12月会議において議決いただき、予算措置をいたしました「令和 6 年度七ヶ浜健康スポーツセンター機械設備改修工事」であります。

契約の方法は、一般競争入札によるものです。

契約金額は 1 億4,300万円で、うち消費税1,300万円となっております。

契約の相手方は株式会社テクノ菱和東北支店で、現在、仮契約を締結しているところであります。

工期につきましては、令和 8 年11月30日までとなっております。

なお、参考までですが、今回の入札の申込みは 1 者であり、落札率は91%でありました。

説明は以上となります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 1点のみ質問させていただきます。提案理由、議案書28ページ、そして議案21号関係資料、入札調書等々に基づいて質問させていただきます。

28ページ、契約金額、消費税込み1億4,300万円で、関係資料の落札率91.19%について伺います。この予定価格、落札額の差について伺うものであります。その内容については、昨年11月27日、第6回12月議会議員全員協議会説明資料を生涯学習課から受けました。その中で改修計画というのが見込みにありまして、そのときの予算額が1億5,700万円ということであります。そして、その中でこういうことを説明されました。この事業は令和6年度、7年度、8年ということでありました。そのときのそれぞれの当時の事業予算額の説明がありました。令和6年度については6,400何がし、7年度では3,500何がし、8年度は6,200何がしということであります。

そこで伺うのは、落札額が1億4,300万円になったことによって、今回1月28日にこの第1件目の6,200万円が計上されておりますが、そういうことを含めて、改めて令和6、7、8年度の入札によって取りあえず変更された、今後の変更もあるかと思うんですけれども、その金額について、説明できるものであれば説明を求めたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） まず、令和6年度につきましては、前払金として40%相当分となります。1億4,300万円の40%で5,720万円を見込んでおります。

あとは、令和7年度、8年度につきましては、今後の契約の状況での支払いとなりますので、残りの額を令和7年度、8年度で支払うという予定になっております。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 今の説明であると、全員協議会で説明された令和6年度、7年度ごとの大まかな金額というのは、今の時点ではチャラということで理解してよろしいんですね。チャラじゃなくて、ごめん。明言できない、明確にそこは算定していないということで理解してよろしいのか。

○議長（安倍敏彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） その後の支払いの部分については、今後、業者と協議をしていく部分になりますので、明言は避けさせていただきたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛

成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第22号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

○議長（安倍敏彦君） 日程第13、議案第22号和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君） それでは、議案第22号和解及び損害賠償の額を定めることについて御説明いたします。

議案書は29ページをお開きください。

提案理由といたしましては、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

案件は、平成26年2月27日に七ヶ浜町立松ヶ浜小学校において発生した事故に係る和解及び損害賠償の額となります。

1、和解の相手方につきましては町外在住の個人となります。

2、損害賠償の額は510万414円となります。

3、和解の内容につきましては、（1）として、町は2の損害賠償の額のうち通院治療に要する見舞金及び治療費として概算払いを行った210万414円を除く300万円を令和7年3月31日まで支払うものとする。

（2）町及び和解の相手方は、2の損害賠償の額のほか、独立行政法人日本スポーツ振興センターから医療費及び障害見舞金として1,554万9,566円が既に支払われていることを相互に確認する。

（3）町及び和解の相手方は、（1）及び（2）に定めるもののほか、当事者間に何ら債権債務がないことを相互に確認する。

和解の内容については以上となります。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時10分に再開いたします。

午前 1 0 時 5 7 分 休憩

午前 1 1 時 1 0 分 再開

○議長（安倍敏彦君） 再開いたします。

日程第 1 4 議案第 2 3 号 令和 6 年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第 7 号）

○議長（安倍敏彦君） 日程第14、議案第23号令和 6 年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第 7 号）についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） 議案第23号令和 6 年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第 7 号）について説明いたします。

議案書30ページをお開きください。

第 1 条では、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億1,899万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ85億639万1,000円に定めようとするものであります。第 2 条では繰越明許費、第 3 条では債務負担行為を、第 4 条では地方債を補正するものであります。

35ページをお開きください。

第 2 表は繰越明許費の補正16件であります。この16事業につきましては、機材の納入の遅れや工事現場の状況、国の新規事業及び事業内容の変化などで、年度内に事業の完了が見込めないことから翌年度へ繰り越そうとするものであります。

次の37ページを御覧ください。

第3表は債務負担行為の補正で、追加が2件であります。

企業版ふるさと納税推進業務委託については、令和7年度の契約締結のため、期間を契約準備期間も含めて今年度から令和7年度までとし、限度額を企業版ふるさと納税の紹介業務に要する額とする債務負担行為を設定するものであります。

中学校教師用教科書及び指導書購入については、令和7年度が4年ごとの教科書改訂年度となるため購入準備を今年度から始める必要があり、納入が令和7年度になることから複数年契約とし、限度額を179万1,000円とする債務負担行為を設定するものであります。

次の38ページを御覧ください。

第4表は地方債の補正で、追加が1件、変更が4件となっております。

新たに追加するのは町避難場所環境改善事業で、大木囲貝塚遺跡公園と第2スポーツ広場に災害対応のトイレを整備するものです。この2基のトイレは移動式となっており、災害時には災害現場に移設し、平時には施設利用者に対して開放し、使用するものとなります。限度額を940万円とするものです。

変更する地方債は4件で、臨時財政対策債については、普通交付税の再算定により臨時財政対策償還基金費が新たに設けられ、地方に対する財源補填を地方債から普通交付税に振り替えられたことから減額するものです。また、七ヶ浜国際村改修事業は、事業が完了したことにより限度額2億6,890万円を2億5,220万円に、急傾斜地崩壊対策事業は、県事業費の確定に伴い、限度額700万円を410万円に、町道整備事業については、防災安全社会資本整備交付金事業の七ヶ浜縦断線舗装工事費がほぼ確定したこと、狹隘道路整備等促進事業の申請がなかったことにより限度額7,090万円を6,760万円にそれぞれ変更するものであります。

今回の補正の主な内容は、七ヶ浜国際村舞台照明設備改修工事費の減額や物価高騰対応重点支援給付金支給事業費の減額など、事業やその他補助事業費が確定したことによる予算の整理、公共施設管理基金をはじめとした各種基金積立金への追加、住民基本台帳ネットワーク機器購入事業、障害者介護給付費及び訓練等給付費への追加、新型コロナウイルス予防接種健康被害給付金への追加、認定こども園・幼稚園施設型給付費への追加、町道除融雪等事業費への追加、町避難場所災害対応トイレ整備事業などであります。

それでは、歳入の主なものについて説明いたします。

41ページをお開きください。

1款町税1項町民税から4項町たばこ税までにつきましては、本年度、課税額がほぼ確定す

ることから、減額する税目はあるものの、徴税総額では4,723万円を追加補正するものであります。

2 款地方譲与税から、43ページ、8 款環境性能割交付金までは、交付される額がほぼ確定することから整理するものであります。

10 款地方交付税は、原資となる国税が伸びたことから、普通交付税の再算定の結果により臨時財政対策債償還基金費分等で算定変更があり交付額が確定したため、普通交付税に1 億1,470 万2,000 円を追加、震災復興特別交付税は、震災復興事業の町単独事業増により69 万4,000 円を追加するものであります。

12 款 1 項 1 目民生費負担金121 万9,000 円は、主に私立保育所の継続利用者の増加によるものであります。

13 款 1 項 2 目民生使用料 1 節放課後児童クラブ使用料107 万8,000 円の減額は、見込みより利用児童数が減少したことによるものであります。

5 目土木使用料 2 節住宅使用料120 万1,000 円の減額は、入居戸数の変動などによるものであります。

45ページを御覧ください。

14 款 1 項 1 目民生費国庫負担金 1 節社会福祉費負担金515 万6,000 円は、各事業の負担金の確定と事業費がほぼ固まったことにより整理するものであります。

3 節児童福祉費負担金4,349 万8,000 円は、認定こども園・幼稚園及び私立保育所の施設型給付費負担金が国からの公定価格、いわゆる基準額の増が示されたことによるもの等であります。

4 節児童手当負担金2,091 万2,000 円の減額は、児童手当の対象者数の減などにより事業費がほぼ固まったことによるものであります。

2 目衛生費国庫負担金687 万5,000 円は、新型コロナウイルス予防接種に伴い、健康被害を受けられた方のうち国が認定した方に対する給付金に充てるものであります。

2 項 1 目総務費国庫補助金 1 節総務費補助金386 万3,000 円は、戸籍の振り仮名記載等のシステム改修費用として措置されるものであります。

2 節企画費補助金3,106 万6,000 円の減額は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が物価高騰対応重点支援給付金支給事業追加分の完了により整理するものと、新しい地方経済・生活環境創生交付金947 万1,000 円は、令和 6 年度の国の補正予算で創設され、地域防災緊急整備型に該当するもので、大木囲貝塚遺跡公園と第 2 スポーツ広場に災害対応のトイレを整備する事業の財源とするものであります。

2 目民生費国庫補助金 2 節児童福祉費補助金170万2,000円のうち、子ども・子育て支援交付金235万1,000円は、利用者支援事業の確定による追加交付などであります。

46ページを御覧ください。

4 目土木費国庫補助金 1 節道路橋梁費補助金539万7,000円の減額は、七ヶ浜縦断線舗装工事等がほぼ確定したことと、狹隘道路整備等促進事業の申請がなかったことから減額するものであります。

2 節住宅費補助金2,172万4,000円の減額は、社会資本整備総合交付金が木造住宅耐震診断・改修工事及び危険ブロック塀等除去の申請件数がほぼ確定したことによる減額と、東日本大震災災害公営住宅家賃対策事業補助金が入居戸数の変動等による減額であります。

15款 1 項 2 目民生費県負担金 1 節社会福祉費負担金1,417万9,000円は、各事業の負担額の確定と事業費がほぼ固まったことにより整理するものであります。

47ページを御覧ください。

3 節児童福祉費負担金1,781万6,000円は、認定こども園・幼稚園及び私立保育所の施設型給付費負担金について、国庫負担金同様、公定価格の増加が示されたことによるものなどであります。

49ページを御覧ください。

3 項 1 目 2 節徴税費委託金230万6,000円は、県民税徴収金の増収により追加するものであります。

16款 1 項 2 目利子及び配当金305万5,000円は、各種基金の利息が確定する見込みとなったことから補正するものであります。

50ページを御覧ください。

2 項 1 目不動産売払収入1,213万1,000円は町有地売払収入 2 件で、笹山地区の高台住宅団地と吉田浜神明の町有地を貸付けとしていた方から購入の申出があり、売払いしたものであります。

5 目学校給食費徴収金175万円の減額は、学校給食で牛乳提供が停止された分の減額であります。

17款 1 項 1 目一般寄附金310万円については、1 月末までの個人・団体等からの寄附金実績ベースを追加補正するものであります。

18款繰入金 1 項特別会計繰入金は、特別会計から一般会計へ繰入れするもので、公園墓地事業特別会計繰入金は、公園墓地使用料が減額になる見込みのため384万円の減額、介護保険特

別繰入金は、前年度分の介護認定審査会負担金の確定により166万8,000円を追加し、それぞれ繰入金を整理するものであります。

2項1目財政調整基金繰入金につきましては、物件費、普通建設事業費等の整理や町税の増収及び普通交付税の再算定で追加措置されたことなどにより取崩しを抑えることができることから2,020万円減額補正するものであります。

3目長寿社会対策基金繰入金から、51ページ、10目森林環境整備基金繰入金の減額は、事業が完了する見込みとなり、各事業への充当額がほぼ確定することから整理するものであります。52ページになります。

建設課分の仙塩広域都市計画東部地域都市計画図作成業務負担金2,617万2,000円の減額は、作成業務委託の契約額に対する二市二町分の負担金を整理するものであります。

健康福祉課分のワクチン生産体制等緊急整備基金助成金1,037万5,000円の減額は、高齢者新型コロナウイルスワクチン予防接種事業の完了見込みにより整理するものであります。

デジタル推進室のデジタル基盤改革支援補助金574万3,000円の減額は、ガバメントクラウドネットワーク運用管理補助業務委託事業が確定したことによるものであります。

次に、21款町債につきましては、さきに地方債補正で説明した内容での整理であります。

次に、歳出の主なものについて説明いたします。

56ページを御覧ください。

2款1項7目電算関連費12節委託料735万6,000円の減額は、ガバメントクラウドネットワーク運用管理補助業務委託料及びA I チャットボット導入業務委託料の入札差金を減額するものであります。

次のページ、17節備品購入費857万9,000円は、現在活用しているインターネット用パソコンがWindows 10対策のため17台更新するものと、職員用の文書系パソコンを5台購入するものであります。運用を早めることで有効に活用できることから3月補正に計上させていただいたものであります。

10目減債基金費1,319万5,000円の積立てについては、普通交付税の再算定により臨時財政対策債償還基金費分が措置されたことから、充当残分を臨時財政対策債の償還分の財源とするため積み立てるものであります。

12目産業振興基金費1,209万9,000円は、漁協七ヶ浜支所青年研究会と試験的生育に取り組んでいるトリガイを新たな特産品とすべく、今後の生産環境整備や養殖設備の拡大のための財源とするため積み立てるものであります。

14目公共施設管理基金費8,041万4,000円は、施設の老朽化が顕著になってきていることから今後の対策として積み立てるものであります。

58ページになります。

3項1目戸籍住民基本台帳費のうち10節需用費、次のページの11節役務費、12節委託料は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律の一部改正により、戸籍の記載事項に氏名の振り仮名が追加されたことに関連する費用であります。

17節備品購入費1,743万6,000円は、住民基本台帳ネットワーク機器の保守期限が令和7年8月で切れることから機器を更新する費用であります。機器の調達に時間を要する場合もあるため3月補正とさせていただいたものです。

61ページを御覧ください。

6項2目国際交流費454万9,000円の減額は、昨年実施したプリマス町への訪問団交流関係事業費が確定したことから整理するものであります。

次のページ、62ページになります。

4目七ヶ浜国際村運営費10節需用費43万9,000円は、レストランの入りロドアとエントランスホールの自動ドアセンサーに不具合があることから修繕を行うものであります。

14節工事請負費1,720万6,000円の減額は、七ヶ浜国際村舞台照明設備改修工事等が完了したことによるものであります。

63ページを御覧ください。

7目震災復興推進事業費870万円は、笹山地区と吉田浜神明の土地売却及び笹山・吉田浜台の土地の貸付けに係る東日本大震災復興交付金の国への返還金であります。

64ページになります。

3款1項1目社会福祉総務費27節繰出金122万3,000円は国民健康保険事業特別会計への繰り出しで、保険基盤安定分などへの追加であります。

66ページになります。

5目障害者福祉費19節扶助費5,229万5,000円は、心身障害者医療費助成の事業費がほぼ確定したことによる減額と、障害者介護給付費、訓練等給付費などの利用者の増により給付費に不足が生じる見込みであることから補正するものであります。

10目物価高騰対応重点支援給付金支給事業費追加分3,973万6,000円の減額については、給付金・定額減税一体支援枠として低所得世帯や均等割のみの課税世帯への給付、調整給付等の事業が完了したことにより整理するものであります。

67ページを御覧ください。

2 項 2 目児童措置費2,662万1,000円の減額は、令和6年10月から制度が拡充され、当初は対象児童に公務員世帯分などの人数が把握できず積算に含めておりましたが、対象児童数がほぼ確定したため扶助費を整理するものであります。

4 目児童遊園費12節委託料18万円のうち要害児童遊園樹木剪定伐採業務委託は、要害児童遊園の樹木が電線に支障を来すようになってきたため剪定・伐採するものであります。

14節工事請負費18万円は、遠山児童遊園の遊具点検において指摘のあった鉄棒の基礎部分の補修を行うものであります。

69ページを御覧ください。

11目教育・保育施設推進事業費9,856万9,000円は、認定こども園・幼稚園及び私立保育所の施設型給付費への追加で、国から示された公定価格の引上げに伴うものであります。

12目子ども・子育て支援等給付事業費653万9,000円の減額は、給付事業費がほぼ確定することにより扶助費を整理するものであります。

70ページになります。

4 款 1 項 2 目予防費10節需用費のうち各種予防接種受診票等の印刷については、各種予防接種の事業費が確定することによる整理と、令和7年4月から開始します高齢者带状疱疹予防接種の受診票に係る印刷費用であります。

12節委託料1,363万円の減額は、ヒブワクチン接種の件数が増える見込みであるため各種乳幼児等予防接種委託料へ追加するものと、高齢者コロナワクチン接種事業の今年度事業見込みや住民健診等が完了したことにより整理するものであります。

71ページをお開きください。

19節扶助費687万5,000円は、新型コロナウイルス予防接種健康被害給付金で、予防接種により被害を受けられたと国が認定した方に対する給付金であります。

72ページになります。

2 項 1 目塵芥処理費254万1,000円は、粗大ごみの量の増加により委託料に不足が生じる見込みであることから補正するものであります。

73ページをお開きください。

6 款 2 項 1 目林業総務費は、松くい虫対策関係の補助金の財源の組替えであります。

2 目森林環境整備基金費239万6,000円は、今年度の森林環境譲与税分を積み立てるものであります。

74ページになります。

3 項 2 目水産業振興費12節委託料92万9,000円の減額は、トリガイ種苗生産業務の今年度分の事業完了によるものであります。

18節負担金補助及び交付金332万8,000円の減額のうちアワビ増殖補助事業は、県の事業計画が見直され、無償配分数量が予定より多くなったことから町の補助金が減額となったことによるものです。

76ページを御覧ください。

8 款 1 項 1 目土木総務費18節負担金補助及び交付金284万7,000円の減額は、県事業であります湊浜地区の急傾斜地崩壊対策事業等がほぼ完了することによるものであります。

2 項 2 目道路維持費312万7,000円は、町道除草委託等の入札差金の減額と町道除融雪に係る費用が不足する見込みのため、融雪剤購入費及び町道除融雪委託へ追加するものであります。

3 目道路新設改良費1,440万6,000円の減額については、狹隘道路整備事業が確定したことで町道等整備工事の入札差金等により減額するものであります。

77ページを御覧ください。

3 項 2 目災害公営住宅維持管理基金費24節積立金2,163万7,000円の減額は、積立金の財源である災害公営住宅家賃低廉化事業補助金や住宅使用料等の減額によるものであります。

4 項 1 目都市計画総務費3,003万4,000円の減額は、都市計画図作成業務において、当初見込んでいた業務の一部で県の図面データを活用可能になったことによるものであります。

2 目公園管理費831万9,000円の減額は、主に入札差金などによる整理であります。

78ページになります。

5 目公共下水道費2,109万9,000円は、補助金の積算内容を見直し、整理したことから増加したものであります。

9 款 1 項 2 目非常備消防費 1 節報酬152万1,000円の減額は、階級変更や年度途中の入退団により報酬を整理するものであります。

4 目防災費1,005万5,000円の減額は、吉田浜野山避難路設計委託、木造住宅耐震改修工事助成事業補助金、危険ブロック塀除却等費用補助金について、今年度分の事業がほぼ確定したことから整理するものであります。

80ページになります。

10 款 2 項小学校費 1 目学校管理費10節需用費の修繕料56万1,000円については、定期点検で指摘のあった汐見小学校のプールろ過装置の不良箇所の交換をプール授業の開始までに行うた

めの費用と、汐見小学校音楽室に雨漏りが判明したことから防水の補修を行うものであります。

14節工事請負費の汐見小学校遊具撤去工事28万5,000円については、遊具の定期点検において使用不可と指摘されたことから、児童の安全のため早急に撤去するものであります。

次の81ページを御覧ください。

3項中学校費1項学校管理費の10節需用費の修繕料31万1,000円については、定期点検で指摘のあった七ヶ浜中学校のプールろ過装置の不良箇所の交換を行うための費用であり、17節備品購入費16万1,000円については、令和7年4月から七ヶ浜中学校の特別支援学級で使用するつuitateを購入するためのものであります。

82ページになります。

4項2目公民館費10節需用費の修繕料65万5,000円については、講習室の照明を補修するための費用や、図書センターのエアコンの基盤を交換するための費用などの補正であります。

4目文化財保護費953万8,000円は、現在、大木囲貝塚遺跡公園に設置してあるくみ取り式のトイレが、老朽化が進んでいることから災害対応のトイレとして活用できるユニット型のトイレに更新し、平時には施設利用者に対して開放するための整備費用であり、17節備品購入費、非常用発電機購入は、災害時にトイレを被災地に移設し、活用する際に使用するためのものであります。

83ページになります。

5目歴史資料館運営費10節需用費の修繕料26万1,000円については、歴史資料館の屋根に雨漏りが見られることから漏水と縦おけの配管の詰まりを修繕するためのものであります。

14節工事請負費45万9,000円は、研修室のエアコンが経年劣化していることから更新するものであります。

17節備品購入費14万9,000円については、現在のプリンターが使用不能となっていることから更新するものであります。

84ページになります。

5項2目体育施設費14節工事請負費867万9,000円及び17節備品購入費70万円は、第2スポーツ広場に、大木囲貝塚遺跡公園同様に災害対応のトイレを設置し、平時には施設利用者に対して開放するための整備と、災害時にトイレを被災地に移設し、活用するために使用する非常用発電機の購入費用であります。

85ページを御覧ください。

4目学校給食費10節需用費の修繕料131万6,000円のうち調理機等修繕料が厨房機器点検にお

いて部品の交換が必要と判明したため、電気回転釜のハンドルシャフト部分のオーバーホールをし、部品の交換を行うためのものです。

施設修繕料は、加圧給水ポンプを点検した際にお湯を送る加圧ポンプから漏水が判明したため、シートパッキンの交換を行うものなどであります。

給食用賄材料代175万円の減額は、歳入でも説明しましたが、学校給食の牛乳が停止になった分の減額であります。

12節委託料のうち空調室内機清掃委託料は、点検において判明した調理室空調室内機の分解清掃を委託するためのものです。

以上、御審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） ここで暫時休憩いたします。

午後1時より再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

午前11時45分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（安倍敏彦君） 再開いたします。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。仁田議員。何問でしょう。（「6点について」の声あり）3問お願いします。

○13番（仁田秀和君） 議案書59ページの2款3項1目17節備品購入費、住民基本台帳ネットワーク機器購入代についてお伺いします。

住民基本台帳の保守期限が切れるということで、調達に時間を要するため3月補正ということでございました。住民基本台帳ネットワークは住民基本台帳の管理・照合・郵送等において重要なインフラですが、今回の補正予算で購入する機器の具体的な種類とその範囲について、全体の範囲のどのぐらいをカバーするのか、そちらの説明を求めたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） ただいまの御質問にお答えいたします。

住民基本台帳ネットワークの機器購入でございます。内容につきましては、端末2台、サーバー、プリンター、ファイアウォールになります。（「全体で見てどの範囲かカバーするのか」の声あり）住民基本台帳ネットワーク関係の機器一式ということであります。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 一式の更新ということでございます。住民基本台帳ネットワークの機器、通常はどのようなサイクルで更新が行われるのかというのと、また、次回更新予定であったりその更新に関する長期計画、更新計画についてあるのか伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） 御質問にお答えします。

住民基本台帳ネットワークの機器の更新の長期的な計画というのは、今、定めているものはございませんでした。今後、その辺も含めて整備しなければならないかということで担当課としては考えております。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 更新計画を適正に定めることも重要なのかと思います。そこで、コストの妥当性なんですけれども、こうしたところが地方のコストになってなかなか厳しいところはあるんですけれども、この1,743万6,000円という金額は、住民基本台帳ネットワーク関連の機器更新として適正な金額と捉えていらっしゃるのか。他自治体との比較もできる場所ですので、今回の更新費用、そちらは平均的な水準なのか、それとも高額となっているのか、低額なのか、可能な範囲で説明を求めたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） 御質問にお答えします。

金額につきましては、決して小さい金額ではございませんが、内容としては妥当な金額だと認識しております。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） それでは、2点目について伺います。

63ページの2款6項7目22節国に対する返還金についてでございます。説明につきましては、笹山、吉田浜、そして第5回復興交付金に関する交付金での土地利用に関しての売払いの一部ということでございました。

そこで、すみません、この返還額の妥当性と算出根拠について伺いたいと思います。この870万円という返還額の算出方法について、具体的な算出根拠の説明を求めます。

また、特に財産処分における評価額の決定のプロセスであったり、国からの指示に基づくものなのか、それとも本町の判断によるものなのか、その辺も含めて伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） こちらの返還金につきましては、移転元地を整備するときに

復興交付金が充当されております。復興交付金が8分の7充当されておりますので、その8分の7を返還するものとなっております。内訳としましては、吉田浜神明分、歳入で売払いで計上しておりますが、その金額の8分の7ということで443万6,092円、あと、笹山の土地売払い分として301万1,914円、あと、笹山の貸付け分の返還として124万8,713円、吉田浜台の貸付け分として3,235円となっております。その金額につきましては国と調整をしております、国に基づくものとなっております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） この返還については、当初より見込んでいたものとは理解しているんですけども、この返還に関して町の財政、そういったものへの影響についてどのようなものがあるのか、説明を求めたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） こちらは土地が売買されたときに返還が生じるものですので、その売買代金によって返還するというものになります。また、貸付けを行った貸付料を基に返還することになりますので、町の財政に負担はございません。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） それでは、3点目について伺います。

66ページの3款1項5目19節扶助費についてでございます。増加分、こちらについては利用者が増えたということでございましたが、当初の算出根拠等との乖離が生じたことについての説明を求めたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（関本英児君） こちらの乖離なんですけれども、一応その該当している方については、昨年度をベースに当初予算で計上しました。ただ、ここでいう例えば更生医療というのは、人工透析の方とかそういった方たちが急激に増えたというのは、我々の予想以上に増えているという状況でございます。あと、1,600万円のほうにつきましても、先ほどと同様なんですけれども、我々の予想している金額、利用者が増えたということで、そのためこのような高額な金額になったということで御理解いただければと思います。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 今後の話になるんですけれども、そうしたことも見越して今後は予算編成されるということで理解してよろしいですか。

○議長（安倍敏彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（関本英児君） 今、御質問のとおり、そのような考えで予算を立てていきたいとは考えております。

○13番（仁田秀和君） 必要な給付費措置ですので、ぜひそういったところも対応していただければと思います。

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。鈴木 博議員。何問でしょう。

○5番（鈴木 博君） 2問になります。

議案書80ページ、10款2項1目14節工事請負費です。汐見小学校遊具撤去工事についてお伺いいたします。定期点検で使用不可と判断され撤去するとのことでしたが、どの遊具になるのでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

遊具は、汐見小学校のはんとう棒という20人で使うものなんですけれども、こうやって登っていったりするそういう遊具になります。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 博議員。

○5番（鈴木 博君） これは撤去だけになるのでしょうか。また、撤去後は新たな遊具を新設する考えなのでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君） 今回は撤去のみということで考えております。また、新たな遊具の設置については、現時点では考えてございません。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 博議員。

○5番（鈴木 博君） 子供たちの体力低下が叫ばれている中、学校での体を動かす機会をつくるためにも新たな遊具の設置が必要なのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君） ただいまの御質問にお答えいたします。

子供たちの体力の低下の部分につきましては、県全体で、体育の授業で体力の増強というかアップについては去年から取り組んでおりますので、そちらで対応ということで考えてございます。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 博議員。

○5番（鈴木 博君） 2問目に移ります。

議案書84ページ、10款2項2目14節工事請負費についてお伺いいたします。災害対応トイレについてお伺いいたします。先日、全員協議会で説明があり仕様書も頂きました。この排水タンクについて、寸法を見ると結構な大きさなんですけれども、タンクを隠すための仮囲いとかそういうものは考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） お答えさせていただきます。

確かに大きいタンクになります。見栄えもありますので、設置の段階で契約する予定の事業者とそこら辺は検討していきたいと考えております。

○議長（安倍敏彦君） 博議員。

○5番（鈴木 博君） また、発電機を2台購入とのことですが、発電機の容量、大きさはどのようになっているのでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） 発電機につきましては、出力が5.5キロワットとなっております。運転時間が約16時間程度できるというところになっておりますので、十分な対応ができるかと考えております。

○議長（安倍敏彦君） 博議員。

○5番（鈴木 博君） この非常用発電機ですが、ふだんは利用されないと思います。どこに保管をして、維持管理はどのようにお考えでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） こちら第2スポーツ広場用の発電機に関しては、まだ場所的には決まっていはいないんですけれども、学習センター内もしくはアクアゆめクラブで保管していきたいと考えております。

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。恵子議員。何問でしょう。

○6番（鈴木恵子君） 1問です。

74ページ、6款3項3目12節委託料です。菖蒲田漁港内支障物撤去委託料を減額、133万円とあります。一般質問でもお聞きしましたがけれども、大体1回の撤去費用って60万円弱だったと思うんですけれども、そうしますと、この133万円というのは何回分の委託料になるのです

ようかということなのですが。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） お答えいたします。

令和6年度予算に計上した金額が628万円でした。これは、前年に調査をさせていただきました方塊ブロック、被覆ブロック、中空三角ブロックという3種類の撤去分の費用を予算計上しておりまして、契約差金が今回減額ということでお示しした金額となります。

（「何回分」の声あり）回数ではなくて支障物の種類によって事業費が変わってきます。例えば方塊ブロックですと、そのまま海に置いておけないので陸上に上げて処分、あるいは、三角ブロックについては元の位置に戻すという作業工程になっておりますので、1回当たり幾らというのではなく、支障物が出た段階で金額が流動するというものでございます。

○議長（安倍敏彦君） 恵子議員。

○6番（鈴木恵子君） 令和7年度の予算では、調査の費用が予算化されていますよね。障害物というのは、いつまた出てくるか分からないところがありますよね。この133万円というのは、今は工事できないんだと、ノリ作業でとても撤去作業はできないということで終わったら考えているということでしたが、そうすると、これは、次年度にまた持ち越される金額になるんですか。

○議長（安倍敏彦君） 違います。次の予算で計上します。まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） 一旦、令和6年度分は減額ということで、今回、補正予算でお示ししました。新たに当初予算で調査費を計上させていただいております。（「以上です」の声あり）

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。信輝議員。何問でしょう。（「3問伺います」の声あり）じゃあ3問お願いします。

○3番（佐藤信輝君） 72ページ、4款2項1目委託料、粗大ごみ収集委託料251万1,000円について伺います。業務増加のためと説明をいただきましたが、業務増加の理由、内容などをもう一度お願いします。

○議長（安倍敏彦君） 町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） ただいまの御質問にお答えいたします。

こちらは粗大ごみの収集業務の委託料の補正でございます。当初予算で見込んでいた量より粗大ごみの収集の台数が伸びていることがございましたので、その分の補正でございます。

○議長（安倍敏彦君） どのぐらい、何台分。

○町民生活課長（宮下尚久君） 台数としては、118台分の増加ということで見込んでおります。

○議長（安倍敏彦君） 信輝議員。

○3番（佐藤信輝君） 粗大ごみには様々な素材が含まれていると思いますが、粗大ごみを出す
ときの分別は適切に行われているのか。マットレスなどそのまま出されているのを目にするこ
ともあるんですが、周知方法なども伺います。

○議長（安倍敏彦君） 町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） 御質問にお答えいたします。

粗大ごみの出し方につきましては、各地区環境美化推進員の御尽力により、誤った出し方が
されないように、地区住民の方々に周知徹底を図っていただいているところであります。町で
もごみの出し方の周知は、広報なり分別パンフレットなりで周知してきているところですが、
今のところあまり大きな混乱はないということで認識してございます。

○議長（安倍敏彦君） 信輝議員。

○3番（佐藤信輝君） 次の質問に移ります。

76ページ、8款2項2目10節需用費、融雪剤購入代について伺います。すみません、もう一
度説明をお願いします。

○議長（安倍敏彦君） 162万1,000円のやつですか。（「はい」の声あり）

○建設課長兼復興推進室長（鈴木英明君） まず、こちらの融雪剤の購入の当初予算であります
けれども、100万円を頂いておりました。そこに補正を162万1,000円ほど増加させてもらって
いるんですけれども、これは今後の見込みの回数を考えておりまして、25キロの業者がまくや
つ、これを610袋、10キロの町道の坂道に30か所ほど置いている箇所だったり地域の方々に配
る分、これの10キロを920袋ほど購入する分の費用となっております。

○議長（安倍敏彦君） 信輝議員。

○3番（佐藤信輝君） 地域の方、町民の方に融雪剤を配布していると思うんですが、配布した
世帯数というんですか、人数というのは分かりますでしょうか。分かんないですか。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（鈴木英明君） この場では控えてきておりませんので、配った件数
とかは把握しておりますから提出させていただきます。

○議長（安倍敏彦君） まだ買ってないでしょう。

○建設課長兼復興推進室長（鈴木英明君） 今までに配った分ですよね。（「はい」の声あり）

○議長（安倍敏彦君） じゃあ3問目、3回目。

○3番（佐藤信輝君） その周知方法というのは、住民の方にどうなされていますか。

○議長（安倍敏彦君） 今度買う分ですよ。（「買う分か。じゃあいいです」の声あり）買う分をどうやって周知するかって。副町長。

○副町長（平山良一君） 私から答弁申し上げますけれども、基本的には、個人家庭に配布をするということにはなっておりません。ただ、地区に置いてある箱に置いておいたり、それから、例えば坂道でどうしてもという場合には近所の方にそれをもってまいてもらったり、そういうことはあるので個人がやっているように見えたりするかも分かりませんが、基本的には、個人家庭には配布しておりませんので御理解いただきたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 次。終わり。じゃあ。

○3番（佐藤信輝君） 次の質問に移ります。

83ページ、84ページの大木囲貝塚、第2スポーツ広場災害対応トイレについて伺います。トイレは鍵付きのトイレなのでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） 前回、全員協議会の後に資料をお渡ししたと思うんですけども、扉は鍵付きでございます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 信輝議員。

○3番（佐藤信輝君） ということは、常時トイレを使えるわけではないという認識ですか。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） まず、資料館、大木囲貝塚は基本的に開けておく形になりますし、あとは、第2スポーツ広場に関しては、あそこの施設を利用させていただく方に対して通常的には使っていただく予定ですので、その部分は、そのときに鍵を開けるという形を考えております。

○議長（安倍敏彦君） 信輝議員。

○3番（佐藤信輝君） 大木囲貝塚と第2スポーツ広場にトイレを設置したときの景観について伺います。特に大木囲貝塚は周りに木などがあると思うんですが、景観は大事かと思うんですが、どのようになるのでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） 設置を予定している場所につきましては、今現在も古いくみ取り式のトイレがありますし、あとは小屋が建っているところなんですけれども、一応景観につ

いては、県とも相談しながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。洋市議員。

○1番（鈴木洋市君） 3問です。議案書82ページから84ページ、私も災害対応トイレに関する件でお伺いさせていただきます。先ほど信輝議員からもありました鍵の件ですけれども、第2スポーツ広場は利用者が開けてということですが、その鍵の管理はどこでされる予定でしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） 通常、第2スポーツ広場を使用する際に関しましては、アクアゆめクラブで鍵を預かっていますので、利用者が申し込み、当日使う場合は、そちらで対応という形になるかと思います。

○議長（安倍敏彦君） 洋市議員。

○1番（鈴木洋市君） それで、大木囲貝塚は通常開けておくということで、現状あるトイレもそうなんですけれども、恐らく清掃等もやっているかと思うんですけれども、結構汚れている状態になっていると思います。今回設置する大木囲貝塚と第2スポーツ広場それぞれのトイレの清掃等に関する件は、どちらで管理維持するお考えでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） まず、大木囲貝塚につきましては、現在のトイレも職員で清掃しておりますので、今後もそういった形を考えております。

また、第2スポーツ広場に関しましては、ほかのスポーツ広場同様、同和興業と契約を交わしていきたいというところで、追加で考えております。すみません。今現在、スポーツ施設のトイレは同和興業とやっておりますので、追加でしていただく方向で検討しております。

○議長（安倍敏彦君） 洋市議員。

○1番（鈴木洋市君） 関連はするんですけれども、第2問目とさせていただきます。

災害の発生時には被災地対応するということでございます。その被災地の範囲は、どの辺まで要請があれば運んで使用していただく予定でしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 災害の程度によると考えております。行けるのであればどこでも行きたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 洋市議員。

○1 番（鈴木洋市君） そうしますと、基本的に所管は生涯学習課でやっておりますけれども、そういった災害時は防災対策室に移行するといふかなと思いますけれども、その辺の災害が起きたときの対応マニュアルというか、どう連携していくかとかそういった考えをお持ちでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） まず、災害が起きてからということになりますけれども、こちらで指示を出すという形になりますので、所管は生涯学習課であっても、災害がどちらかで発生した場合は、所管が防災対策室に移管されるという判断でよろしいかと思います。ただ、マニュアルにつきましては、今後、作成を予定しておりますので御了解いただきたいと思います。（「以上です」の声あり）

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。熊谷議員。何問でしょう。

○8 番（熊谷明美君） 3 点お伺いいたします。

1 問目ですけれども、物価高騰対応重点支援給付金についてですので、繰越明許費の35ページの5,268万1,000円と、あと家計急変世帯の170万円、それから、あと67ページの3 款 1 項10目の3,720万円の減額の部分で一緒にお伺いいたします。

まず、35ページの繰越明許費でございますけれども、特に家計急変世帯、この間、町の広報紙を見ましたらば、こういう方々が対象ですよということで載ってはいたんですけれども、これは7月31日までの締切りとなっておりますが、前回もそうだったんですけれども、なかなか御自身がその対象になっているかなっていないか、そういうところが分かりづらいというお声がありました。今回、町の広報紙に載ってはございましたけれども、1 回に限らず周知の仕方というのは工夫しなきゃいけないと思いますけれども、その辺は、当局としてはどのように考えているか、お伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

議員御指摘のとおり家計急変世帯に関しましては、その方のその時点での収入に応じた支援というところで、なかなか分かりにくい制度でございますので、複数回に分けて「ぐるりんこ」での周知だったり、広報、ホームページ等、何回かに分けて引き続き周知を行っていきたいと考えております。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8 番（熊谷明美君） ぜひぎりぎりまで何回かに分けて周知の方法を御努力いただければと思

っております。

67ページの3,720万円の減額で、これは大体確定したもののなので減額になっているという御説明だったと思うんですけども、この物価高騰対応の交付金というのは、いろいろと使える枠が大きいかと思っているんですけども、このくらいの金額が出る前にもう少しほかで活用するという考えはなかったのかどうか、お伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） こちらの物価高騰交付金につきましては、調整給付や低所得者支援と対象が限られた部分でありまして、今回の事業が完了したことにより交付金は整理させていただいたものでございます。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） では、2問目に移りたいと思います。

70ページの帯状疱疹5万5,000円かな、これははがきでの案内かと思うんですけども、何世帯分なのかお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（関本英児君） こちらにつきましては、ちょっとお待ちください。すみません。1,300人の方に対しての印刷になります。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） これはそのほかにあと対象がちゃんと確定したらば、任意ですので対象の方が接種したいとなったときには、また別な案内というものは考えていらっしゃるのかどうか、お伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（関本英児君） あくまでもこちらは4月1日から定期接種化されますので、前もって印刷をさせていただいて、4月1日から受診できる体制づくりとしての印刷代になります。なので先ほど私から御説明したのは、対象者の方に直接送るための印刷代と考えていただければと思います。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） 承知いたしました。

じゃあ最後、3問目に行きます。

73ページです。6款1項3目鳥獣対策謝礼金9万5,000円ということでございますが、これは鳥獣というと例えばイノシシが入っているのかどうか、お伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） お答えします。

ただいま御質問いただきましたイノシシ捕獲分の猟友会のメンバーの方に巡回等をしていただいている分の追加でございます。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） イノシシの問題が出てきてから大分たちます。なかなか解決が見えていないというところでございますけれども、やはり生き物でございますのでなかなか難しいところがあると思うんですけれども、このままでいるとウリ坊が増えて、ますます農業されている方々なんかも大変心配されているのではないかと思いますけれども、この辺、プロの方ですよ。この方々の新しいアイデアとかそういうものとかというのは話し合いの中で出てこなかったのかどうか、お伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） この点につきましては、毎回、御協議と御相談をさせていただいております。近隣の利府、松島も同様のケースがございまして、どうしても住宅地付近では猟銃、銃を使った捕獲ができないということで、現時点では箱わなのみという形でございます。箱わなに設置する餌につきましても、米ぬか等は使っていますが、そのほかに圧ペン トウモロコシという餌に変えたりとかいろんな工夫はさせていただいているんですが、現状まだ捕獲できないということで、引き続きいろんな事例等も探りながらなるべく早めに対応したいと思っております。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） 今、私もウリ坊の話をしましたけれども、ずっとこの箱わなの形で対応されていると思うんですけれども、ここまで来てなかなか結果が出てきていないということは、ぜひ違う方法も考えるべきではないかと思っはいるんですけれども、それで、餌も大好きな餌を置いているんでしょうけれどもなかなか捕まらないということで、今、例えば畑とかをやっている方々の被害のお声とかそういうものが出てきているのかどうか、それから、それに対して当局としては何か対応されているのかどうか、最後にお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） お答えします。

大体、目撃されているエリアが限定されてきておりまして、現時点では、吉田浜の二月田という田んぼ周辺から君ヶ岡と電力の灰捨て場、あの辺を行ったり来たりという情報が入ってお

ります。農地の被害につきましては、二月田の田んぼ付近に足跡なんかが発見されているということで、箱わなを重点的にそちらに動かしたりとか集中して入る工夫をしておりますが、現状では捕獲できていないということです。今後、田んぼがまた田植から始まりますけれども、そういったところを重点に捕獲に向けて取り組んでいきたいと考えております。（「以上です」の声あり）

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。篤議員。何問でしょう。（「5問になります」の声あり）4問。（「5問です」の声あり）じゃあ3問お願いします。

○議長（安倍敏彦君） 篤議員。

○2番（鈴木 篤君） まず1点目、質問させていただきます。

議案書の55ページ、2款1項2目10節需用費の中の印刷製本費についてお尋ねいたします。こちら配布の部数とかは、ある程度、毎年決まったもの、そして予想できるものとするんですが、148万3,000円の減額になった理由をお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） これは印刷会社と単価契約をさせていただいております。入札に伴う単価で安値だったところを契約させていただいております。年間を通じて配布、ページの関係の調整であるとかそういった部分で金額が異なりまして、最終的には予算の中で整理した金額を、今回、補正減額ということで計上させていただいております。

○議長（安倍敏彦君） 篤議員。

○2番（鈴木 篤君） そうしますと、配布している部数は、減らしたわけではないという認識でよろしいでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） 配布物については7,000部ということで印刷しております。部数の減少というのはございません。

○議長（安倍敏彦君） 篤議員。

○2番（鈴木 篤君） では、2点目に移らせていただきます。

議案書57ページ、2款1項7目17節備品購入費のところなんです。インターネット用及び文書系パソコンの購入代とありまして、御説明で22台と聞き取ったんですが、これは計算すると1台当たり大まかに約40万円ぐらいのパソコンということになるのかと、大分高額なパソコンを購入されるんだと思ったんですが、そこが適正だったのかどうかお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 総務課長。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君） ただいまの22台分の内容になりますが、まず、文書系のパソコンが内訳としては5台でインターネット系のパソコンが17台の合計の22台ということになります。文書系5台のパソコンにつきましては、皆さんお目にしているとおり職員1人1台ずつ使っているものになり、これは5年保守パックも一緒につけているものでして、一般的に売られている金額よりは高額になると。インターネットパソコンについては、こちら文書系と一緒にするんですけれども、業者による構築費用、設定、立ち上げ、アプリケーションの初期設定を全部含んでの金額ということになりますので、パソコン1台のハードウェア自体の代金はもっと安くなるんですが、その上の構築料が入っているというところでお考えいただければと思います。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 篤議員。

○2番（鈴木 篤君） それにしてもちょっと高額なのかなと。構築の部分も、ある程度、私もパソコンは、あんまり設置に関しては詳しくない人間なんですけど、何か調べながらやったりとかすると、職員の皆様御自身でもやられる部分はあるのかと思うんですけれども、改めてそこも含めて適正かどうか、お伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） デジタル推進室長。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君） おっしゃるとおりで、最低限の設定とかユーザーごとのパッチだったりとかそのようなものは職員自らが行ったり、デジタル推進室の職員が直接行ったりも当然ございます。今回の件につきましては、そのほかに初期立ち上げ、業務用のパソコンになるのでまっさらな状態からの立ち上げになって、コンシューマー向けに売っているものとちょっと違うというところがあります。そういうところで見積り的には、御指摘のとおり高額なものになっているというところになります。

あと、もう一点としましては、やはり、今、物価高騰等でパソコンの代金がなかなか読みづらいというところもあります。ですが業者指定の金額をそのまま使っているわけではなく、それでも安めに見積もっているところですが、ここから先は、実際に業者がどの金額を提示してくるかによってさらに落ちることは期待しておるところです。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 篤議員。

○2番（鈴木 篤君） 事情は理解できました。改めて、しつこいようなんですが、見積りとか相見積りとかをたくさん取られて適切な金額での契約だったと理解してよろしいでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） デジタル推進室長。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君） 積算上は適切だと判断しております。契約はその後ということになりますので、契約で実際どのくらい落ちるかは今からになりますが、見積りの時点では適切だったと判断しています。

○議長（安倍敏彦君） 篤議員。

○2番（鈴木 篤君） それでは、3点目に移らせていただきます。

議案書が65ページになります。3款1項3目19節の中の敬老祝金等長寿祝金について御質問いたします。減額で154万円だったと思うんですが、こちら何人分が減額になったのかお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

こちら大きく減額になった部分としましては、98歳、99歳、100歳にお配りさせていただいております長寿祝金の金額としまして130万円の減額になります。それで、人数としましては、その分で7人分ということになります。

○議長（安倍敏彦君） 篤議員。

○2番（鈴木 篤君） そうすると、その部分が減額になったというのは、お亡くなりになったとかそういうことになりますでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） そのとおりのお亡くなりになられまして支給できなかった分ということになります。

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。直美議員。（「9問です」の声あり）3問お願いします。

○7番（佐藤直美君） まず、1問目は37ページでございます。こちらの中学校教師用教科書及び指導書購入に関してになります。こちらは御説明いただいておりますけれども、こちらの179万1,000円というこの算出根拠をお伺いいたします。この金額で十分なのかということも併せてお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君） ただいまの御質問にお答えいたします。

算出根拠についてなんですけれども、指導書については、朱書きの赤本の部分と、あと、一部デジタルの部分も積算しておりまして、そういった積算での計上でございます。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 直美議員。

○7番（佐藤直美君） この金額で十分なのかというのもお伺いしていたんですけれども、これは学校側、向洋中学校、それから七ヶ浜中学校、どちらも1・2・3学年ありますけれども、これは、今、中学校は2クラスずつありますし、例えば英語の教師だったらその中学校に何人いてとか、1人じゃないですよ。そうすると、その全ての先生方がしっかりと使える配分で支給できるということではよろしいでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 須藤教育長。

○教育長（須藤 清君） まず、基本的な考え方をして、以前お伝えしたとおり教科書の指導書あるいは朱書きの教師用教科書というのはマニュアルとして使うものであって、現在、この教科書のつくり込みがどんどん丁寧になっています。教科書のつくり込みが丁寧になっているということは、この指導書、マニュアルもとても精密につくられているということです。じゃあそれはいいのかというと、今、文部科学省でそここのところの議論があって、全く自分で物事を考えない教師をどんどん生み出している原因になっているということが論点になっています。デジタル教科書も導入するかどうかの議論がありますけれども、そこについてもこの点については同じです。なので全教員、全教科について、私は、購入する気持ちは、基本的にはございませんでした。これが購入に踏み切ったのは、どの議会だったか今は記憶にございませんけれども、初任者層が増えていて、せめて1年次においては授業の。

○議長（安倍敏彦君） 教育長、質問は人数分ちゃんと行き渡っているのかという。

○教育長（須藤 清君） 分かりました。なので、行き渡らせる目的ではそもそもないので行き渡ってはおりません。

○議長（安倍敏彦君） 行き渡らない。じゃあ直美議員、もう一回。

○7番（佐藤直美君） 私の質問は、例えば英語教師だったらどちらの学校にも1人ではなくて3人いたりとか2人いたりということなので、そうしますと、例えばですけれども各学年で1組はこの先生、2組はこの先生と結構分かれていたりします。同じ先生が1組も2組も教えるということはなかったりします。そうすると、行き渡らせないということは、この先生は見られるけれどもこの先生は借りないで見られないという状態になるのか。それとも、しっかりとどちらもいつでも使える状態なのかというところが質問だったんですけれども、なので今のは2問目とカウントしていただけますか。

○議長（安倍敏彦君） はい。教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

中学校教科になりますので教科につき1つと、なので1学年の例えば英語だったら1学年の英語1つという、そういった形での予算の計上でございます。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 直美議員。

○7番（佐藤直美君） そうしますと、小学校は、テストというのはもうプリントアウトされてすっかりつくられているテストを受けます。でも、中学校は、先生方が自分たちで定期考査のテストもつくらなきゃいけないんです。そうしますと、国語とかもいろいろこの文章があつてとかというので、結構テストをつくるのも先生方は時間をかけてつくっていらっしゃいます。初任者の方も増えてきますよね。そうしますと、1学年につき1つとなると十分ではないと学校側からも声が上がっているのか、それとも、上がっているけれども仕方なく1学年に1つだけにしたのか、さっき私は算出根拠も聞いているんですけれども、それも御説明がなかったの、それも併せて御説明いただければと思います。

○議長（安倍敏彦君） 須藤教育長。

○教育長（須藤 清君） 例えば定期考査のテストをつくる、これも教師の仕事です。つくる中で教師は成長していきます。それを面倒なものだという教師観というのは、また繰り返しますけれども今議論されているところで、教師がどんどん簡単なほうに流れていくと子供の考える力は伸びない。そのことがありますので、現場からは、やっぱり楽なほうの要望は来ます。でも、そのまま楽だからそこに支給するというのは、教育の現場の原則としては、仕事の原則としてはずさんというか、では簡単なほうをやらんと軽々には言えないということでございます。

○議長（安倍敏彦君） もう一回言ってください。直美議員。

○7番（佐藤直美君） 算出根拠を聞いていたんですけれども、そうすると、それは、現場からは例えば2冊が必要なんですということですが、これも、教育総務課、それから教育委員会で、2冊は必要じゃなくて、要望が上がっていたのにもかかわらず、楽なほうを選ばせないために2冊必要なところを1冊にしたという理解でよろしいでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 須藤教育長。

○教育長（須藤 清君） そのとおりでございます。ちょうど本日、宮城県教育委員会から全ての教育長に校長の資質向上を図る通知が参りました。つまり各校の校長がそのような教師の要望に対してどうやって授業をつくるのかということを、すぐ例えばマニュアルを預けてそれで

済んでしまう、そのような校長力の低下によって宮城の学力の低下があるという前提に立った通知が今日ちょうど届いたところでございます。なのでそれは、私は以前から考えておりましたので、要望があってもそこでは全て応えなかったということです。

○議長（安倍敏彦君） 直美議員、2問目。

○7番（佐藤直美君） 2問目に移ります。

2問目は、48ページの15款2項3目3節です。こちら市町村海岸漂着物等地域対策推進事業費補助金へ追加、9万2,000円とございます。こちらはどのような理由で、追加された経緯をお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） ただいまの御質問にお答えします。

県から補助額の通知が、確定が来ましたので、その差額分の補正をさせていただくというものでございます。ごめんなさい。こちら歳入ですので補助額の確定による当初予算との差額の補正でございます。

○議長（安倍敏彦君） 直美議員。

○7番（佐藤直美君） そうしますと、こちらから例えば申請して9万2,000円が追加されたわけではなくて、自動的に年度末になったからといって9万2,000円が追加されたのかというその経緯もお聞きしたかったんですけれども。

○議長（安倍敏彦君） 町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） ただいまの御質問にお答えします。

こちらから数字を県に報告して認められたということでございます。

○議長（安倍敏彦君） 直美議員。

○7番（佐藤直美君） そうしますと、これは、物が多かったので例えば処理してもらわなければいけないものとかというのが当初よりも増えていたため、それは課として申請をしてということなのか。私の理解力も足りないんですけれども、そのところをもう一度、御説明願います。

○議長（安倍敏彦君） 町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） 御質問にお答えいたします。

実際、物が多かったということもありまして申請をさせていただきました。その上で、県内各市町村の調整の中で認められたということでございます。

○議長（安倍敏彦君） 直美議員。

○7番（佐藤直美君） それでは、3問目に移ります。

63ページです。2款6項5目1節男女共同参画推進委員報酬を減額、4万9,000円とございます。減額の理由をお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） 共同参画推進委員の報酬ですけれども、今回、報酬をお支払いさせていただいたのが11名分の推進委員でございます。会議が年に2回ほど開催されまして、その中に県の職員も推進委員に入っていますので、そちらの方は除いた部分で、合計で11名分の支払いをさせていただいたというところでございます。当初予算につきましては12万6,000円を計上していたんですけれども、結局、出席者が少なかったというところがありまして減額をさせていただきました。

○議長（安倍敏彦君） 直美議員。

○7番（佐藤直美君） そうしますと、こちらの会議等に参加できなかったから減額になっていて、委員は、今年度は定員どおりのメンバーとなっていたのかどうか、お伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） 今月31日までの任期の委員なんですけれども、企業枠というか、企業からの御推薦とかそういった部分の各種団体からの推薦は定員になっているんですが、一般公募、こちらの方々が少なくて定員には達していないという状況でございます。

以上です。（「以上です」の声あり）

○議長（安倍敏彦君） ほかに質問ございませんか。歌川議員。何問でしょう。（「皆さんいっぱい質問しているので残り7点ほど、その7点も主に数値的な質問になるかと思います」の声あり）じゃあ3問お願いします。

○12番（歌川 渡君） 歳入の項で1点、38ページ、43ページに関連してであります。説明では、38ページの変更の中の地方債補正の中の臨時財政対策債と43ページの交付税に関連して、この臨時財政対策債が普通交付税に切り替えられたという説明がありました。制度的に変更されたということで理解していいのかどうか、その点。

○議長（安倍敏彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） こちらにつきましては、令和6年度の国の補正予算での対応となりますので、今年度限りと理解していただければと思います。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 2点目に移ります。

歳出で66ページ、3款1項5目障害者福祉費19節扶助費の中の障害者介護給付費への追加1,632万7,000円、訓練等給付費追加2,618万2,000円、質問的には別ですけれども対応としては同じような対応なので、まとめて質問させていただきます。

これについては国・県等々の補助の対象かと思います。そこで、ページの的には歳入の45とか47ページに一部あるんですけれども、改めて障害者介護給付費と訓練等給付費に対するそれぞれの国・県等の金額と負担割合について説明を求めたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（関本英児君） 歌川議員の御質問にお答えいたします。

こちらの介護扶助費につきましてですけれども、まず、こちらにつきましては、国においては2分の1の負担、あと県においては4分の1の負担という負担割合になっております。そこについて、割合と、あと、すみません、内訳でしたっけ、質問をもう一度。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員、もう一度。

○12番（歌川 渡君） それぞれの金額、国・県の負担、全額じゃないんですけれども、45ページと47ページにそれぞれ該当する金額が明記されているんですけれども、そこで今言った国が2分の1、県が4分の1ということであったので、実際に障害者の介護については1,600万円で、国と県のお金がそれぞれ幾らあって、そして現実的に何%なのか。今言ったように国は2分の1、県は4分の1なんだけれども、来たお金は、それぞれの介護と訓練等の給付費に対して実際には幾らなのかと。

○議長（安倍敏彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（関本英児君） 今の御質問の内容に御回答させていただきます。

まず、国としてはルール分として2分の1、県としては4分の1というルールにはなっております。ただ、今回、国では、2分の1とはいうものの、実際の歳出分の2分の1という部分については、後日、次年度において精算分で支払うという考えでございます。今回、歳出分の合計額につきましては、国と県と合わせてになりますけれども1,800万円ほどの部分が、今現在、交付申請した中でのルール分として支給される予定でございます。よろしいでしょうか。

（「訓練も」の声あり）訓練も合わせて。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 要するに、実際に障害者の介護だけで話を進めたいと思います。1,632万7,000円に対して、それぞれ国に対しては522万9,000円、県に対しては622万5,000円、そして、合わせると金額的には全体の7割が来ているんですけれども、そうすると、残りの部分は、

その4分の1と2分の1の差額の分については、さっきの説明の中で次年度で調整されるという事で理解していいのかどうか。

○議長（安倍敏彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（関本英児君） 本来ですと精算ということで年度内でやる予定なんです、国で今回はまず当初予算、当初で上げた交付申請をベースにしてくれと。実際、支払いが必要な分については、先ほど議員がおっしゃったとおり次年度で精算して不足分を次年度で交付するという考えでできておりますので、その御理解でよろしいかと思います。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 実質数字がそのようになることを見定めていきたいと思います。

次に移ります。

3点目、72ページ、前者が質問されております4款2項1目塵芥処理費の粗大ごみ収集委託料についてであります。前者の方の質問に対して、答弁としては118台分という答弁がありました。

そこで伺いたいと思います。今回の補正は、3月3日から始まった事業での計上であります。要するにこの118台分というのは実質委託料の分なのか、3月分の粗大ごみの収集の見込み分を含んでの台数か、どちらか。要するにこれを計上したのはきっと2月時点なので、3月の粗大ごみの日というのはそれぞれ地区で実施されると思うので、その118台というのは3月分を見込んでなのかどうかという質問であります。

○議長（安倍敏彦君） 町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） 御質問にお答えいたします。

当初予算との差額分を見込んでの補正ということで御説明しましたが、その内容につきましては、年度末まで分を見込んでの不足を積算したものでございます。（「以上です」の声あり）

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。

なければ暫時休憩したいと思います。

2時20分より再開いたします。

午後2時09分 休憩

午後2時20分 再開

○議長（安倍敏彦君） 再開いたします。

引き続き補正予算を続けていきたいと思います。仁田議員、残り3問。

○13番（仁田秀和君） 残り2点でお願いします。

議案書57ページの2款1項14目24節公共施設管理基金積立金へ追加8,041万4,000円ということでございます。この積立てについてですが、今回約8,000万円ということでございます。この金額の妥当性について算出根拠を伺います。

○議長（安倍敏彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） こちらにつきましては、議員御承知のとおり公共施設が老朽化していることで、今後、改修等が懸念されるものですから、そのために今年度の交付税の額の再算定や町税等で増収になった部分を追加するものでございます。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 至るところで雨漏りであったり、今回も雨漏りの補正が上がっていましたが、クラックであったりそういったところが目立っております。保全計画を立てられて、管理の白書もあるということで理解しておりますけれども、こういう管理をするのであれば当初予算で交付税措置があったからとかではなくて、当初予算でこのことの整合性についてしっかりと考えていく必要もあると思いますけれども、その点について、整合性と併せて伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） もちろん当初予算で計画したところではございましたが、今回につきましては、交付税の再算定があり追加交付があったということで御理解をいただければと思います。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 保全計画というものは、何年度にこの部分を改修していくとかというのが白書の中でも示されていると私としては理解しているんですけど、そこで交付税措置があったから部分的に入れていくというのであれば、この白書の意味合いというものはどうなってくるのか。当然そこは交付金との兼ね合いもあって立てるべき計画だと思うんですけど、そこでもう計画に沿っていけない、どんどん繰越しになっていく、こういう改修事業が増えていくというのでは、しっかりとした公共施設が管理できないと思うんですけど、維持管理について改めて伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） 改修計画等につきましては、年度間の調整を見ながら、あと

は財源を見ながら実施計画を策定しているところでございます。今後も改修計画等も含めまして関係課と調整を図っていきたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） もう一度。

○13番（仁田秀和君） よろしいですか。すみません。要は、もうしっかりとした改修計画というものは立てられていますよねということです。それで、交付税対応があったからこの部分は改修できますとか積立てができますとかいう措置で十分に安全な管理ができていますのかということです。安全性に問題がないのであれば、こういった雨漏りであったりとか、この後、質問しますけれども、そういったことにも陥らないのかと思いますけれども、そういった維持管理について再度伺います。

○議長（安倍敏彦君） 副町長。

○副町長（平山良一君） それでは、私から回答申し上げたいと思いますけれども、改修計画については、議員おっしゃるとおりに施設によって個々に持っているものがございます。それに対して財源計画というのはどうなっているかということの質問だろうと私は思いますので、十分に財源計画が間に合っているという計画は立てておりません。ただ、何年か後にはこのくらいの財源が必要になるだろうということで、大体、物によって10億円だったり、あるいは15億円だったりという積立目標を立てておりますので、それを下らないようにということで、毎年度、例えば交付税が若干多くなったりした場合には、今すぐに改修すべきところがないのであれば積み立てておこうかという、今回もそういった形で積み立てるということになっております。確かに議員おっしゃるように、当初予算から積立目標に向けて予算を計上しておけばいいんですけれども、その裏づけとなる財源についてははっきりしない部分がありますので、それは補正とかで対応したいと思いますので御理解をいただきたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 3問目、いいですか。

○13番（仁田秀和君） 安全に、適正に管理されているということで理解しました。

それでは、次です。

83ページの10款4項5目10節需用費、施設修繕料、雨漏りがある箇所ということでございました。こちらの具体的な雨漏り箇所というものはどこなのか、伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） お答えします。

こちらは歴史資料館の屋根、北側になります。本年度も、通常の雨では漏れないんですけれども風向き等々で入り込むような雨漏りをして、資料館の北側の屋根の雨漏り、漏水です。そ

の部分と、今回、縦側のといが壊れているということでその分の修繕になります。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） この資料館は、町の文化遺産であつたりとか貴重なものが保管されている場所でございますので、そうした施設の維持管理は適切に行っているということで理解してよろしいのか。そういった文化財に関しては、影響はないものというところで理解していいのか。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） 歴史資料館は、やはり年数的にはかなり年数が越しているんですけれども、維持管理につきましては、そういった不具合が生じた場合、できる限り早急に修繕を行っているところでございます。文化財に関しましては、その部分に関しては、当然職員も気をつけていますので特に影響はないというところで御理解いただきたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） それでは篤議員、残りの1問。

○2番（鈴木 篤君） では、残り1問、質問させていただきます。

議案書37ページ、先ほど直美議員も御質問されていたところではあるんですが、中学校教師用教科書及び指導書購入という部分なんですけれども、先ほど課長の御答弁で、デジタルの部分という御答弁があつたかと思います。このデジタルの部分というのは、具体的には何を購入されるのか、お伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

具体的には英語で考えております。

以上でございます。（「議長、すみません。もう少しマイクを近づけて話していただけませんか」の声あり）

○議長（安倍敏彦君） じゃあもう一度、マイクを近づけてお願いします。

○教育総務課長（稲妻和久君） 英語のデジタル版を想定しております。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 篤議員。

○2番（鈴木 篤君） もう少し具体的にお答えいただけるとイメージしやすいんですが、英語のデジタルと言われても何を指しているのかが、すみません、理解できなかったです。

○議長（安倍敏彦君） 須藤教育長。

○教育長（須藤 清君） これは、今、各教科書会社が競って開発をしているデジタル教科書で

す。想定は教科書を思い浮かべてください。その中にQRコードとか、あるいはバーとかが埋め込まれておりまして、それとタブレットをつなげることによって、例えば英語のあるページでプリマスの町の文章があったとします。そうすると、そのQRコードにタブレットをつなげることによってプリマス町の様々な史跡が見えると、そこにあと英語の解説がつく、そういう使い方ができる教科書をデジタル教科書とっております。そのことを本町でも英語科においては配備したということでございます。

○議長（安倍敏彦君） 篤議員。

○2番（鈴木 篤君） そうすると、七ヶ浜だと、たしか東京書籍なのでNEW HORIZON以前の教科書かと思うんですが、あそこの会社が出されているものだと認識しました。そこで、教育長の御答弁とかでも、今までデジタル教科書みたいところは慎重に導入を考えるべきだという御答弁だったかと認識しております。ということは、今回購入されるものについては、効果が非常に高いものという認識の下、御購入されたのか、お伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 須藤教育長。

○教育長（須藤 清君） 英語科のデジタル教科書については、宮城県教育委員会で実証的に使ってみるという形で今やっています。ですので、今使っている子供たちが今後どのような結果を出していくかということについては未知数です。それから、現在、文部科学省では、デジタル教科書を2030年から全ての教科書として認定していく方向で議論がなされていますが、これを一般財源で賄おうという案が今出ておりまして、恐らくこれは、そのとおりにはいかない。つまり教科書無償化ですよ。デジタル教科書も無償化でやるということではなくて、買える自治体はデジタル教科書を買って使うという、これは本当に愚策を今つくって議論されているところです。

○議長（安倍敏彦君） 篤議員、もう一回やっていいですよ。

○2番（鈴木 篤君） そうしますと、2030年度からの部分も踏まえて少しずつ前向きといいですか、本町の教育にもそういうのを徐々に取り入れる方向で今後進めていかれるという認識でよろしいでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 須藤教育長。

○教育長（須藤 清君） 現時点では後ろ向きでございます。

○議長（安倍敏彦君） では、直美議員、残り6問のうち3問。

○7番（佐藤直美君） まず1問目は、63ページの2款6項8目10節消耗品費の防災対策室の部分の災害用備蓄食料等購入代を減額、110万円となっておりますけれども、これは、差金なの

かと思うんですけれども、減額の理由を御説明願います。

○議長（安倍敏彦君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 直美議員がおっしゃったとおりで入札差金でございます。

○議長（安倍敏彦君） 直美議員。

○7番（佐藤直美君） こちらはどのようなものを購入しての入札差金だったのか。以前、例えば生理用ナプキンだったりとかいろんなものを、女性の意見も聞いていくという上での動きだったのかどうなのか。内容を私も把握しておりませんので、今年度購入して、女性の意見を聞き入れてのものを買っただけの差金だったのかということを御説明願います。

○議長（安倍敏彦君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 今年度購入したのはアルファ米と水、あと全身を拭く濡れティッシュでございます。あと粉ミルクと缶ミルクになってございます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 直美議員。

○7番（佐藤直美君） そうしますと令和6年度は、以前、そういった言葉をいただいていたけれども、女性に意見を聞いての例えば生理用品だったりとか、あと尿漏れパッドだったりとか、そういったいろいろあると思うんですけれども、そういったものは購入していないという認識でよろしいでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 令和6年度に関しましては、予算で計上したとおりの購入でございます。その時点では、女性の意見というのは反映されておりましたので御理解いただきたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 直美議員。

○7番（佐藤直美君） そうしますと、これは令和6年度ですけれども、今後はそういった、ごめんなさい、3回聞いていました。申し訳ございません。1問目、聞かなければよかったですね。

次に移ります。

では、76ページの8款2項2目12節委託料、道路維持各種委託料を減額、543万2,000円とありますが、私、聞き漏れだったのか、ここを御説明いただいていたかもしれないんですけれども、減額理由をお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（鈴木英明君）　こちらは町道敷の除草委託料の入札差金であります。

○議長（安倍敏彦君）　佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君）　そうしますと、これは、毎年聞いていることではあるんですが、各地区どこに行っても町道の除草というところです。2回じゃなくて3回してくれればいいのにといいことがあったんですが、そうしますと、この金額というので、これは町全体に例えば2回の除草の契約での減額だとは思いますが、この分があればどれぐらいできるのかというのは、断言はできないと思うんですけども、そういった考えで町の考えをお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君）　建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（鈴木英明君）　こちらは、そのときの入札の金額にもよると思いますので一概にどれぐらいできるということは、この場では言えないと考えております。それと2回、春と秋に除草させていただいておるんですけども、あくまでも幹線道路をメインにさせてもらっておりまして、3回ということは今のところ考えておりません。

○議長（安倍敏彦君）　直美議員。

○7番（佐藤直美君）　しかしながら、我々とかあと町民の方々が、こういったところが問題ですとなると、職員の皆様が作業しなきゃいけないというところもあるかと思うので、それが毎年繰り返されると、限られた職員の中でやらなきゃいけないというのはかなりの負担になるのかというところも見受けられますので、そういったところも考慮してなのかどうなのかは分からないんですが、課としてこれは適正だと思っているのかどうなのか、御説明願います。

○議長（安倍敏彦君）　建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（鈴木英明君）　どうしても地区の要望等もありますけれども、それは皆様が住む環境の維持ということもありますので、皆さんに協力してもらっている部分があります。それと、どうしても車とかで支障になる部分はすぐ危ないということもありまして、町職員で部分的に刈っているところもあります。

○議長（安倍敏彦君）　直美議員。

○7番（佐藤直美君）　それでは、78ページに移ります。8款4項2目12節委託料、こちら公園管理各種委託料を減額、559万5,000円となっておりますけれども、こちら減額理由は契約差金かとは思いますが、ながすか多目的広場と併せて施設管理委託料に関して説明を求めます。

○議長（安倍敏彦君）　建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（鈴木英明君）　こちら復興で整備した公園だったり以前からある公園、そちらの入札差金の部分となっております。それとながすか多目的広場の芝とか周囲の

除草等、その部分の入札差金となっております。

○議長（安倍敏彦君） 直美議員。

○7番（佐藤直美君） この金額的に633万9,000円というのは2つ合わせてなんですけれども、入札差金というのは、これは通常なのか。当初予算を立てたときは、恐らく補正にならないように組まれているとは思いますが、いろいろ見るとこういった大きな金額が入札差金として結構表れているので、課としてそれが適正だったのかどうかというところをお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（鈴木英明君） こちらは県の積算の部分、そちらで積算しております。なので適正と考えております。（「以上です」の声あり）

○議長（安倍敏彦君） それでは、歌川議員、残り4問のうち3問。（「もうまとめたほうがいいんでねえすか」の声あり）駄目。

○12番（歌川 渡君） 3問ですね。若干1点、差し替えて質問させていただきます。

歳出で57ページ、前者の質問の中で理解できなかった部分があったので予定外の質問とさせていただきます。2款1項14目公共施設管理基金に対する当局の答弁ですけれども、地方交付税で措置されたような発言と私として捉えたんですけれども、私はなかなか財政を理解できないんですけれども、歳入歳出の剰余金が生まれた結果として基金に振り入れたわけではない、交付税の措置の中で公共施設管理に対して交付税措置がされたということで理解して、そのような解釈でいいのかどうか。

○議長（安倍敏彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） 交付税の追加交付等もあり譲与金が出たために積み立てたものでございます。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） じゃあ次に移ります。だから交付税って最初から基金に来るわけねえからさ。

歳出の項で引き続き、説明を聞き漏らしたのかもしれませんが、87ページの8款4項2目公園管理費14節公園内遊具補修工事等の減額について説明を求めたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（鈴木英明君） こちらは公園工事が4件ほどありまして、汐見台地区の街灯のLED化工事、それと児童遊園内の遊具の工事です。あとは君ヶ岡公園の施設の整備工事、それと君ヶ岡の環境保全工事としましてフェンス、そういった工事の入札差金となっ

ております。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 結果的に当初予定した、または、さらに補修しなきゃいけない箇所があったことも含めて事業的には100%やったんだと、その上での差金ということで理解していいのか、説明を求めたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（鈴木英明君） 当初で予定したとおりの工事を行っております。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 次に移ります。

これについても事務的な説明を求めたいと思います。83ページ、10款4項5目歴史資料館運営費17節備品購入費ということで14万9,000円ほど計上されております。説明では、プリンターの購入ということでの説明がありました。プリンターだけなのか、その他もあるのかどうか、説明を求めたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） こちらはA3版が印刷できるインクジェットプリンターのみです。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） それは1台ということで理解していいのか。そして14万円だから白黒なのかカラーなのか、性能的にどういうものなのか、詳しく。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） まず、A3版でカラーの印刷でございます。台数は1台。資料館の事業のポスター系は業者に委託する部分もあるんですが、ほとんど自前で印刷をかけて配布しておりますので、そのためのプリンターになります。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 今の説明ですと、自前でポスターなどをつくっていたんだということの説明がありました。そうするとこのプリンターというのは買換え更新ということで理解していいのかどうか、最後になります。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） そのとおりでございます。（「了解」の声あり）

○議長（安倍敏彦君） それでは、直美議員、残り3問お願いします。

○7番（佐藤直美君） 1問になりました。84ページになります。10款5項2目10節需用費の野外活動センター遊具修繕料17万2,000円に関して、どの遊具を修繕するのか説明を求めます。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） 回答いたします。

こちらは、きずな公園にあります子供の遊具の名前でいくとルッキンロッキンという遊具なんですけど、小さいシーソーみたいなばねで動く遊具なんですけれども、そちらのストッパーのゴムが劣化しまして、こちらの調査の結果、改修が必要だということで、今回、予算計上させていただきました。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 直美議員。

○7番（佐藤直美君） そうしますとストッパーのゴム、ちっちゃい子供たちが乗る遊具だというのは私も覚えていますが、これは、子供たちが乗って危険ではなかったんですか。しばらく使えないようにして置いたのか、それともそのまま使ってもらっていたのか。ちっちゃい子供が乗るものなので、結構そのままにしていると危険だという印象があります。どのような処置を取られていたのかお聞きします。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） 今現在は、使えることは使えるんですけども、弾み方がちょっと物足りないとかそういった部分なので危険な部分には達していないんですけども、今後、そういった部分が破損した場合、危険に行ってしまうので今回改修と、修繕という形になります。（「以上です」の声あり）

○議長（安倍敏彦君） それでは、歌川議員、残り1問。

○12番（歌川 渡君） 皆さん、いっぱい質問するとまだまだ出てくるんですけども、仕方ない、残り1点。戻って79ページ、歳出で質問させていただきます。9款1項4目防災費18節負担金補助及び交付金の中の特に危険ブロック塀除去等費用補助金の減額について説明を求めたいと思います。この減額の理由は想像されるんですけども、この時点での当局が危険場所としている、あとは改修しなきゃいけない残りの箇所の数だけ取りあえず。

○議長（安倍敏彦君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 現時点での数字ですけども、今、調査しているところもございますので後ほどお示しできればと思います。

以上でございます。（「ぜひ個人的に」の声あり）

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第24号 令和6年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第5号)

○議長（安倍敏彦君） 日程第15、議案第24号令和6年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

当局より説明願います。町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） それでは、議案第24号令和6年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）について説明いたします。

議案書は86ページをお開き願います。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ351万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ24億5,403万9,000円に定めようとするものであります。

では、初めに、歳入の主なものについて御説明いたします。

議案書の91ページをお開きください。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税542万円の減額は、決算見込みによる補正であります。

5款1項1目一般会計繰入金122万3,000円は、国・県の基盤安定負担金の額の確定と事業費がほぼ固まったことにより整理するものであります。

次の92ページを御覧ください。

5款2項1目財政調整基金繰入金222万2,000円の減額は、このたびの補正予算の財源調整によるものです。

7款1項1目一般被保険者延滞金100万円は、決算見込みにより追加するものであります。

次の93ページをお開きください。

7款3項1目一般被保険者第三者納付金54万3,000円と2目一般被保険者返納金94万6,000円は、それぞれ第三者行為に係る求償と保険資格変更後の受診に伴う返納金の見込額がほぼ固まったことによる補正であります。

8款1項1目社会保障税番号制度システム整備費補助金41万円は、被保険者証の廃止に伴うシステム整備費補助金において、当初、補助対象とされていなかった加入者情報のお知らせに係る郵送代が補助対象となったことから追加するものであります。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

議案書は次の94ページを御覧ください。

1款2項1目賦課徴収費11万円は、システム改修委託料の額の確定に伴い減額するものであります。

3款2項1目一般被保険者後期高齢者支援金分、それから3項1目介護納付金分は、歳入において国保税を減額したことに伴い、充当財源を組み替えるものであります。

4款1項1目特定健康診査費250万3,000円の減額は、特定健診委託料等の事業費がほぼ確定したことによる補正であります。

次の95ページをお開きください。

4款2項1目保健衛生普及費94万9,000円の減額は、各種検診等補助金の額がほぼ確定したことによる補正であります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第25号 令和6年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（安倍敏彦君） 日程第16、議案第25号令和6年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） それでは、議案第25号令和6年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

議案書の96ページをお開き願います。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ464万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,571万2,000円に定めようとするものであります。

初めに、歳入について御説明いたします。

議案書101ページをお開きください。

1款1項1目公園墓地使用料464万円の減額は、決算見込みによる補正であります。

2款1項1目利子及び配当金2万6,000円は、基金の利息が確定する見込みとなったことから補正するものであります。

3款2項1目公園墓地管理基金繰入金2万6,000円は、基金利息の増額に伴い、基金からの繰入金を減額するものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

議案書は次のページになります。

1款1項2目公園墓地管理基金費80万円の減額は、歳入で公園墓地使用料を減額することに伴い、基金への積立金を減額するものであります。

2款1項1目一般会計繰入金384万円の減額は、同様に歳入の公園墓地使用料を減額することに伴い、一般会計への繰り出し額を減額するものであります。

以上で御説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 17 議案第 26 号 令和 6 年度七ヶ浜町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）

○議長（安倍敏彦君） 日程第17、議案第26号令和 6 年度七ヶ浜町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） それでは、議案第26号令和 6 年度七ヶ浜町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について御説明いたします。

議案書の103ページを御覧ください。

今回の補正は、保険事業勘定予算について、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,261万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億1,061万2,000円に定めようとするものです。

主な補正理由としましては、施設介護サービス給付費並びに特定入所者介護サービス等費は利用減、居宅介護サービス等給付費並びに地域密着型介護サービス給付費については利用増が見込まれることから、それに関連する歳出予算の調整などになります。

議案書の108ページをお開きください。

主な歳入予算の補正内容について御説明いたします。

3 款 1 項 1 目介護給付費負担金99万3,000円の減額は、国庫負担金の減額になります。

3 款 2 項 1 目調整交付金985万6,000円の増額は、普通調整交付金が981万3,000円、特別調整交付金は4万3,000円の増になります。

2 目地域支援事業交付金143万8,000円の減額は、介護予防・日常生活支援総合事業の減額になります。

6 目災害臨時特例補助金1万円の追加は、東日本大震災原発避難者現年分への追加になります。

4 款 1 項 1 目介護給付費交付金311万9,000円の減額は、介護給付費交付金現年度分の減額になります。

議案書の109ページを御覧ください。

5款1項1目介護給付費負担金211万1,000円の減額は、介護給付費負担金現年度分の減額になります。

5款3項1目地域支援事業交付金61万7,000円の減額は、介護予防・日常生活支援総合事業の減額になります。

7款1項1目介護給付費繰入金119万3,000円、2目地域支援事業交付金繰入金61万7,000円、7款2項1目財政調整基金繰入金1,531万2,000円の減額は、一般会計繰入金の予算の調整になります。

議案書の110ページをお開きください。

9款3項3目雑入402万7,000円は、令和5年度介護認定審査会負担金の返還金並びに消費税額過払い分返還金の返還が確定されたことによるものなどになります。

議案書の111ページを御覧ください。

主な歳出予算の補正内容について御説明いたします。

2款1項1目居宅介護サービス等給付費1,700万円は、給付費負担金の増額になります。

2目地域密着型介護サービス給付費850万円の増額は、地域密着型通所介護などの給付費負担金の増額になります。

3目施設介護サービス給付費2,500万円の減額は、介護老人福祉施設などへの給付費負担金の減額になります。

議案書の112ページをお開きください。

2款6項1目特定入所者介護サービス等費750万円の減額は、給付費負担金の減額になります。

議案書の113ページを御覧ください。

5款2項1目一般会計繰出金166万8,000円は、一般会計繰出金への追加になります。

以上、議案第26号の説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は

原案のとおり可決されました。

日程第 18 議案第 27 号 令和 6 年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第 2 号)

○議長（安倍敏彦君） 日程第18、議案第27号令和 6 年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） 議案第27号令和 6 年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について説明いたします。

議案書115ページをお開きください。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ907万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2 億6,245万円に定めようとするものであります。

初めに、歳入について説明いたします。

議案書120ページをお開きください。

1 款 1 項 1 目特別徴収保険料1,266万7,000円の減額及び 2 目普通徴収保険料196万3,000円の追加は、いずれも決算見込みによる補正であります。

3 款 1 項 2 目保険基盤安定繰入金163万3,000円は、国・県の基盤安定負担金の額が確定したことにより追加するものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

議案書は次の121ページになります。

2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金907万1,000円の減額は、歳入において保険料及び基盤安定繰入金を整理することに伴い、広域連合への負担金を補正するものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第28号 令和6年度七ヶ浜町下水道事業会計補正予算（第5号）

○議長（安倍敏彦君） 日程第19、議案第28号令和6年度七ヶ浜町下水道事業会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（後藤謙一君） 議案第28号令和6年度七ヶ浜町下水道事業会計補正予算（第5号）について説明いたします。

議案書122ページを御覧ください。

第2条は、収益的収入について1款事業収益の既決予定額に2,109万9,000円を追加し、5億8,034万1,000円に定めるものでございます。

第3条は、他会計からの補助金が追加されることに伴う文言の整理でございます。

次に、補正予算の内容について説明いたします。

124ページを御覧ください。

収益的収入の1款1項2目他会計負担金1,675万7,000円の追加については、一般会計から受ける雨水処理負担金の追加で未整理分の調整によるものでございます。

2項1目他会計補助金434万2,000円の追加については、一般会計から受ける補助金の追加で、同様に未整理分の調整によるものでございます。

以上、議案第28号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第29号 令和7年度七ヶ浜町一般会計予算

日程第21 議案第30号 令和7年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計予算

日程第22 議案第31号 令和7年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計予算

日程第23 議案第32号 令和7年度七ヶ浜町介護保険特別会計予算

日程第24 議案第33号 令和7年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計予算

日程第25 議案第34号 令和7年度七ヶ浜町水道事業会計予算

日程第26 議案第35号 令和7年度七ヶ浜町下水道事業会計予算

○議長（安倍敏彦君） この際、日程第20、議案第29号から日程第26、議案35号までは、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

初めに、議案第29号令和7年度七ヶ浜町一般会計予算について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） 議案第29号令和7年度七ヶ浜町一般会計予算について説明いたします。

令和7年度各種会計予算書の1ページをお開き願います。

令和7年度の七ヶ浜町一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ79億9,900万円と定めております。

なお、詳細につきましては、後日開催予定の予算審査特別委員会において担当課長等より説明がありますので、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 次に、議案第30号令和7年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計予算について説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） では、議案第30号令和7年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計予算について御説明いたします。

予算書の183ページをお開きください。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額は20億6,500万円であります。

なお、詳細につきましては、後日開催されます予算審査特別委員会で御説明申し上げます。

○議長（安倍敏彦君） 次に、議案第31号令和7年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計予算について説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） 議案第31号令和7年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計予算について御説明いたします。

予算書は211ページになります。

歳入歳出予算の総額は1,846万4,000円であります。

なお、詳細につきましては、後日開催されます予算審査特別委員会で御説明申し上げます。

○議長（安倍敏彦君） 次に、議案第32号令和7年度七ヶ浜町介護保険特別会計予算について説明を求めます。長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） 議案第32号令和7年度七ヶ浜町介護保険特別会計予算について御説明いたします。

予算書の223ページを御覧ください。

令和7年度の七ヶ浜町介護保険特別会計予算については、保険事業勘定の総額を歳入歳出それぞれ19億7,800万円、サービス事業勘定の総額を歳入歳出それぞれ688万8,000円と定めるものです。

なお、詳細につきましては、後日開催されます予算審査特別委員会で御説明いたします。

○議長（安倍敏彦君） 次に、議案第33号令和7年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計予算について説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） 議案第33号令和7年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計予算について御説明いたします。

議案書は263ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額は2億7,368万9,000円であります。

なお、詳細につきましては、後日開催されます予算審査特別委員会で御説明申し上げます。

○議長（安倍敏彦君） 次に、議案第34号令和7年度七ヶ浜町水道事業会計予算について説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（後藤謙一君） 議案第34号令和7年度七ヶ浜町水道事業会計予算について説明いたします。

予算書275ページを御覧ください。

第3条は、収益的収入及び支出について事業収益予定額を4億9,231万円に、次ページの事業費用予定額を4億5,463万5,000円に定めるものでございます。

第4条は、資本的収入及び支出について資本的収入予定額を33万円に、資本的支出予定額を1億879万7,000円に定めるものでございます。

なお、詳細につきましては、後日開催予定の予算審査特別委員会において説明いたします。

○議長（安倍敏彦君） 次に、議案第35号令和7年度七ヶ浜町下水道事業会計予算について説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（後藤謙一君） 議案第35号令和7年度七ヶ浜町下水道事業会計予算について説明いたします。

予算書309ページを御覧ください。

第3条は、収益的収入及び支出について事業収益予定額を5億7,408万7,000円に、次ページの事業費用予定額を5億6,599万8,000円に定めるものでございます。

第4条は、資本的収入及び支出について資本的収入予定額を3億2,945万6,000円に、資本的支出予定額を4億6,787万7,000円に定めるものでございます。

なお、詳細につきましては、後日開催予定の予算審査特別委員会において説明いたします。

○議長（安倍敏彦君） お諮りいたします。議案第29号から議案第35号までは、町長より提案理由の説明と担当課長より概要説明を受けましたが、審査の慎重を期すために、議長を除く全員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、議長を除く全員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、審査を付託することに決しました。

○議長（安倍敏彦君） お諮りいたします。3月6日から3月16日までは予算審査等のため休会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、3月6日から3月16日までを休会とすることに決しました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ延会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声ありますので、異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

3月17日、予算審査特別委員会全体会終了後に再開したいと思います。

皆様、御苦労さまでした。

午後3時20分 延会

この会議録は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

令和7年3月5日

七ヶ浜町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和 7 年 3 月 17 日（月曜日）

七ヶ浜町議会定例会 3 月会議会議録
（第 4 日目）

令和7年七ヶ浜町議会定例会3月会議会議録第4号

令和7年3月17日（月曜日）

出席議員（13名）

1番	鈴木洋市君	2番	鈴木篤君
3番	佐藤信輝君	5番	鈴木博君
6番	鈴木恵子君	7番	佐藤直美君
8番	熊谷明美君	9番	佐藤壮一君
10番	遠藤喜二君	11番	岡崎正憲君
12番	歌川渡君	13番	仁田秀和君
14番	安倍敏彦君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	寺澤薫君
副町長	平山良一君
総務課長兼デジタル推進室長	藤井孝典君
防災対策室長	石井直紀君
企画財政課長	青木ゆかり君
税務課長	遠藤衛君
町民生活課長	宮下尚久君
まちづくり振興課長	鈴木昭史君
建設課長兼復興推進室長	鈴木英明君
国際村事務局長	我妻幸弘君
子ども未来課長	菅井明子君
健康福祉課長	関本英児君

長 寿 社 会 課 長	沼 倉 隆 弘 君
会 計 管 理 者	鈴 木 正 実 君
上 下 水 道 事 業 所 長	後 藤 謙 一 君
教 育 総 務 課 長	稲 妻 和 久 君
生 涯 学 習 課 長	遠 藤 弘 次 君

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	佐々木 祐 一 君
同 書 記	鈴 木 一 叶 君

議事日程 第4号

令和7年3月17日（月曜日） 午後1時35分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第29号 令和7年度七ヶ浜町一般会計予算
- 日程第 3 議案第30号 令和7年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 4 議案第31号 令和7年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計予算
- 日程第 5 議案第32号 令和7年度七ヶ浜町介護保険特別会計予算
- 日程第 6 議案第33号 令和7年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 7 議案第34号 令和7年度七ヶ浜町水道事業会計予算
- 日程第 8 議案第35号 令和7年度七ヶ浜町下水道事業会計予算
- 日程第 9 議案第36号 工事請負契約の締結について「令和6年度七ヶ浜縦断線舗装工事（その2）」
- 日程第10 議案第37号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 日程第11 議案第38号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 日程第12 議案第39号 令和6年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第13 議員提出議案 七ヶ浜町議会会議規則の一部を改正する規則について
第 3 号
- 日程第14 議員提出議案 七ヶ浜町議会委員会条例の一部を改正する条例について
第 4 号
- 日程第15 議員提出議案 七ヶ浜町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する

第 5 号 条例について

日程第 16 総務産業常任委員会の所管事務の調査報告について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第 29 号 令和 7 年度七ヶ浜町一般会計予算
- 日程第 3 議案第 30 号 令和 7 年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 4 議案第 31 号 令和 7 年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計予算
- 日程第 5 議案第 32 号 令和 7 年度七ヶ浜町介護保険特別会計予算
- 日程第 6 議案第 33 号 令和 7 年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 7 議案第 34 号 令和 7 年度七ヶ浜町水道事業会計予算
- 日程第 8 議案第 35 号 令和 7 年度七ヶ浜町下水道事業会計予算
- 日程第 9 議案第 36 号 工事請負契約の締結について「令和 6 年度七ヶ浜縦断線舗装工事（その 2）」
- 日程第 10 議案第 37 号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 日程第 11 議案第 38 号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 日程第 12 議案第 39 号 令和 6 年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第 8 号）
- 日程第 13 議員提出議案 七ヶ浜町議会会議規則の一部を改正する規則について
第 3 号
- 日程第 14 議員提出議案 七ヶ浜町議会委員会条例の一部を改正する条例について
第 4 号
- 日程第 15 議員提出議案 七ヶ浜町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する
第 5 号 条例について
- 日程第 16 総務産業常任委員会の所管事務の調査報告について

午後 1 時 3 5 分 開会

○議長（安倍敏彦君） これより令和 7 年七ヶ浜町議会定例会 3 月会議を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であります。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（安倍敏彦君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、13番仁田秀和議員、1 番鈴木洋市議員を指名いたします。

日程第 2 議案第 2 9 号 令和 7 年度七ヶ浜町一般会計予算

日程第 3 議案第 3 0 号 令和 7 年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計予算

日程第 4 議案第 3 1 号 令和 7 年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計予算

日程第 5 議案第 3 2 号 令和 7 年度七ヶ浜町介護保険特別会計予算

日程第 6 議案第 3 3 号 令和 7 年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計予算

日程第 7 議案第 3 4 号 令和 7 年度七ヶ浜町水道事業会計予算

日程第 8 議案第 3 5 号 令和 7 年度七ヶ浜町下水道事業会計予算

○議長（安倍敏彦君） この際、日程第 2、議案第29号令和 7 年度七ヶ浜町一般会計予算から日程第 8、議案第35号令和 7 年度七ヶ浜町下水道事業会計予算までを一括議題といたします。

ここで、予算審査の結果を予算審査特別委員会委員長佐藤直美議員へ一括して報告させるよう求めます。佐藤直美議員、御登壇願います。

〔予算審査特別委員会委員長 佐藤直美君 登壇〕

○予算審査特別委員会委員長（佐藤直美君） それでは、私から予算審査特別委員会の審査結果を報告いたします。

本委員会は、令和 7 年 3 月 5 日の七ヶ浜町議会定例会 3 月会議において、議長を除く全員で構成する予算審査特別委員会として設置され、令和 7 年度の各種会計予算審査につきまして付託されたものです。3 月 5 日、6 日、7 日、10 日、11 日、12 日、13 日、本日の 8 日間、各課長等の出席を求め慎重に審査した結果、賛成多数により一括して可決すべきものと決しました。

以上、報告申し上げます。

○議長（安倍敏彦君） ただいま予算審査特別委員会の委員長より各種会計予算審査の結果報告がありました。質疑を省略し、案件ごとに討論、採決を行います。

初めに、議案第29号令和7年度七ヶ浜町一般会計予算について討論を行います。

初めに、反対討論ありませんか。歌川 渡議員。

○12番（歌川 渡君） 12番、日本共産党の歌川 渡です。

議案第29号令和7年度七ヶ浜町一般会計予算について、反対の立場で討論いたします。

石破 茂自民公明政権の初めての当初予算となる2025年、令和7年度の予算案が昨年12月27日に閣議決定され、年度内に可決される予定であります。予算案の特徴を見ますと、相変わらずの防衛費拡大、大企業優遇の放漫財政で、国民の暮らしに対しては緊縮財政となっている内容であります。その一部を述べますと、防衛費は前年度比9.5%増の108兆7,000億円、一方、社会保障費は、物価高騰上昇率が2.8%にもかかわらず僅か1.5%の増の約38兆2,000億円で、物価に追いつかない予算の状況であります。今も物価高騰が続いている中でありますが、原油価格・物価高騰対策予備費は、今年については計上ゼロ円、土木への助成金となっている社会資本総合整備事業費も、令和6年度で2,235億円も前年度比で削減され、令和7年度においてもその倍近くの約427億円が削減されております。また、基礎年金受給者の生活も大変な状況であります。厚生年金に対するマクロ経済スライド減額が終了しようとする中で、基礎年金受給者はあと33年も減額が続き、現在、月額6万8,000円の年金が実質4万6,000円程度に減額される仕組みが続こうとしているものであります。社会保障の削減では、国民患者会の批判を受け、高額療養費問題の上程が見送りされました。しかし、国保税の負担増や介護事業の崩壊など、私たちの命と暮らしを脅かしている事業に対する無策な施策が国の予算案を見ると顕著に表れているものであります。

地方自治の役割は、国の施策に追従するのではなく、国民の命と暮らしを守る防波堤の役割を果たすことが求められているのではないのでしょうか。私たちが求めているのは、地元の中小企業や非正規職員などへの賃上げの支援、介護障害者福祉、子育て支援などの拡充で誰もが安心して暮らせる社会にすることです。令和7年度、本町においても6つの施策軸の下、心通う健康のまちづくりを推進していくとしております。町民の思いがかなうまちづくりを求めているのであります。今年度事業においても一部改善、評価できるものがあるものの、いまだ法律、町条例等に準拠した施策を講じられていないこと、また、町が負担すべき事業費を、利用者にその負担を強いていることでもあります。

これらのことから以下の事業の一部を取り上げ、改善及び実施を求めるものであります。

初めに、総務課と防災対策室に関する事業であります。

1 つに、会計年度任用職員の給料の引上げを求めるものであります。

町職員総数209名であります。会計年度任用職員の占める割合は約28%にもなっており、会計年度任用職員があつての行政運営が行われていると言っても過言ではありません。ところが、正職員と会計年度任用職員の給料の格差が大きいことでもあります。正規職員の平均月額給料と比較しますと、僅か45%の月額給料しか支給されておられません。引上げを求めるものであります。

2 つに、区長制度についてであります。

町が定めた区長は、地方自治法第138条4項の3によって設置されたものであります。その法律では、「執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関」として定めております。町はこの定めに逸脱したものであり、是正すべきであります。

3 つに、新年度では参議院選挙、県知事選挙が行われます。

投票への周知はもちろんでありますが、投票所を有権者の身近な場所として、汐見台ショッピングプラザワーフの空き店舗や第2分館広場に仮設投票所の設置で、選挙への関心と投票を呼びかけるものであります。

4 つに、地震に対応すべき減災対策で木造住宅耐震診断及び改修工事助成事業についてであります。

町独自の上乗せ助成を求めるとともに、2000年、平成12年度に改正された新耐震基準に合わせた木造住宅耐震診断及び改修工事助成事業を求めるものであります。

5 つに、町歴史資料館近くに薬王堂が4月から開業することに伴い、汐見台四丁目歩道からセブンイレブン七ヶ浜店に通じる県道に横断歩道設置を県公安委員会に要望することを求めるものであります。

6 つに、危険ブロック塀除去等補助金事業についてであります。

児童・生徒の通学の安全確保のため、特に改修の度合いの高い危険ブロックの早期改修を図ることが必要であります。危険ブロックと指定された箇所の所有者の大半が高齢者ではないでしょうか。年金暮らしでは、改修または撤去したくても費用の工面ができないというのが現実ではないでしょうか。災害時に所有者を加害者にさせないためにも補助金の増額を行い、早期の改修を求めるものであります。

7 つに、ながすか多目的広場への来園者やイベント開催も行われており、広場から災害時の

避難誘導路として、菰ヶ森側町駐車場に通じる2本の橋の改修を行うべきであります。

8つに、自転車用ヘルメット着用の推進のため、助成金の上限額を上げることを求めるものであります。

次に、企画財政課についてであります。

1つに、汐見台南一丁目54地内の汐見台地区駐車場管理組合との土地賃貸借契約についてであります。

新年度契約では、財産貸付収入として1台月額1,000円とし、55台の12か月として66万円の賃貸契約をしておりますが、町の財産の交換・譲渡等に関する条約・条例に準じた賃貸契約に逸脱するものになっていることから、同条例に明記されている財産の種類、目的、単位、使用料に基づいた賃貸契約に改めるべきではないでしょうか。

2つに、行政財産における本町内に設置されている自動販売機の設置使用料が、水道庁舎、本庁舎西側階段に設置されている自動販売機使用料と玄関正面階段脇に設置されている自動販売機の設置使用料が異なっているのはなぜでしょうか。統一使用料に改めるべきであります。

次に、まちづくり推進課についてであります。

逍遙のまちづくり官民連携調査費用であります。先日の議会全員協議会での説明を受け、調査地域を挙げた菰蒲田浜招又地域が、町が進めるまちの魅力を生かした関係人口の増加や、にぎわい創出事業を通じた地域活性化につなげるには、さきの仁田議員の総括質疑等々での答弁を整理しても現時点において成功するとは考えにくい状況と思われることから、事業の見直しをすべきではないでしょうか。

次に、建設課についてであります。

1つに、ながすか多目的広場のベンチに付随設置されている日よけとも言える施設に、夏場の強い日差しよけともなるよしずの設置を求めるものであります。

2つに、新年度において約20億円も積立てされている災害公営住宅維持管理基金の取崩しで、後年の被災者入居者の家賃軽減の継続の施策を講ずることを求めるものであります。

3つに、道路脇側溝の詰まりの解消についてであります。

さきの一般質問をしました境山二丁目20-16付近の側溝に土砂が詰まり機能していない状況になっていることから、土砂の収集を求めるものであります。

次に、健康福祉課についてであります。

1つに、敬老会事業についてであります。

新年度では、敬老会の名簿冊子の発行はしない、記念品は参加者のみとの説明がされました。

参加されない地区の高齢者の名簿、記念品の配付の負担が大変になっているのであれば、参加確認通知を行う際、名簿、記念品を事前に宅配するなどの対応で解消されるものではありませんか。この実施を求めるものであります。

2つに、町が行っている老人福祉・障害者福祉事業等を受給すべき対象者に対して十分制度の周知がされていないことから、福祉事業を含めた暮らし情報誌の発行を求めるものであります。

次に、町民生活課についてであります。

塵芥処理に係るごみ収集委託料の引上げを求めるものであります。1月28日に町職員の給料の引上げ改正が行われ、平均改正率は10.4%の増額となりました。塵芥処理委託料を見ますと令和6年度は6,977万1,000円で、令和7年度は資源回収箱製作委託料を除くと7,219万1,000円と、僅か3.5%増でしかありません。これらの委託料には事業者の車両の燃料、車検、修繕等の維持費が含まれており、そこから見れば人件費は僅かな金額でしかありません。委託事業所で働く労働者の人件費、事業の安定した経営を保障するためにも委託料のさらなる引上げを求めるものであります。

次に、子ども未来課についてであります。

1つに、子ども医療費助成事業についてであります。

厚生労働省は、昨年4月に子ども医療費窓口無償化の実施自治体に対する交付金減額のペナルティーを廃止しましたが、僅か2か月後の6月26日に厚生労働省保険局国民健康保険課長付で保険者協力支援制度を設け、同ペナルティーの復活をしております。本町の事業の趣旨、事業に対する制裁ではないでしょうか。国に対し同制度の廃止を求めるべきではないでしょうか。

2つに、児童遊園管理費についてであります。

町内11か所に設置されている児童厚生施設としての児童遊園の遊具等が、設置要綱に準拠した設置状況になっていないことであります。設置すべき施設、遊具は児童福祉法で義務づけられているものであり、地区の意見で左右されるものではありません。町は地区に対し法令等を説明し、理解を求める努力をすべきであります。改めて設置要綱に準拠した設置整備を求めるものであります。

2つに、小学校入学祝金支給事業であります。同対象等に対し、町独自事業として中学校入学祝金支給の創設を求めるとともに、第1子から支給事業を行うことを求めるものであります。

3つに、教育総務課にも関連するものでありますが、就学前の5歳児健診に、発達障害に関

わる項目を設けることを求めるものであります。

発達障害者支援法では、早期発見や療養を自治体の責務としていることから、家庭や学校での適切な対応につながることから求めるものであります。

次に、保育所についてであります。

1 つは、3 歳児から 5 歳児の給食費への助成事業の実施を求めるものであります。

年度当初の預入幼児数74名とありますが、そのうちの32名から給食費として172万8,000円を徴収しております。食育や子育て支援事業として、費用の軽減または無償化をすることを求めるものであります。

2 つに、総務課で求めています会計年度任用職員の給料の引上げを求めるものであります。

正職保育士の時給額を試算したところ、正規職員については時給2,204円で、会計年度任用職員の給与、フルタイム、パートタイムの受給額はともに1,484円で、720円もの格差が生じているものであります。引上げを求めるものであります。

次に、生涯学習センターに関わる事業であります。

1 つに、老人福祉センターの利用者増のための取組についてであります。

令和 5 年度の同センター利用者は2,089名で、令和元年度比で半減しており、利用者の増加を図るために施設の補修、行事の工夫を求めるものであります。

2 つに、パターゴルフなど野外活動センターを利用されている方のために、不便を生じないように小まめな除草を行うことを求めるものであります。

3 つに、令和 6 年度で第 2 スケートボード場整備工事設計委託料を計上しております。令和 7 年度に関連した事業費が計上されていないことから、今後の同施設整備計画に当たって議会への報告を随時求めるものであります。また、隣接の多賀城市でも同様の施設計画が進められていると聞いております。本町での整備計画においては、特徴ある施設になるよう求めるものであります。

次に、教育総務課についてであります。

1 つは、タブレット端末購入に対する助成についてであります。

G I G Aスクール構想を進めるためタブレット端末の活用をしているところでありますが、新年度でのタブレット端末購入費の補助率は3分の2と聞いております。ところが国立の小中学校では、補助率は10分の10、100%が補助されております。町については3分の1が負担となるものであります。国に対し全額の補助を求めるべきではないでしょうか。

2 つに、就学援助費についてであります。

新年度では、国による援助単価の引上げで卒業アルバム代等について増額がされていることから、本町においても増額給付をすることを求めるとともに、近年の物価高騰に対応した就学援助基準単価を上回る支給額を設けることを求めるものであります。

3 つに、各小中学校に学校司書の配置を求めるものであります。

学校図書館法に基づいて司書教諭が配置されていると思いますが、児童・生徒及び教師による学校図書館の一層の促進のためにも学校司書の配置を求めるものであります。

4 つに、子ども未来課でも求めております小学校入学児童に、発達障害に関わる健診項目を追加することを求めるものであります。

5 つに、小中学校普通教室の照明灯のＬＥＤ化の促進を求めるものであります。

七ヶ浜町温暖化対策実施計画で示されているように、本町の公共施設の中で、小中学校の照明灯のＬＥＤ化で削減見込み量が多いとされております。新年度において、同実行計画の促進のための施策を講じることを求めるものであります。

最後になりますが、学校給食センターについてであります。

材料費高騰補填分2,011万2,000円についてであります。しかし、このうち1,608万3,000円は国からの給付金での対応で、一般会計からの補填額は僅か373万9,000円であります。財政調整基金からの応分の取崩しを行い、物価高騰に対応する保護者の負担軽減策を設けることを求めるものであります。

以上の施策を新年度以降に実施することを求め、反対討論といたします。

○議長（安倍敏彦君） 次に、賛成討論ありませんか。熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） 8番熊谷明美でございます。

議案第29号令和7年度七ヶ浜町一般会計予算について、賛成の立場で討論いたします。

2025年の日本の社会情勢は、災害対策や感染症予防、原油価格高騰を含め物価高騰対策、DXの急激な進歩への対応など、取り組まなければならない大きな課題が山積しております。本町においても目まぐるしい社会変化を的確に捉え、少子高齢化対策や住民の安心・安全対策、子ども・子育て支援等の充実など、乳児から高齢者まで全ての町民が健康で暮らしやすいまちづくり等のための事業に力を注いでいかなければなりません。

令和7年度の一般会計の歳入歳出予算額は79億9,900万円で前年度より7億9,600万円の増、パーセンテージで11.1%増となっております。本議案に賛成する主たる理由として、まずは防災・防犯対策として災害時に避難するための誘導看板設置やカメラ付防犯灯の設置、子ども・子育て支援に関しては、産後ケアに宿泊型を導入や、放課後児童クラブの受入れ定員の拡充・

充実によって待機児童ゼロ対策を進めております。学校教育現場では、学校用タブレット端末の小中学校全生徒への貸与や小中学校体育館施設照明のLED化など充実を図っております。また、高齢者支援では、带状疱疹予防接種の助成や成年後見制度の利用促進などの予算が計上されております。また、デジタル格差解消のために書かない窓口の導入などDXの推進を図り、住民生活の利便向上に取り組んでおります。物価高騰対応重点支援策としては、上水道基本料金減免、給食食材費高騰対応で住民の家計応援の取組など住民の生活向上の行政サービスに力を入れている、このことから賛成といたします。

○議長（安倍敏彦君） これより本案を起立により採決をいたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（安倍敏彦君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号令和7年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計予算について討論を行います。

初めに、反対討論ありませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 12番、日本共産党の歌川です。

議案第30号令和7年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計予算について、反対の立場で討論いたします。

反対の一つに、昨年度に国保税が世帯平均で1万7,134円、12.8%が引き上げられました。新年度の歳入額及び歳出額が、国民健康保険税改正に伴う議会全員協議会で示された各費用額が、国保税引上げをするための過大な見積りであることが改めて確認できた今回の新年度予算案になっていることであります。

まず、歳入で見ると、基金からの繰入れが約2,672万円減額、繰越金は約1,331万円増額で、歳入総額が約1億2,634万円減額となっているものであります。歳出では、保険給付費は約4,222万円支出減額、基金積立てでは約677万円積み増しとなっております。令和4年度予算も含め令和7年度においても、国保税の引上げを行わなくても十分事業運営ができたことを証明しているものではないでしょうか。

2つに、国保税が高い原因のもう一つは、国保の県単位化によって国保加入者負担が多くなったことによるものであります。2019年度、令和元年度から国保の県単位化に伴い、国・県の法的負担が定められておりますが、守られていないのが実情であります。国民健康保険法第5章71条で示されている国の負担率は32%、調整交付金率9%で合わせて41%であります。さら

に県の負担となっている一般会計繰入金 9 %で、給付費の50%が国・県が負担する分となっているものであります。ところが令和 4 年度に続き令和 5 年度の実績を見ますと、国は28%、県が 6 %と合わせて34%しかありません。残りの66%は国保加入者の負担になっているものであります。町は、国及び県に対して法に準拠した負担額率を求めるべきではないでしょうか。新年度予算にこれらのような施策が講じられていないことから反対するものであります。

○議長（安倍敏彦君） 次に、賛成討論ありませんか。鈴木 博議員。

○5 番（鈴木 博君） 5 番鈴木 博でございます。

私は、議案第30号令和 7 年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計予算について、賛成の立場で討論いたします。

国民健康保険事業は、国民皆保険制度の根幹を担う極めて重要な医療保険制度であります。しかし、本町においても人口減少に伴う被保険者数の減少、新規加入者の所得水準の低下による収入の減少、診療報酬改定に伴う医療費の増加など、財政運営の厳しさが年々増している状況にあります。これらの課題は本町に限らず全国的な傾向であり、今後も安定的な運営が求められます。

こうした中、令和 6 年度には、一般会計からの繰入れが行われ財政の安定化が図られたことにより、住民の医療サービスの維持が可能となった点は評価できます。しかしながら、国民健康保険事業の財政状況は引き続き厳しく、将来的にも予断を許さない状況が続くと考えられることから、今後も持続可能な制度運営に向け、慎重かつ的確な対応が求められます。令和 7 年度の保健事業については、国民健康保険実施計画に基づき各種施策が展開される予定です。特定健康診査等事業においては、40歳から74歳を対象とした特定健診や特定保健指導、糖尿病性腎症の重症化予防事業の継続実施が予定されており、関係各課と連携しながら生活習慣病予防事業の推進による健康増進が図られることとなっております。今後も被保険者に寄り添った運営を基本としながら持続可能な国民健康保険事業の運営がなされることを強く望みます。

以上の理由から本特別会計予算に賛成するものであります。

○議長（安倍敏彦君） ほかに討論ありませんか。（「なし」の声あり）

討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより本案を起立により採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（安倍敏彦君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号令和7年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計予算について討論を行います。

初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）

次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）

討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号令和7年度七ヶ浜町介護保険特別会計予算について討論を行います。

初めに、反対討論ありませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 12番、日本共産党の歌川です。

議案第32号令和7年度七ヶ浜町介護保険特別会計予算について、反対の立場で討論いたします。

介護保険制度は、少子高齢化が進む中で、高齢者などの介護を家庭だけでなく社会全体で支え合う制度として2000年、平成12年度に発足いたしました。ところが、社会全体で支えるという趣旨からかけ離れた負担割合が変わってきている状況であります。発足当時の第1号被保険者の給付費に占める割合は17%で国の負担は25%でありました。現在はどうでしょうか。第1号被保険者は23%と5%も負担率が増え、国負担は居宅給付費25%、施設給付費が20%と減少した負担割合になっております。保険料改正のたび第1号被保険者の負担が増える仕組みになっているものであります。

2つに、このことが第1号被保険者の保険料の引上げにつながっていることであります。

発足第1期の基準月額額は2,740円でありました。現在の第9期での保険料は6,600円と、2.4倍に負担が増えている状況であります。

3つに、第1号被保険者の保険料に滞納未収分を加算した保険料算定になっていることであります。

滞納未収分は、第1号被保険者に上乗せ負担させるべきではありません。事業運営者である町が一般会計からの補填で補うべきではないでしょうか。このようなことから介護保険制度では、社会全体で支える制度ではなく高齢者の負担が増える仕組みになっているものであります。町は国に対し、制度の見直しと町独自の軽減策を講ずるべきではないでしょうか。新年度予算にこのような施策が講じられていないことから予算に反対するものであります。

○議長（安倍敏彦君） 次に、賛成討論ありませんか。鈴木 篤議員。

○2番（鈴木 篤君） 2番鈴木 篤でございます。

私は、議案第32号令和7年度七ヶ浜町介護保険特別会計予算について、賛成の立場で討論いたします。

本予算は、保険事業勘定で前年度比1,200万円減の19億7,800万円、サービス事業勘定で3万8,000円増の688万8,000円となっております。内容を見ますと、再開されたものを含め4つの新しい事業がございます。1つは、第10期介護保険事業計画策定の参考とするためのアンケート調査事業です。2つは、成年後見制度を含めた総合的な支援体制を構築する事業です。3つは、認知症カフェ及び認知症サポーターを育成する事業です。4つは、認知症高齢者等見守りシール活用事業です。これらの新規事業から町民目線で事業を展開しようとする意図が感じられます。さらには、2つ目と3つ目は、同僚議員が一般質問において取り扱った案件でもございました。町民はもとより町民の代表者である議員の意見も真摯に受け止める姿勢は高く評価されるべきものであり、地方行政の根幹である二元代表制を体現するものだと考えます。また、認知症高齢者等見守りシール活用事業において、デジタル技術を活用する姿勢は、時代に適しているだけでなく生産性の向上に寄与するものであり、高く評価すべきものと考えます。

以上のことから、町民の意思に沿うだけでなく持続可能な形で、健康で生きがいのある支え合うまち七ヶ浜を実現する予算内容になっていると判断し、賛成といたします。

議長（安倍敏彦君） ほかに討論ありませんか。（「なし」の声あり）

討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより本案を起立により採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（安倍敏彦君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号令和7年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。

初めに反対討論ありませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 12番、日本共産党の歌川 渡です。

議案第33号令和7年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計予算について、反対の立場で討論いたします。

後期高齢者医療制度の発足当時の目的は、高齢者の医療費の抑制をするとともに、終末期医療としての診療報酬体系を独自につくり上げた制度であります。この制度は、高齢者をはじめ

国民の大きな批判を受け、終末期医療は廃止され、現在は、家族保険から切り離され、高齢者から独自の保険料を徴収するだけの制度になっているものであります。改正ごとに高齢者の経済的負担が増えている内容になっているものであります。医療機関での窓口負担が1割から2割に引き上げられ、現在は3割負担の導入、所得制限も設けられ、高齢者の負担が増えるばかりの制度になっているものであります。

また、高齢者の保険料の改定を行うたび増えていく仕組みがさらにつくられているものであります。同制度の第100条には、平成20年度の若人と高齢者人口を基準として、2年ごとに後期高齢者の保険料の負担割合を若人人口減少率の2分の1の割合で引き上げ、その分を、支援金の負担率を下げる、そういう条文になっているものであります。高齢者の負担が増えていく仕組みの後期高齢者医療制度は廃止すべきであります。町は、長年、社会に貢献された高齢者が住み慣れた七ヶ浜町で安心して医療と福祉が受けられるために経済的負担、高齢者の命を守る制度に見直すことを国に求めるとともに、高齢者に寄り添った町独自の支援事業を講じる必要があるではないでしょうか。新年度予算にこのような施策が講じられていないことから反対するものであります。

○議長（安倍敏彦君） 次に、賛成討論ありませんか。佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） 7番佐藤直美です。

議案第33号令和7年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計予算について、賛成の立場で討論いたします。

75歳以上もしくは65歳以上で障害を持つ高齢者は、広域連合が運営する独立した後期高齢者医療制度に加入し、給付を受けております。現役世代と高齢者の分担ルールが明確化されており、保険料を納めるところとそれを使うところを都道府県ごとの広域連合の一元化により財政運営責任においても明確化されております。さらに、都道府県ごとの医療費水準に応じた保険料を高齢者全員で公平に負担するといった制度となっており、現行制度を評価するものであります。加入している市町村の役割は、保険料の徴収及び被保険者の利便性の向上に寄与する窓口業務を行うことであります。計上されました令和7年度の歳入歳出予算は、前年度比2.5%増の2億7,369万円となっておりますが、歳入に関しては被保険者の増加が見込まれること、歳出に関しては、後期高齢者医療広域連合納付金となっており、適正に予算措置が取られているものと理解いたします。そして評価いたします。また、低所得者等に対する保険料の軽減措置のために、公費負担分として保険基盤安定繰入金においても前年度比7.8%増で計上されており、低所得者等にも配慮されております。納付先の後期高齢者医療広域連合から委託されて

いる高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業では、健康診査が未受診の方に対して勧奨の通知や訪問を実施している点は評価いたします。しかし、健康診査や歯科検診の受診率がまだまだ低いという事実を真摯に受け止めていただき、健康に対する意識の向上を図るため周知啓発を行うこと、また、後期高齢者医療制度特別対策事業費補助金の申請も他市町村を参考にしながら関係各課と協力し、補助の活用を探っていくことを期待しております。そして、団塊の世代を迎え、被保険者数の増加や高齢に伴う疾病の重症化により医療費が増加していく中、制度を安定的に持続するために、現役世代と高齢者の方々がそれぞれの能力に応じ、公平に負担し合うことが重要であることから、その理解を深めるための周知徹底を今後も継続されるなど、被保険者の方々が必要な医療を安心して受けることができるよう、令和7年度においても円滑な執行に努めることを期待いたします。

また、宮城県後期高齢者医療広域連合、そして関係各課と協力し、被保険者の健康保持増進のために必要な事業を行うよう努めることを期待いたします。

最後に、物価の高騰をはじめとする後期高齢者の生活を取り巻く状況を十分に把握し、被保険者の保険料負担や市区町村の公費負担が過度のものとならないよう、国による新たな仕組みや財政措置を行うことを本町としても要望していくべきものと考えますので、引き続き県と連携し、国への要望や意見を伝えることを期待し、賛成の討論といたします。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） ほかに討論ありませんか。（「なし」の声あり）

討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより本案を起立により採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（安倍敏彦君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号令和7年度七ヶ浜町水道事業会計予算について討論を行います。

初めに、反対討論ありませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 12番、日本共産党の歌川 渡です。

議案第34号令和7年度七ヶ浜町水道事業会計について反対いたします。

1つは、新年度において国の物価高騰対応重点支援給付金事業として、3か月という期間限定ではありますが上水道基本料金減免を実施したことは、一定評価するものであります。しかし、この支援事業費3,947万7,000円の内訳を見ますと、町の持ち出しは僅か447万7,000円しか

ありません。水道事業での預貯金からの取崩しを行い、減免期間の延長を求めるものであります。

2つ目は、仙南・仙塩広域水道事業との平成22年度から令和5年度の間に3度の受水契約料金引下げ改正で支払金額約2億2,190万円が支出削減されました。広域水道に支払いがなくなったこの約2億2,190万円を使用料金として徴収している町民に返金するべき立場から、使用料金の引下げに充当することを求めるものであります。

3つに、仙南・仙塩広域水道事業との令和6年度から令和10年度までの受水契約内容であります。日々、1日平均受水量が減少しており、新年度においても前年度比よりさらに減少し、1日平均配水量が4,192トンになっているにもかかわらず日量5,300トンの契約をしたのであります。必要のない1,108トンの受水料金まで町民に負担を負わせているのであります。この過大な見積りによる負担分は、使用者の負担ではなく一般会計からの繰入れを行い、町が負担を負うべきであります。

4つは、広域水道から受水している自治体の年間総受水量は約22万3,000トンと推移しておりますが、この水量は、七ヶ宿ダム取水日量30万トンを下回る水量であります。現在、稼働はしておりませんが、白石川からの河道取水事業の計画をいまだ捨てないでいる状況にあります。この白石川からの河道取水事業の中止を行えば、町の基本料金の算定となっている最終契約日量も大幅な受水量となり、実受水量に見直しを行えば年間で約5,000万円の歳出削減になるのではないのでしょうか。

5つは、受水トン当たりの高い仙台市からの受水契約の見直しを求めるものであります。

広域水道のトン当たり予算書で見ますと約200円下回っており、それに対し、仙台市のトン当たりは約900円をも上回る料金になっています。水道法第1条の目的「清浄にして豊富低廉な水の供給を図り」に照らしても、この仙台市との契約水量を見直しすべきではないでしょうか。

6つは、現金預貯金を含めた運転資本約16億4,434万円の保有の有効活用を行うことを求めるものであります。

新年度においては、起債残高はゼロ円となっており、近年の建設改良工事費も年計画を下回る状況であることから実施を求めるものであります。

以上のことを求め、予算に反対するものであります。

○議長（安倍敏彦君） 次に、賛成討論ありませんか。佐藤信輝議員。

○3番（佐藤信輝君） 3番佐藤信輝です。

議案第34号令和7年度七ヶ浜町水道事業会計予算について、賛成の立場から討論いたします。

水道事業は私たちの生活に欠かせない基盤であり、地域の発展においても重要な役割を果たしています。

まず、上水道基本料金減免についてですが、3,947万7,000円の補助金が計上されていることは、特に経済的に厳しい状況にある家庭や事業者にとって大きな助けとなります。具体的には6,543件の個人世帯と416件の民間業者が対象となり、これにより多くの方々が水道料金の負担を軽減されることが期待されます。水道料金の減免は地域の生活水準を向上させるだけでなく、地域経済の活性化にも寄与するものと信じております。

次に、君ヶ岡配水池と遠山ポンプ場の上水道施設の更新工事についても2,600万円の予算が計上されています。この更新工事は上水道の安全性を高めるために不可欠なものであり、町民の皆様が安心して水を利用していただくための重要な施策と言えます。工事が6月から7月にかけて行われるとのことで、その際に水を利用される方々への影響がないよう配慮されている点も非常に評価すべきです。水道施設の更新は、長期的な視点で見ても町のインフラを強化するために必要な投資であると考えます。また、消火栓維持管理負担金の減額についても適切な積算に基づいており、無駄のない予算執行がなされていることが確認できました。減額された金額は、ほかの重要な施策に振り分けられることも期待されます。さらに、上下水道審議会により水道事業の透明性と公平性が確保されることは、住民の信頼を得るためにも重要です。この審議会が水道事業の管理者に対して必要な事項を審議することでよりよいサービスの提供が実現されると思われます。住民の意見を反映させる場が設けられることで、町民の皆様が水道事業に対して持つ疑問や不安を解消する手助けとなることも期待されます。

最後に、内部留保資金についての御指摘もありましたが、内部留保資金は、老朽管による水漏れやその他自然災害や事故などの緊急事態に備え、迅速に対応できるようにするための資金です。予期しない事態が発生した場合に必要な修理や復旧作業を行うための資金が確保されていることは、町民の皆様が安心して生活できる環境を守るための大切な資金と言えます。

以上の理由から、「小さなまちに大きな安心を 暮らしを支える水道」を基本理念とした水道事業会計予算に賛成いたします。

○議長（安倍敏彦君） ほかに討論ありませんか。（「なし」の声あり）

討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより本案を起立により採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（安倍敏彦君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号令和7年度七ヶ浜町下水道事業会計予算について討論を行います。

初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）

次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）

討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

午後2時50分より再開いたします。

午後2時37分 休憩

午後2時50分 再開

○議長（安倍敏彦君） 再開いたします。

ここで、追加提案されました議案第36号から39号の提案理由について、寺澤町長へ説明を求めます。寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） それでは、今回追加提案いたしました議案について説明を申し上げます。

提案いたしました議案につきましては、議案第36号から議案第39号までの4議案であります。詳細につきましては後ほど担当課長から説明申し上げますので、私からは要点のみを説明させていただきます。

初めに、議案第36号「令和6年度七ヶ浜縦断線舗装工事（その2）」の工事請負契約の締結については、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、契約を締結することについて議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第37号和解及び損害賠償の額を定めることについては、令和6年12月4日に発生した七ヶ浜縦断線の街路樹の折れた枝に車両が衝突し、当該車両の一部が損傷した事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規

定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第38号和解及び損害賠償の額を定めることについては、令和6年12月4日に発生した七ヶ浜縦断線の街路樹の折れた枝に車両が衝突し、当該車両の一部が損傷した事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第39号は、令和6年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第8号）であります。補正の額は306万9,000円の追加で、補正後の総額を歳入歳出それぞれ85億946万円とするものであります。内容としましては、七ヶ浜縦断線街路樹管理瑕疵に係る賠償金及び松ヶ浜小学校において発生した事故に係る賠償金であります。財源としましては、財政調整基金を充当しております。

以上、追加提案の理由を申し上げましたが、慎重審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

〔町長 寺澤 薫君 降壇〕

日程第9 議案第36号 工事請負契約の締結について「令和6年度七ヶ浜町縦断線舗装工事（その2）」

○議長（安倍敏彦君） 日程第9、議案第36号工事請負契約の締結について「令和6年度七ヶ浜町縦断線舗装工事（その2）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） 議案第36号工事請負契約の締結について説明いたします。

議案書125ページ、議案第36号関係資料をお開きください。

本契約は、令和6年度一般会計補正予算（第6号）で措置しておりました事業で、工事名が「令和6年度七ヶ浜縦断線舗装工事（その2）」であります。

契約の方法は、一般競争入札によるものです。

契約金額は4,562万8,000円で、うち消費税414万8,000円となっております。

契約の相手方は東北ニチレキ工事株式会社で、現在、仮契約を締結しているところです。

工期につきましては、令和7年3月31日までとなっております。

なお、参考までですが、今回の入札の申込みは4者であり、落札率は64%でありました。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 1点についてでございます。落札率について伺います。

64%ということでございますけれども、この妥当性と事業への影響について、1点のみ説明を求めます。

○議長（安倍敏彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） 今回、落札率が低かった要因としては、共通費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等において、事業者のほうで工夫がありまして安価になったと分析しております。（「事業影響では」の声あり）事業への影響はないと考えております。（「結構です」の声あり）

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） 1問のみです。

この全体平面図、頂いた参考資料を見てみますと、通学路というところもこの工事で関わってきます。ですので、安全面で十分に注意するかとは思いますが、具体的に学校へのアプローチ、それからこちらを実際に歩く子供たちへの……

○議長（安倍敏彦君） 議題が違うんじゃないか。

○7番（佐藤直美君） こちら事業内容は聞けないですか。そうですか。分かりました。じゃあ安全対策を十分にするとお思いまして取り下げます。

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）

次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）

討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第37号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

○議長（安倍敏彦君） 日程第10、議案第37号和解及び損害賠償の額を定めることについてを議

題といたします。

当局の説明を求めます。建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（鈴木英明君） それでは、議案第37号和解及び損害賠償の額を定めることについて御説明いたします。

議案書は126ページをお開きください。

提案理由といたしましては、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求めるものであります。

案件は、令和6年12月に発生した七ヶ浜縦断線の街路樹の折れた枝により車両の一部が損傷した事故に係る和解及び損害賠償の額となります。

1、和解の相手方につきましては、宮城県仙台市宮城野区蒲生字南城道田37番ー2、有限会社マルヨシ建設代表取締役庄司四志男氏となります。

2、損害賠償の額は6万1,435円となります。

3、和解の内容は、（1）町は和解の相手方に対し、2の損害賠償の額を令和7年3月31日までに支払うものとする。（2）町及び和解の相手方は、2に定めるもののほか、当事間に何らの債権債務がないことを互いに確認するととなります。

なお、参考として、事故の場所は七ヶ浜縦断線汐見台七丁目8番127地内でありまして、生涯学習センターの信号がある交差点、こちらより西側へ約300メートル進んだ下田堤南側の下り車線、こちらになります。車両の被害の内容としては、10トンダンプトラックの左側のミラーカバーとミラーの支柱カバーの損傷になります。

説明は以上となります。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。鈴木洋市議員。

○1番（鈴木洋市君） 今回の事故及び和解の内容に対しては、理解はするところでございます。その後の樹木の対応と、また、今回は車両の事故ということで人的な被害はなかったものの、一歩間違えば重大な事故につながりかねません。それで、今後の樹木等に対する対応策をお聞かせ願います。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（鈴木英明君） こちらの樹木の伐採、剪定に関してなんですけれども、令和6年11月に業者と契約を締結しておりまして、着手する直前の事故でありまして、そういったことのないように町としましても十分管理徹底を図っていきたいと考えております。

（「以上です」の声あり）

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）

次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）

討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第38号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

○議長（安倍敏彦君） 日程第11、議案第38号和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（鈴木英明君） それでは、議案第38号和解及び損害賠償の額を定めることについて御説明いたします。

議案書は127ページをお開きください。

提案理由といたしましては、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求めるものであります。

案件は、令和6年12月4日に発生した七ヶ浜町縦断線の街路樹の折れた枝により車両の一部が損傷した事故に係る和解及び損害賠償の額となります。

1、和解の相手方につきましては、宮城県宮城郡七ヶ浜町境山一丁目1番8号、株式会社デインゴ代表取締役中沢拓摩氏となります。

2、損害賠償の額は6,765円となります。

3、和解の内容は、（1）町は和解の相手方に対し、2の損害賠償の額を令和7年3月31日までに支払うものとする。（2）町及び和解の相手方は、2に定めるもののほか、当事間に何らの債権債務がないことを互いに確認するとなります。

なお、参考として、事故の場所は議案第37号と同じ場所になります。車両被害の内容としては、3トントラックの左側ドアアンダーミラーの損傷になります。

説明は以上となります。御審議よろしくをお願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）

次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）

討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第39号 令和6年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第8号）

○議長（安倍敏彦君） 日程第12、議案第39号令和6年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第8号）についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） 議案第39号令和6年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第8号）について説明いたします。

議案書128ページをお開きください。

第1条では、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ306万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ85億946万円に定めようとするものであります。

歳入について説明いたします。

133ページをお開き願います。

18款2項1目財政調整基金繰入金306万9,000円につきましては、今回の賠償金の財源とするものであります。

次に、歳出について説明いたします。

134ページになります。

2款1項1目一般管理費306万9,000円のうち6万9,000円は、議案第37号及び議案第38号の和解及び損害賠償の額を定めることについてで議決いただきました七ヶ浜縦断線街路樹管理瑕疵に係る賠償金であります。その下の300万円については、議案第22号の和解及び損害賠償の

額を定めることについてで議決いただきました松ヶ浜小学校において発生した事故に係る賠償金の歳出予算であります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 1点について伺います。

133ページの歳入について、18款2項1目1節財調の取崩しについてでございます。この事業に対しては速やかに予算措置されたこと、これについては高い評価でございます。それとは別としまして、財源根拠につきまして、財政調整基金の取崩しとされましたその経緯と、その他の財源の可能性の検討について、あらゆる事故や想定外の事案に対応するために予備費というものも設けられていると思いますが、その財源根拠について伺います。

○議長（安倍敏彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） ほかの財源もなかったのかという部分につきましては、今現在、保険等の請求については、今後、議決等をいただきましたら手続をしていく状況になっておりますので、今回につきましては、予備費ではなく財政調整基金で先に充当させていただいたという形になっております。

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）

次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）

討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議員提出議案 七ヶ浜町議会会議規則の一部を改正する規則について 第 3 号

○議長（安倍敏彦君） 日程第13、議員提出議案第3号七ヶ浜町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

提出者仁田秀和議員へ説明を求めます。御登壇願います。

〔13番 仁田秀和君 登壇〕

○13番（仁田秀和君） それでは、私から議員提出議案第3号について説明申し上げます。

七ヶ浜町議会会議規則の一部を改正する規則について、地方自治法第112条及び七ヶ浜町議会会議規則第14条の規定により提出するものでございます。

提案理由は、標準町村議会会議規則が改正されたことにより、同様の改正を行うため提案するものでございます。

議案書は1ページから4ページ、議案参考資料は1から6ページを御覧ください。

今回の改正では、標準町村議会会議規則に合わせました改正及び文言等の整理を行うものがあります。

大きな改正点は2点でございます。

まず、1点目としまして、議場に入る者の服装、携帯品の禁止についての規定の見直しを行い、病気その他の理由により必要と見られる携帯品については、議長の許可制から議長への届出制に改めるものでございます。

2点目としまして、文書や会議記録等のデジタル化やオンライン化に対応するための規定を整備するものでございます。

その他の詳細につきましては、お手元に配付しております資料のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

仁田秀和議員、降壇願います。

〔13番 仁田秀和君 降壇〕

これより討論に入ります。

初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）

次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）

討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は

原案のとおり可決されました。

日程第14 議員提出議案 七ヶ浜町議会委員会条例の一部を改正する条例について
第 4 号

○議長（安倍敏彦君） 日程第14、議員提出議案第4号七ヶ浜町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者仁田秀和議員へ説明を求めます。御登壇願います。

〔13番 仁田秀和君 登壇〕

○13番（仁田秀和君） それでは、議員提出議案第4号について説明申し上げます。

七ヶ浜町議会委員会条例の一部を改正する条例について、地方自治法第112条及び七ヶ浜町議会会議規則第14条の規定により提出するものでございます。

提案理由は、標準町村議会委員会条例が改正されたことにより、同様の改正を行うため提案するものでございます。

議案書は5から7ページ、議案参考資料は7ページから9ページでございます。

今回の改正では、標準町村議会委員会条例に合わせた改正及び文言等の整理を行うものであります。

主な改正点としましては、今回、新たに大規模な災害や感染症が発生した際などに、委員会をオンラインによる方法で開会することができる規定などを設けております。

その他詳細については、お手元に配付している資料のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

仁田秀和議員、降壇願います。

〔13番 仁田秀和君 降壇〕

これより討論に入ります。

初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）

次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）

討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 15 議員提出議案 七ヶ浜町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正
第 5 号 正する条例について

○議長（安倍敏彦君） 日程第15、議員提出議案第5号七ヶ浜町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者仁田秀和議員へ説明を求めます。御登壇願います。

〔13番 仁田秀和君 登壇〕

○13番（仁田秀和君） それでは、議員提出議案第5号について説明申し上げます。

七ヶ浜町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第112条及び七ヶ浜町議会会議規則第14条の規定により提出するものでございます。

提案理由は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、所要の改正を行うため提出するものでございます。

議案書は8ページから9ページ、議案参考資料は10ページから20ページでございます。

改正内容は、上位法の改正に伴う条ずれや文言の修正であります。

その他詳細は、お手元に配付しております資料のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

仁田秀和議員、降壇願います。

〔13番 仁田秀和君 降壇〕

これより討論に入ります。

初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）

次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）

討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 総務産業常任委員会の所管事務の調査報告について

○議長（安倍敏彦君） 日程第16、総務産業常任委員会の所管事務の調査報告についてを議題といたします。

所管事務の調査報告を総務産業常任委員会佐藤壮一委員長へ求めます。御登壇願います。

〔総務産業常任委員会委員長 佐藤壮一君 登壇〕

○総務産業常任委員会委員長（佐藤壮一君） それでは、総務産業常任委員会の所管事務調査について御報告させていただきます。

表紙をめくって2枚目を御覧ください。

令和5年10月から狹隘道路と危険な側溝の安全対策について調査いたしました。この調査では、吉田花渕線の側溝を中心とした狹隘道路や危険な側溝の安全対策を追求してきました。このたび調査を終了したので、調査の経過と結果を御報告いたします。詳細等につきましては、お手元に配付の報告書のとおりでありますので、要点のみの報告といたします。

調査期間は、令和5年10月31日から令和7年1月28日まで、7回の委員会開催と、その中で4回の現地視察を行いました。

調査方法は、吉田花渕線の側溝を、工事前、工事途中、工事完了後にそれぞれ現地視察し、その都度、担当課より現況の説明を聞く形で行いました。また、委員会の委員より意見の上がった町内の狹隘道路や危険な側溝の現地視察を行い、担当課に対して改善策の助言を行いました。

調査の結果、対象の中心となった吉田花渕線の側溝の安全対策を図る工事は、工事初め、清水入口のガードパイプの切れ目、移動式フェンスの設置、東宮浜旅館前の用水路付近へのガードパイプ設置、小友のS字カーブの徐行の路面表示引き直しにより調査箇所安全性が確保されたことから調査を終結することといたしました。

続きまして、3枚目を御覧ください。

令和6年5月からDXを活用した「ぐるりんこ」の活用について調査いたしました。この調査では、DX活用により「ぐるりんこ」のルートを利用者のニーズに合わせて最適化することに関して調査をしてきました。このたび調査終了しましたので、調査の経過と結果を御報告いたします。詳細等につきましては、お手元に配付した報告書のとおりでありますので、要点の

み御報告いたします。

調査期間は、令和6年5月22日から令和7年3月7日まで、1回の委員会を開催しました。

調査方法は、民間業者の説明会及び3回の視察研修で得た知見を基に、町民バス「ぐるりんこ」のデマンド化の実施をまちづくり振興課に提案する形で行いました。

調査の結果、バスのデマンド化を実施することよりも増台することによる効果の形が大きいことと、デマンド化のためのシステムを導入する費用が増台に係る費用よりも高額になるという回答を受けたことから調査は終了するものの、デマンド化の検討も引き続きしていくということであったため、今後も引き続き、町民にとってよりよい公共交通となるように委員会として注視していくということになりました。

続きまして、4枚目を御覧ください。

令和6年5月からパークPFI活用による町内設備の有効活用について調査しました。この調査では、パークPFIを導入し、町内の公園等の設備を有効活用することを追求してきました。このたび調査を終了しましたので、調査の経過と結果を御報告いたします。詳細等につきましては、お手元に配付の報告書のとおりでありますので、要点のみ御報告いたします。

調査期間は、令和6年5月22日から令和7年3月7日まで、4回の委員会開催と、その中で1回の現地視察を行いました。

調査方法は、先進地である青森県むつ市の視察研修で得た知見を踏まえ、ながすか多目的広場においてパークPFI事業を実施することを担当課に提案する形で行いました。

調査の結果、町当局より、パークPFIによる管理の一つの手法としては考えられるものの、東日本大震災復興交付金で整備した施設を民間委託等の手法で運用すると、目的外使用となり交付金の返還義務が生じるため、引き続き直営で管理していく旨の回答をいただきました。今後も町内の施設の利便性向上を目指す取組について注視していくことと、調査を終結することといたしました。

続きまして、5枚目を御覧ください。

令和6年5月から住宅地並びに幹線道路における街路樹の在り方と管理について調査しました。この調査は、住民から汐見台南の街路樹の剪定を要望する声が上がったことに関して、町当局の対応を調査してきました。このたび調査を終了しましたので、調査の経過と結果を御報告いたします。詳細等につきましては、お手元に配付の報告のとおりでありますので、要点のみ報告とさせていただきます。

調査期間は、令和6年5月22日から令和7年3月7日まで、1回の委員会を開催しました。

調査方法は、住宅地や幹線道路にある街路樹の剪定作業について、担当課より現地の説明を受ける形で行いました。

調査の結果、住民から要望のあった剪定作業について、手の届く範囲は建設課で、高木等については業者で毎年度作業を行っているということを確認しました。今後も道路等の安全性確保の観点から引き続き委員会として注視していくことと、調査を終了することといたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（安倍敏彦君） 以上で総務産業常任委員会の所管事務の調査報告を終了いたします。

以上をもって、本定例会３月会議に付議された案件は全て終了いたしました。

お諮りいたします。本定例会は明日３月18日から12月26日までの284日間を休会といたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本定例会は、明日３月18日から12月26日までの284日間を休会とすることに決しました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後３時２８分 散会

この会議録は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

令和7年3月17日

七ヶ浜町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員